

令和6年9月定例会

観光生活建設委員会

予算決算委員会（観光生活建設分科会）

会 議 録

長 崎 県 議 会

目 次

(9月9日〔委員間討議〕)

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、審査事件	1
4、経過	
《委員会》	
審査内容等に関する委員間討議（協議）	

(第1日目)

1、開催日時・場所	3
2、出席者	3
3、審査事件	3
4、付託事件	3
5、経過	
《分科会（土木部）》	
土木部長予算議案説明	5
監理課長補足説明	5
予算議案に対する質疑	6
予算議案に対する討論	7
《委員会（土木部）》	
土木部長総括説明	7
道路建設課長補足説明	9
議案に対する質疑	10
議案に対する討論	10
決議に基づく提出資料の説明	10
河川課長補足説明	11
都市政策課長補足説明	12
盛土対策室長補足説明	13
住宅課長補足説明	14
陳情審査	14
議案外所管事項に対する質問	17

(第2日目)

1、開催日時・場所	44
2、出席者	44
3、経過	
《分科会（文化観光国際部）》	
文化観光国際部長予算議案説明	44
スポーツ振興課長補足説明	45
予算議案に対する質疑	45
予算議案に対する討論	48

《委員会（文化観光国際部）》	
文化観光国際部長所管事項説明	4 8
決議に基づく提出資料の説明	5 2
陳情審査	5 3
議案外所管事項に対する質問	6 0

(第3日目)

1、開催日時・場所	8 5
2、出席者	8 5
3、経過	
《分科会（県民生活環境部）》	
県民生活環境部長予算議案説明	8 5
生活衛生課企画監補足説明	8 6
予算議案に対する質疑	8 7
予算議案に対する討論	9 3
《委員会（県民生活環境部）》	
県民生活環境部長総括説明	9 4
自然環境課長補足説明	9 5
水環境対策課長補足説明	9 7
男女参画・女性活躍推進室長補足説明	9 7
議案に対する質疑	9 8
議案に対する討論	1 0 2
決議に基づく提出資料の説明	1 0 2
陳情審査	1 0 3
議案外所管事項に対する質問	1 0 7

(第4日目)

《委員会（交通局）》	
交通局長総括説明	1 2 2
議案に対する質疑	1 2 4
議案に対する討論	1 2 4
決議に基づく提出資料の説明	1 2 4
議案外所管事項に対する質問	1 2 4

(第5日目)

1、開催日時・場所	1 3 5
2、出席者	1 3 5
3、経過	
《最低制限価格の見直しについて》	
建設企画課長資料説明	1 3 6
委員間討議	1 5 6
審査結果報告書	1 5 7

(配付資料)

- ・ 分科会関係議案説明資料（土木部）
- ・ 委員会関係議案説明資料（土木部）
- ・ 委員会関係議案説明資料（土木部：追加1）
- ・ 分科会関係議案説明資料（文化観光国際部）
- ・ 委員会関係議案説明資料（文化観光国際部）
- ・ 委員会関係議案説明資料（文化観光国際部：追加1）
- ・ 委員会関係議案説明資料（文化観光国際部：追加2）
- ・ 分科会関係議案説明資料（県民生活環境部）
- ・ 委員会関係議案説明資料（県民生活環境部）
- ・ 委員会関係議案説明資料（交通局）

9 月 9 日
(委員間討議)

1、開催年月日時刻及び場所

令和6年9月9日

自 午前10時46分
至 午前10時49分
於 委員会室3

2、出席委員の氏名

委員長	千住 良治 君
委員	田中 愛国 君
〃	外間 雅広 君
〃	深堀ひろし 君
〃	中島 浩介 君
〃	ごうまなみ 君
〃	山本 由夫 君
〃	饗庭 敦子 君
〃	本多 泰邦 君
〃	大久保堅太 君

3、欠席委員の氏名

副委員長 初手 安幸 君

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、審査の経過次のとおり

―― 午前10時39分 開会 ――

【千住委員長】ただいまから観光生活建設委員会を開会いたします。

なお、初手副委員長から欠席する旨の届が出ておりますので、ご了承をお願いいたします。

これより議事に入ります。

まず会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。会議録署名委員は、中島委員、本多委員のご両人をお願い

いたします。

次に、審査の方法について、お諮りいたします。

本日の委員会は、令和6年9月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

それでは、審査方法等について、お諮りいたします。

審査の方法については、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

―― 午前10時47分 休憩 ――

―― 午前10時47分 再開 ――

【千住委員長】 委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、理事者へ正式に通知することといたします。

ほかに、ご意見等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】ほかにご意見等がないようですので、これをもちまして、本日の観光生活建設委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

―― 午前10時49分 散会 ――

第 1 目 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和6年9月24日

自 午前10時 2分
至 午後 2時40分
於 委員会室 3

都市政策課長(参事監)	田坂 朋裕 君
道路建設課長	北原 雄一 君
道路維持課長	田崎 智 君
港湾課長	松本 伸彦 君
港湾課企画監	田中 隆 君
河川課長	小川 秀文 君
河川課企画監	岩永 彰 君
砂防課長	田中 良一 君
建築課長	小島 俊郎 君
営繕課長	進藤 政洋 君
住宅課長(参事監)	森 泉 君
住宅課企画監	佐藤 荒樹 君
用地課長	木下 善祐 君
盛土対策室長	真鳥 喜博 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	千住 良治 君
副委員長(副会長)	初手 安幸 君
委 員	田中 愛国 君
〃	外間 雅広 君
〃	深堀ひろし 君
〃	中島 浩介 君
〃	ごうまなみ 君
〃	山本 由夫 君
〃	饗庭 敦子 君
〃	本多 泰邦 君
〃	大久保堅太 君

6、審査事件の件名

○観光生活建設分科会

第82号議案

令和6年度長崎県一般会計補正予算（第2号）
（関係分）

3、欠席委員の氏名

な し ,

4、委員外出席議員の氏名

な し

7、付託事件の件名

○観光生活建設委員会

（1）議 案

第84号議案

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条
例等の一部を改正する条例（関係分）

第88号議案

契約の締結の一部変更について

第89号議案

財産の処分について

第90号議案

令和5年度長崎県流域下水道事業会計利益剰

5、県側出席者の氏名

土 木 部 長	中尾 吉宏 君
土 木 部 技 監	植村 公彦 君
土 木 部 次 長	吉田 弘毅 君
土 木 部 参 事 監 (まちづくり推進担当)	椎名 大介 君
監 理 課 長	高稲 稔也 君
建 設 企 画 課 長	金子 哲也 君
建設企画課企画監	城戸 学 君

余金の処分について

第91号議案

第4次長崎県男女共同参画基本計画の変更について

(2) 請 願
な し

(3) 陳 情

- ・要望書（平戸市）
- ・令和7年度離島振興の推進に関する要望書
- ・令和7年度国政・県政に対する要望書
- ・令和6年度長崎県の施策に関する要望・提案書（南島原市）
- ・令和6年度長崎県への施策に関する要望・提案書（雲仙市）
- ・西九州自動車道の建設促進に関する要望書
- ・要望書（諫早市）
- ・諫早市政策要望
- ・要望書 ●高規格道路「西彼杵道路」の整備促進について
- ・要望書 ●高規格道路「長崎南北幹線道路」の整備促進について
- ・要望書 令和6年度一般国道499号の整備推進について
- ・要望書 令和6年度長崎外環状線の早期完成について
- ・要望書 令和6年度一般国道202号の整備推進ならびに（仮称）福田バイパスの早期事業化について
- ・要望書 一般国道34号の整備推進について
- ・要望書（長与町）
- ・要望書（島原市）
- ・要望書（東彼杵道路建設促進期成会）
- ・要望書（棕呂路・板山トンネル建設促進期成会）

・陳情書（「石木ダム建設事業は、治水も利水も理に叶っていないので、代替え案の南部水系下ノ原ダムかさ上げで、人口減少の為、費用をかけずにすれば、良いことです。知恵を出せば、住民のみんなが喜ぶこと。」を陳情します。）

・身体障害者福祉の充実に関する要望書

8、審査の経過次のとおり

— 午前10時 2分 開会 —

【千住委員長】 おはようございます。

ただいまから、観光生活建設委員会及び予算決算委員会観光生活建設分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第84号議案「知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分ほか4件であります。

そのほか陳情20件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を観光生活建設分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第82号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は、従来どおり分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、各部局ごとに、お手元にお配りしております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】 ご異議ないようですので、その

ように進めることといたします。

議案外の質問につきましては、各部局の審査における委員1回当たりの質問時間は、理事者の答弁を含め20分を限度とし、一巡した後、審査時間が残っている場合に限り再度の質問ができることといたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、先の委員間討議を踏まえ、9月30日（月曜日）午前10時からの「最低制限価格見直し」の集中審査において、当時の土木部技監 川添正寿様を参考人として招致したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】 ご異議がないようですので、そのように進めることにいたします。

これより、土木部関係の審査を行います。

【千住分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

土木部長より、予算議案の説明を求めます。

【中尾土木部長】 土木部関係の議案につきましてご説明いたします。

「予算決算委員会観光生活建設分科会関係議案説明資料」の土木部の2ページ目をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第82号「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分でございます。

土木部所管の令和6年度補正予算関係について、ご説明します。

第82号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち、土木部関係の歳入歳出予算は記載のとおりでございます。

次に、3ページ目をご覧ください。

補正予算の内容といたしましては、公共事業

に対する国の内示に伴う調整でありまして、補正事業として、道路災害防除費から都市公園整備費の合計で16億2,814万6,000円の増でございます。

また、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、市町が実施する民間建築物に対する耐震改修費用の補助に要する経費といたしまして、176万2,000円の増を計上しております。

このほか、繰越明許費につきましては、4ページに記載のとおりでございます。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【千住分科会長】 次に、監理課長より補足説明を求めます。

【高稲監理課長】 繰越明許費について補足してご説明いたします。

「観光生活建設分科会補足説明資料」の3ページをご覧ください。

表の縦の区分が款項目の予算科目、横の区分が繰越明許費の理由別内訳となっております。

繰越明許費として計上しているものは、行の一番下に記載しております土木部合計の290件、167億1,745万7,000円となっております。

これは、地元調整の遅れなどにより、やむを得ず発注時期がずれ込むなど、年度内で工期を確保できない工事等について、あらかじめ繰越の承認をいただき、翌年度にまたがる適正な工期を確保した上で発注につなげようとするものでございます。

今回計上しております繰越明許費の件数及び金額につきましては、項、番号の1、土木管理費1件、7,400万円、2、道路橋梁費193件、110億3,866万8,000円、3、河川海岸費64件、40億

1,350万円、4、港湾空港費6件、1億8,440万円、5、都市計画費24件、12億8,688万9,000円、6、住宅費2件、1億2,000万円となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【千住分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【田中委員】基本的に繰越明許費というのは、大体3月ぐらいまでにどうしてもやれないから出納閉鎖まで繰り越してくれというのが昔の繰越だった。出納閉鎖まで、大体5月いっぱいぐらいかな。今、もう繰越は当たり前の時代になったので、それはそれとして考えるに、その中身、これはいつの補正の分、4年の補正が繰越になっているのか。5年の補正が繰越になっているのか。皆さんは、よく数字に色がついてないのにわかると思うぐらいに、私はわからんことが多いのでね。だから、いつ頃の内容のものが今回繰越になったのか。最初からもう繰越ということで補正を組んだのもある、昔からね。しかし、中身がわからん。理由づけはわかっているよ、いろいろと地元との調整ができなかったからと。地元との調整をしてから予算を組むのが普通なんだけれども、県の場合はちょっと、予算を組んでからでないと、一からの仕事をやるから。はっきり言って、予算がついたと思って、我々も予算がついたかと思っていると、2～3年は環境調査とか測量・設計とか、今度は地主との交渉とか、2～3年は予算がついてもタッチできないようなものも見受けられる。そこら辺で一括して、今、補正の内容の空気感をちょっとお聞かせ願いたいのが一つ。

国との折衝の中で、令和6年度は大型補正はないのかな。総裁選があっているんだけど、

大型補正が話題にあんまりならない感じだね。例年どおり、令和6年もあれだけ大型補正をやってくれと、我々は助かる。我々というか、長崎県も助かる。だから、大型補正の空気感と繰越の内容。なぜ繰り越したのかはわかるけれども、内容的にはいつ頃の予算を繰り越しているのかがわからない。ちゃんと令和4年度の補正はもう終わりました。令和5年度の補正ですとか、わかればまだいいけれどもね。そこら辺を聞かせてください。

【高稲監理課長】まず、1点目の繰越にかかる、どの事業等が今回の繰越に上がっているかといったことですが、件数多うございますけれども、事業の大きなもので申し上げますと、令和6年度の事業を中心に、一部令和5年度の部分が含まれているといったものが大勢としてございます。

先ほど、委員おっしゃいましたように、いわゆる担い手三法の改正に伴いまして、工事の平準化ですとか、そういった一定の繰越というのは、それはもうやむを得ないといいますか、それはあったものとして必要な工期を確保するという考え方と、法律の改正に基づきまして、今回、9月の補正で上げさせていただいている状況でございます。

それから、2点目の今年度の大型補正のお話でありますけれども、現状、まだ国から具体的にお話はございませんけれども、防災・減災・国土強靱化対策が令和7年度までの事業になっておりますが、これまでの経緯を見ますと、前年度に補正予算という形で措置をされるということが多うございますので、一定そういった部分は見込まれるものではないかと受け止めております。

【田中委員】大体私も流れはわかっているんだ

けれども、あえて発言したのは、一つは工事が長くなるような事業が多すぎる。普通は10年ぐらいで一つの事業はやってもらわないとね。20年、30年、40年とかかかってやっているような事業があるのでね。その中に繰越、繰越がどういうふうにして組み込まれるのかというような話がある時に、我々は説明ができないし、予算を組んだという時に、初めて予算がついたよと言うんだけど、工事に入るまでがあまりにも長すぎるというのが一番の私の質問の趣旨だ。長すぎる。業者のいろいろな問題もあるだろうけれどもね。そのうち1年たっても、あの事業はもうこうですよなんて言われると、どうしようもないけれどもね。大きなものではこうはない。小さなところではこうが結構あっている、小さな事業ではね。予算組んだけれども、繰越にしといて、もう消滅してしまったような事業もある。そこら辺でちょっと反省を求めたいと思って質問をしたわけでありますので、終わります。

【千住分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第82号のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、第82号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

【千住委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、土木部長より総括説明を求めます。

【中尾土木部長】 土木部関係の議案についてご説明いたします。

「観光生活建設委員会関係議案説明資料 土木部」をお開きください。

また、これに加えて、追加1の資料をお配りしておりますが、必要な時に触れさせていただきたいと思います。

まず、土木部と書いた資料の2ページ目になりますけれども、今回、ご審議をお願いいたしますのは、第88号議案「契約の締結の一部変更について」であり、その内容は記載のとおりでございます。

なお、補足説明資料を配付させていただいております。

続きまして、土木部関係の議案外の報告事項についてご説明いたします。

まず、「和解及び損害賠償の額の決定について」でございます。

令和5年度、令和6年度に発生した県の管理瑕疵による事故の和解及び損害賠償の額の決定6件につきまして、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものでございまして、その内容は記載のとおりでございます。

次に、起訴前の和解について、2ページから3ページにわたって記載しているものですが、県営住宅の明渡し及び滞納家賃の支払いに係る起訴前の和解の申立て10件を地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決

処分させていただいたものでありまして、内容は記載のとおりでございます。

次に、契約の締結の一部変更についてでございます。

令和4年11月定例会で可決された主要地方道平戸田平線道路改良工事（（仮称）向月トンネル）におきまして、地方自治法180条に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものでございます。

公共用地の取得についてでございます。

令和6年5月1日から令和6年7月31日までの一定基準以上の土木部所管の公共用地の取得状況につきましては、長崎市における滑石町線街路改築工事1件でございます。

次に、土木部関係の主な所管事項についてご説明いたします。

まず、公共事業の再評価、事後評価についてでございますけれども、今年度の土木部関係の公共事業評価につきましては、再評価38事業、事後評価2事業を長崎県公共事業評価監視委員会に諮問し、9月2日に知事に対し、意見書の提出が行われたところでございます。

再評価38事業のうち、37事業を「継続」、1事業を「見直し継続」、事後評価2事業につきましては「事業効果が発現しており、改善措置は不要」とする県の対応方針について、いずれも妥当であるとの答申をいただきました。

今後とも、適正な事業評価に努め、効率的かつ効果的な事業実施を図ってまいります。

次に、石木ダムの推進についてでございます。

4ページからの記載になりますが、石木ダムにつきましては、これまで総事業費285億円、工期は令和7年度末までとして完成を目指してまいりましたが、そこに書いてありますように、人件費や資材価格の高騰などの影響によりまし

て、事業費及び工期の見直しは避けられない状況となりました。

そうした中、8月2日に開催されました長崎県公共事業評価監視委員会において、県が事業主体である治水面についての再評価が行われ、総事業費を420億円、完成工期を令和14年度末として事業を継続する旨の県の対応方針を説明させていただき、9月2日付けで委員会から原案どおり認めるとの意見書が出されたところでございます。

なお、利水面の再評価につきましても、事業主体である佐世保市において、今年度中に実施されると伺っております。

一方、ダム周辺の地域振興策につきましても、現在、佐世保市、川棚町とともに水源地域整備計画として素案をまとめているところでありまして、できるだけ早く公表し、町民の皆様にダム完成後のイメージを持っていただき、事業の理解促進につなげたいと考えております。

石木ダムは、自然災害から地域の皆様の安全・安心を確保するために必要不可欠であると認識しており、また、川原地区にお住まいの13世帯の皆様のご理解とご協力を得たうえで、事業を円滑に進めることが最善であるという考えにも変わりはなく、引き続き、話し合いの実現に向けて努力を続けてまいります。

今後とも、石木ダムの一日も早い完成に向け、佐世保市及び川棚町と一体となって事業の推進に全力を注いでまいります。

次に、5ページからになりますけれども、長崎駅前交通拠点整備事業計画検討会についてでございます。

令和2年7月に策定した長崎市中心部の交通結節機能強化の基本計画を踏まえまして、長崎駅前における整備方針、事業計画、この検討及

び取りまとめを行うために、今年7月に国、県、長崎市で「長崎駅前交通拠点整備事業計画検討会」を設立いたしました。

検討会は、有識者、交通事業者及び行政で構成され、7月17日に開催した第1回検討会では、交通拠点機能強化の方向性や整備方針案などについて協議を行い、景観デザインやバスターミナルの機能などに関する意見が出されたところであります。引き続き、次回の検討会に向け、整備方針案の検討を行ってまいります。

次に、盛土規制法に基づく規制区域についてでございますが、これは追加1の資料をご覧ください。

宅地造成及び特定盛土等規制法（通称「盛土規制法」）になりますが、これが令和5年5月に施行され、県におきましては、規制区域指定のための法に基づく基礎調査を実施してきたところではありますが、このたび、基礎調査の結果を踏まえ、規制区域の案を作成いたしました。

今後、法に基づく市町の意見聴取を行ったうえで、規制区域を確定し、盛土等による災害から県民の生命や財産を守るため、令和7年5月に規制区域の指定を行い、法に基づく許可等の運用開始を行う予定としております。

次に、諫早西部団地開発事業者の公募についてでございます。これも追加1の資料の後段に掲載をしております。

長崎県住宅供給公社が所有する諫早西部団地の未処分地について、10月中旬に開発事業者の公募を開始することになりました。その後は、プロポーザル委員会の審査等を経まして、今年度中に優先交渉権者を決定する予定となっております。今後、県といたしましては、着実な事業進捗が図られるよう、住宅供給公社を指導してまいります。

なお、4つの項目、石木ダムの推進について、長崎駅前拠点整備事業計画検討会について、そして盛土規制法に基づく規制区域について、そして諫早西部団地開発事業者の公募についてにつきましては、補足説明資料を配付させていただいておりまして、後ほど担当課・室長より説明させていただきます。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

何とぞよろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【千住委員長】次に、道路建設課長より、補足説明を求めます。

【北原道路建設課長】補足説明資料3ページをご覧ください。

第88号議案「契約の締結の一部変更について」でございます。

工事名は、主要地方道小浜北有馬線道路改良工事（（仮称）大亀矢代トンネル）でございます。

工事の場所は、雲仙市小浜町大亀から南島原市北有馬町乙でございます。

本路線は、雲仙市小浜町と南島原市北有馬町を結ぶ重要な幹線道路であります。

当工事は、幅員狭小などにより、車両の通行に支障を来している区間において、バイパス工事により所要時間の短縮や車両通行の走行性及び安全性の向上を図るものです。

工事の延長は1,060メートル、幅員は車道5.5メートル、全体の幅員が7.0メートル、トンネル工896メートル、道路改良工164メートルを施工しております。

契約の相手は、熊谷・門田・中島特定建設工事共同企業体でございます。

現在の契約金額は、消費税を含め37億6,409

万5,500円であります。

今回、5億9,442万1,300円を増額し、43億5,851万6,800円に変更するものであります。

併せて、契約工期を令和7年11月19日から令和8年11月30日までに、変更するものであります。

4ページには位置図、平面図及びトンネル工の断面図をお示ししております。

5ページをご覧ください。変更理由についてご説明いたします。

トンネル掘削において、当初想定していなかった脆弱な土質が出現し、地山の崩壊が想定されたことから、地山の安定を図り、安全に施工するため、図の中ほどにあります赤の囲い部分について、薬液を用いた補助工法に変更しております。このことによって、約5億9,000万円の増額となっております。

また、これに伴い、工期を約1年間延長し、令和8年11月30日までに変更いたします。

補足の説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【千住委員長】 以上で説明が終わりましたので、これより、議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【田中委員】 第88号議案の契約の締結で基本的な関係をちょっと確認しておきたいんだけど、これは交付金事業でやっているのか、補助事業でやっているのか。交付金事業なら、ちゃんと交付金が国の方で確保できるんだろうし、補助事業でやると県の負担がちょっと増えるような感じになるのかな。そんな感じがするんだけど、ちょっと確認させてください。

【北原道路建設課長】 本件は、交付金事業で実施しているところでございます。

【田中委員】 それなら国が面倒みるというか、

出すわけだから問題はない。ただ、ちょっとびっくりしたのは、1キロぐらいのトンネルで43億円かかるようになったんだね。10年前はちょっと考えられなかったような感じだね。

この前開通した世知原のトンネルも1キロぐらいあったんじゃないかな。25億円ぐらいじゃなかったかな。だから、やっぱり遅れれば遅れるほど、単価が高くなるというか、事業費が、例えば1メートル当たりにしたって高くなっていくということなんですね。だから、早くやりなさいと言っているわけです。遅れれば遅れるほど、どんどん事業費がかさんでくるよと。

終わります。

【千住委員長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第88号議案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、第88号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明を求めます。

【高稲監理課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関

する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました土木部関係の資料についてご説明いたします。

提出しております内容は、補助金内示一覧表、1,000万円以上の契約状況一覧表、陳情・要望に対する対応状況、附属機関等会議結果報告となっております。

今回の報告対象期間は、令和6年6月から8月までに実施したものでございます。

初めに、資料の2ページをご覧ください。

県が箇所づけを行って実施する個別事業に関し、市町等に対し内示を行った補助金について記載しております。

次に、3ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約状況について、建設工事、建設工事関連の委託、その他の3つに区分し、それぞれ契約状況一覧表から入札結果一覧表の順に添付しております。

続きまして、521ページをご覧ください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものについての県の対応状況を記載しております。

最後に645ページから662ページまで、附属機関等の会議結果を記載しております。

説明は以上でございます。

【千住委員長】次に、河川課長より補足説明を求めます。

【小川河川課長】石木ダム事業の計画変更について、ご説明いたします。

7ページをご覧ください。

石木ダムについては、これまで総事業費285億円、工期は令和7年度末までとして完成を目指してまいりましたが、人件費や資材価格の高騰、建設業における働き方改革の取組などに加え、反対住民による妨害活動の影響等により、

事業費及び工期の見直しは避けられない状況となりました。

このため、総事業費を420億円、完成工期を令和14年度末として、8月2日に開催されました長崎県公共事業評価監視委員会にお諮りいたしました。

事業費の増の理由につきましては、事業進捗により判明した要因による増、約67億円、工期延長に伴う増、約12億円、社会的要因の変更による増、約37億円、リスク対策費による増、約19億円の4点になります。

それぞれの内訳は、事業進捗に伴い判明した要因による増については、測量設計費の増、約29億円、基礎処理計画範囲の追加による増、約18億円、工事現場内の安全対策を考慮した仮設工の追加、約10億円、切土掘削法面の追加対策による増、約10億円となります。

工期延長に伴う増については、働き方改革等による工期延長に伴う増、約11億円、測量設計費の増、約1億円であります。

社会的要因の変更による増については、公共工事関連単価等の見直しによる増、約32億円、消費税率の変更による増、約5億円であります。

最後に、リスク対策費による増については、約19億円であります。

8ページをご覧ください。

次に、工期変更の理由としましては、付替道路、ダムサイト周辺での反対住民等への影響を考慮した施工計画の見直しに伴うものと、労働基準法改正、いわゆる働き方改革に伴うものとして計7年の遅れとなります。

付替道路、ダムサイト周辺での反対住民への影響を考慮した施工計画の見直しに伴うものについては、付替道路及びダム本体部における反対住民等の座り込みにより、工事現場内の安全

性を確保しながらの施工に伴う工期の遅延及び工事現場内の安全対策を考慮した仮設工の追加に伴う工期増になります。

また、労働基準法改正による工期延長については、完全4週8休によるコンクリート打設可能日の減によるコンクリート打設工期の増及び1日の最大労働時間の引き下げによる工期増になります。

以上のようなことから、長崎県公共事業評価監視委員会において、県が事業主体である治水面について再評価が行われ、総事業費を420億円、完成工期を令和14年度末とし、事業を継続する旨の県の対応方針について、9月2日付で委員会から意見書が提出されたところであります。

意見書では、近年、気候変動による大規模自然災害が頻発化、激甚化し、これまでに経験したことがないような豪雨災害が全国各地で発生している中、本事業の必要性は高く、事業継続は妥当である。

公共事業の実施に当たっては、関係地域住民の理解、協力を得るための努力を行うことが基本である。今回の事業計画変更を機会に、最近の豪雨災害の頻発等を踏まえた事業効果や技術的な面などについて、事業に反対する住民との話し合いの場を設け、説明を尽くしていただきたい。

3つ目が、理解、協力を求めていく一方で、本事業に賛同していただいている方々の気持ちを考慮すれば、安全・安心を最優先とし、公共の福祉のためにも事業の計画期間内の完成に向けて努められたい。との参考意見とともに、原案どおり「事業継続が妥当」とされました。

今後とも、石木ダムの日も早い完成に向け、佐世保市及び川棚町と一体となって事業の推進に全力を注いでまいります。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【千住委員長】次に、都市政策課長より補足説明を求めます。

【田坂都市政策課長】長崎駅前交通拠点整備事業計画検討会について補足してご説明いたします。

観光生活建設委員会補足説明資料9ページをご覧ください。

まず、検討会の設立趣旨についてですが、長崎駅前においては、路線バス停留所が分散していることや、駅前バスターミナル周辺のバリアフリー化が必要であることなど、交通結節に関する多くの課題がございます。

そこで、令和2年7月に策定した長崎市中心部の交通結節機能強化の基本計画を踏まえて、長崎駅前の交通拠点の機能強化に関する整備方針や事業計画の検討及び取りまとめを行うため、今年7月に、国、県、長崎市で、交通事業者、学識経験者、行政で構成する「長崎駅前交通拠点整備事業計画検討会」を設立いたしました。

10ページをご覧ください。

令和2年7月に策定した長崎市中心部の交通結節機能強化の基本計画における基本方針と整備イメージを示しております。

上段右の青色で示している基本方針として、「大黒町側に中距離用のバスターミナルを整備し、前面の国道上に路線バスの停留所を集約」や「駅側とバスターミナルをデッキで結び、駅とまちを連携させて回遊性を強化」など取りまとめております。

11ページをご覧ください。

今年7月の第1回検討会において示した整備方針案となります。

左側に示しているのが交通結節機能強化の基

本方針で、令和2年度に策定した基本方針に加え、「国道202号の走行性改善」や「防災機能の向上」を追加しております。

この基本方針をもとに、その方針を達成するための具体的な交通拠点計画の整備イメージを示すものが右側の整備方針案となります。

内容といたしましては、「長崎駅周辺のモータルコネクト機能の強化」、「長崎駅周辺の交通円滑化」、「長崎駅周辺の回遊性の強化」、「防災機能の強化」、「官民連携による計画の具体化」の5つになります。

12ページをご覧ください。今後の進め方でございます。

7月17日に開催した第1回検討会では、交通結節機能強化の方向性や整備方針案について協議を行い、委員からは、景観デザインやバスターミナルの機能などに関する意見が出されたところです。

第2回検討会を今年秋頃に予定しており、そこで整備方針を策定し、公表を行う予定です。

以上で、長崎駅前交通拠点整備事業計画検討会についての補足説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【千住委員長】次に、盛土対策室長より補足説明を求めます。

【真鳥盛土対策室長】盛土規制法に基づく規制区域について補足説明いたします。

補足説明資料13ページをお開きください。

内容は、規制区域の指定についてでございます。

令和3年7月に、静岡県熱海市で発生した土流災害を契機とし、危険な盛土を規制する盛土規制法が創設され、令和5年5月に施行されました。

本県では、令和5年度から実施している基礎

調査の結果を踏まえ、このたび、規制区域案を作成いたしましたので、ご説明いたします。

14ページをご覧ください。法の概要についてご説明いたします。

盛土規制法のポイントは4つ、左下にありますとおり、「スキマのない規制」、「盛土等の安全性の確保」、「責任の所在の明確化」、「実効性のある罰則の措置」となります。

スキマのない規制については、規制区域を指定し、一定規模以上の盛土等を許可制とするものです。イメージを右下に示しております。規制区域は2種類あり、市街地や集落、その周辺のエリアを指定する宅地造成等工事規制区域（赤色の区域）と、市街地や集落から離れてはいるものの、人家等に危害を及ぼし得るエリアを指定する特定盛土等規制区域（青色の区域）となります。

この規制区域の指定や許可は、本県では、中核市である長崎市と佐世保市、この2つの市以外の区域は長崎県が行います。

15ページをご覧ください。

許可が必要となる盛土等の規模を示しております。例えば、上段右側の⑤を例に挙げますと、宅地造成等工事規制区域では、赤で示す面積500平方メートルを超える盛土、特定盛土等規制区域では、青で示す面積3,000平方メートルを超える盛土で許可が必要となります。

16ページをご覧ください。

規制区域指定の考え方についてご説明します。

国が策定した基本方針に「リスクのあるエリアはできる限り広く指定することが重要」と示されており、規制のないエリアを残した場合、危険な盛土が生じる可能性が高まることを踏まえ、検討いたしました。

具体的には、基礎調査実施要領に示されてお

り、宅地造成等工事規制区域は、①に示す市街地や集落、②に示す市街地や集落に隣接・近接したエリア、赤色のエリアを指定します。

17ページをご覧ください。

特定盛土等規制区域は、③に示す市街地や集落の上流域、④に示す人家や道路、農地などに隣接・近接、またはその上流域、青色のエリアを指定します。

18ページをご覧ください。

こちらが規制区域の案であり、桃色が宅地造成等工事規制区域、緑色が特定盛土等規制区域となります。

県が所管する、長崎市と佐世保市を除く県全域で基礎調査を行い、先ほど説明をした考え方に沿って検討を行った結果、県全域をどちらかの区域に指定することといたしました。

13ページにお戻りください。今後の予定でございます。

今回、規制区域案を作成し、ご説明いたしたところではありますが、この案については公表することとしております。

その後、法に基づく市町からの意見聴取を行い、11月を目途に規制区域を確定いたします。

最終的には、周知期間を経て、令和7年5月に規制区域の指定を行い、許可等の運用開始を行う予定です。

以上で補足説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【千住委員長】次に、住宅課長より補足説明を求めます。

【森住宅課長】諫早西部団地開発事業者の公募について、ご説明いたします。

補足説明資料の19ページをご覧くださいければと思います。

事業地の概要は記載のとおりでございます、

売却面積は22ヘクタールとなっております。

令和4年10月に「諫早西部団地のまちづくり方針」を、県、諫早市、長崎県住宅供給公社の3者にて策定いたしまして、その後、公社にて民間事業者に対するサウンディングを行ってまいりました。その結果、民間事業者の参画意欲が確認されたことから、今回、公社が事業者公募を行うこととしております。

発注方式としましては、民間ノウハウによる統一されたまちづくりの提案や、宅地を早期に供給する提案が期待されることから、全体を公募型プロポーザルにより発注することとしております。

スケジュールですけれども、本年10月中旬に公募を開始し、資格審査や提案者の審査を経て、今年度3月下旬に優先交渉権者を決定する予定であると聞いております。

20ページをご覧ください。

事業者提案の評価につきましては、表にありますように、民間事業者からの幅広い提案を、学識経験者等により構成されたプロポーザル委員会によって提案評価、それから価格評価等を総合的に評価いただき、最終的に公社にて優先交渉権者を決定されるということです。

県といたしましては、着実な事業進捗が図られるよう、公社に対して適切に助言をしてまいりたいと思っております。

以上です。

【千住委員長】以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情書につきまして、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】 それでは、質問がないようですので、陳情書につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

【深堀委員】 「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」の中で少しお尋ねしたいんですが、前議会の委員会の時でも少し触れたことなんですが、入札の結果が何百件と計上されているわけですが、資料を見る限り、どれがどれだと言うつもりはないんですが、辞退ということで辞退をされる事業者の方々が散見されるわけですが、これは先ほど議案の中でも繰越明許のところで説明がありましたが、そういったところにもつながっているんじゃないかと私は考えているわけですが、まず、総合的にお願いしたいんですが、なんでこういうふうに辞退が増えてきているのか、それをどういうふうに認識をされているのか、そのあたりをお尋ねしたいと思います。

【城戸建設企画課企画監】 企業が辞退する主な理由としまして、「技術者の配置が困難」、「請負業者の確保が困難」、「現場条件が厳しく施工が困難」、「工事内容から利益が見込めない」などがあるものと推測されます。

【深堀委員】 理由はわかったんですが、これは辞退なので、一つひとつの入札自体は成立をしている部分がほとんどなわけです。ただ、結果的には不調不落につながるものが当然あるわけですね、みんなが辞退すれば、これは不落になるわけですから。

辞退が散見されるけれども、入札自体は成立をしている。これは見ればわかるとおりなんです。じゃ、その不調不落の今の状況について説明をお願いしたいと思います。

【城戸建設企画課企画監】 令和6年8月末時点で、入札件数329件に対し5件、率にして1.5%の不調不落が発生しております。

令和5年度の同時期の発生率3.5%と比較しても低く、不調不落は少ない状況にあると考えております。

5件の内訳ですが、建物の新築等と改修工事で2件、照明や電気関係で3件となっております。

不調不落の理由について聞き取りを行ったところ、「技術者の配置が困難」が一番多く、ほかに「下請け業者の確保が困難」、「手持ち工事が多く工期内完成が困難」との回答がっております。

【深堀委員】 8月末時点で329件の入札に対して5件、率にしては1.5%ということで、これは前年度と比較しても減ってきているということなんですよ。

ただ、今の不調不落の状況の説明の中で、聞き取ったところ、技術者の配置が困難、これは結局、辞退している時の事業者の皆さんのあれとほとんど一緒ですよ。下請け業者の確保が困難とか、結局、2024年問題で働き手もなかなか不足してくる、労働時間もある程度縮減をされる中で、手持ち工事があれば新しい工事入札ができない。これは当たり前想像つくんですが、不調不落は前年度よりも減っている。これはいいことなんですけど、それはやっぱりいろんな努力を発注者側もしてきたということなんじゃないかな。そのあたりをちょっと教えてもらえませんか。

【城戸建設企画課企画監】 不調不落の主な原因

である「技術者の配置が困難」や「下請け業者の確保が困難」を解消するためには、ある一定時期に工事が集中しないようにする、いわゆる工事の施工時期の平準化が重要であると考えております。

このため、債務負担行為の活用や速やかな繰越手続き、契約から工事着手までに最大120日間の余裕期間を設ける工事の実施などに取り組んでおり、その結果、令和5年における平準化の指標である平準化率は目標の0.8を達成できております。

また、現場条件が厳しく施工が困難な場合、それに見合う適切な工事費の計上が重要であることから、標準的な積算方法が適用できない場合、積極的に見積もりを採用するなどの取組を行っております。

これらの取組の効果が不調不落の減少につながっていると考えております。

【深堀委員】 るるご説明がありましたが、いろんな改革といいますか、不調不落の原因をできるだけ抑えていくというか、そういった活動をされているということはよくわかりましたが、その平準化率が目標の0.8を令和5年度は達成しているということですよ。これは令和6年度以降、どういうふうに考えているんですか。

【城戸建設企画課企画監】 この0.8というものにつきましては、適切な平準化率はどれくらいかということ国や地方整備局から示されたものが0.8となっております。九州の統一指標ということで0.8を目標とすることになっておりますので、その達成に向けてずっと取り組んでいくということになります。

【深堀委員】 それも聞いておかないといかんやっただけですけど、0.8はどんな計算方法で平準化率というのは出るんですか。

【城戸建設企画課企画監】 俗に閑散期と呼ばれます4月から6月というのが、従来工事件数が少なかったんですが、4月から6月の平均の工事稼働件数を年間の平均工事件数で除して求めたものが、4月から6月の平準化率ということになります。

【深堀委員】 わかったようなわからないような、数字が高い方がいいということですよ。

例えばこれが1だったら、通年を通して同じぐらいの量だというふうなイメージなんですかね、1だったら。そういう数字なんですね。

国が示している数字と言われましたけれども、これができるだけ高い方が、1に近づく方が、より事業者の皆さんは取りやすい。

ただ、今度、発注する側だって設計しないといかんから、多分それは職場の皆さんもものすごく大変なんでしょうね。そこをしっかりと折り合いをつけるということと、先ほど説明の中で積極的に見積もりを採用するという、結局、今まで不調不落の時に事業者の皆さんが、この工事を取ることによって逆ざやを生じてしまうというようなこともあって、そういったことがないよということと積極的に見積もりの採用ということをされていると思うんですよ。こういったところも、ぜひ、事業者の皆さんとも積極的にいろんな意見交換をしながら、今の設計のあり方、設計額のあり方ですね、このあたりは常に検証していかないといかんと思っているので、そのことも不調不落や辞退を減少させるための一つの方法だと思うので、そういったことをしっかり研究していったほしいということとを要望して終わりたいと思います。

【千住委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】 ほかに質問がないようですので、

次に、議案外所管事務一般についてご質問はありませんか。

【饗庭委員】 おはようございます。

議案外で何点か質問させていただきたいと思っています。

先ほどご説明があった石木ダムについて、お伺いしたいと思います。

先ほどの説明の中で、長崎県公共事業評価監視委員会において、事業継続が妥当だと認められましたということでご説明いただきましたけれども、この評価委員会の中で、事業継続がこのままでいいのかというようなご意見が出たのかどうか、お伺いします。

【岩永河川課企画監】 公共事業評価監視委員会の中でありました主な意見ですけれども、この中で「気候変動に伴う計画の見直しはないのか」でありますとか、「便益の増加理由」、それから「執行済み予算のうち用地取得や家屋移転の費用は幾らぐらいか」、また「事業費増のうちに反対運動にかかる必要はどの程度なのか」というような質疑・応答がございました。

【饗庭委員】 その中で、全会一致で事業継続が妥当というふうになったものなのか。おっしゃるように気候変動もしていますし、長年たっていて、本当にダムが必要なのかというところもあるかと思うんですけれども、そういう意見が交換されたのかどうか、お伺いします。

【岩永河川課企画監】 基本的に全会一致ということで、反対意見はなく、事業継続を認めていただいたというふうに考えております。

【饗庭委員】 ということは、この委員の皆さんは反対している人はいないというふうに理解していいということでしょうか。

【岩永河川課企画監】 そのように考えます。

【饗庭委員】 そうなると、もともと賛成の委員

が集まったのかなと、まだらで委員はされているんでしょうけれども、この委員というのは、今後、交代とか、何年置きとかあるのか、ちょっと経過を全部把握してないので教えてください。

【金子建設企画課長】 公共事業評価監視委員会の委員につきましては、2年ごとに交代ということになっております。

この委員につきましては、個別事業の特性に応じて委員を任命するということではなくて、公共事業評価全体をやるということで任命するものでございます。

【饗庭委員】 この分だけではないということご理解したいと思います。

そういう中で、今回、事業費が大きく上がっております。この事業費を今後7年間ということでされておりますけれども、この7年間というふうに決めたのはどういう根拠があって決められたのか、お伺いします。

【岩永河川課企画監】 これにつきましては、残工事としまして、付替道路工事やダムの本体工事、コンクリート打設等でございます。そういったものの工程を積み上げまして7年というものを算出しております。

【饗庭委員】 これまでも工程を積み上げられてしてきたものが、ずっと延長、延長というふうになっているかと思うんですね。

そこで、詳細な積み上げが必要かと思うんですけれども、これまでの分も振り返りながらした中で、今回はもうこの7年後には必ず完成するというように理解してよろしいのでしょうか。

【岩永河川課企画監】 そのように考えているんですけれども、今回の工期延長の中に、事業に反対する方々の妨害によるものということもございました。

今後の7年間の中では、ある一定の余裕というのは見込んでいるんですけども、やはり反対住民の方々のご理解を得た中でご協力をいただかない限りは難しい面もあるというところはございますが、まずは話し合い等、地元13世帯の方々にご理解、ご協力を得て進めていきたいというふうに考えております。

【饗庭委員】 今お話にあった13世帯にご理解を求めるということでは、話し合いは進んでないということで2年半ぐらいですかね、知事との話し合いも進んでないという状況で、前日もちょっと質問させていただいて、担当課がちゃんと話し合いは進めているという状況でございましたけれども、今後、話し合いができて理解を得られるという見込みがどれくらいあるのか、お伺いします。

【小川河川課長】 現段階で、見込みというのとはっきり申し上げられないですけども、前回の6月の委員会でのお話だと思いますけれども、石木ダムの職員が定期的に13世帯の方々に話し合いに応じてくれということをお願いに行っています。今後、私たち、県庁の私も含めまして、職員も出向いて行って、13世帯の方々に話し合いのお願いを、「お願いします」ということで行きたいというふうにも考えています。

あと、文書を反対する13世帯の方に送るといような様々なことを検討しながら、何とか粘り強く話し合いに応じていただけるようお願いしていきたいと考えております。

【饗庭委員】 なかなか、ご理解いただくのも非常に難しい状況かなと思うんですけども、そうした場合には何かしら歩み寄らないといけないうのかなと思っているんですけども、もうずっと平行線のままですよね、今のところ。それを県として、どこか歩み寄れるところはないの

か、お伺いします。

【小川河川課長】 13世帯の方と歩み寄るについては、今ちょっとはっきり申し上げられませんが、今度、水源地域整備計画の素案を作るようにしています。早い時期に作ろうかと思っているんですけども、それをもとに、また13世帯の方々にアプローチしていきたいというふうに考えているところです。

【饗庭委員】 ぜひご理解をいただければというふうに思います。

事業費の内訳の中で、4番のリスク対策費による増というのが19億円とありますけれども、この主な内容を教えてください。

【岩永河川課企画監】 このリスク対策費、約19億円ですが、これは国の方から通知が出ておりまして、それに基づき計上しております。

昨年、令和5年6月に、国土交通省より「ダム事業における適切な事業管理について」との文書が通知をされております。全国のダム事業において、物価上昇等に伴い事業費が増大することが見受けられましたので、事業費を改定する際に、その残事業費の10%をリスク対策費として費用計上するということになっております。

石木ダムは、残事業費が約190億円ございましたので、その10%の19億円を計上しております。これによりまして、今後の物価上昇とか、予見できない事由が発生した場合については、このリスク対策費にて対応するというところで考えております。

【饗庭委員】 物価上昇はわかりました。その予見できない対策といったら、事故とかも含めてということなんでしょうか、お伺いします。

【岩永河川課企画監】 これは、主に現場が進むことによって新たに判明する事項ということで、

例えば地質的なものですね。今後、ダムの本体工事に入っていきます。その中で、基礎処理工といいますダムに水をためた後の止水対策の工事を行うのですが、これが無数に何百本というボーリングをダムの堤体から鉛直方向に打ちまして、そこからセメントミルクを注入をして止水壁、止水膜を造るような工事になります。こちらの改良状況、セメントミルクを注入したことによる改良状況というのを随時確認しながら行っていくんですが、やはり地質によって、それが増えたり減ったりというようなこともございますので、全国的なダム工事で見ると、その要因によって事業費が増大したということがかなり多いということがございましたので、そのことが一番懸念される事項かなと考えております。

【饗庭委員】では、次に、石木ダムの事業計画に関する書類の方でお尋ねしたいと思いますけれども、石木ダムの地域振興対策基金ということで、令和5年11月定例会で決定されたかと思うんですが、その時、この委員会にいなかったのか、この基金をどのように使っていくのか、基本的なところを教えてください。

【小川河川課長】基金の使い方についてのお尋ねかと思います。

この基金につきましては、地域振興策とか、13世帯の方々の生活再建に関することに使うというのが主な目的でございます。

【饗庭委員】生活再建となると、この方たちに移転していただいてから使うという意味で理解していいのか、今の状況で何かしら移動してもらうための基金になるのか、その辺も教えてください。

【小川河川課長】詳細については、まだこれから検討になりますが、移転をしていただいた

時に使うことになろうかと思います。

【饗庭委員】詳細な使い方は、これから検討していくということで理解したらいいんでしょうか。

【小川河川課長】この基金では、以前、旧基金でも、今、8割の方々に移転していただいているんですけども、その方々にもこの基金の方から助成金といいますか、過去に支払っているのがあります。だから、今回も同じようなことになろうかと思いますが、まだ今後検討していく必要があるのかなと思っています。

【饗庭委員】今後、この基金が13世帯の方に使われるのかなというふうに理解しながら、移転に伴う時に使うということで理解したいと思います。

この石木ダムも、皆さんも十分ご存じでしょうけれども、長年にわたってずっとしていて、県の大きな課題かと思いますが、なかなか話し合いも進まず、一歩も進んでいない状況でもあるかと思っていますので、今後もぜひ、県民の方なので話し合いを進めながら、県の計画の中で実行できるようにしていただければというふうに思います。

次に、長崎駅前交通拠点事業計画検討会について、ちょっとだけお伺いしたいと思います。

これは、令和2年度に策定されたものに今回追加して行うということですが、これは今後、計画的に進めていくというところでは、最初、計画していたバスターミナルのイメージとかが変わってきたとかいうお話も聞きますけれども、それも含めて今後話し合いながら進めていくということなのか、大枠でいいので教えてください。

【田坂都市政策課長】令和2年7月に策定しま

した長崎市中心部の交通結節機能強化の基本計画というものがございますが、これが長崎駅周辺地区だけではなく、松が枝や大波止、それから、まちなかにおいて幅広く、この長崎市中心部の交通結節の課題を整理し、それぞれの課題に対応した基本方針、それから整備イメージを定めたものになります。

今回、今年秋頃に策定を目指しております「長崎駅前の整備方針」につきましては、令和2年の基本計画の中の長崎駅周辺地区の基本方針を踏まえて、先ほど委員からもございました駅前バスターミナルの再整備を主眼におきまして、駅前の整備方針を定めるものでございます。

今回、補足資料の方にも記載させていただきましたけれども、令和2年の基本方針に加えて、今回、ちょっと追加の項目等ございますが、その辺を踏まえて、整備方針というものを定めるものでございます。

今回、駅前バスターミナルの再整備につきましては、今年3月に再開発の準備組合というのでございまして、今、区域であるとか、いろんなことを検討しておりますので、その辺が大分固まってきておりますので、そこを整合させながら、この整備方針を定めていくということになります。

【千住委員長】 ほかに質問はありませんか。

【深堀委員】 今、饗庭委員の質疑でもありました駅前の分ですけれども、状況は理解をしているわけですが、ただ、先般、新幹線は2年たちました。そういった中で長崎駅前の再開発といえますか、整備がここまで遅れているというふうに私は認識をしています。もちろん、民間の準備組合の設立で民間団体の皆さんが入っているので、行政サイドだけで進める話ではないというの、もちろんわかっているんですが、こ

れは仕上がりがいつぐらいと考えてあるんですか。

【田坂都市政策課長】 まず、駅前バスターミナルを含みます共同建替えにつきましては、先ほど申し上げましたように市街地再開発事業を見据えて、今、準備組合が立ち上がって検討を進めているというところでございまして、一般的に言われております再開発事業の事業期間といったしましては、計画段階から約10年ということが言われておりますし、これにつきましては昨年の委員会でも申し上げたところでございます。

ですので、この駅前バスターミナル再整備に合わせまして、今、例えばバスターミナルから駅側にどうやってデッキで結ぶのかとか、そういうのを含めて検討しているところでございますので、その整備計画をどうやってバスターミナルの整備と併せてやっていくかというところにつきましては、今から検討していくということになるかと思います。

【深堀委員】 最終仕上がりが10年ぐらいかかるということで、時間がかかることは、もちろんそれは理解するんですが、せっかく新幹線ができ、駅ビルも新しくなり整備がされた中で、駅前の整備が遅れているということは、一日も早くその整備を完了することが長崎の都市の機能といいますか、そういったものをさらに向上させることにつながるわけであって、できることをどんどん前に進めていく、全ての完成が10年後とかではなくて、そこで議論をしたうえで決まったことを、できるだけ国や市とも連携をしながら、早期にやっていってほしいという思いで聞いているんですけれども、そのあたりはどのような心構えで取り組まれているんですか。

【田坂都市政策課長】 委員言われましたように、当然我々も整備をするからには、早期の整備効

果の発現というのは、これは公共事業何でもですけれども、目指しております。

ただ、しかし、駅前バスターミナルの再整備につきましては、共同建替え、先ほど申し上げました市街地再開発事業ということで、どうしても権利者の意向等に左右されるところもございます。そこは、もちろん我々も再開発の準備組合を支援しながら、一緒にやっていっているんですけれども、どうしても事業の期間というのが、なかなか読めないところはございます。ですが、先ほど言われていますように新幹線も開業してもう2年になります。駅前の区画整理でやっている駅前広場につきましてもあと数年でできますので、そういう状況の中で、やはり駅前バスターミナルへのデッキ等を含めて、もちろんできる整備は早くやっていきたいと思っております。

繰り返しになりますけれども、当然、早期事業効果の発現というところを頭に置いてやっていきたいと思っております。

【中尾土木部長】 バスタの整備の話は、今申し上げたとおりなんですけれども、ここで話題に出させていただきました整備方針の話に少し着眼しますと、もともとの松が枝等も含めた基本計画が令和2年にありまして、例えばその中ではバス停を集中させると。かなり分散しているものを、合わせられるものは一点に合わせると。それで利便性を高めるという非常に大雑把な項目しか整理されておられません。それに対して、今の整備方針の中では、もう少し踏み込んで、バスの停車場、これを集中させる。それで利便性を高めるだけでなく、例えばいろんな交通手段があります。この乗り継ぎを円滑にするための情報をどういうふうに事業者が流したら利用者として利便性が高まるか、そうしたところ

も含めて、様々な取り組むべき項目を整理するのがこの整備方針になります。

この整備方針につきましては、今年の秋頃、整理をすると、まとめるということで先ほどご説明をさせていただいたところです。

その後には待っているのが事業計画でございます。これは具体の配置計画まで含めて、具体のものをまとめる、その検討を、整備方針を取りまとめた直後から開始して、短期間でまとめていきたいというふうに考えております。

ですので、バスタの話だけ見ると少し時間がかかりますけれども、そうした駅の周辺のところに着眼しますと、具体の取組が短期間で整理できるものと考えております。

【深堀委員】 部長も課長もありがとうございます。今ので、大体概要というのは一定理解できます。

先ほどからも言っているように、やはり都市機能の、ここの再開発といいますか、ここを整備することが長崎という街の魅力をさらにアップさせていくことに当然なるわけであって、そういった意味ではスピード感をもってやってくださいという趣旨で質問していますので、よろしくお願いいたします。

次に、空き家の対策特別措置法ができて進んでいますけれども、空き家ということではなくて、空き地の荒廃を防ぐために、国交省が新制度をつくるような報道がありました。当然、それは空き家対策特別措置法を参考にしながら、空き地についてもというような趣旨での報道であったんですが、これはまだ検討段階なので、どれだけその情報を入手しているのか、長崎の状況についてお尋ねをしたいと思います。

【森住宅課長】 今、委員からお話がありました件については、私どももはっきり、どの情報を

どれというのまでは把握しておりませんので、今のところ、何も答えができません。申し訳ないです。

【深堀委員】 そうですか。事前に話しておけばよかったですね。申し訳ないです。

ただ、報道等でどこまで把握しているかという話なんですけど、制度の話ではなくて、長崎県内に特定空き家が10万戸近くあって、その区分があってというのはもちろん把握されているわけですよね。それと並行して、結局、空き地というものがあって、それがこの10年間で日本全国で見れば倍増していると。恐らくそこらいけば、長崎県内もそれ相応の数の空き地が増えてきているんじゃないかと想定するわけですね。そういったところを実際に、法の整備がどうのこうのという前に、今の空き家が荒廃することによって、ごみの不法投棄とか、周辺環境に悪影響を及ぼすおそれがあるということで社会問題になっているわけですから、そのあたりを把握されていますか。

【森住宅課長】 委員ご指摘のとおり、空き家自体が年々増えておりまして、この間の調査でも6軒に1軒が空き家という感じに県内でもなっています。もちろん、空き家の社会的な影響というのは、負の影響ですけれども、今おっしゃられたごみの不法投棄もあれば、放火の危険性というのもあります。それぞれ、実際の窓口というのは、市町の空き家担当部署、もしくは私どもが進めています民間の空家等管理活用支援等に相談がいくということになっていまして、苦情の優先度をつけて、市町がそれにそれぞれ対応していると思います。

極端な話、もうどうしようもないものは行政が代執行するなりということもやっていますが、例えば長崎市においては、長崎市に全部寄附し

てくれば、それを市が買い取って、解体して地元の自治会が管理するという仕組みも徐々にはされておりますので、その対応の仕方はいろいろですけれども、少しずつ対策は進んでいると考えているところでございます。

【深堀委員】 わかりました。空き地も住宅課の所管でよかったのかな、そこがわからんで聞いているんですけどね。

【森住宅課長】 空き地は、厳密に言うと、私もではなくて、土地対策室という別の室がありまして、空き地、縦割りで申し訳ないですが、そこが一応分担はしております。申し訳ありません。

【深堀委員】 所管じゃないということですね、よくわかりました。失礼しました。

ただ、密接に関連しているので、そこは十分連携をして把握をしてほしいということは申し上げておきます。

もう一つだけ、石木ダムの件で、先ほど事業増額の内訳の話をちょっとされていましたよね。そこで、資料の中に負担の内訳の表がありますね、負担の。治水なのか利水なのかということでの分け方がありますよね、135億円の分け方。ここは、県の事業、市の事業というように分かれているわけですが、どういう分け方になっているんですか。

【岩永河川課企画監】 長崎県と佐世保市の費用負担の割合ですが、県の方が治水事業ということで65%、佐世保市の方が利水事業ということで35%になります。これは、新事業費420億円になりましても変わりませんので、費用負担とすると、治水側が273億円、利水側が147億円となります。それぞれに対して国からの補助が入るということになっております。

【深堀委員】 わかりました。もともとパーセン

ページは決まっているということなんですね。65%と35%、だから、今回の増額の部分については、機械的に割りつけてしたということなんですね。わかりました。ありがとうございます。

【千住委員長】 ほかに質問はありませんか。

【山本委員】 2点お伺いしたいんですけれども、1点目が、まず島原道路の関係なんですけど、先週9月15日に建設促進大会がございまして、知事、部長以下、皆さん、大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

その中で確認したかったんですが、先日の一般質問の中でも、小野から長野間につきまして、今年度、九州地方整備局の方から、計画の具体化に向けて長崎県と連携をして進めますという方針を出していただいて、それに関する一般質問に対して、部長の答弁が少し私は聞き取れなかったんです。もう一度そこからお願いできませんか。今、どういう状況なのかということにつきましてお願いします。

【北原道路建設課長】 今、ご指摘がありました小野～長野間についてですけれども、議会の中でもご質問がありました。この件につきましては、島原道路の諫早市小野町から長野町間の整備であり、ミッシングリンクの解消により、道路ネットワークの機能強化を図るうえで必要不可欠であると考えております。

また、大型商業施設の利用者を含めた地域内の交通と地域を通過する交通を分離することで、地域交通の円滑化に寄与するものであります。

現在は、計画の具体化に向けた今後の進め方について、国と調整を図っているところであり、引き続き、国と連携して積極的に進めてまいります、という内容の答弁をさせていただいたところでございます。

【山本委員】 今の話で、調整して話を進めてい

きますということで、先ほどの政策等決定過程とか陳情の方でもずっと、当然、島原市も島原半島も島原道路の要望をさせていただいている中で、計画の具体化に向けて国が行う調査に対して積極的に協力をしていきますというような答弁が一方で出ているものですから、どうしてもそれを見ていると受け身のような感じがしているんですね。だから、国が何かする時には協力しますよみたいな印象を持ってしまったものですから、今こういう質問をしたんですけれども、そういうことじゃなくて、ずっと協議はしていきますよと。もちろん、その中で調査という話になってくれば協力をしていきますよという、受け身ではないですよということを確認したかったんですけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

【北原道路建設課長】 ご指摘のとおり、国に対して調整を図っている部分で、引き続き、積極的に進めてまいりたいと考えております。

【山本委員】 ありがとうございました。

この時、当然皆さんいらっしゃいましたし、一緒に要望している立場でございますから、今の物価高騰であったり賃金の上昇であったり働き方改革であったり、そういった中でいろんな形で予算が上がっていく中でも、ぜひ予算の確保をお願いしたいということと、この5項目の中で、唯一高規格ではない部分といたしますか、事業化されてない部分ということで残っておりますので、引き続き、私どももできる限りのことはしていきますので、よろしく願いしたいと思います。

それから、もう一点は全然話が違うんですが、サービス付き高齢者住宅というのは住宅課ですか。長崎県の中のサービス付き高齢者住宅の現状、何戸ぐらいあってとか、戸数はわかってい

ます。戸数はわかっているんですが、現状、増えているとか、県はどのように進めているのかというのを伺いたいです。

【森住宅課長】サービス付き高齢者向け住宅は、最近で申しますと、新設するのは、県に出てくるのは1棟とか、そんな感じで、最近は充足しているような状況です。

逆にやめたいというか、廃業したいというのも年に1件程度出てきておりまして、両方見ると、ほぼ充足しているような感じかなと思っています。

【山本委員】数字的には国土交通省が出している数字で、令和6年8月末現在で、長崎県が3,129戸、122棟ということで、全国的にはまだ増えているような状況ではあるんです。

これは何かといったら、どうしても福祉、厚生労働省も絡んでくる話になってくるので、介護保険施設はできない。だから、昔で言うと高優賃といったんですかね、高齢者向けの優良賃貸住宅というふうな形でやっていらしかった。その制度がなくなって、サービス付き高齢者住宅に代わった、大ざっぱに言うとそういう話なんだろうと。

そういう中で、介護は必要ではないんだけど、必要になる可能性がある方が、地域包括ケアシステムというシステムの中で、できるだけ地元に住みたいというふうな形の中でニーズが出てくるはずだったんですね。出てくるはずだったんですけれども、やっぱり民間のアパートに比べて食事の問題等もあって、少し高くならざるを得ない。特に、介護保険サービスとセットにできればいいんでしょうけれども、必ずしもできないというところがあって、そういう中で高齢者の方の今後を考えた時に、高齢者の住宅の確保をどうしていくのか。持ち家がある

方はいいんだけど、そうじゃない方。持ち家がある人でも一人になられた後どうするかとなった時に、このサービス付き高齢者住宅、県で言うと福祉保健部と連携をされながら進めていただきたいと思うんですが、この辺の方針だけ最後にお聞きしてよろしいですか。

【森住宅課長】今ご指摘というか、お聞きになられていることについては、現状、先ほど申し上げたとおりですけれども、国の方も高齢者の見守りをしながら、賃貸住宅が必要だということは認識されているので、今年、セーフティネット住宅というのが、もともと民間の賃貸住宅を使ってされるものがあるんですけれども、それに見守り機能をつけるという法律改正ができて、来年からこの住宅の制度が始まると。これはサービス付き高齢者住宅ほど大きくなくても、それぞれ市町が見守り機能があれば認定していくと。さらに、その見守り機能も、いわゆるAIとかDXというか、人がいなくてもできるようなシステムでも認定できるというふうになっておりますので、県としましては、市町と連携して、もちろん民間と連携してですけれども、その見守り住宅の方を進めていく方針になるんじゃないかと、今のところ思っております。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

【田中委員】数点あるんですけれども、まず、石木ダム、節目の時期だからちょっと質問をして確認をしておきたいと思います。

部長説明の中で、いつも「引き続き、話し合いの実現に向けて努力を続けてまいります」というのが、ここ数年。どういう具体的な努力をしてもらっているのかという中身が知りたいんですよ。どういう地元の人たちとの話し合いの努力を進めておられるのか。1年、2年ならまだわかるけれども、もう50年来の大変な問題だけ

らね。これはトップの決断しかないとは私は理解している。知事がどう動くか。皆さん方には悪いけど、河川課長が行ったってそう簡単に「はい、そうですか」とはならん。やっぱりトップだよ。トップがどういう判断をして地元 접촉しているのか。

まず、一つは、県のトップから河川課にどういう話が下りてくるのか。早くやってくれという話が下りてきているのかどうか。

そして、あなたたちは、知事に対してどういう話をしているのか。それなら知事は地元に行って、もう少し話し合おうというような話になるのか、具体的なところが、いつも努力を続けてまいりますで終わっているわけ。そこら辺をちょっと聞かせてください。

【小川河川課長】 知事も、近年の自然災害の頻発、激甚化に伴って、やはり石木ダムというのは一日も早い完成が必要だというふうにおっしゃっておられます。

そのためにも、話し合いの実現というのは必要不可欠であるというふうに認識されておられまして、それに向けて何とか、石木ダムの職員もそうですけれども、我々もそうですけど、何とか話し合いの実現に向けて、粘り強く今後も努力していきたいと思っております。

【田中委員】 あなたたちには申し訳ないけれども、幾ら頑張ってもそんなに進展しないと思う。トップだよ。知事の責任だよ。どうしているの、知事は、ここ1年。ここ1年ぐらいいり返って、どういう動きをしているんですか、地元との接触。部長、聞かせてください。部長が詳しいだろう。

【中尾土木部長】 反対されておられる13世帯の皆様には話し合いのご協力をいただけるようにということは、従来から、知事申し上げて、我々

指示を受けておりまして、一丸となって取り組んでいるところです。

昨年末に、知事は、現地に行っていていただきまして、皆様にお会いすることはできませんでしたけれども、それは一つの目に見える形で表れたものでございます。

そのほか、目に見えていない、話だけはさせていただいておりますけれども、努力といたしましては、答弁の中でも既に申し上げておりますとおり、地域振興策の案を作ることで理解につなげていければということで、例えば、もちろんこれも知事に相談させていただいておりますけれども、全国的な地域振興策の取組について、こんな取組があるんだというようなものを少し材料を、私自身も出向きましたけれども、材料を持って行って、少しでもコミュニケーションが進むような努力をさせていただいております。その中で素案ができれば、またそれがコミュニケーションのきっかけになっていけばというふうに思う面もございますし、今回の公共事業評価監視委員会におきましては、事業について、本当に説明を尽くすように、ご理解いただけるように、そういうご指導もいただいたところです。それがあったこともありまして、そうしたことをどう実現していくか考えて、どういう方法でやったらいいのか考えていきたいと思っておりますけれども、そうしたことを通じて、「引き続き、努力していく」というような表現でありますけれども、その中で一つひとつご説明しますと、そうしたことをいろいろ手を尽くして進めていきたいと思っております。

【田中委員】 水源地域整備計画、私は県議会議員から30年言っているよ、「早くやってくれ、早くやってくれ」と。市議会時代からすると46年やっている、県に。地元の対策を、地元の振

興策を早くまとめてよと。ずっとまとまらなかったじゃない。これは地元との話し合いができなかったからできないんだという話なんだもん。地元との話ができないから、その計画ができないという話なんだ。

今回は、地元との話し合いができなくても計画だけはできるということになるのかなと、私は不思議なんだけれどもね。

要は、もう政治問題なんですよ。トップの決断。トップがどうしているか。

知事は、あなたたちがセットしなければ地元に行かないの、行けないの。時間が取れたら月に1回ぐらいでも顔を出すようにと私は言ったような気もするんだけどね。月に1回ぐらい顔を出してもらっていますか、13軒。セットしなきゃ行けないんじゃない、それは。セットしなくても、秘書課のセットだけでも行こうと思えば行ける。そこら辺に、私はもう、今までの知事にももちろん言ってきたけれども、そろそろ、もう7年という延長があったので、一応目標としては、それはそれとして認めるけれども、7年延長したって、ここ3～4年のうちに本体工事を発注しなければ一緒だからね。目標ということで7年延長ということはね。令和14年。

私もこの問題には50年以上、原点だったから、私の議員になることの。針尾工業団地の水はどうするんだと、石木ダム。石木ダムはもう3～4年でできますからというのがスタートだ。昭和50年、54年、その頃ね。だから、やっぱり頑張ってもらわないと。

知事に話をしてくださいよ。あなたたちは、片方では工事を進めながら、片方ではこれを解決しなければどうしようもないんでしょう。

節目の時だから一言、ちょっと語気を強くし

たところもあるけれども、50年待っているというそこら辺のことも考えておかなきゃ。

長崎県行政じゃなくて、佐世保市の行政にも関わってきているわけだからね。今はどうか知らんけれども、昔は、佐世保市が県にいろいろ言うと、それは県の事業だから県に任せてくださいと、佐世保市があんまり言わんでもいいよという姿勢がずっと続いていた。だから、県の責任ですよ。ひとまず、石木ダムはそれで終わっておきたいと思う。

次に、住宅課に聞きたいんだけど、諫早西部団地かな、あれが、私の記憶じゃ、正確じゃないかもわからんけど、15年ぐらい前に県の住宅供給公社は、民間で言えばお手上げしたのよ。そして、再建計画をつくって。その後のことが私もちょっと不勉強なんだ。今回、残地をもう全部処分してしまうのかな。そうすると、収支、返済計画等は、ちゃんと合うのかどうかね。そこら辺を大ざっぱでもいいから、ちょっとお聞かせ願いたい。

【森住宅課長】委員お尋ねの住宅供給公社の県への借入金の話なんですけれども、現在のところ、令和5年の決算ですけれども、県への債務がもともと57億円ございまして、それからずっと返済を続けて、今は令和5年度末決算ですけれども、10億円程度残っております。

このままでいきますと、令和9年、もともと議会とかでもお答えしているかもしれないんですけど、令和9年までには残りの10億円を全部返してしまうという計画ですが、今回の西部団地の売却益もそこに入ってきますので、それでより促進されることになるかとは思いますが、ここは民間事業者が幾らで入札、応札するかということもありますので、そこも絡めて、今、順調にはいっていますけれども、そ

れに加えてこの売却益があるんじゃないかというふうにお答えできると思います。

【田中委員】 ひとまずは、そういう令和9年に向かって返済計画もいっているし、この問題が解決すると、大体うまくいくという理解でいいんですね。古くなったから、記憶が薄れているのよ。当時、しかし、大変な問題だったんだ。土木委員会でもそのことが一日やられたような時もあった、三公社の問題でね。住宅供給公社の方はそういうことだ。住宅供給公社の方は、もうそれでオーケーと、大体いけるということで理解したいと思います。

もう一つは、私は議案審議の時ちょっと話したんだけど、長崎県の公共事業の中で大型事業が余りにも遅れすぎているというかな、遅れることが多すぎる。私が知っているというか、関係するというか、地域的に言うと西九州自動車道。今は頑張ってもらっております。頑張ってもらっているけれども、武雄佐世保道路でスタートして、スタートはそうなんです、武雄佐世保なんです。それから、今度は唐津の方から来たのと合流して西九州道路というふうになったんだけどね。この完成時期は、まだはっきり言わないね、あなたたちもね。

しかし、予算は100億円近く毎年ついているから、まあまあいけるんだろうと、進捗の度合い等々も含めてね。それでも、あまりにも長すぎる。

それに関連して言うと、針尾バイパス等々も、あれも一応開通しているんだけど、4車線化をするとどうなのかね。令和9年度に合わせるとな話もちょっと聞いているけれども、ひとまずの4車線化が令和9年では無理だろう、まだ橋も一つ架けないといかんしね。

だから、そういう意味で言うと、これも針尾

バイパスも昭和54年に用地買収がスタートしたんですよ。私は、鮮明に覚えている、地元のことだから。昭和54年に市議会議員になって、一番最初頑張ったのは、県が用地買収していた県とやったんだ。そして、昔、長崎の国道事務所、峠にあった、あそこの用地課長のところに何回通ったか。それがスタートなんです、用地の関係でね。だから、それからするともう46年、針尾バイパスも、そんな感じ。

それから、当時、新幹線絡みと私は理解しているんだけど、東彼杵道路。これはもう三十数年たつのに、まだスタートもできない。実質的な工事のスタートはね。

西彼杵道路は、その後と私は理解したと思ったんだけど、金子知事が言うもんだからね、東彼杵道路より西彼杵道路を優先させてくれと言われて、我々も仕方なく理解して、西彼杵道路を待っているんだけど、これもできない。

だから、大型事業の進捗が余りにも、30年、40年、50年というスパンで考えなきゃいかんね。

これについて、私は、土木部長に責任をとれとかそういう話じゃないけれども、国との予算関係が一番なんですよ。だから、知事を中心にして頑張っているけれども、やっぱり土木部長が頑張ってくれることを私は一番期待しているんだけどね、古巣だから。

これはお願いなんです、ちょっと見解を聞かせてください。

【中尾土木部長】 なし得ることは全てさせていただきたいと思います。

その中で、やはり重要なのが、地域の熱意を伝えることはもちろんですけど、例えば、東彼杵道路で申し上げますと、新しい状況が出てきています。東彼杵町の中に工業団地を造成するなど、一層その道路の整備が必要だという

ものが、県内いろんなことが出てきております。

先ほどの島原道路のこれから調査をしていくところも地域の商業施設が新しくできたり、やはりそうした客観的に新しい道路の整備が一層必要だという材料をしっかりと地域として集めて、そうしたことも絡めて熱意をしっかりと伝えていくということが大事だと思います。また、こうした事業を一層推進していく中で、国土強靱化の予算というのは非常に重要な役割を果たしていると思います。議会の方でも意見書を出していただきまして、全体の予算を確保するというところで応援いただき、本当に感謝いたしております。

我々、執行部としてできることもあります。議会のご協力をいただきたいこともあります。地域の協力をいただかないとできないこともあります。本当に一丸となって進めていくことで、少しでも事業が加速できるように努めてまいりたいと思います。

【田中委員】時間の関係で最後の質問にしますが、もう2つばかり私の地元の話です。

一つは早岐川という河川、これも私の30年の議員生活で、本当に最初からのスタート。なぜかという、その何年か前に大洪水があって大変だった、早岐地区がね。そして、川を造ってくれという話で。

ところが、20年ぐらひは事業ができなかった。なぜかという、長崎の災害の関係も含めてね、各河川。ようやく事業化してもらって進んでいるんだけど、もう何というかね、4～5年は50件近く家屋の補償とか用地買収があったからね、大変な事業だ。だからかかる。その後、さあ工事だと思ったら、今度は遺跡調査というのがあって、地元は不評なんです、遺跡調査。これは法律で仕方ないという話だけれども、6

年ぐらひ遺跡調査だから。10億円以上の金をかけて遺跡調査だから。並行してやれないのかと、ちょっと並行してもやりづらいという話でね。

だから、本当にここ10年、一番下流のところがちょっとできているだけ、実質的な工事はね。だから、あとどうなるのかと心配なんです。私もそろそろ引退せんといかんのでね。早岐川はどうなるのかなど。

だから、少しでも事業費と完成年度を、大体計画はあるわけだから、そうすると毎年10億円ぐらひの予算をつけてもらわないと進まない。早岐川は進まない。

もう一つ、早岐瀬戸中央橋というのがある。これは金子知事の時に若干頼み込んで橋を架けてもらったんだけど、1期工事、2期工事、3期工事、立派に完成しました。地元の人は喜んでいる。ところが、針尾バイパスにつなぐ市道、有福というところだけれども、あまりにも便利な橋ができたもんだから、ここに集中してしまって朝夕大変なんです。私は地元で怒られている、いつも。「なんであん橋ば架けたのですか。家から出入りできんですたい」と。

その解決策として、若干県にも頼んでいるけれども、1期、2期、3期工事終わって、4期工事、ゼロ期工事とも言っていたけれども、4期工事、どっちでもいいけれども、針尾バイパスにどうにかしてつなぐ方策は考えられないのか。

もう10年ぐらひ前かな、建設課長はこの現場を見て、技術的には問題ないと、ただ、予算がですねという話だ。これをつなぐことをしてもらわなければ、あの便利なせっかくの瀬戸中央橋、早岐地区、5万人ぐらひの人口の中の一歩中心ですよ、あの橋。1期工事、2期工事、3期工事ができたことで。

佐世保市もようやく責任を感じて、国道から

市道をちょっと改良し始めた。その瀬戸中央橋につなぐ35号線からのルートとして早苗町の交差点をね。だから、あとは県にひとつ考えてほしい。針尾バイパスにつなぐと、もっと利用価値のあるバイパス的な存在になるね。これはもうお願いにして、大体時間ですから、終わりたいと思いますが、部長、あまりにも長いのよ。一工事大体10年ぐらいで解決していかないとね。

もう一つは、202号の歩道が、今ようやくスタートしたので、観潮橋から西海橋までの片側歩道だけでも道をつなぐ構想ができたけれども、これもまた進まない、この前、説明会がようやくあったぐらいで。30年かけて、観潮橋から西海橋までの国道202号の歩道がつながった。

そんなふうに、私は30年を振り返ってみて、あまりにも長すぎる。ぜひ、予算の配分を含めてお願いしておきたいと思います。

終わります。

【千住委員長】土木部関係の審査の途中ですが、午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から再開し、引き続き土木部関係の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

— 午前 11時57分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

【千住委員長】 委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、土木部関係の審査を行います。

質問はありませんか。

【ごう委員】 お疲れさまです。

1点だけ、長崎駅前の市街地再開発事業について質問させていただきたいと思います。

私も事務所を大黒町に構えておりまして、そ

の再開発のエリアにどっぷり入っておりますのでお尋ねしたいと思います。

今回、この事業ですが、大黒町の県営バスターミナルを含む再開発ということで、事業の大まかなフローをお示しいただいたところであります。このフローを見ますと、現在は準備委員会が設立をされて、そして、今後、都市計画決定がなされてから本格的にもろもろが進んでいくんだなということがわかります。

そこで、まず確認をさせていただきたいんですが、この今設立されている準備組合の構成メンバーをお知らせください。

【田坂都市政策課長】 今年3月に「大黒町地区市街地再開発準備組合」が設立をされました。その組合のメンバーでございますが、主にといいますか、この再開発にかかる権利者の方々に構成をされております。

交通局につきましては、監査員ということで確か入っておられたと思います。

それと長崎県、そして長崎市も権利がございますので、そこに組合員として参画をしているというところでございます。

【ごう委員】 地権者の方々、交通局、そして長崎県、長崎市が構成メンバーだということでございます。

先日、こちらの事業の事業協力者の選考が行われたと聞いております。4月23日の建設通信新聞に、この事業協力者の募集の告知が掲載をされておりました。内容を見ますと、計画の検討、技術支援などを行うとなっております。

そして、その後、土木部にいただいた募集要項を見させていただいたところ、この事業協力が担う事業としては、事務局機能、計画検討支援、技術支援機能、資金立替機能などが求める機能と掲載をされておりました。

これを見ても、かなり重要な役割を担う事業者だということがわかります。

これまで、この事業協力者の募集等については、この委員会等でも情報が一度も示されたことがなかったと思います。この重要な役割を担う事業協力者の選考について、どのような募集をされて、今、具体的にどのようなスケジュール感で、何が決まっているのかということを委員会でお示しいただくことはできないのでしょうか。

【田坂都市政策課長】 現在、準備組合によりまして、今月、9月1日に組合の総会がございまして、そこで事業協力者が決まったということが公表されたというところでございます。

この事業協力者の公募を含めて、これは組合がこれまでやってきているんですけれども、その都度、ちょっとこれは組合がやっていることです。事前というわけにはいかなかったんですけれども、そこは公募をしたという時点、それから、この事業協力者が決まったという時点で、長崎市選出の県議会議員を含めてお知らせをしてきたというところでございます。

なかなかこの委員会等で県の方からこの内容についてお示しするということではできておりませんけれども、組合が主でやっているというところで、その辺はご勘弁いただければと思います。

今回、事業協力者が決定いたしましたので、今後、委員からもございましたように市街地再開発事業の都市計画決定が行われた後に、事業計画の認可、それから権利変換計画の認可、そして、再開発ビルの工事着工となってございます。

現在ですけれども、事業協力者が決まりましたので、この事業協力者の協力内容といたしましては、先ほど委員からもございましたが、会社と

してのこれまでの再開発事業のノウハウをもとにした事務局支援、計画検討支援、技術支援、それから資金調達支援などがございまして、この辺の支援といいますか、事業協力者が事務局の方にも入っていただきまして、今後は権利者との対応でありますとか、あとは事務局の運営、それから権利者の意向など、この地区の今の状況などを的確に踏まえまして、全体工程管理など、事務局等の支援として行ってまいりますし、計画検討支援というところでは、構造設計につきまして会社独自の技術やノウハウを活用して、建設コストの縮減でありますとか、あとは保留床の処分先のサウンディング調査の支援、それから商業施設などが入ることになれば、その辺の誘致でありますとか、その辺を実現する施設づくりなどの支援等が得られるものと思っております。

【ごう委員】 今まで、こういった情報が委員会に示されなかったのは、組合がやっていることだからというご答弁がありましたけれども、最初に確認させていただきましたが、その組合には長崎県も市もしっかり入っていますよね。

そして、今後、この事業協力者が資金の立替なども行っていくというふうに聞いております。そして、この立て替えた分は、後に再開発事業の収支の中で最終的に相殺されるというふうに記載されておりました。

ということは、やはりこの事業協力者には公のお金、公費がしっかりと渡ることになるわけですね。再開発の国、県、市が用立てた予算が使われるということですね。そのことについて、この議会、委員会に何か説明がなかったことに、私はすごく違和感を覚えるんですけれども、そのあたりはどのように説明なさいますか。

【田坂都市政策課長】委員からございましたけれども、この事業協力者の支援といたしまして、資金調達支援というのもございまして、そこは事業に必要な資金を必要な時期に立て替えたり、準備組合の金融機関の選定支援などを行っていただくというものでございます。

今回といいますか、委員会への説明でございますが、今回は議案外の方で駅前バスターミナルの再整備にかかる交通結節機能の事業計画の検討会のご説明をいたしました。

今、この駅前バスターミナルの建替えを含む再開発事業につきましては、今年度中の都市計画決定を目指しております。

これは、長崎市の手続きになるんですけれども、その都市計画決定がされますと、いよいよ来年、新規事業化というところになってくるわけでございます。これにつきましては、先ほど委員からもありましたように、国、県、市の補助が絡んできますので、そこは来年の2月議会の当初予算を計上する際に、当然、その補助についてはご説明を差し上げて、そこで議会の方に認めていただければ初めて、当然並行して3月までに都市計画決定するということではございますが、予算の面でいきますと、それが認められないと、来年、新規事業化できないということになりますので、またその2月議会、当初予算のところでしっかり説明はしていきたいと思っております。

【ごう委員】2月議会の当初予算でしっかりと説明をするということでございましたが、これまでのご答弁とかを聞いていても、そして資料を見させていただいても、この事業協力者というものが、この長崎駅前の市街地再開発事業では本当に重要な役割を担うものだというふうに私は理解をしております。

そして、大村のバスターミナルの建替えの分で、交通局にも確認したんですが、事業協力者に選定をされたら特定事業代行ということで、建設まで見越したパートナーになる可能性もあるというふうに伺っております。この事業協力者に選ばれたから建設まで担うというわけではないけれども、可能性はあるというふうに伺っております。そうなった時には、本当にこの事業の中心になる協力者だと思うんですね。それがやはりこれまで、選定、公募をやりますという情報もなかったし、公募に対する基準とか、選考方法とかも全くお知らせがなかったので、どのようにしてこの重要な役割を担う事業者を決めたのかというのがわからないまま、ここにかけているんですね。

それで、今度、じゃ2月に説明しますと言われても、なかなか私の中で腑に落ちていなくて、恐らくこの委員会の方々も、今聞いていたら、えっと思われたと思うんですよ。私、前回は観光生活建設委員会だったので、そこでも伺ったことがなかったから、今回、今まで一度も説明を受けていないまま、かけているんですね。そのあたりは、繰り返しになりますけど、組合がやることだからという一言で済ませられるものなんでしょうか。

【田坂都市計画課長】事業協力者の公募、それから選定があって、事業協力者が決定したというところで、少なくとも公募と決定した時には、一応簡単なペーパーではございますが、議員の皆様にお知らせをしているというところではございますが、今言われましたように、公募して、それから選定委員会というのにかけて選定をしてというところの選定の部分というところまでの詳しいご説明というのは、すみません、こちらとしても至らなかったと思っております。

ですので、先ほど来申し上げておりますが、もちろん組合が今回する市街地再開発事業ではございますが、当然県もかなりの部分かんでおりますので、その辺は、今後になりますけれども、逐一出せる情報等はできる限り詳しく出していきたいと思っております。

【ごう委員】本当に長崎県にとっても長崎市にとっても、この駅前再開発事業というのは非常に重要なところだと思うので、もう少し丁寧な説明等を、せめてこの委員会の委員にはしていただきますようお願いをして終わりたいと思います。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

【外間委員】令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害を契機として、変な盛土等を規制するために盛土規制法が創設されて、そして、令和5年5月26日に施行されたということで、県としてそれに向けて、その法律に基づく基礎調査をずっと行ってこられて、いよいよそれが長崎県一円でき上がったということで、区域の案をいただき、先ほど盛土対策室長よりご説明をいただきました。

この盛土の説明をずっと聞いていまして、スケジュールについても、今議会を通して意見をもって来年、令和7年5月に規制の区域を指定し、許可等の運用をいよいよ開始をしていくということで、これからこういったものに対する規制が行われることによって、一定災害対策に大きく寄与していくものと期待をしているんですが、そのご説明をいただいて、なんかよく見えなかったんですが、まだでき上がったばかりの法律で、ほやほやですので、これからどういうふうにその規制をしていくのかがよく見えないうんです。

例えば、盛土がこうあって、これが安全なも

のですよという判断をしていくような何か、みんなにわかるように、これは県が規制を許可した大丈夫なところなんだなというふうに、そういうものが県下一円全部わかるようになるのかどうか、その辺のイメージがわからないものですから、盛土対策室長、よかったですその辺をご説明いただけませんか。

【真鳥盛土対策室長】先ほど説明いたしましたけれども、盛土規制法は、規制区域を指定したところで盛土がなされる場合には許可の手続きが必要になります。その許可の中で、私どもの方が、安全基準というのは別に示されておりますので、構造的な部分を確認をいたしまして、構造が満足しておれば許可を出すという形になります。

今度は、その許可がなされたものかどうかというのがどこでわかるのかというご質問かと思いますが、まず、現地の方にはこの盛土規制法の許可を受けましたという看板みたいなものを掲示する義務が生じます。また、ホームページ等で許可をした場所とか、誰が申請したとか、そういったものをホームページ上で公表するというのも法に規定されておりますので、現地でも、それからホームページ等でも、どの盛土が許可を受けたのかというのはわかるような仕組みになっております。

【外間委員】わかりました。

そうすると、今度、許可をそうやって受けているところは、今のホームページ等の広報によって知らせることで、ここは大丈夫なんだというふうに県民は判断できると。

もし、これはちょっとおかしいんじゃないかというふうなところがあった時のたれこみというんですかね、ここはおかしいんじゃないかというふうなことに對しては、県が適切に指示、

指導実施等、今後やっていかれるということでしょうか。

【真鳥盛土対策室長】 仮に、許可を受けずに盛土をしている、あるいは許可どおりに造られていない盛土があった場合には、私たちもそういうものを発見したり、あるいは県民の皆様から連絡があって、そういうものが現地で確認されたら、改善命令とか、あと強制的に撤去をさせるような指導、そういったものが法律でできるようになっておりますので、そういったことで危険な状態のものであれば、そういうのを改善するというようなことを今後やっていくという形になります。

【外間委員】 もう一つ、盛土、切土についてのご説明を、数値をお示しして、赤と青に分けて、その堆積の量、それから高さ等、基準をより規制を厳しくする内容が先ほどのご説明でわかったんですけれども、それとまた違って、俗に言う土捨て場ですね、土捨て場と盛土とは違うんですか。

【真鳥盛土対策室長】 ご質問がありました土捨て場も結果として、構造的には盛土という扱になりますので、土捨て場も新たに造る場合には許可が必要になります。

【外間委員】 今まで、業者さんがやっていた土捨て場というのが近くによくあったんですけれども、あの風景が、今後はきちんとかういった規制法に基づいて、なんか看板が出たり、そういうことで県民に広報、知らしめることによって、より安心をきちっと提供できるようなことを県がしっかりと規制によって管理をしていくと、それが来年の5月から実施されるというふうに理解してよろしいんでしょうか。

【真鳥盛土対策室長】 委員が先ほどおっしゃられたとおりでございまして、新たに許可がなさ

れたものは現地でも、それからホームページになりますけれども、一覧表と図面といいますか、場所がわかるようなものが公表されるという形になります。

【千住委員長】 ほかに質問はありませんか。

【大久保委員】 関連もあったので、続けて質問をさせていただきます。

まず、盛土については、県内、長崎市と佐世保市を除いて県が隙間なくこういった規制をしっかりとつくられたということで、大変な作業だったと思いますけれども、本当にお疲れさまでございます。

その中で確認させていただきます。来年の令和7年5月に規制の指定ということと運用開始というふうに説明がありますけれども、佐世保市と長崎市も同時に、この長崎県下においては開始になるのかどうか、そこをお尋ねします。

【真鳥盛土対策室長】 先ほどご質問ありましたとおり、長崎県内では、長崎県と長崎市と佐世保市がこの規制権限を持っております。

長崎市と佐世保市は、もう既に規制区域の案を公表しております。今後、いつから運用するのか、令和7年5月から運用というところを、今、3者で調整をしまして、具体的にいつの日、何日からしましょうかというのも調整をしながら今後進めていくこととしております。

【大久保委員】 ということは、いずれにしても、同時に運用開始するということですよ。大丈夫ですか、それで。

【真鳥盛土対策室長】 現時点では、まだ令和7年の5月というところまでが調整済みなんですが、具体的な日にちを今から決めていくというところでございます。

【大久保委員】 日にちまでは求めていないんですけれども、同時にすることで、先ほどおっし

やった隙間がなくというのは、どこかを規制すると規制がないところに行くというところを生じないために、なるべく早く、同時に規制を開始するということが大事なかなと思って確認をさせていただきました。

もう一つが、例えば今回、区域指定を2パターンでされましたけれども、いろんな今後の動きによって、この規制を変えること、要は変更だとか、追加だとかということが生じる時に、それはどういった場合なのかということと、どういった手続きによって変更があるのか。今後、ずっとこれは変更されることはないのか、そこをお尋ねします。

【真鳥盛土対策室長】 まず、この規制区域は、基礎調査の結果を踏まえてエリアを決めてくださいというふうになっております。この基礎調査は、おおむね5年ごとに基礎調査を行ってくださいというのは別に法律で決まっておりますので、このおおむね5年ごとに基礎調査を行いながら、その結果を踏まえて区域を考えるという形になります。

ですので、今回決めたエリアが、未来永劫これで変わりませんということではありません。おおむね5年後に再度検討した時に、例えば市街地が広がっているようであれば、赤い区域です、ね、宅地造成等工事規制区域を広げていくとか、そういったことは、今後、可能性としてはございます。

【大久保委員】 そうですね、5年ごとに見直しということで、おっしゃったように市街地、市街化が進めば当然そこは広げていくということで、安心したところであります。

今後とも、これによって、熱海を前例として、そういった事故がないようにしていただければと思っております。お願いします。

続きまして、もう一点石木ダムについてお尋ねをしたいんですけれども、私もこのことは地元関係者、ここにいる初手副委員長をはじめ、先輩議員方、また土木部、地元のそれこそ13世帯の皆様も含めて、関わる方々が長年こういったご苦労をされてきているので、当該地域にいない私として発言をすべきかというふうに思っておりますけれども、今回、節目にもなっておりますのでお尋ねをさせていただきたいと思っております。

一つは285億円から420億円ということで135億円の予算が上がるということで、これは7年延長するというで見れば、135億円を割れば年間、1年ごとに20億円弱のお金が延長することでかさんできたという一つの見方があると思っております。これが全てじゃないんですけれども。

そういう観点で考えた時に、じゃ、7年後にしっかりとできるのか。私は、今のままでは少し厳しいんじゃないかというふうに、先ほどからもありますけれども、私もそう思っております。やはり団結小屋、また13世帯の方々の理解をいただかないと、最終的には強制執行も考えられるんでしょう。これはもう最終段階であって、なるべくそうならないような解決方法を生んでほしいというふうに私も思っている一人でもございます。

その中で、今の時点でどれだけ、何%の工事進捗状況があって、団結小屋があることで、今回付替とかもしていますよね。最終的に、今工事は進んではいます。何も止まってはいません。ただ、団結小屋がこのままあると、何%まで工事ができて、そこからは工事ストップになるのかお尋ねをいたします。

【岩永河川課企画監】 まず、今の進捗状況とい

うことなんですけれども、ダム本体部ということで抽出しますと難しいですので、ダム事業全体として申し上げさせてもらいます。

新事業費420億円ということになっておりますけれども、令和5年度末時点で執行額が210億円ということで、ちょうど50%の進捗ということになります。

主なところでいきますと、付替道路工事ですね、付替県道工事、1工区というところがほぼ完成をしております、今、先の方の2工区の方に取っかかっております。それ以外に付替町道とか、付替農道がございます。こちらにも着手済み、もしくは今度着手をしようとしているところでございます。

それから、ダムの本体工事ですけれども、左岸側の方から本体の掘削工事を一部先行着手をしております。左岸側の頂部、それからアバット部というんですけれども、左岸の袖部の上段、中段を今施工中ということでございまして、今後、一番下の下段のところを行っていかうということで考えております。

先ほど、団結小屋のお話ございましたけれども、団結小屋は、ダムの本体ができるところのちょうど中央部に位置をしているというようなことがございまして、おっしゃられるとおり、そこが残っている限りダム工事のコンクリート打設等ができなくて完成はしないということになっておりますけれども、今現在、先行着手している左岸側の掘削、それから右岸側の掘削も進めていこうということで考えておりますので、まずはそういったところから進めていきたいというふうに考えております。

【大久保委員】付替道路だったり、あとはほかの躯体工事も進めていくということですが、要は7年のうち、その団結小屋がそのまま

であつたら、じゃ、このままであつたら、いつまでの工事はできて、いつからの工事がストップするのか、そこをパーセンテージでわからないのであれば、時期で教えていただきたいといます。例えば、あと2年は仕事があるけど、本体工事に入らないとそこから先がないのか。ちょっとそのあたりの時系列がわからないので教えてください。

【岩永河川課企画監】今、パーセンテージでは難しいんじゃないかというお話がございましたが、そのとおりでございまして、本体工事に入りまして、令和14年度完成ということを目指していくということであれば、ダムの本体工事には、やはりここ2年、3年のうちには取っかからないといけないというようなことで考えております。

【大久保委員】それ以上、パーセントとか、時期を突っ込んで聞くつもりはないんですけれども、要は、これを7年以内に完成させるには、私もまず地元の方、13世帯、団結小屋を撤去してもらえよう行動をしていかなければならないというふうに思っております。

その中で、先ほど田中委員からもありましたけれども、知事の姿勢を少しでも見せるということは、まずは本当に大事なことで、一番大事なことだというふうには思っております。

あとは、ご担当の現場の県職員の方々もつぶさに話をされたり交渉に当たられているということで、知事が会えるような環境もなるべく早くつくるようにされているということで聞いておりますけれども、私は、例えば体制としても、これだけ長年にわたって、大きな予算をもってこのプロジェクトがここまで延びている状況であれば、県としても、体制、部署を、今まで室をつくるとか、部までは要らないんですけれど

も、そういった専門的なプロジェクトとしての場所、組織をつくるということは今までもされてないのかどうか、お尋ねをいたします。

【小川河川課長】 これまでに特別な対策室、石木ダムに特化した対策室というのは設けてございません。

【大久保委員】 このことを解決するには、もちろん形よりも中身が大事なんでしょうけれども、中身というのは、これまでも相当な方々が交渉に当たったり関わられてこの結果だと思うので、やはり知事も含めて、体制も含めて相手にしっかりと、県の姿勢だとか体制を見せる、伝えるというのは、今までのこの硬直状態だからこそ、新たな手だてだとか形というのもつくっていく必要があるんじゃないかなと思っております。

もちろん、私が今これを言っているのは一案です。ただ、こういうことを、何かアクションを起こしていかないと、今の硬直状態では、私は7年後に完成とはならないというふうに思っております。なので、そういった内部的にも、今後、もちろんここで答弁をいただこうとは思っていませんけれども、早急にそういった形づくりだとか、強化だとかということを、ただ単に現場に県職が行かれて、その方にお任せするんじゃないくて、もっともう一つギアアップした、スピードアップした姿勢を見せるということも大事なんじゃないかと思っておりますので、今後、そういったことも含めて検討して、7年後に完成を本当にできるようにとっていただきたいというふうに思っております。何かご答弁があればいただきたいと思います。

【吉田土木部次長】 今、委員の方からご提案いただいたことも一つの考え方だと思っています。

いずれにしても、我々として、今後、新しい事業費、新しい事業期間のもと、完成を目指し

ていくに当たってどういったことができるかというのは、当然知事のもと、今の案も含めて十分検討してまいりたいというふうに考えております。

【大久保委員】 一番最初に言いました7年で135億円、毎年20億円かさんできていますので、それを考えるなら対策室をつくって、早急な解決に導くのであれば、私は費用対効果もしっかりとれるし、より相手方にも伝わるんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

もう一点、ダムについてですけれども、この地域振興策についてですけど、これは地域振興というので、ハードだけじゃなくてまちづくりというか、その地域についても予算があるのかなというふうに、説明を詳しく受けてないのでわからないんですけれども、そのあたり詳しく教えていただければ。そして、どこの部署がそれをされているのか、流れをお教えいただきたいと思います。

【岩永河川課企画監】 こちらの石木ダム地域振興策ですけれども、水源地域整備計画に基づいて行うように考えております。

これは、ある一定規模以上のダム、水没戸数があるダムについて指定されるということで、こちらの石木ダムの方が該当になっております。

これまで、指定ダムの指定や水源地域の指定というのが終わっておりまして、今後、水源地域整備計画の決定というのを目指しております。

これに基づきまして、今素案を作成中でございまして、地元川棚町長の意見をいただいて、県知事による原案の作成後、国土交通大臣へ申請し、正式決定するということになります。

予算ですけれども、こちらの整備計画の内容が道路、県道とか町道の整備であるとか、公園

の整備であるとかということがメインのメニューになります。

こちらにつきましては、予算自体がダム事業の、先ほどの420億円の予算とは別、一部入っているのもあるんですが、主に別ということになります。こちらにつきましては、各道路事業の補助とか、そういったものもあるんですけれども、基本的に地元川棚町、それから佐世保市の方と協議をして、負担割合の決定といったものを進めていくということになっております。

【大久保委員】公園だとか、県道だとかということですが、ソフト事業は入らないんですか。

【岩永河川課企画監】ソフト事業も入りますというか、あるんですけれども、そのメニュー自体を地元の方からの要望でありますとか、川棚町からの要望という中にそういったものがあれば、そういったものの実現に向けても検討を行っていくということで、ハードだけでソフトは入らないということではございません。

【大久保委員】ソフトも入るということであれば、私も河川課だけじゃなくて、そういったまちづくりとかということも、地域振興も含めて幅広く提案していくことで、もっとあそこのダムができた後の活用策だとか、またいろんな生活がそれぞれに思い描けるようなことも提案だとか、お互いにやっていく必要があるのかなと、その住民に対してですね。そういった意味でも体制づくり、例えばさっき提案した室をつくるとかということも、河川課だけではなくて、その先も含めれば、もう一つ大きな広い組織をつくっていくということも大事なんじゃないかなというふうに思っておりますので、今後とも早急なご検討をいただければと思います。

以上です。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

【中島委員】1点だけお尋ねいたします。

先般の一般質問の際、鵜瀬議員の方からアスファルトの件について質問があったと思うんですが、離島におきましては、アスファルトのプラントもそうなんですけれども、生コンのプラントも相応に、ある一定量がなければ企業として成立しない中で、離島は代替がきかないと申しますか、そこがなくなったらよその島から持ってこないといけないという状況を踏んだ上で、現況の、ここ数年のアスファルトの出荷量と生コンクリートの出荷量をお知らせください。

【金子建設企画課長】まず、生コンからですが、下五島には今、5工場あります。5工場の過去3か年の生コンクリートの年間平均出荷量は約3万2,000立方メートルでございます。

続きまして、上五島、ここは3工場ございます。3工場の過去3か年間の年間平均出荷量は、約1万5,000立方メートルになります。

壱岐地区、ここも3工場ございますけれども、ここの過去3か年の年間平均出荷量は約2万1,000立方メートルでございます。

最後に対馬地区、ここは9工場ございます。9工場の過去3か年の生コンクリート、年間平均出荷量は約3万3,000立方メートルとなっております。

【田崎道路維持課長】道路維持課の方からアスファルトの出荷量について回答いたします。

下五島地区の2工場の聞き取りの結果、過去3年のアスファルトの年間平均出荷量は、約9,200トンです。

上五島地区は1工場、過去3年のアスファルトの年間平均出荷量は約6,000トン、壱岐地区は2工場、過去3年のアスファルトの平均年間出

荷量は約6,400トン、対馬地区は4工場あり、過去3年のアスファルトの年間平均出荷量は約7,400トンとなっております。

【中島委員】調査いただいているみたいでありがとうございます。

なぜこんな質問をするかと申しますと、報告のとおり、各島には会社が数社しかないことを踏まえて、以前、国において国の公共事業費が大幅に削減された時期に、もちろん事業も減るわけですから、生コンの出荷量もそれに合わせて減った時期に、当時、協会の方たちから、はっきり言って赤字ですと。一定量を確保できないもんだから、もうそろそろ従業員の確保も厳しくなってきましたという非常に厳しい状況の中での県に対しての要望をいただいたこともございました。

今の流れでいくと、ここ数年は、ある一定量が確保されている状況だと思います。

そういった中で、先ほども出ましたが、国の方において、国土強靱化緊急対策事業というのが来年度で終わってしまうという中で、地元の国会議員の方に聞くと、令和7年度はどうか今までどおりの予算は前倒しで令和6年度までできましたので、どうなのかという話をしましたら、令和7年に関してはおおむね、今年、昨年並みの事業確保ができるんじゃないかという話を聞いてはおりますが、ここにきて内閣が代わったりとか、いろんな世の中が変わってくる中で、ちょっと状況が変わってくるんじゃないかという心配がございます。

当時からすると、もう10年ぐらいたっているので、当時の方たちはそういう思いがあったと思うんですけれども、職員の皆さんも引継ぎとかあったかもしれませんが、10年たつと、なかなかそういう思いというのが薄れて

くるんじゃないかという思いがあって、今回質問するわけです。そういった状況が変わった場合、やはりそういうことまで目配り、気配りをしていないといけないんじゃないかという思いで質問させていただいております。

先ほどもありましたとおり、アスファルトに関しては耐久性の問題で、一度舗装した工事というのは、経年劣化で傷みますので、舗装替えをしたりとかということで需要が続いてくるものかなと想像はできるんですけれども、コンクリートにおきましては、基本的なインフラ整備が大体進んでくる中で、これからの事業というのが右肩上がりというのはなかなか考えにくいと思います。

ましてや、災害があればそれに対応する事業量というのは出てくるんです。それを一定考える中では、これから人口も減ってくる中で、公共事業がわりかし工事が減ってくるんじゃないかなというのが見込まれる中で、そういった国の状況が変わってきたら、非常に大きい打撃を受けるわけですから、そういうことを踏まえて、今後、離島に対するこういった状況というのは改めて考えていっていただきたいという思いで今回質問させていただいておりますので、これに対しての部長の答弁をお願いいたします。

【中尾土木部長】アスファルトだけでなく、コンクリートもということだと理解しております。

土木部の事業は、道路だけではなくて河川もあります。道路もいろんな造り方がございます。事業について、終わるものがあれば新しく立つものもあり、補修も必要なものもございます。その中で、やはり事業量を確保するということは目標にはできませんけれども、必要な整備は本当にまだまだ、委員にもご理解いただいていると思いますが、まだ道半ばだと思います。そ

の整備に必要な予算をしっかりと確保して、必要なものを進めていくということが必要だと思っております。

その中で、強靱化の話をさせていただきましたけれども、5か年加速の取組が令和7年度までということで、その先のことがまだ決まっていない状況でございます。しっかりそこに向けた中期計画を国の方につくっていただいて、その後の道筋をしっかりと確保していく、その後の予算もしっかり確保していくということが、今非常に必要な時期だと思っておりますので、そこにしっかり注力して進めてまいりたいと思います。

【中島委員】おっしゃるとおりでございます、国の方がどう変わろうが、我々県としても確実な事業の予算の確保にはしっかりと取り組んでいただきたいと思います。今後ともよろしくお願ひしまして質問を終わらせていただきます。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

【初手副委員長】それでは、質問をさせていただきます。

まず、1点目は石木ダムの関係について質問をいたします。

先ほど来から説明がっておりますように、公共事業評価監視委員会の意見書が出されまして、るる内容的な説明をいただいたところでありますけれども、その関係で1点まずお尋ねします。

この事業計画変更の内容について、住民、あるいは関係者等に対してはどのような形で周知を考えておられるのか、この件について、まずお尋ねをいたしたいと思います。

【小川河川課長】事業変更の住民への周知についてのお尋ねですけれども、まず、川原地区にお住まいの13世帯の皆様には、話し合いの実現に向けた努力を続けたいというふうに考えてお

ります。この話し合いを通じて、13世帯の皆様には周知していきたいと考えているところでございます。

また、川棚町の町民の皆様には、新聞折込みの広告とか、その他の県民に対しては全世帯広報誌など、広報を活用して県民にわかりやすい広報活動を実施していきたいと考えているところです。

【初手副委員長】広報等を活用してということでありましたけれども、いかに浸透を図っていくかというのは、ほかの方法もあるかと思えますけれども、まずは基本的にはそういうことから始められて、状況を見ながら、いろんなご意見もありますでしょうし、いろんな機会を設けるということも、ぜひ含みを持って対応していただければと思っております。

次に、振興策の関連についてお尋ねをいたしたいと思います。これについては、るる、常々素案づくりに着手して今取り組んでおりますというふうなご説明をいただいておりますし、今、大久保委員の質問にもそのような捉え方のご説明をいただいたというふうに思っております。

素案づくりというのが、どこまでの枠でつくられるのかというのは非常に難しい面もあるかと思えますけれども、あまり詰めすぎても新しい案の入る余地がないという面もあるかと心配しますけれども、素案づくりの進捗状況、幾つかは川棚町から要望も出されておりますので、その辺についてどのように対応してこられたのか。そしてまた、その流れ、手順ですね、今後どのような形で素案づくりをされていくのか、その辺についてご説明をいただきたいと思います。

【小川河川課長】地域振興策の具体化に向けて、進捗状況と今後の予定についてご説明いたしま

す。

これまでに、指定ダム等の指定は、昭和57年に指定を行っております。国土交通大臣によります水源地域の指定は平成31年に終わっていきまして、現在、水源地域整備計画の策定に向けて作業を行っているところです。

水源地域整備計画決定までの手順としましては、水源地域整備計画素案について、地元川棚町長の意見を聞き、県知事による原案の作成後、国土交通大臣へ申請し、正式決定となります。

現在は、地元の意見を最大限に取り入れるため、石木地区、木場地区、岩屋地区、3地区との懇談会の実施を予定しています。今、その懇談会の日程を調整中でございます。

懇談会でいただいた意見を、現在策定中の素案に反映させて、佐世保市、川棚町とともに、地域振興策の検討を進め、水源地域整備計画の早期策定に努めていきたいというふうに考えております。

【初手副委員長】具体的にこれからのことでありますので、なかなか説明しにくい面があるかと思っておりますけれども、ぜひいろんな形での協議をしていただければと思います。

次に、2番目ですけれども、県と佐世保市、川棚町と、地元の意向を踏まえて地域振興策についてご議論をいただくメンバーになりますけれども、この協議の状況といいますか、今までも何回か話された経緯もあるかと思うんですけれども、その辺についてはどのような状況があるのか、お答えいただきたいと思っております。

【小川河川課長】県、佐世保市、川棚町との協議の状況についてですけれども、令和6年度に2回、県、佐世保市、川棚町の担当で「石木ダム建設事業促進調整会議」というのを実施しております。今後も実施予定としており、この中

で地域振興策について議論していきたいと考えております。

先ほど申し上げました日程調整中であります石木地区、木場地区、岩屋地区の懇談会は、この実施結果を踏まえて、また再度協議を重ねていきたいと考えているところです。

【初手副委員長】ちょっと確認をさせていただきます。私の聞き漏れがあったかと思うんですが、ダム中心地域、木場、石木、岩屋の方々とは、今後、懇談の場を設けていく。その経過を踏まえて、協議の経過を踏まえて懇談の場を設けていくというふうに理解をしてよろしかったんですかね。

【小川河川課長】そのように理解されて結構でございます。

【初手副委員長】次に、先ほどご質問もございました振興策の素案の内容です。このメニューですけれども、これはソフト、ハードとそれぞれあるかというふうに思います。

先ほどの答弁の中で、ソフト関係については川棚町からの要望があれば検討していくというような聞き取り方を私はしたんですけれども、県の方からこういったやり方とか、こういったものがありますよというような、そういう指導といったらあれですけれども、助言的なものとか、そういうふうな姿勢、考え方というのはお持ちではないんですか。

【岩永河川課企画監】今年の2月に川棚町長から、この水源地域整備計画についての要望というのをいただいております。その中には、付替県道ができることによって、地元地区から町に出るまでの距離が延びるということもあって、そのようなことに対する対策ができないのかというような意見もいただいております。そういったことに加えて、他ダムの事例とか、そうい

ったものでソフト的に支援するものが考えられるということであれば、そちらについては対応していきたいと考えております。

【初手副委員長】2月に出された分は私も承知いたしております。

要は、一番基本的な部分といいますか、地元の方が話し合って、いろいろ協議をされて絞って出された分があるかと思うんですね。実際、これからそれを具体化というか、つなげていって全体的な振興策の枠をつくっていくということになりますので、その過程の中でまたいろんな考え方、知恵が出てくるんじゃないかと。それに対しての対応というのは当然県としても柔軟に対応していただくべきだというふうに思っておりますけれども、実際どういったものが、今後、枝葉をつけて出てくるかは今からの課題ですし、それに期待をしたいと思っておりますけれども、その辺についての捉え方はそのように理解してよろしいですか。

【吉田土木部次長】地域振興策につきましては、石木ダムハード、ソフトも含めてご答弁させていただきますけれども、他県の取組事例などを踏まえますと、どうしてもやっぱり県の方が情報収集等は容易にできるというふうに思っておりますので、他県でこういった取組をして交流人口が増えたとか、そういった事例については我々の方でも調査をして、地元川棚町も含めてご提案していくという形で我々としても積極的に関わっていききたいというふうには考えております。

【初手副委員長】ありがとうございます。ぜひそのように対応していただければと思っております。

次に、今回、公共事業評価監視委員会から事業評価の意見書が出されました。これを受けて

工期が延長されたということは、一つの目標設定ができたというふうに位置づけていいと思うんですけども、私の解釈では、基本的に周辺整備事業の完成年度とダムの完成年度は同じでなければならないと。表現的には違うかもしれませんが、同時なんだというふうな理解を私としてはしているんですけども、その辺の解釈についてはどうなのでしょう。

【小川河川課長】現在、水源地域整備計画の素案を作成中でございまして、今後、水源整備計画の決定に向けて、地元の意見も反映して、佐世保市、川棚町と一緒に進めていく予定でございます。

この地域振興策につきましては、副委員長おっしゃったとおり、ダムの完成時期と合わせて地域振興策も完成しなければいけないというふうに思っております。したがって、令和14年度の完成に向けて整備しながら努めていきたいというふうに考えています。

【初手副委員長】そのように理解をいたします。

これから、素案作成、そして協議を重ね、計画の策定、その決定、そして国への申請を行い、事業認可をいただいて予算化という手順になるかというふうに理解しております。

そして、それを受けて事業実施、完成というふうに流れていくと思いますけれども、期間が限られてくると、一定の期間の中で事業が集中するといいますか、そういった面もあるんじゃないかというふうに思いますけれども、そういった時にダム完成までに間に合わないというのが、内容によってはひょっとしたら想定されるかもしれないんですけども、そういうことを踏まえると、予算がつかなければできませんけれども、できる事業から前倒しにしていくとか、事業に着手していくとかという柔軟な対応とい

いますか、可能なのでしょうか。その辺についてご見解をお尋ねいたします。

【小川河川課長】水源地域整備計画が決定した後、対策を進めていくわけですけれども、この間、佐世保市と川棚町と協議を行って、できるものからやっていくというふうに柔軟な対応をもって、何とか令和14年度までに完成に導きたいというふうに考えているところです。

【初手副委員長】ご答弁、いろいろとありがとうございます。地域振興策は、いつも申しますけれども、やはりこれからのまちづくり、地域がどう変わっていくか、子や孫の代までダムができてよかったというそういう位置づけにぜひあってほしいと思っておりますので、これからいろんな議論を重ねていただき、地域の要望も組み入れていただきながら、地域振興策ができることによって、ダム建設に対する理解も深まっていくというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

次に、港湾の関係でお尋ねをいたしたいんですけれども、東彼杵町に川棚港の自然災害防止事業というのを今実施していただいております。3つの堤防があるんですけれども、今、一つが完成して、残り2つがこれからというふうに聞いております。前倒しで取り組んでいただくというご答弁もいただいておりますし、今、少しずつ現場では、船が動きながら事業を進められているんだというふうに理解をしているんですけれども、今後の進捗状況と、もしよければ完成時期を、早くなるかと思うんですけれども、その辺についての状況を教えていただきたいと思います。

【松本港湾課長】小音琴地区におきましては、高潮越波対策として、先ほど委員のおっしゃるとおり、離岸堤の整備を進めておりまして、地

域の方の安全・安心を確保するためには、早期の完成が必要というふうに考えております。

その中で、他工区との工事の施工調整というのは出てくる可能性はあるんですけれども、今の予定でいいますと、今年中に最終工区の工事を発注したいと思っております。

その上で令和7年、来年度中に全ての工事を完成させたいというふうなスケジュールで進めていきたいと考えています。

【初手副委員長】当初よりも、大分前倒しになってきたかと思えますし、令和7年度という一つのめどをつけていただいておりますので、楽しみにさせていただきたいと思えます。

自然災害というのが、今ひどくなっておりますし、一日も早い完成で安全・安心なまちづくりの一つとして取り組んでいただければと思いますので、ぜひ一日でも早い完成をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

次に、東彼杵道路の関連についてお尋ねをさせていただきますと思います。この件につきましては、もうたびたび申し上げておりますし、いろんな形で積極的に取り組んでいただいていると思っております。

先般の8月28日は、東彼杵道路建設促進期成会の要望活動も行われましたし、土木部長からも丁寧なご説明をいただいたところでございますし、県議会の方にも議長に要望を期成会の方からさせていただいております。

そして、環境影響評価につきましても、この前、6月6日には審査会が開かれたという情報もいただいております。順調にといえますか、手順を踏んで進められているとは理解をしておりますけれども、いかんせん、できれば早くという気持ちもございますし、今の進捗状況、これ

からの見通し等について、いろいろ報告いただければ大変ありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

【北原道路建設課長】東彼杵道路につきましては、これまでに計画段階評価の手続きが完了し、現在、環境影響評価、環境アセスメントの手続きが、委員おっしゃるとおり進められております。

そういう中で、先般、評価項目の方法や案が示された方法書が示されたところでございます。

今後は、国において、いよいよ現地の調査、予測、評価が実施されてまいります。

その後、対策等の検討も開始され、評価結果の案をまとめた準備書が作成されるとともに、都市計画の手続きも進められる見込みとなっております。

県としましては、引き続き、早期事業化に向けて、これらの手続きが円滑に進むよう、国と調整を図ってまいりたいと考えております。

【初手副委員長】環境アセスの件でお尋ねをしたいんですが、委員会が進められて、会議を開いて審査会が開かれております。この環境アセスについては、私の記憶では、今年の1月から具体的に始まって、大体3年ぐらいかかるとか聞いていますけれども、今から仕上げて、実際の環境状況を把握されてというふうな話も聞いていますけれども、あと3年ぐらい環境調査というのはかかるという見通しになるんでしょうか。

【北原道路建設課長】現在のところ、実際に調査を行います国から、具体的な工程はまだお示しされてはおりません。ただ、想像するに、今回、延長も長いですし、エリアも広うございます。調査する項目も多数に及びますので、相応の調査に関する年数はかかるかというふうに

推定しているところでございます。

【初手副委員長】環境調査というのは、ちゃんと手順を踏んで、内容を把握してやっていかなければなりませんので、当然期間も必要かというふうに思っております。いずれにしても、東彼杵道路の位置づけは大変重要な位置づけになっておりますので、県北とのつながりも含めて、ぜひ今までどおりの位置づけの中で積極的に取り組んでいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】ほかに質問がないようですので、土木部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 2時38分 休憩 —

— 午後 2時40分 再開 —

【千住委員長】委員会を再開いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は、午前10時から委員会を再開し、文化観光国際部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 2時40分 散会 —

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和6年9月25日

自 午前 9時59分
至 午後 2時37分
於 委員会室 3

国際観光振興室長（参事監）	小宮 健志 君
物産ブランド推進課長	松尾 泰子 君
国際課長	貝淵 裕幸 君
国際課企画監 （平和推進・国際協力担当）	久間 哲彦 君
スポーツ振興課長	川瀬 亨介 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	千住 良治 君
副委員長(副会長)	初手 安幸 君
委 員	田中 愛国 君
〃	外間 雅広 君
〃	深堀ひろし 君
〃	中島 浩介 君
〃	ごうまなみ 君
〃	山本 由夫 君
〃	饗庭 敦子 君
〃	本多 泰邦 君
〃	大久保堅太 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

文化観光国際部長	伊達 良弘 君
文化観光国際部政策監	村田 利博 君
文化観光国際部次長	加藤 一征 君
文化振興・世界遺産課長	園田 貴子 君
文化振興・世界遺産課企画監 （世界遺産担当）	園田幸四郎 君
ながさきピース文化祭課長	山浦 義次 君
ながさきピース文化祭課企画監 （国民文化祭事業担当）	小柳 剛志 君
観光振興課長	長野 敦志 君

6、審査の経過次のとおり

―― 午前 9時59分 再開 ―

【千住委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

これより、文化観光国際部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から、4月の人事異動後、これまでの委員会に出席がなかった新任幹部職員の紹介を受けることにいたします。

【伊達文化観光国際部長】おはようございます。

それでは、本日出席をしております文化観光国際部の新任幹部職員のうち、4月の人事異動後、これまでの委員会に出席がなかった職員を紹介させていただきます。

〔各幹部職員紹介〕

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【千住委員長】 それでは、これより審査に入ります。

【千住分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

文化観光国際部長より、予算議案の説明を求めます。

【伊達文化観光国際部長】 それでは、予算決算委員会観光生活建設分科会関係議案説明資料の2ページをご覧ください。

文化観光国際部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第82号「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分であります。

歳出予算で、企画費881万7,000円の増であります。

この結果、令和6年度の文化観光国際部所管の歳出予算総額は、53億2,371万4,000円となります。

歳出予算の内容について、ご説明いたします。

「ツール・ド・九州2025」大会開催に向け、大会実行委員会における準備、運営及び県民の機運醸成、広報にかかる取組に要する経費として、ツール・ド・九州開催準備事業費881万7,000円を計上いたしております。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【千住分科会長】次に、スポーツ振興課長より補足説明を求めます。

【川瀬スポーツ振興課長】 ツール・ド・九州開催準備事業費について、補足してご説明いたします。

分科会補足説明資料の4ページをご覧ください。

予算額は881万7,000円です。

国際サイクルロードレース「ツール・ド・九州2025」の開催に向け、大会実行委員会において準備及び運営に関する事業を行うとともに、県民の機運醸成、広報にかかる取組を実施しようとするものであります。

主な事業内容ですが、開催県等で構成される実行委員会による開催準備及び運営の実施に対

する負担金として300万円、また県民の理解促進と機運醸成を図るための取組として、まず佐世保市を中心とした地域におけるPRイベントの開催、次に、県内各地の地域イベント等における大会及びサイクルツーリズムのPRの実施、最後に、ホームページやSNS等を活用した本大会や観光情報の発信、これらについて581万7,000円となっております。

大会開催は来年度になりますが、その開催に向けた準備として、今年度、佐世保市と一緒に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【千住分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【田中委員】 このツール・ド・九州開催準備事業関係で、これは県北対策と言われているみたいだけれども、我々も全体像があまりわからない。来年あるにしても、市民の皆さんに、どういうものですと、もう少し全体像を、特に、来年度予算で県がどのくらいの予算を組む予定なのか、その予算の内容が財源的にはどういうものを使うのか、そこら辺をお聞かせ願いたいと思います。

【川瀬スポーツ振興課長】 まず、全体的な話ですけれども、残念ながら国の審査で不認定となりましたIR区域整備計画において、MICEに係る取組として、国際スポーツ大会、イベントの誘致を推進することになっておりました。そして、今回、佐世保市から、IRレガシーを活かし、県北地域を早期に盛り上げる取組として、ツール・ド・九州2025の佐世保市での開催が希望されたものです。今後、政策企画課を中心に検討

していく県北地域の振興対策の一つとなると考えられることから、県としても、その趣旨に賛同し、まずは競技への距離が短く観戦しやすいクリテリウムの開催に手を挙げたものです。

なお、コースについては、まちなかを優先的に、複数案で検討しているところでございます。

佐世保市での開催実現に向けて、県、市が連携して力を注いでまいりたいと考えているところです。

次に、委員ご指摘の来年度、大会本番の時の予算規模でございます。現在のところ、佐世保市、まちなかでのクリテリウム開催ということで検討しているところですが、コースについては、まだしっかり決定をしているところではございません。

また、このコースでの競技は実施するんですが、それ以外にも、経済波及効果を高めるための取組、大会、イベントだけに来てもらうのではなくて、その前後に、盛り上げるような取組も実施しながら、佐世保市と一緒にって効果を高めていきたいと考えているところでございます。

そうしたことから、現在のところ、来年度の予算規模についてはまだ検討中でございますが、他県の状況、福岡県、熊本県、大分県が既に令和5年度に1回目を開催しております。その事業規模から言いますと、福岡県は、クリテリウム方式と、あとロード、両方やっておられますが、福岡県においては、レース本番の年に、2億5,000万円程度の事業規模でございました。次に、熊本県と大分県においては、1億円程度の規模となっております。この内訳としましては、先ほども言いました実行委員会、九経連と開催県等による実行委員会を立ち上げるんですが、その実行委員会に支出する負担金、あと県

独自の取組として、先ほども言いました県内を盛り上げる取組を3県とも実施されております。そういった先催3県の実施状況も参考にしながら、来年度の予算要求に向けては、佐世保市と一緒にって検討してまいりたいと考えております。

【田中委員】 それと、イメージがまだあまりわからんのだけれども、ツール・ド・九州2025、これは自転車なの。自転車だけで行ったり来たりするわけ。それに皆さんがいっぱい集まってくるわけ。不思議だなあと。そして、しょっちゅうやれるわけじゃなくて、誘致してやるわけね。原点は、佐世保市が希望したということね。県じゃなくて、佐世保市が希望して、県がそれに応じて、やってやろうということになったと。そこら辺は間違いないんだね。それが県北対策と。

何かIRの関係で簡単に県北対策とか言ってもらったって、ちょっと私は不可解なんだけれどもね。やっぱりIRというのは、1万人の雇用と3万人のまちづくりだったんだ。一過性のものじゃないんだ。それと対比することはちょっと無理な話なんだけれども、しかし、IRの関連で一つの県北対策と言われれば、ああ、そうかなと思うけれども、もうちょっと何かないのか。パンフレットみたいな、何かいろいろと。

【川瀬スポーツ振興課長】 失礼しました。まず、ツール・ド・九州についてご説明さしあげたいと思います。ツール・ド・九州については、令和元年の九州地方知事会、九州地域戦略会議において、経済団体の方から提唱されたものでございます。もともとよく聞く名前として、ツール・ド・フランス、そういった世界でも自転車で盛り上がっているところがございます。国内においても、国際ロードレースと言われるもの

が8大会開催されております。そういった中、先ほど申しました令和元年の九州地域戦略会議において、経済団体の方から、九州地域を盛り上げるために、ぜひ国際自転車ロードレース大会を実施しようというのが提唱されたところでございます。

これについては、2019年ラグビーワールドカップ、九州では、福岡、熊本、大分が開催県となりましたが、また平成29年の九州北部豪雨、福岡県、大分県、また平成28年の熊本震災、そういった震災からの復興のシンボルとしても開催したいというところで、九州地域戦略会議において開催が決定され、まずは福岡、熊本、大分で昨年度から開催されたものです。

当然、長崎県においても開催に向けて検討をしていたところ、今回、佐世保市の方から、ぜひ一緒にやりたいという声がかかって、県としてもやっていこうということで、今後、まずは来年度に向けて、長崎県と佐世保市で実施に向けて取り組んでいくというところでございます。

【田中委員】全体像がちょっとわかりづらいというのは事実なんだ。市民の皆さんから聞かれた時に、我々はやっぱり説明をする責任があるわけだ。「知りません」と言う、ちょっと足引っ張るような形になるのでね。だから、後日でいいから、もうちょっと詳しいものを、市民向けにお話ができるような資料が欲しいというのが1つと、もう一つは、IR対策。IRがだめになった、その対策ということになると、私、ちょっと漏れ聞いたんだけど、これは佐世保市内の駅周辺でやるのかな。国道35号かなにかでね。それよりも、もしやるとすれば、企画があるとすれば、やっぱりハウステンボス周辺で。ハウステンボスが一番。昔、江上、針尾島、宮、あそこら辺周辺がIRが来るということで10年

ぐらい経済活動がストップしているようなものがあったわけだからね。だから、ハウステンボス周辺でやって、ハウステンボスに宿泊でもどんどんしてもらえば、それはハウステンボスも助かるんだろうけれどもね。

佐世保市対策、県北対策より、IRは、むしろ3キロ、5キロの周辺が一番迷惑被ったんだよ。10年間ぐらいIR、IRと言ってきたのだから。何でも「ちょっと待て」。IRが来ればどんどん変わっていくから、いろいろな経済活動までストップされてきたんだ。それに対応するようなものであるならば、私は、ハウステンボス周辺でやるべきだと思うし、自転車というと、過去、大村湾一周で何か企画があったような記憶もあるんだけどね。そのものをやる方が本当は地元対策なんだろうけれどもね。その内容がもう大体決まってしまうているの。お聞かせください。

【川瀬スポーツ振興課長】委員から今、話がございましたように、今のところ、県と佐世保市としては、駅周辺のまちなかで開催することに向けて取り組んでいるところでございます。

一般社団法人ツール・ド・九州が事務局でございますが、既に、その事務局にいる競技ディレクターとして海外の自転車ロードレースにも精通した方がいらっしゃるんですけれども、その方の視察も受け、まちなかでの開催に向けて準備を進めているところでございます。

【田中委員】どのくらいお客さん集まるんだろう。宿泊がどのくらいあるんだろう。過去の実例があるんだろうから、想定できる範囲でお聞かせください。

【川瀬スポーツ振興課長】観客数についてでございます。比較しやすいのは、先催県で、既に開催された福岡県の小倉開催でございます。昨

年の大会は、九州で4ステージで開催されたんですけれども、そのうち唯一、小倉クリテリウム、佐世保市と同じ開催方式です。説明が漏れていたんですけれども、サイクルロードレースについては、クリテリウムとロードの2種類がございます。クリテリウムについては、2キロ弱のコースを20周、30周するものでございます。また、ロードレースについては、100キロから150キロのコースを一筆書きで走る、そういった走行方式でございます。今回、佐世保市が手を挙げているのはクリテリウム方式でありまして、まちなかの一周2キロ弱のコースを周回する、そういった走行方式になっております。

先ほど言いました昨年度の開催においては、小倉クリテリウムが佐世保市と同じ開催方式でございますが、小倉クリテリウムにおいては、1万6,000人の規模の参加者、観客があったというふうに聞いております。ですから、佐世保市開催においても、この1万6,000人というのが一つのライン、基準になってくるかと思っておりますので、今のところは、まだコースをしっかりと確定したわけではないんですけれども、今後、観客数であったり、あと経済波及効果については、九経連とか一般社団法人ツール・ド・九州と連携しながら、そういった算出を進めてまいりたいと考えております。

【千住分科会長】ほかに、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】ほかに、質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので採決を行います。

第82号議案のうち関係部分については、原案のとおり、可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、第82号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

【千住委員長】次に、委員会による審査を行います。

文化観光国際部においては、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、陳情審査及び議案外の所管事務一般について質問を行います。

まず、文化観光国際部長より所管事項の説明を求めます。

【伊達文化観光国際部長】文化観光国際部観光生活建設委員会関係説明資料をお開きください。今回は、当初版のほか、追加1、追加2もお配りをしております。

まず、当初版の2ページをお開きください。

議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

（日本遺産「国境の島」について）

平成27年度に日本遺産の認定を受けた「国境の島 壱岐・対馬・五島」につきましては、文化庁の日本遺産審査・評価委員会において、令和3年度から3年間取り組んだ実績や今後6年間の取組計画について評価・審査が行われ、認定を継続することが去る7月23日に公表されたところであります。

これまで、ガイド育成や多言語化の推進などの受入環境整備、ガイドブックやSNS等による情報発信、シンポジウムの開催等による普及啓

発、旅行商品の造成支援などに取り組んできたところでありますが、今後も引き続き、これまでの取組を進めていくとともに、日本遺産認定10周年を迎える令和7年度には、更なる認知度向上や誘客促進のため、関係市町や民間団体等と連携し、首都圏におけるメディアキャラバンの実施のほか、記念イベントの実施、新たな旅行商品の造成支援等に取り組み、交流人口の拡大や地域活性化を図ってまいります。

ここで追加1をお開きいただき、2ページをご覧ください。

（ながさきピース文化祭2025について）

「ながさきピース文化祭2025」については、去る9月14日に出島表門橋公園において開催1年前イベントを実施いたしました。イベントでは、カウントダウンボード除幕式をはじめ、「がんばくん、らんばちゃん」による文化祭の法被のお披露目、保育園児による龍踊の演技等を行い、文化祭開催を広くPRしたところであります。

なお、カウントダウンボードは、県庁エントランスロビーのほか、多くの方々の目に留まるよう、長崎県の玄関口である長崎空港、長崎駅、佐世保駅に設置することとしております。

また、9月15日には、長崎県美術館において開催1年前プレイベントとして、障害の有無に関わらず、みんなで一緒に絵を描く参加型アートイベントを実施し、多くの方にご参加いただきました。

県といたしましては、市町及び文化団体等と協力し、こうしたプレイベントに加え7月から募集を開始した応援事業の推進により更なる機運醸成や広報啓発を図るとともに、引き続き文化祭の各種事業の磨き上げなど準備を進めてまいります。

ここで当初版2ページへお戻りをお願いいた

します。

（観光の振興について）

令和5年の本県の延べ宿泊客数は、対前年比15.9%増の732万人となり、本県への観光需要は、前年に続き回復に向かっており、外国人延べ宿泊者数についても、令和5年5月に水際措置が終了したことなどから、対前年比379.8%増の54万5,000人となっております。

また、令和6年4月から6月までの主要宿泊施設の延べ宿泊客数は、前年同期と比べ0.6%の減となり、昨年実施した全国旅行支援等の効果に対する反動減がみられるものの、修学旅行や外国人宿泊客が引き続き堅調に推移するなど、前年と同程度を維持しております。

こうした中、今後も拡大が見込まれる観光需要を着実に取り込んでいくためには、魅力ある観光まちづくりや効果的なプロモーションを推進し、県内周遊につなげることが重要であります。

本年3月から開始した「ながさき大村湾サイクルージング」については、第2弾として、9月から11月までの週末を中心に大村湾南部地域の4つのエリアでの催行を予定しております。春に実施した第1弾における課題をふまえ、時津以外の各エリアからの乗り込みが可能となるなど利便性の向上を図ったほか、複数の体験予約サイトを活用した販売促進などに取り組んでいるところであり、引き続き、市町と連携し、地元事業者を中心とした取組を支援してまいります。

また、県と株式会社ポケモンとの連携協定による取組の一環として、県内5か所にポケモンが描かれたマンホール「ポケふた」が設置されたところであり、本年11月から来年2月まで、「ポケふた」や県内各地の観光スポットを周遊

するスタンプラリーを実施することとしており、県内への誘客と周遊の促進に努めてまいります。

宿泊業界における海外大学からのインターンシップ受入支援については、去る7月25日にネパール国を訪問し政府関係者と協議を行い、長崎県旅館ホテル生活衛生同業組合、本県の3者で、人材確保・育成および交流に関する連携に向けて合意を得たところであります。

引き続き、本年11月の受入に向けて準備を進めるなど本事業の円滑な実施に努めるとともに、観光関連産業における人材確保・育成に向けて支援してまいります。

（インバウンドの推進について）

インバウンドについては、更なる誘客拡大を図るため、今年6月に開催された香港最大の国際旅行博「香港国際旅行展」に本県ブースを出展したほか、8月には台湾で開催された九州観光説明会・商談会に参加し、本県の観光情報のPRを行ってまいりました。

また、地元市町や関係事業者等と連携し、飲食店等のメニュー多言語化などの受入環境整備や個人旅行化の一層の進展を見据えたSNS等による継続的な情報発信に取り組んでおります。

そのほか、特に欧米豪の富裕層等に訴求するアドベンチャーツーリズムを推進するため、九州観光機構や各市町と連携し、観光コンテンツの造成に取り組んでおります。

クルーズについては、今年の入港数が、先月8月末までに171回と、昨年の入港実績である133回を大きく上回っており、順調に回復しております。

引き続き、SNS等を活用した本県ならではの情報発信や、国際旅行博へのブース出展、観光商談会の開催をはじめ、旅行会社や船会社へのセールスなど現地での積極的なプロモーション

を展開し、本県の認知度向上と誘客拡大を図ってまいります。

（国際航空路線の運航について）

長崎～ソウル線については、平成31年3月から運休となっており、県においては、この間、再開に向けて航空会社に対するトップセールスをはじめ、旅行会社等への働きかけや協議を続けてまいりました。

こうした中、9月13日から22日にかけての、韓国からのインバウンド客を対象とするチャーター便の運航に続き、本年10月27日からは、大韓航空により長崎空港と仁川国際空港を結ぶ定期便が週4便で運航再開の運びとなりました。

運航再開に先立ち、8月22日、23日には、知事や経済界等で韓国を訪問し、大韓航空本社や旅行会社等において、長崎～ソウル線の今後の安定運航及び利用促進に向けた意見交換や本県のPR等を行ってきたところであり、今後、世界的なハブ空港である仁川からのインバウンド誘客拡大につなげてまいります。

長崎～上海線については、本年が定期航空路線開設45周年にあたることから、去る9月4日から6日まで、知事を団長とする記念訪問団として、県議会議長をはじめ、県議会の皆様とともに、上海市を訪問しました。

今回の訪問では、中国東方航空の王志清董事長と面会し、これまでの長年に渡る運航に対するお礼や今後の50周年に向けた同路線の維持・発展について意見交換を行うとともに、在上海日本総領事館のご協力のもと、現地旅行会社等に本県の観光等の魅力を発信する説明会を開催いたしました。

引き続き、東アジアをはじめとする国際航空路線の誘致活動や利用促進について、積極的に取り組んでまいります。

（県産品の振興について）

首都圏における情報発信拠点「日本橋 長崎館」では、県内事業者のテストマーケティングの場として設置した「チャレンジコーナー」において、8月からテスト販売を開始し、購入者からの意見等を事業者へフィードバックすることにより、県内事業者の商品開発や改良に繋げていくこととしております。

また、店舗への誘客促進を図るため、8月からは長崎が舞台のモデルとなっているアニメ映画「きみの色」のパネル展示と、長崎スタジアムシティの開業に向けた店内装飾を行い、9月にはV・ファーレン長崎のクラブマスコット「ヴィヴィくん」との触れ合いイベントを実施したところです。

今後とも日本橋長崎館の効果的な活用に取り組むとともに、本県の総合的な情報発信に努めてまいります。

県産酒の振興については、飲食店や酒飯店等を対象に県産酒の特長や飲み方の理解を深めていただくため、9月4日に「さけくらべ長崎」を開催しました。昨年度実施した県産酒の味覚分析結果を活用した魚料理とのペアリングや飲食店で再現しやすい飲み方などの提案を行い、来場した多くの方に県産酒の魅力をPRすることができました。

県産品の輸出促進については、海外における販路の拡大や新規開拓を図るため、現地との結びつきが強い商社等と連携し、7月に台湾のバイヤーを招聘、8月にマニラ及び香港にて展示会等への出展を実施したところであります。

今後とも、現地におけるテスト販売や試飲商談会、飲食店・小売店でのフェアを実施し、県産品の輸出促進に取り組んでまいります。

（核兵器廃絶に向けた取組）

去る7月22日から7月25日まで、核兵器不拡散条約の再検討会議・準備委員会に参加するため、馬場副知事がスイス・ジュネーブを訪問いたしました。

現地では次期SDGsの目標に核兵器廃絶を位置づけることで持続可能な世界の実現を目指し、広島県との共催による各国政府代表の方々への説明会や、オーストリア政府、広島県等との共催によるシンポジウムを開催いたしました。また、県・長崎市・長崎大学が連携して育成している、次代を担う若者「ナガサキ・ユース代表団」が開催した平和発信イベントに参加し、「長崎を最後の被爆地に」という平和のメッセージを世界に向けて発信してまいりました。

また、ラフメトゥリンNPT準備委員会議長やアメリカ合衆国のターナー軍縮大使など、核軍縮にかかる関係者と面会し、被爆地が果たすべき役割や、核兵器廃絶に向けた若い世代の育成・グローバルなネットワーク構築などについての意見交換を行いました。

今回得られた人脈・ネットワークなども活かしながら、一日も早い核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を目指して、平和発信事業の充実に努めてまいります。

（中国・福建省との交流促進）

去る7月29日、中国・福建省の周祖翼書記をはじめとする福建省代表団が、友好親善を目的として来県され、知事と徳永県議会議長との会談において、今後も様々な分野での交流を発展させていくことについて確認がなされました。

このほか、本県と福建省の友好交流に関する写真展や、福建省代表団を歓迎する夕食会の開催などを通して、両地域の友好関係のさらなる強化を図りました。

また、8月6日には、隠元禅師が長崎に渡来し

て今年で370周年を迎えることから、これを記念して福建省関係者との交流会を長崎市内で開催し、隠元禅師が伝えた芸術や食文化などの黄檗文化の発表を通じて、相互理解を深める機会となりました。

今後も、本県と福建省の相互発展のため、経済・文化・教育など様々な分野での相互交流事業を積極的に推進してまいります。

ここで追加2をお開きいただき、2ページをご覧ください。

（日本スポーツマスターズ2024長崎大会について）

シニア世代のアスリートによるスポーツの祭典「日本スポーツマスターズ2024長崎大会」につきましては、すでに、会期前実施競技である水泳、ゴルフ、空手道が行われ、あとは、今月27日に開催される開会式、翌28日から10月1日まで10競技が開催される本大会を迎えるのみとなりました。

高円宮妃殿下がご臨席される開会式では、本県の全国に誇れる食や県産酒による、おもてなしを行うなど、来場された皆様に、本県の魅力をしっかりと発信してまいります。

本大会が、多くの皆様の記憶に残る、魅力あふれる大会となるよう、市町や競技団体等と連携のうえ、残る準備に万全を期し、安全・安心な大会運営に全力を注いでまいります。

ここで当初版7ページへお戻りください。

（Bリーグの開幕について）

プロバスケットボールのBリーグ2024-25シーズンが10月3日に開幕し、B1 2年目となる長崎ヴェルカは翌10月4日、昨シーズン中地区3位の「サンロッカーズ渋谷」との開幕戦を長崎スタジアムシティのハピネスアリーナで迎えます。

今シーズンから新たに本拠地となるハピネスアリーナは、最先端の設備を擁し、収容は約6,000人分の座席を確保するなど、これまで以上に県内外から多くのファンやブースターの来場が見込まれ、国内最高峰のプレーを存分に楽しんでいただけるものと期待しております。

長崎スタジアムシティのピーススタジアムが新たな本拠地となるV・ファーレン長崎も念願のJ1昇格に向けて戦いを繰り広げているところであります。地元プロスポーツクラブの活躍は、県民に夢や感動を与え、地域の活性化にも大きく寄与することから、県といたしましても、引き続き全世帯広報誌等により試合情報の周知を行うほか、県民応援フェアの開催など、多くの県民の皆様に足を運んでいただけるよう努めるとともに、県議会をはじめ、市町や経済界・関係団体とも連携しながら、県民の皆さんとともにチームを応援してまいります。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜われますようお願いいたします。

【千住委員長】次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【園田文化振興・世界遺産課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本委員会に提出いたしました文化観光国際部関係の資料について、ご説明申し上げます。

お手元の観光生活建設委員会提出資料の2ページをお開きください。

令和6年6月から8月までの1,000万円以上の契約状況一覧表は、記載のとおりでございます。

次に、4ページをお開きください。

令和6年6月から8月までの期間に行われた陳情・要望に対する対応状況について、32ページまでに記載しております。

以上が説明でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【千住委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】 それでは、質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

【饗庭委員】 おはようございます。

質問させていただきます。今あった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」の中の陳情・要望に対する対応状況の23ページで、陳情番号20番の「外国人材の雇用促進と受入環境整備について」というところでお尋ねをします。

県の対応としましては、事業者が外国人材を受け入れる際に必要な各種情報の多言語化対応に関する支援制度について、国の助成金を使って対応可能というふうに書いてあります。今後、外国人材を活用することが、人手不足の折、増えるかというふうに思いますので、どのような形でこの助成金を使って行うのか、お伺いしま

す。

【貝淵国際課長】 委員ご質問の支援制度でございしますが、これは産業労働部の所管になりますけれども、厚生労働省等において、外国人材を受け入れた際に、企業の規約等の書類を多言語に翻訳するような支援制度があるとの報告を受けております。そういったものを活用しながら、外国人が働きやすい環境を整えていくということになります。

【饗庭委員】 所管が産業労働部ということですが、今後も、外国人を受け入れる際には、いろいろな形で外国人の方がわかりやすくするようにしていかれるということでしょうか。

【貝淵国際課長】 そういった環境をしっかりと整えてまいりたいと考えております。

本件陳情・要望にかかる「県の対応」の2つ目の丸で書いておりますけれども、外国人からの相談に乗るための外国人相談窓口の設置などの取組もしっかりと進めてまいります。

【千住委員長】 ほかに、質問はありませんか。

【深堀委員】 私も陳情・要望対応の件で、16、17ページですけれども、前議会の委員会の時も、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の支援の関係について少し質疑をしたんですけれども、17ページに書いてある構成資産の保護の欄ですが、文化財専門職員による技術的支援や財政的支援に加え、民間所有の構成資産に関しては、所有者の負担軽減を図るため上乗せして補助を行っている。その財源については、基金を設置し、企業等に寄附を呼びかけているということで、陳情に対する対応が載っているわけですが、文化財専門職員というのが実質的にどれぐらい配置をされているのか、基金の残高とその活用実績について、説明をいただきたい

というふうに思います。

【園田文化振興・世界遺産課企画監】世界遺産でございます潜伏キリシタン関連遺産は、国内法に基づきまして保護されています。具体的には、「文化財保護法」による保護を行っているところでございます。「文化財保護法」による保護を行うということは、文化庁からの補助金を活用しながら構成資産の保護ができるというものでございまして、本県の場合、文化庁補助金の所管課としましては、教育委員会の学芸文化課でございます。

委員お尋ねの文化財専門職員の配置につきましても、学芸文化課に配置をされている状況にあります。具体的には、原城跡などの史跡部門、それから外海の集落などの重要文化的景観、これで1名のご担当がいらっしゃいます。それから、大浦天主堂などの建造物関係で1名。それから、私どもの方でも調査事業をやっております。今回、潜伏キリシタンの関連する信仰用具調査を実施していますけれども、その担当を学芸文化課にも1名配置しておりまして、合計3名で世界遺産業務を担っていただいているところでございます。これにつきましては、私どもの世界遺産関係業務の課としては、連携しながら日々、保護を行っているところでございます。

それから、長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産基金の現在高ですけれども、現状につきましては、令和5年度末現在で約2億円となっております。

それから、この基金の実績でございます。この基金を活用した実績としましては、平成28年度に江上天主堂の保存修理事業に対しまして162万5,000円、平成29年度から30年度にかけて、大浦天主堂の外壁の美装化事業に対しまして346万6,000円、それから平成30年度から令

和2年度にかけて、黒島天主堂の保存修理事業、これに対しまして1,624万5,000円、合計2,133万6,000円を使用しているところでございます。

【深堀委員】詳細に、ありがとうございました。

基金の使用残高としては大体2億円ぐらいあって、これまでの使用実績としては2,100万円ほど支援をしているということですね。

この専門職員に対する財政的支援というのは特にあってないですか。今言われた3名、原城、大浦天主堂、そして学芸文化課ということで専門的職員を配置しているということですが、例えば、ここの職員を雇うことに対する財政的支援というのはあっているわけですか。

【園田文化振興・世界遺産課企画監】こちらの専門職員は、いわゆる教育委員会のプロパー職員ということで、こちらに対して、どこからの補助金 coming いるとか、そういうことはあつてないものと思います。学芸文化課からも、そのように報告は受けております。

【深堀委員】冒頭、細かい話ですけれども、この17ページに書いてある文章、「文化財専門職員による技術的支援や財政的支援に加え」と表現されていますよね。「文化財専門職員による技術的支援や財政的支援に加え」というふうな、ここの意味がどういうことなのかなというふうに思って今、質問しているんですけれども、どうですか。

【園田文化振興・世界遺産課企画監】ここは学芸文化課の方で記載しているところですが、文化財専門職員による技術的支援を行いつつ、それとは別に財政的支援ということで、これは国の補助金それから県の補助金、そういったものを活用するという意味で、「財政的支援」という表現になっていると思います。

【深堀委員】わかりました。そういうふうには理解をします。

当然、世界遺産はこれからもずっと適正な管理をしていくという意味では、この基金を積極的に企業の皆さんとかに寄附を呼びかけていくという行為は必要だというふうに思います。2億円の残高ができたということであったのですが、平均的に寄附が集まっているのであればいいんですけども、そのあたりがいつ集まったのか。登録当初に集まって、今は全く入っていないという状況であれば、先細りになるのは目に見えているし、そのあたりの状況と今後の考え方を教えてください。

【園田文化振興・世界遺産課企画監】委員ご指摘の基金につきましては、平成27年度に設立をしております。当然、世界遺産登録当時は、機運も高まりまして、一定程度多くの寄附金を頂いております。ただ、登録でその寄附行為が終了したかというところではなく、毎年ですけれども、一定の企業におかれましては、継続的に寄附金を頂いております。

先ほど2億円と申しましたけれども、累計では2億2,000万円の寄附を頂いております。約3億円という目標額を設定しており、進捗率で言いますと約7割といったところです。引き続き、寄附金のお願いを機会あるごとに行ってまいりたいと考えておりますけれども、コロナ等々もございまして、寄付金が鈍化しているというのは事実でございます。

【千住委員長】ほかに、質問はありませんか。

【どう委員】「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」の4ページで、陳情・要望対策についてのお尋ねを1ついたします。大村市からの要望で、「長崎空港の24時間化、運営民営化等の実現について」という項目になり

ますが、県の対応の中で、「昨年度は長崎＝羽田線における臨時便での実証運航を行ったところであり」という記載がございます。この長崎～羽田便の実証運航はどんな感じだったのか、具体的にお知らせください。

【小宮国際観光振興室長】大変申し訳ございません、所管が地域振興部の交通政策課でございますので、後日、ご確認いただければと思います。

【千住委員長】ほかに、質問はありませんか。

【田中委員】総括で一緒にやろうと思っていたけれども、陳情は陳情として、佐世保市からの陳情が出ていますよね。佐世保港におけるクルーズ客船の誘致、これは総体的に考えて、県がクルーズ船の誘致等々をやっているのは長崎港のためみたいな感じしか私は受けていない。だから、佐世保港、特に浦頭に私は関心を持っているんだけれども、浦頭の位置づけ的なものを長崎県はどう考えているのか。これは要望は要望として進んでいるとは思いますが、浦頭港の位置づけを聞かせてほしいと思う。

【小宮国際観光振興室長】佐世保港浦頭地区につきましては、供用開始以降、大型のクルーズ客船の入港が実績としてございますけれども、位置づけとしましては、三浦岸壁の方が非常に市街地に近いという立地もございますので、今後は、ハウステンボスとも連携を図りながら、クルーズのお客様をハウステンボスに誘客するような仕掛け、仕組み、また佐世保市内だけではなくて、ハウステンボスを中心とした周辺地域への周遊も期待されますことから、佐世保市と一体となって三浦それから浦頭へのクルーズ客船の誘客に取り組んでまいりたいと考えております。

【田中委員】浦頭に固執するのは、浦頭の港そ

のものは本当は県が責任持って管理しなきゃいかんかったんだ。もう昭和40年代だからね。50年ちょっと前。今のハウステンボスの針尾工業団地の一環として浦頭の港を県が佐世保市に整備させたんだよ。ところが、途中でほったらかしで、あそこはハウステンボスになって、工業団地との関係がなくなったんだ。それから数十年たった後、朝長市長が浦頭活用をやってくれたので、あの浦頭の港は40年近く死んでいたんだ。だから、佐世保港は佐世保市長の管轄だからということは認めるけれども、浦頭に関しては、私は、県は因果関係から、頭に入れておく必要があるということをあえて言わせていただこうと思う。

【小宮国際観光振興室長】田中委員からご発言ありましたけれども、私どもは、港湾管理者である佐世保市に全てをお任せしているわけではなくて、誘致については、佐世保市とも一体となって取り組んでおりますので、今後、長崎港、佐世保港、また県内の離島・半島地域の港もございますので、そういった県全体のクルーズ誘客につなげていくように取り組んでまいりたいと考えております。

【田中委員】 もう一つ、「県北地域における文化芸術の振興について」。これもずっと佐世保市の懸案事項なんだ。我々も知っていた。知っていたけれども、ハウステンボスにIRができるということで、美術館構想も間違いなくIRの中にあっただ。美術館、そういうものを入れる構想がね。県の美術館なんかより、もっとレベルの高い美術館等々がね。だから、IRが実現すれば、県北の美術館構想なんていうのは何の問題もなかったんだけどね。それがなくなったものだから、改めて佐世保市からの要望のこの県北美術館分館構想について、お願いします。

【園田文化振興・世界遺産課長】 県民の皆様が優れた芸術文化に親しみ、また参加できる機会を充実させるということで、佐世保市の方からも要望をいただいているところですが、親しみ、充実させるということは大変重要なことだとは考えておりますが、しかしながら、県政において様々な課題が山積する中、それらを優先して新たな施設を整備するということは、現在の本県の厳しい財政状況を踏まえたと、容易ではないというふうに考えております。

こうした中で、これまでも県美術館などの収蔵作品の展示を移動美術館やテレビ会議システムを活用した遠隔授業、県展の開催など、優れた美術作品の鑑賞機会を提供するように努めているところでございます。

引き続き、県北の市町とも協議しながら、県北地域での文化芸術振興に積極的に取り組んでまいりたいと思います。

【田中委員】 それはそれとして聞きました。わかりました。

部長に聞きたい。やっぱり長崎県全体として考える時に、IRがだめになった、県北対策どうするんだと。大きな課題だ。だから、部長として、佐世保市、県北からのいろいろな要望があった時には真摯に受け止めなきゃいかんと思うけれども、見解だけ聞かせてもらおう。

【伊達文化観光国際部長】 田中委員おっしゃるとおり、IRという産業振興にも雇用にも本当に大きなものが今回こういった形で認定されなかったということで、我々の観光部門にとっても、非常に大きなことかなと思っております。

現在、県北振興につきましては、企画部を中心に、その対応について様々な視点から、観光だけではなくて、産業振興、スポーツ振興、そういったいろいろな面から検討を進めていると

ころであります。そうした上で、我が文化観光国際部におきましても、佐世保・県北地域の振興というのは、これは本来、IRにかかわらず、しっかりと進めていくべきものかなというふうに考えております。

佐世保・県北地域には、当然でございますが、県内有数のテーマパークでありますハウステンボスもございますし、特にインバウンドにも訴求があります潜伏キリシタン関連遺産でございますとか、平戸城の城泊、そしてアドベンチャーツーリズムのコースであるとか、九州オルレ、こういった非常にいい観光資源も有しているところでございます。こうした魅力をしっかり佐世保・県北地域の国内外から多く観光客においでいただけるような観光コンテンツとして、広域周遊に結びつけていくようなしっかりとした商品をつくっていく必要があると思います。

そのためには、県だけではなくして、市町や観光関係団体そして観光関係事業者等としっかりと連携していく必要があるものと考えておまして、そうしたプロモーションでありますとか、新たな旅行商品の造成など、様々な観点から、しっかり連携して取組を進めていきたいというふうに考えております。

【田中委員】あえて言わせてもらったんですが、県北、特に佐世保、私が個人的に考えるには、もう観光振興ぐらいしかない。あまり何十年もかけないで四、五年で頑張るとすれば、観光しかないと思って、観光をどうやって高めていくか。私は議案外でやろうと思っていたんですが、ハウステンボスだ。ハウステンボスがお手上げしてもらっては困るんだ。ハウステンボスが唯一の観光資源。だから、ハウステンボスを中心として。クルーズ船だってそう。だから、サイクリングのやつ、あれなんかでも、

県がやるとしたら、できればこちら辺でやってほしかった。佐世保市がやると言ったということならば仕方ない。そんな感じで、観光しかないとあえて言わせてもらいたいと思うので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

【千住委員長】ほかに、質問はありませんか。

【大久保委員】続けて質問させていただきます。

陳情・要望の13ページに、これは平戸市からでございます。西九州自動車道一部開通ということで、これには書いてありませんけれども、来年、平戸インターが開通するということで、観光、誘客をさらに図りたいということで、県に要望だと思っております。

県北振興ということは午前中の今までも、ツール・ド・九州、クルーズ船報告等々で出ておりますけれども、私もこの前の一般質問においても、クルーズ船を、日本一のクルーズ県にすることによって、県北振興にもなるというふうに思っております。もちろん平戸に着くわけではないんですけれども、平戸に住む者として、まず県北は佐世保が玄関口となって発展することで、その波及を平戸市そして松浦市にもたらされるというふうに思って、佐世保振興、また県北振興としていつも捉えております。

先ほどは言わなかったんですが、ツール・ド・九州も、佐世保市と県が、1万6,000人を一つの目標として今、計画されているということで、平戸市にどれだけ波及効果があるか、県北振興という中でのイベントであれば、それは尋ねたかったんですが、あえてそこは質問はしなかったわけでございます。

そういった観点でいるんですが、私は今回、この要望、平戸インターができるということは、福岡からの沿線、福岡県だけでも50万人以上の窓口となると、そういった玄関口が

できるということは、そこに港ができるというふうに思っております。その中で、今、この県の対応を見ている、県北振興として踏み込んだところがあったのかどうか、そこあたりの見解を教えてくださいたいと思っております。

【長野観光振興課長】平戸市の要望についてのお尋ねですけれども、県北、特に平戸・松浦地域におきましては、福岡圏域からの入りというのが非常に重要だと認識しております。本県の旅行者の割合といたしましても、県外からの旅行者のうち、2割以上が福岡から来られているといった状況の中で、西九州自動車道が開通するというのは非常に大きな効果だと認識しています。

我々としましても、車を利用した形でのキャンペーンとしましては、こちらの回答にも書かせていただいたとおり、NEXCOと組みながら、いかに高速道路を使ってこちらに周遊していただくかといったところを今、取り組んでいるところでございます。

福岡圏域については、市町を中心にプロモーション等を行っているところでございますけれども、我々も、県北地域全体に観光客を誘客するためにはどうしていけばいいのかというのは、しっかりと地元とも話をしながらやっていきたいと認識しております。

【大久保委員】 ありがとうございます。

先ほど言うように、これからは、佐世保が中心で、海から、また鉄道で入ってくる。そしてまた、車社会でもありますので、今、その玄関口が西九州自動車道によって福岡からだいぶ近くもなってきましたし、費用も一番かからないというところで、長崎県にとっても、福岡県が一番近い道路交通網になってきます。やっぱりそういった観点を持って、これからの伊万里

湾沿線もしっかりと観光振興、また予算の手だても含めて、施策をつくっていくことは、私は長崎県の発展のためにも資するというふうに思っております。そういった観点を持って、いま一度、考えていただければというふうに思っておりますので、来年、平戸インターは開通しますけれども、そういったところで来年の施策をまた楽しみにしたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

【千住委員長】 ほかに、質問はありませんか。

【山本委員】 おはようございます。

1点だけ伺います。27ページですけれども、これも島原市の方からの要望ですが、その前に、25ページに、島原市の築城400年記念事業ということで、ご承知のとおり、島原城が今年、築城400年ということで、既にいろいろなイベントを始めているところでございます。9月から10月にかけて、特に10月19日、20日にかけてずっと、ブルーインパルスも来ていただきますし、そういった形で全体的に盛り上げていこうというような形で、既にご支援をいただいていると思いますけれども、引き続き、よろしくお願いしたいと思います。

それで、本題が27ページなのですが、「有明海沿岸4県で連携したプロモーションの強化及び県内各地への広域観光ルートの構築」ということで、これはずっと私も常々いろいろ可能性と、それからお願いをしているところですが、この中で、県の対応として、「九州観光機構を中心にプロモーションやコンテンツ造成に取り組んでおります。」、あるいは28ページの方には、「九州観光機構において、第三期九州観光戦略のもと各県とも密に連携しながら、インバウンドを含む九州への誘客と広域周遊に取り組んでいる。」というふうに書いてあります。九

州観光機構というのがかなり出てくるわけですが、けれども、本県もこの会員であり、しかも、部長は理事という形でご参画をいただいていると思うんですけれども、第三期というのは多分、今年度から始まっていると思うのですが、そういったところで従来の取組との違いといいますか、今回新たに何か取組もうとされているものがありましたら、ご紹介をいただきたい。

【長野観光振興課長】 現在、九州7県一丸となって、これは官も民も含めて取組もうということで、第三期九州観光戦略の下に取り組んでいるところでございますけれども、今後しっかりとインバウンドも取り込んでいこうといったところは、これは全体として継続してやっているところでございます。

それに基づくコンテンツづくり、そういったものをしっかりとやっていくということで、九州観光機構、あるいは地元の市町と一緒にしながら、コンテンツ造成に取り組んでいるところでございます。

先ほどの話の中でもサイクルの話がございましたけれども、サイクルツーリズムといたしまして、ツール・ド・九州のみならず、九州各県においても、そういったサイクリングコースを造っていこうということで、今回、島原においても、そういったコースの形成がなされているところでございます。

また、アドベンチャーツーリズムといったインバウンド向けのコンテンツについても、しっかりと雲仙中心として造成を続けているところでございます。

九州での取組のみならず、島原のこの4県の連携といったような取組でございますけれども、以前からご説明をさせていただいておりますが、我々も3県で、長崎、熊本、大分ということで

連携しながら取組を進めているところでございます。それに加えて、地元島原市においても、独自と申しますか、九州MaaSなど、いろいろなものを使いながら、対岸の大牟田といったところを結ぶ、例えば船のルートでございすとか、その先の列車のルートの切符の造成、そういったものをつくって、現在取組を進めているところでございます。

【山本委員】 ありがとうございます。

議案外でやろうかと思っていたんですけれども、今、インバウンドの話も出ましたので。先日、私どもの会派で九州観光機構に行っていました。それで、いろいろな説明を受けたり、意見交換をした中で、九州観光機構としても、今、台湾が熱いということで、台湾に力を入れていこうというふうな形の中で、いろいろな取組をしていこうとしています。

長崎県においても、台湾は国別に見ると韓国に次いで2位という形で、たくさんの観光客の方が来られている。それから、特に九州においては、現在、週に72便ですか、台湾の方に、長崎は来ていませんけれども、そういった形で九州に入ってきているんだと。だから、こういう観光客の方を、特に熊本の方にツアーというような形で呼び込んでいこうというふうな動きを九州観光機構の方でもなさろうとしている。そうなってきた時に、今申し上げたようなルートというのが、今まで以上に關心を持っていたきたいと思えますし、知っていただきたいし、利用していただきたいというふうなところで、少しその辺のところを、今までもやっていたいるんですけれども、より台湾に注力をしていくという意味で、新たな取組というものも含めて、また九州観光機構とも連携をしながら、それから他県とも連携をしながら進めていって

いただきたいと思います。こういう九州観光機構の特に台湾、商談会の話もさっき部長説明資料の中でもありましたとおり、商談会の方には長崎県も参加をされているということですが、そういった形で、より台湾ということに注力したような形で今後何か構想等がありましたら、ご紹介をいただきたい。

【小宮国際観光振興室長】 今、台湾の状況についてお尋ねがございました。台湾については、委員もご承知のとおり、これまでの中国との関係もございますので、慎重な対応が必要となってまいりますけれども、こういった経済また観光の分野におきましては、九州観光機構が主催で、先ほどの部長説明の中にもありました、本年8月、台北での九州観光説明会・商談会、こちらに観光連盟が参加をしております。この間、特に台北からは九州各県にエアラインが就航しております。本県も、東アジアのエアライン就航の一つのターゲットと捉えているのは事実でございます。

昨年、令和5年の1月から12月までの間に、観光庁統計の外国人宿泊客数のうち、本県には35万6,000人ほどいらっしゃいました。このうち約16%に当たる5万8,000人ぐらいが台湾からのお客様で、韓国に次いで第2位となっております。こういった主要なターゲット国・地域ということで、今後、私どもも、台北からのエアラインの就航等も念頭には置いておりますけれども、すぐすぐそういったエアラインの就航というのは現実的ではありませんので、まずはそういった福岡に入っている台湾のお客様、またTSMC等もでございます熊本からの誘客、福岡からは陸路、熊本からは海上、そういった様々な長崎へのルートもご紹介しながら、島原半島またはハウステンボス、佐世保地域への誘客の呼

び込みについても、九州観光機構と一体となって取組を進めているという状況でございます。

【山本委員】 ありがとうございます。

まさに今おっしゃったとおりだと思うんです。だから、その72便仮に入ってくる中で、大半が当然福岡であったり、那覇、熊本あるいは佐賀で、その福岡とか佐賀となると、長崎県の方に縦に下りてくる形になりますし、熊本に入ってくるということになると、回るのか、それとも横に行くのかというふうな話になった時に、やっぱり航路というのは非常に興味のあるところなんです。特に、4方向から航路が島原半島の方に入ってくるというふうな利便性もございますので、ターゲットとしては、やっぱりTSMCの関係だろうというふうに思っておりますので、状況がずっといい方向に進んでいるのではないかとこのように思っておりますので、ぜひ今おっしゃったような形で、もちろん航空路が来てくれれば一番いいんでしょうけれども、そうじゃない段階で、どういうふうに周遊してもらうのかというふうなことで、新たな部分も含めて、ご支援、ご尽力をよろしくお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

【千住委員長】 ほかに、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】 ほかに質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【本多委員】 部長の説明の中から2点ほどお聞かせください。

クルーズについてのご説明がございました。クルーズについては、今年の入港数が先月8月末で171回、多いということですが、では経済効果はどのようになっているのかをお聞

かせください。

【小宮国際観光振興室長】クルーズ船が入港した際の経済効果でございますけれども、コロナ禍前の平均的な乗船客数である3,000人乗りで、1人当たりの消費単価が2万円ということで、6,000万円という数字がございますけれども、コロナが第5類に移行して以降、令和5年3月以降、本県に入港しているクルーズ客船の実績ベースでこれを推計いたしますと、1隻当たり概ね1,000人程度でございます。こちらに観光庁が発表しております訪日外国人消費動向調査結果に基づき算定した1人当たりの2万円、これは船を降りてからの観光ですとか、あと飲食、それからお土産を買う購入費、こういったものが今、約2万円とされていますので、これを掛け合わせますと、今年8月末までの171隻で推計いたしますと、約34億円程度の経済効果が見込まれているという状況でございます。

【本多委員】171回で34億円ぐらいだろうということですね。わかりました。ありがとうございます。

続きまして、県産酒の振興について、これも部長説明の中で、飲食店や酒販店等を対象に県産酒の特徴や飲み方の理解を深めていただくため、9月4日に「さけくらべ長崎」というのを開催されたということで、よかったみたいなのが書いてあるんですけども、実際、具体的にはどうなんだということを知りたくて、当日、来場者、どういった方が、何名ほど来られたのか、それによって期待される効果、県産酒が今後こういった伸びがありそうですとか、そういったことがわかれば、教えてください。

【松尾物産ブランド推進課長】先日行いました、さけくらべのイベントについてのご質問です。県産酒の振興につきましては、従来からPR等を

行ってきたところですが、まだまだ県産酒に対する認知度も低いこと、あと県内の飲食店等で取扱いがまだまだ少ないといったような状況が見受けられまして、県内飲食店の方とかにご意見をお聞きしたところ、多忙で、そういう酒蔵とかに実際行ってお酒のことを知ったりとかする機会があまりできないといったようなお声を聞いていたところです。こういう状況も踏まえまして、また本県にはたくさんの観光客の方も訪れるというようなこともありますので、たくさんの方に県内で県産酒を飲んでいただくことを目的に、今回こういう飲食店と酒蔵とのマッチングを行ったところでございます。

今回の参加者の事業者ですけれども、飲食店の方々に68事業者、あと小売酒販店等で40事業者の計108事業者の方に参加いただいております。参加者からは、生産者の生の声とかを聞いて、飲み方の提案とかをたくさんしていただいたとか、新しい取引先の酒蔵を考えていたので、やり取りができてよかったといったような声が聞かれ、好評を得ております。また、イベント当日に商談につながったり、あとイベントが終わってから酒蔵の方も営業をかけていただいて、事後の取引につながったという声も聞いております。

また、今回のイベントをきっかけに、取引につながったかどうかは、4か月後にアンケートを取りまして、把握等に努めていきたいと思っています。

また、今回のイベントもあるんですけども、今後、10月の初め頃に、一般消費者の方を対象に、長崎のかもめ広場で、県内の酒造組合が主催してイベントを開催することにしておりますので、県としましても、一緒に連携して県産酒の認知度向上に努めてまいりたいと考えており

ます。

【本多委員】 ありがとうございます。

4か月後にアンケートを取られるということで、またその内容も教えていただければと思います。好評であれば、第2弾、第3弾、あればいいかと思います。あと、10月頭に、かもめ広場で一般向け、期待しております。

あと、情報発信の件で2件ほどお尋ねしたいことがございます。

先日、南島原市の方に行った時に、ちょうどタイミングがよく、原城聖マリア観音ホールの落成式の日に行うことができました。私は落成式には出なかったんですけども、中をのぞいて、話も聞いてみると、なかなかすごくて、10メートルある木彫りのマリア像、世界最大級、大きいものでございました。世界一の大きさですね。それで、木材は、樹齢300年のクスノキを使ってということで、非常に見応えがあるものだったんですけども、地元の方は、新しい観光資源ができたので期待していると、「外国の方も見に来られているみたいで」というふうにおっしゃられていたのですが、県として、どのように情報発信に取り組んでおられるのかをお教えてください。

【長野観光振興課長】 原城のマリア観音の情報発信についてのお尋ねでございます。現在、我々もここを観光コンテンツとして位置づけまして、長崎の旅ネット、これは観光連盟の情報発信のホームページでございます。そちらの方にも一つのスポットとして掲載をさせていただいているという状況でございます。

あと、BtoB向け、これは旅行商品造成に向けてということで、毎年、素材集というものを作っているのですが、その中にも、原城の聖マリア観音ということで、これは原城跡と併せてセ

ットでご見学いただきたいといったようなご提案もさせていただいているといったところでございます。

【本多委員】 非常に見応えがある、すばらしいものだったので、ぜひ引き続きの情報発信をお願いいたします。

最後に、情報発信、これはどうなっているかお尋ねしたいものが1つございます。「神々の島 壱岐ウルトラマラソン2024」、10月19日にいよいよ開催されます。今年は、過去最多エントリー数827名ということでエントリーがっている様子です。私も、またスケジュールを調整して挑戦する予定でございます。

そのウルトラマラソンですけれども、いろいろなスポーツイベント、ランニングイベントの中でも、お金を落とす方が多く参加される、宿泊とかも重なってきますので、そういった非常に観光にも貢献できる種類のイベントだというふうに思っております。観光と結びつけるような何か情報発信ができているのかどうかをお尋ねいたします。

【川瀬スポーツ振興課長】 委員からご質問がありましたマラソン大会の情報発信についてでございます。昨年の6月定例会において、委員の方からも、マラソン大会の情報発信について、県の取組をというご質問があったところです。その時点では、県の取組としては、大きなものは実施していなかったんですけども、その後、観光部署の方とも話し、県のながさき旅ネットにおいて、マラソン、トライアスロンについての情報発信の特設コーナーを設けることとなり、現在、情報発信を行っているところです。

具体的には、県内で開催されている20弱のマラソン大会、ロードレースがあっているんですけども、その開催日でありますとか、定員、

またそれぞれの大会のホームページへのリンクを貼りながら、県外向けの情報発信を行っているところです。

ながさき旅ネットにそういった特設ページを掲載することで、観光客向けPRになるとも考えておりますし、また県外のお客様が長崎県でマラソン大会はないのかなと、参加したいと思われた時に、インターネットの検索サイトで長崎県、スペース、マラソンという形で検索される方も多いかと思いますので、そういった方たちへ情報を届けるという点では、効果的ではないかと思っています。

マラソン大会については、委員からお話がありましたとおり、交流人口の拡大、特に今回の壱岐のウルトラマラソンについても、昨年度は参加者が500人程度、そのうちの8割、400人以上が県外からの参加者という状況です。また、橘湾スーパーマラニック、これについては300人の参加者に対して、230人が県外から来られているという状況でございます。

こういった形での交流人口拡大による地域活性化、またスポーツ振興課としては、インナー施策として、県民の健康増進という点でも、マラソン大会に準備なしで参加する方はおられなくて、事前に練習もしっかりされるということで、県民のスポーツ実施率の向上、健康増進にもつながってまいりますので、マラソン大会、そういったマラソンの振興についても、情報発信など、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

【本多委員】引き続きの情報発信、観光にも非常につながるものだというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。ちなみに川瀬スポーツ振興課長は今回は走られるんですか。違いましたか。わかりました。来年、一緒

に走りたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

【千住委員長】ほかに、質問はありませんか。

【饗庭委員】私の方からも、関係説明資料に基づいて伺いたいというふうに思います。

3ページの「ながさき大村湾サイクルージング」について、伺います。

地元時津からの分ということで、結構地元の方は喜んでおられるところですが、この第1弾の課題を踏まえ、今後、ほかのところからも乗り込めるようにするというような状況がどのような状況なのかというのと、第1弾の参加人数と、第1弾を踏まえて、どのように今後進めていかれるのか、伺います。

【長野観光振興課長】サイクルージングについてのお尋ねでございます。まず、第2弾におきましては、どういった点を改善したのかといったところでございますけれども、このサイクルージング、乗車地点がどうしても時津だけに限られていたといったような状況でございます。今回は、そういったお客様のいろいろなお声も受けまして、大村、長与、琴海の3地点から乗ることができるようにしたといったのが1点でございます。

お尋ねにもありましたけれども、予約のやり方についても少し工夫をしたり、あるいは直販で船会社のサイトからも申込みができる、または他のいろいろな予約サイトでも情報発信を行っております。

第1弾でございますけれども、3月16日から5月19日までということで実施したところでございますけれども、悪天候もございまして、催行回数というのが6回にとどまったといったようなところでございます。参加人数にしましては、51人といったところでございます。

9月から第2弾を開始しているところでございますけれども、現在の予約状況といたしましては、42名といったところでございます。数的にどうなのかと申し上げますと、もともとの採算を取るための目標というのは、もっと高いラインを掲げておりまして、実際のところ、厳しい集客の状況にはなっております。ぜひこれからもしっかりと情報発信しながら、できる限り体験していただけるように努力してまいりたいというふうに考えております。

【饗庭委員】地元も、数少ない観光としてのイベントでございますので、ぜひPRをしながら、もっと皆さんに知っていただいて、参加いただければというふうに思います。

次に、その次のポケモンですけれども、ポケモンデンリュウ、すごい人気にはなっているんですけれども、これを県として連携していくところで選んだ経緯というか、ここに何を期待してされているのか、お伺いします。

【長野観光振興課長】このポケモンプロジェクトの中心となって動いているのはながさきPR戦略課でございまして、少しお伺いしていますので、そこの期待するところといったところはお答えさせていただきたいと思います。

これまで、いろいろな協定締結に至った経緯というのは、若い職員の皆さんが内部でしっかり検討を重ねていって、今回、ポケモン社との交渉、またその結果まで結びつけたとお聞きしております。その際、担当職員の熱意の伝わり方で、今回の連携に進める運びになったともお聞きしております。

未来ポケモンデンリュウということで、尻尾の光が遠く離れた場所まで届くということで、こちらは本県が今後10年のありたい姿を示す「未来大国」の実現に向けて、本県の未来を照

らしてほしいという願いを込めて、今回、このポケモンと一緒にあって連携するというようなことになったと聞いているところでございます。

【饗庭委員】子どもたちもすごく喜んでいるかと思います。

そういう中で、ながさきピース文化祭2025では、今回、がんばくんとらんばちゃんをお披露目されていますけれども、ここにもこのデンリュウも入れていくと、より皆さんが興味深くなって、ピース文化祭も盛り上がるのではないかと思います。県の考えをお伺いします。

【山浦ながさきピース文化祭課長】ながさきピース文化祭の広報にデンリュウの協力をいただければというご質問ですが、先日9月14日に、ちょうど1年前となるカウントダウンボード除幕式を開催いたしました。そちらには、がんばくん、らんばちゃんが法被を着てピース文化祭のPRをすると同時に、デンリュウも会場に来て一緒に記念撮影をするなど、協力をしていただきました。

【饗庭委員】デンリュウもいらっしゃったんですね。すみません。

今後も、ぜひいろいろなところで活用しながらPRをしていただければというふうに思います。

次に、国際航空路線の運航について、お伺いします。

長崎～ソウル線が週4便ということで、県民の皆さんも、すごく期待されているところかというふうに思っております。

その中で、やはりインバウンド客をどれくらい取り込むかというのがあるかと思うんですが、見込みとしては、どのように考えておられるか、お伺いします。

【小宮国際観光振興室長】今回、大韓航空によるソウル・仁川からの定期航空路線が10月27日から運航されるという状況で、週4便でございます。使用します機材が182人乗りの定員になりますので、これは大韓航空側の経営趣旨の部分ではあるかと思いますが、一般的な県の空港でのソウル線の利用状況等を考慮しますと、約7割から8割程度の搭乗が見込まれておりますので、長崎～ソウル線の運航についても、そのぐらいの搭乗を期待したいと思いますし、私どもも、10月27日以降のこの冬ダイヤからの就航については、しっかりと県民の皆様、このソウル便の利用促進についてPRするとともに、ビジネスそれから教育等においても活用できるように、県下挙げて利用促進に努めてまいりたいと考えております。

【饗庭委員】週4便なので、ビジネスとかにも使えると思いますので、ぜひPRをしていただきたい。

もう一点、今後また東アジアでもいろいろなところで誘致活動していきますということで書いてあります。その中で、先ほど台湾のお話も出ておりましたけれども、今後、県が次の便として考えていることがあれば、教えてください。

【小宮国際観光振興室長】先方との交渉もありますので、具体的な状況の答弁は差し控えたいと思いますけれども、上海路線の安定運航がまず最優先かと思っています。次に、今回10月27日から運航を再開いたしますソウル線、こちらもしっかりと週4便にイン、アウトそれぞれ結果を残していくというところに注力をしたいと考えておりますけれども、それ以外の東アジア、東南アジア地域ということで考えますと、今、運航再開に至っていない香港線、こちらは継続して協議を行っておりますし、先ほど委員から

お話に出ました台湾線、こういった東アジア地域、あとは発展が著しい東南アジア地域、こちらでも令和7年以降、チャーター便、定期便それぞれ就航できるように、全力で今、調整を図っているところでございます。

【饗庭委員】ぜひ国際航空路線も増やしながら、インバウンドを促進していただければと思います。

次に、核廃絶に向けた取組の中で、7月22日から25日まで、馬場副知事がスイス・ジュネーブを訪問されたということですが、訪問の成果はどのようになっているのか、お伺いします。

【久間国際課企画監】7月22日から25日まで開催されました核兵器不拡散条約の再検討会議・準備委員会への参加の成果というお尋ねでございます。一昨年、昨年に、現地で広島県と一緒にシンポジウムを開催いたしました。今回は、記載のとおり、広島県との共催による各国政府の方々への説明会でありますとか、オーストリア政府、広島県等との共催によるシンポジウムなどを開催したところでございます。

特に今回、オーストリア政府と共同でシンポジウムを開催したところでございますけれども、次期SDGsに核兵器廃絶を位置づけるためには、各国政府の協力が不可欠でございます。オーストリア政府は、核兵器廃絶に向けた中心的な役割を果たしている国でございますので、今回のシンポジウム、また、各国の軍縮会議政府代表部向けの説明会が開催できたということは、今後、各国政府を巻き込むに当たりまして、有益な活動であったと考えているところでございます。

やはり継続して取組を続けていくということが大事であると考えておりますので、今回の

NPTの成果につきましても、しっかり今後の核兵器廃絶の推進につなげていきたいと考えているところでございます。

【饗庭委員】その成果が去年より一歩でも進んだのかなというところをお聞きしたいんですけども、どのように県として捉えているのか、お伺いします。

【久間国際課企画監】先ほど申し上げましたとおり、今回、オーストリア政府とのシンポジウムに至りましたのも、昨年、一昨年と広島県の方と一緒に取組を進めてきた、その成果が着実に実を結んでいるのかなと考えておりますので、今後の活動にも繋がる大きな1年であったと考えております。

【饗庭委員】ぜひ一日も早い核兵器廃絶を目指し、取組を進めていただければというふうに思います。

【外間委員】いくつか質問させていただきますが、9月3から6日にかけて、大石県知事それから徳永議長に同行させてもらいまして、議員にも枠があって、機会をいただいて、議会からは、饗庭議員と宅島議員と私と、3名参加をさせていただきまして、私は、個人的には20年ぶりに、東方航空の25周年に引き続き、45周年のイベントに参加をさせていただきました。

韓国は、釜山広域市、人口340万人の都市の市長にじかにお会いできるという機会をお与えいただいた、そして上海では、2,480万人の大都市の市長にお会いをして、まさにトップセールスが今回どのような形で繰り広げられるか、そういったことを楽しみにしながら、ご一緒に参加させていただいて、大変な成果をいただいて帰ってまいりました。

その内容等、幾つか質問の中らご披露させていただきますと思いますが、東方航空という

会社は、日本航空（JAL）それから全日空の飛行機数を合わせても、さらに2倍ぐらいある中国最大手の企業でございまして、その王志清董事長にもじかにお会いをさせていただいたという、本当に3つの大きなトップにお会いできるというチャンスを20年ぶりにいただいて、私だからあえて言えるかと思いますが、金子知事、八江議長の時にご一緒させていただいた時の内容以上に、やはりトップセールスがいかに大切で、トップセールスによって一定様々なことが決まっていくのかというふうなことを実感いたしました。今回の大石知事、徳永議長の成果物について、確認させていただきたいと思っておりますが、1つエピソードがありまして、中国東方航空の董事長さんと、玄関まで出向いていただいてお会いをして、そして面談をさせていただいたと、これは考えられないような、圧倒されるような歓待を受けまして、そして面談の中でも、実は、東方航空の役員が全て今日ここに参加をしていると。ほかの役員はみんな出張に行っていて、役員で残っているのは2人だけだったそうですけれども、そういうふうなエピソード、ジョークも兼ねながら、それぐらい最大級の対応をしているということを董事長さんからお話しをいただいて、45周年についての県とのやり取りを実感したところであります。

そこで、1点お尋ねですけれども、このような中国の東方航空との関係をさらに高めていくためには、やはりそれぞれの対応は大きいかと思いますが、まず50周年に向けての取組なんかも非常に重要になってくるのではないかと思います。その点に関するインバウンド対策と、併せてアウトバウンド対策について、その取組方、これについてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

【小宮国際観光振興室長】外間委員から、上海、中国東方航空の50周年に向けたインバウンド、アウトバウンドそれぞれの取組についてのお尋ねがございましたけれども、私どもも、この4月以降、何度も上海訪問をいたしておりますけれども、実感いたしておりますのは、上海における長崎の観光情報、そういったものが届いていない、アップデートされていないというのをよく言われます。これはコロナ禍で3年近く海外に渡航できなかったということも要因としてあるかと思いますが、やはり情報発信が不足していたというのは反省すべき点かと思っております。

特に、具体的に申し上げますと、上海市現地における長崎県の旅行説明会、これが十分できてなかったというのを実感いたしております。

また、この旅行説明会は、どちらかと言うと旅行会社向け、航空会社向けのBtoBの説明会になりますけれども、今、旅行の形態が個人旅行、FITと一般的に言われますけれども、個人旅行が主流になっていますので、BtoCの情報発信も必要になってまいります。こういったBtoCの取組については、SNS等、こういったところで活躍されている著名な方を長崎にお越しいただいて、長崎の情報をそういったSNSで発信していただくと、こういった情報発信が不足しておりましたので、まずはインバウンド対策としては、そういった中国東方航空、それから上海の旅行会社と連携したプロモーションを展開してまいりたいと考えております。

次に、アウトバウンドにつきましては、この45年の間、中国東方航空が厳しいながらも継続して運航していただいたというのは、やはり本県に総領事館を設置していただいているということと、先ほど外間委員も触れられましたよ

うに、中国最大規模の航空会社ということもあって、何とか継続していただいたというところもあるかと思います。

こういったところを踏まえて、いかに今後アウトバウンドをしっかりと対応するかということで、観光客だけの利用ではなくて、ビジネスでの交流、教育での交流を踏まえて、しっかりと支援をしていく必要があるかと思えます。現在、アウトバウンドの支援としては、旅行会社に対する座席の販売の支援等も行っております。また今年度からは、乗り継ぎ、上海もハブ空港でありますので、上海から東南アジア、それからヨーロッパへ乗り継ぐ際も、中国東方航空を活用して上海から世界各国へお出かけになる方に対する助成等も行っておりますので、こういった支援を広く県内の旅行会社、それから県内の旅行される方に積極的にPRしてまいりたいと考えております。

【外間委員】 ありがとうございます。

今回、釜山経由で上海に入ったんですけれども、ビザなし渡航ができたわけですね。やはりビザなしで入るということは、アウトバウンドには非常に有効的ではないかというふうにも私自身が感じまして、経由でプログラムを組むのもいいんでしょうけれども、ビザなし渡航というのも売り込みを検討していただきたいということ。

あと、国際観光振興室長も当時、現場でおっしゃっていたように、本県がパスポートの申請が少ないと。パスポートを積極的に取っていただくような対策というのも所管としてぜひやっていただいて、助成等も含めて検討していただくようなことは考えておられるのかどうか。

【小宮国際観光振興室長】現時点において、パスポート助成に係る検討等については、検討は

いたしているところでありますけれども、限られた財源の中で、どのような仕掛け、仕組み、どういった工夫ができるかというのは、まだしばらく時間を要すると思います。既定予算の中で活用できる財源、または補正予算を組んで対応すべきもの、そういった判断も必要となつてまいりますので、どういった形でできるのか、これは航空会社、旅行会社、また県内の経済団体等とも協議を重ねながら、なるべく早急に対応できるように検討を進めてまいりたいと考えております。

【外間委員】 ありがとうございます。

それから、大石知事と王志清董事長さんとの面談において、現在、金曜日と月曜日、週2便の運航を、今後どのように増便につなげていくかという会談がございまして、その中でちょっと驚いたのは、董事長の方から、中国東方航空を自分の会社のことのように思って使っているというふうなことを、国際課の通訳の方が極めて優秀でして、恐らく、相当レベルの高い通訳だと思ふんです、私たちにも、そのような内容がわかるような、自分の会社と思って構わないと、できることは全てやるつもりでいくからというふうに、大変心強い、前向きのお言葉を賜ったわけでありまして、そこで、さっきもちょっと出ましたが、こういったことについて面談を通して、増便につなげていくために、どのような取組が重要になっていくのか、県の考え方をお聞かせください。

【小宮国際観光振興室長】私も同席をさせていただきました。王志清董事長から、増便についても言及がございましたけれども、今の月曜、金曜では、なかなかビジネスベース、それから教育旅行ベースでは使い勝手が悪いフライトタイムになっていますので、やはり水曜日ですと

か、土曜または日曜、そういった増便については、今後、具体的な協議が必要になってくるかと思ひますけれども、まずは増便の検討に至るまでに、いかにこの月曜と金曜をしっかりと搭乗率を上げていくかということが重要になってまいります。先ほど申し上げましたように、ビジネス、教育の交流は今後重要になってまいりますけれども、今後、文化、スポーツ、そういったあらゆる面での交流、これは民間ベースでの交流も必要になってくるかと思ひれます。

また、先般の報道等で承知しましたけれども、水産物の輸出の制限がクリアされとお聞きしておりますので、今後は、長崎から上海への空路での貨物の輸出、または上海からの輸入等も念頭に置いて、経済界と一体となって検討してまいりたいと考えております。

【外間委員】 ありがとうございます。

それから、もう1か所行ったのは釜山ですけれども、このことについてはあえて触れませんが、この間、大場議員が一般質問で、大韓航空の定期便の航路について、これが5年半ぶりの運航再開ということで、ソウルの直行便がいよいよ動き出しているということで、我々議員団も、ぜひとも10月27日の就航を皮切りに、何としてでもアウトバウンド対策の一環として、積極的にツアーを組んで参加したいと思ひておりますけれども、大場議員が経済効果について、たしか国際航空路線の誘致は大きな効果をもたらすということで、新聞にも載っておりましたけれども、その経済波及効果が17億円から22億円ぐらいあるということでおっしゃっておられましたけれども、9月22日までですか、ついこの間、チャーター便を飛ばしておられたと思ひますけれども、そのチャーター便の経済波及効果はどのような結果になっていたのかをお聞か

せいただければと思います。

【小宮国際観光振興室長】 今月13日から22日まで、仁川から大韓航空でチャーター便が4往復、全体で3つのグループが長崎を訪問されました。韓進観光の販売でございますけれども、480席の販売に対して、8割を超える申込み実績があったと報告を受けております。こちらで産業連関表を基に試算をいたしますと、こちらのチャーター便での経済波及効果は、推計で約3,600万円ということで推計をいたしております。

【外間委員】 ありがとうございます。

数値が、480席、8割に対して、3,600万円の波及効果があったということ、これらのチャーター便からもわかることであります。しっかりとインバウンド、アウトバウンド対策をやって、こういったビザなし渡航も検討しながら、県民のパスポートの保有率を高めていく、そして知事、あるいはそういった方々がトップセールスを行って、積極的に観光振興策に力を入れていけば、本県は豊かになっていくと今回、国際航空路の参加を見ながら感じたところであります。どうぞしっかりとやっていただきたいと思います。

最後に1点、上五島の奈良尾地区で、海の駅を中心とした大型クルーザー、ヨットの受入れに今、積極的に取り組んでおりまして、県内のオーナーにもちょっとお会いをしたんですけども、マリンレジャー、サイクリング、こういったアクティビティーを楽しむ外国人、観光客の誘致について、私自身も大いに期待をしておりまして、先般も奈良尾の漁港で、いろいろな改修を行いながら、地元の漁協や地元の皆様方と一緒に積極的にマリンレジャー等のツーリズムを盛り上げていこうという方々と話をする機

会があって、先般の特別委員会のところでも質問させていただきましたけれども、改めてここでその時の話をさせていただきますが、こうした上五島町のインバウンドを対象としたスポーツツーリズム、アドベンチャーツーリズムの取組の状況について、県の考え方をお聞かせいただければと思います。

【小宮国際観光振興室長】 新上五島町の奈良尾地区では、海の駅ということで、水産部を中心に、そういった計画支援がなされていることは国際観光振興室としても承知をしておりまして、一体となって取り組んでいるところでございます。奈良尾地区のヨットの受入れも年々増加しているということで報告を受けております。

特別委員会でも外間委員、お触れになられましたけれども、素潜りによるスピアフィッシング、この体験も事業化を図られるということでお聞きしております。新上五島全体でサイクリングロードの整備も計画されているということで土木部からも聞いておりますので、こういったサイクリングやマリンレジャーのアクティビティー、それからキリスト教関連遺産の巡礼ツアー、こういった歴史、文化と組み合わせることで、しっかりとしたツアーガイド、宿泊と連携することによって、アドベンチャーツーリズムとしての商品化も大いに期待できると思われまますので、今後、私どもも、新上五島町、それから地元奈良尾の皆様と一体となって、商品化に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

【外間委員】 ありがとうございます。

今、小宮国際観光振興室長からご答弁いただいた内容について、了といたしますけれども、地元には、そういつて積極的にスピアフィッシングとか、サイクルのツーリズムを自分のふる

さと振興のために身を賭してやっておられる方がおられます。実際、イシガキダイ、アコウとか、そういう魚が本当に簡単に捕れるのかというぐらいのところを奈良尾の近くから、もりで突いて魚を捕って、大変な成果を上げている方がおられて、この方は世界中のヨットを誘致するような計画も一定進んでおられるようでありますので、上五島町の奈良尾地区におけるこのアドベンチャーツーリズムの取組について、ぜひとも県の積極的なご支援と取組をお力添えを賜りますよう、よろしくお願いいたしまして、終わります。

【千住委員長】 審査の途中ですが、午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から再開し、引き続き文化観光国際部関係の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

— 午前 11時58分 休憩 —

— 午後 1時29分 再開 —

【千住委員長】 委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、文化観光国際部関係の審査を行います。

ほかに、質問はありませんか。

【大久保委員】 お昼から、引き続いて質問をさせていただきます。

まずは、午前中も航空路線についてのお尋ねがありましたけれども、私も今回の上海45周年記念と、あとはソウル便が就航されるということで、本当に喜んでいるところでございます。

その中で、これが定着するように、私も共にこういった機運醸成だとかいうことをやっていかなければならないなと思っておりますけれども、そこで具体的に、今後、ソウル便も定着させるために、戦略という部分では、午前中出な

かったのが、例えば、計画性でロードマップとか、そういったことの計画というのは実際にあるのかなのか、お尋ねをしたいと思っています。要は、計画のところです。

【小宮国際観光振興室長】 ソウル便が10月27日から週4便で就航いたしますけれども、この活用促進につきましては、大韓航空、それからソウルを拠点としております系列の韓進観光、それとロッテ観光、ハナツアー、それぞれ主要な旅行会社がございますので、こういった形で座席の販売を行っていくかというところはありませんけれども、まず本県の各地域の観光の魅力、コンテンツをしっかりと韓国のソウルの旅行会社に周知をする必要があると思います。まず、10月27日の初便で経済団体の皆様と一緒にソウルへ渡りまして、観光連盟が主催となります旅行説明会、それとマッチングを行う計画でありますので、そういったところをきっかけに、しっかりと周知に努めてまいりたいと思います。

一方で、大久保委員ご指摘のとおり、長崎からいかにアウトに乗っていくかということも重要になってまいりますので、逆に、ソウルの旅行会社あるいは個人の旅行者の皆様にも長崎の情報をお届けするために、商工会議所、商工会連合会、あとJNTO等とも連携をしながら、県内の経済界の皆様にもソウルへ足を運んでいただくような、そういった仕掛けが必要になってくるかと思っておりますので、10月27日以降も、継続してそういった情報発信に取り組んでまいりたいと考えております。

【大久保委員】 ありがとうございます。

私も、インバウンドもそうですけれども、アウトバウンドまたは物流ということでの今あるこの路線をフル活用することがまずは第一ステップじゃないかとは思っております。

その中で、これは委員会で、県民の皆さんも聞かれているところでお尋ねしたいんですけれども、仁川、上海もそうですけれども、ハブ空港でありますので、人流も物流も、ただ1つの国とのやり取りだけじゃないと思っておりまして、その中で、この前もインドネシアに行きましたけれども、仁川経由でございました。我々も出る時には、平戸からなので、まず空港に車を置いてから始まるので、やっぱり戻ってくるのは、長崎空港から出たら、長崎に戻ってこなければいけないですね。やり方としては、ただ仁川から、インドネシアからまた仁川に戻って、長崎空港だけじゃなくて、曜日によっては、例えば金曜日は仁川がないので、金曜日は上海から帰ってくることもできるということですよ。そういった2つの空港、2つの国を利用してでの長崎空港のフル活用の仕方はあるんじゃないかと思うんですけれども、そこで思うのは、経由することによって、費用とかというのは変わってくるのかどうか。費用というのは、航空運賃が、2国間で別の便を使ったら高くなるのか、安くなるのか。そこら辺は、パックだとか、航空会社によって、または曜日によって違うのですか。私は、今、長崎県にたった2つしかないこの路線をフル活用するに当たって、そこが経由地としてどれぐらいの可能性があるのかということをお尋ねしたいと思っています。

【小宮国際観光振興室長】大久保委員のご発言、ご提案、ごもっともだと思います。仁川を経由して東アジア、東南アジアに出かけた後に、曜日、フライトタイムによっては、上海を経由して長崎に戻ってこれるという旅行プランも計画できようかと思います。ただ、航空運賃に関しまして申し上げます。これは一般論で申し上げますけれども、大韓航空を利用して仁川に入

って、仁川から同じ大韓航空で乗り継ぎをするというところは、乗り継ぎの割引が適用されると思います。ただ、帰りに、出発地から上海を経由してMU（中国東方航空）で長崎に帰るとなってくると、往復の割引というところは適用できないものと想定されますので、一般の大韓航空を使った往路、復路、どちらかの割引を適用すると考えると、MUを使う帰りの便については、少し割高になるのではないかと思います。

一方で、そういった旅行者の皆様の利用のニーズが高まることというのは間違いございませんので、今、大久保委員からお話がありましたように、仁川というハブ空港、上海というハブ空港、こちらを最大限活用して東アジア、東南アジア、またヨーロッパ、欧米にもフライトができるというところは、積極的に私たちもPRに努めていきたいと思っています。

【大久保委員】長崎空港から海外に出て、それは中国と韓国だけじゃなくて、あらゆるところに行ける、そして、ほぼ毎日ちゃんと長崎空港に帰ってこれる便があるということをしっかりとつなげていただきたい。それが今ある定期便をフル活用することじゃないかというふうに思っていますので、もしそこで航空運賃にしても、あまりにも高くなる部分だとか、障害になることがあれば、そこは少しでも手だてだとか、支援ということで、安定化をさせるということをやっていただきたいというふうに思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、今回の資料の中に、公益財団法人長崎県国際交流協会の経営状況説明がありますけれども、令和5年度貸借対照表における基本財産に約2,300万円の減があったんですけれども、これをもう一回、詳しく説明をお願いします。

【貝淵国際課長】国際交流協会においては、出捐金を原資として有価証券を取得し、その運用益を活動の主な財源の一つとしております。今回ご質問のあった件ですけれども、主に減っている財産については、資料の13ページの上の方をご覧くださいなのですが、固定資産の中に、投資有価証券がございます。この価値が、前年度と比較してマイナス2,300万円ほどになっております。ここが今回、主に下がっている状況でございます。ただ、これは基金を取り崩しているわけではなくて、あくまで昨年度末の時価がこうなったということでございます。

【大久保委員】 ありがとうございます。

投資分の増減であるということで、実際にこの国際交流協会が出捐金、出資によって運用されているという形を取っているんでしょうけれども、ということは、ここ数年、株価も上がったたりしていましたが、それはそこで今、財産としては上がってきたということでもいいんですか。私もまだ1期目なので、この過去がわからないんですけれども、この組織、協会が今こういった運営ができていくのかというのをお尋ねしたいと思っています。

【貝淵国際課長】 過去、ずっとこの運用益を出しながら、剰余金として積み立ててきておりましたが、近年は、ずっとこの評価額が下がり続けていて、その剰余金を取り崩しながら協会を運営している状況でございます。

協会としても、その状況は危機的であるという認識はありまして、中期経営計画を立てております。これが令和5年から令和9年までの5か年の計画になっておりますけれども、その中期経営計画、令和9年までの間は、この基本財産を取り崩すことなく協会を運営できるような見込みになっております。

ただ、その先は、今後、金利がどうなるであとか、そういったところも不透明ではございますが、どういうふうな協会運営をしていくかというのは、しっかりと協会の中で議論していくことになっているところでございます。

【大久保委員】 そういった基金で運営するということを見直さなくてはならないことで、今、経営計画を立てているということですよ。その中で、こういった投資をしているかというのは、ここでは今日は聞かないとして、この組織というのは、今、公益財団法人ですけれども、公益というのは利益を出したらだめ、50%以上は公益に資することを多分されていると思うんですけれども、その中で、この収益性も幾らか要するというようになってくるのかなと思うんですけれども、どこら辺で利益を出して、そして公益にしっかり事業を充てられているのかというところを説明いただきたいと思っています。

【貝淵国際課長】 有価証券の運用益で不足している財源につきましては、県や関係団体からの委託費もしくは補助金等で賄っている状況でございます。

国際交流協会の事業は、全てが公益的な事業です。多文化共生、国際交流、そういったものをしっかり進めているのですが、そういった事業の必要性というものを関係者、民間も含めて幅広く理解していただいて、そういったところから、賛助金であるとか、会費収入等を得ていくような仕組みというものも検討していく必要があるかとは思っております。

【大久保委員】 であれば、今の事業に加えて、そういう公益事業の中で、賛助金等をもらいながら事業を進めていくということで、例えば収益事業というのは、あまり上げていこうとは思われていないということですか。

【貝淵国際課長】 収益事業、今、不足している財源を賄うような収益は上げるべきだと思います。

【大久保委員】 自主事業みたいなものですか。

【貝淵国際課長】 そうですね。どういう自主事業を組み立てるかというのは、また協会の中で評議員、理事を交えて検討すべきことではあると思います。ただ、大きな事業の軸としては、多文化共生や、国際交流、そこはぶれずに進めていくことになると思っております。

【大久保委員】 承知しました。

いずれにしても、組織を残すということが、もちろん公益でずっとやっていく、多文化共生とか、県が推進すること、またほかの市町も含めて、公的なところが推進していくことで守られていく組織であれば、私も、それでいいと思うんですけども、それだけで賄えないことが予測されるのであれば、令和9年以降、こういった組織にするべきなのか、極論を言えば、公益法人でいいのか、一般社団法人とかにした方がいいのか、そういったところも含めて検討する余地があれば、やっぱりそういったところで、県も湯水のごとくお金もないので、外部団体のあり方については、いろいろな検討が要るんじゃないかというふうに思っておりますので、今後、要検討で、よろしくお願いします。

【千住委員長】 ほかに、質問はありませんか。

【深堀委員】 「観光の振興について」ということで、宿泊客の状況について部長説明の中で触れられてありました。対前年比15.9%、732万人ということで、外国人宿泊客数についても増えているという状況です。先般、5月末の宿泊施設の稼働状況等々がマスコミでも報道されたのですが、九州各県で比較した時に、本県が一番高くなっているような状況もかいま見れて、

好調であるというふうには認識をしているのですが、そこで確認をしたいんですけども、宿泊客数が増えることは非常にいいことなのですが、本県の宿泊施設のキャパであったり、もしくは人手不足の問題、稼働率の問題、いろいろあると思うんですけども、そのあたりの観光客、宿泊客数が増えることによる懸念される材料というのがどういったところが現状として認識をされてあるのか、教えていただきたいと思います。

【長野観光振興課長】 観光客の伸びに対して、宿泊施設がどういった状況にあるかということだと思いますけれども、本年6月に、県内宿泊施設についても、人手不足に関するアンケート調査を実施したところでございます。県下全体で約950の施設がございまして、一部の調査になっておりますので200施設ぐらいからの回答になっておりますが、その全体の回答で、不足しているとお答えになっているのが7割程度でございます。これは前回、令和5年11月に行ったアンケートでは、概ね8割ぐらいが不足しているというふうにお答えになっていらっしゃると思いますので、若干不足しているというところが減ったのかというと、ほぼほぼ状況としては変わっていないのかなというところでございます。

稼働率についても、稼働を2割程度は落としながらといったところでございます。

各旅館、ホテルにお伺いしますと、チェックインのところに自動チェックイン機を導入したり、あるいはロボットを導入しながら掃除をやっていくといったことも工夫はされているといった状況でございまして、大きく改善するといったような状況ではないというところでございます。

【深堀委員】 ありがとうございます。

宿泊客が増える傾向にはあるけれども、実際には宿泊施設関係においては、直近のアンケート調査で言えば、7割程度の宿泊事業者の皆さんが人手不足だという認識を持たれているということですね。

それに対して、省力化であったり、いわゆるロボットでの自動受付とか、そういったこともあるんでしょうけれども、当然のことながら、生産年齢人口が減少していつている今の長崎の状況を鑑みてもそうですけれども、ここはやっぱり外国人の労働力等々も当然入っていかねればいけないというふうに思うのですが、そういう宿泊施設の皆さんの外国人雇用に関する取組も以前、委員会でも質疑をしたと思うんですけども、そのあたりの現状、今、人手不足を感じている宿泊事業者の皆さんの中で、外国人を労働力、外国人の方に活躍してもらおうという取組を進めている事業者の数であったり、それに対する県の支援策、そういったものを教えてもらえませんか。

【長野観光振興課長】外国人の雇用の状況でございますけれども、外国人の雇用が積極的に進んでいるのかといいますと、急激にそこが進んでいるという状況ではないと認識しております。県の方でも、旅館、ホテルの方々が外国人の方々を雇用するに当たって、若干の抵抗感がございますものですから、インターンシップという形で、できるだけ外国人を雇うとなると、こういったことに問題が出てくるのか、あるいはこのままやっていけるのかといったことを経験していただくということで、今年度、外国人インターンシップ事業ということで取組を進めさせていただいております。今年度、旅館、ホテルの中で取組は、そんなに数は受け入れるということとはございませんけれども、できる限りそうい

った雇用している現場を旅館、ホテルの方々、多くの方に見ていただくような取組を進めていきたいというふうに思っております。

今、外国からこちらの方に来ていただくというような動きもございますけれども、県内にも多くの留学生の方がいらっしゃっております。留学生支援センターなんかとも一緒に連携しながら、今後こういった形で進められるかというのは、センター等も、旅館、ホテルの皆様とお話を進められているというふうにはお聞きしております。そういった意味からも、外国人の雇用というのは今後不可欠になってくると思いますので、しっかりと県としても後押ししてまいりたいというふうに考えております。

【深堀委員】ぜひお願いします。特に介護の分野とかも、結局、外国人の方の力を頼らないと運営できないとか、公共交通だって特定技能の中にも入ってきているわけで、今後広がっていく部分ですので、ぜひそういったところも、担当部局としては、そういった視点で支援をしてほしいということを要望しておきます。

先ほど課長の答弁の中で、宿泊事業者の皆さんの中では、例えば、人手不足によって客室を稼働できないから、2割ぐらい落として、受け入れないというような苦肉の策もやられているというふうに聞きました。その一方で、旅館業というよりも、例えば観光客とかでも、修学旅行のバスが手配できなくて延期されとかいう事態が生じているということだったんですけれども、この長崎において、修学旅行のお客様というのはものすごく大きいと思うのですが、貸切バスとか手配ができなくて修学旅行が中止になるということで、宿泊業界の方に影響があったということはないですか。

【長野観光振興課長】お尋ねの部分に関しまし

ては、今、来ようとしているのにキャンセルになったという事例ということでよろしゅうございますか。そういうことであれば、バス事業者の皆様にも少しお話をお伺いしたのですが、運転手の不足によって稼働ができないと、難しいというような部分があったりするというのはお聞きしています。ただ、修学旅行は2年前に受注をしているという状況でございますので、やはりそれをキャンセルするということはあってはならないということで、事業者間でそういう情報を共有しながら、協力体制をもって、できる限りそこは受け入れていくという努力をしているというふうにお聞きしておりまして、今のところ、過去に受けたものについてのキャンセルというのは生じていないというふうにはお聞きしているところでございます。

【深堀委員】現時点では、そういった事例が長崎においては発生していないということは、わかりました。

ただ、私は、今後は考えられるんじゃないかというふうに思います。ただでさえ、路線バスでも、運転手の方が不足をして、路線を縮小しなければいけないというのは現実問題としてありますし、貸切バスについても、全国で見れば、運転手の方が足りなくて奪い合いになっているという実態はありますので、そういった観光に関係する分野の動向についても、しっかりそこは注視をしていただきたいということを要望しておきます。

次に、今年の予算の審議をした時に、マニアが集う長崎プロジェクトというものが今年度、予算計上されて、観光振興課で言えば1,300万円程度の予算がつけられています。本県を舞台とした映画等のロケ支援や、それらの作品を活用した魅力発信の取組を実施ということで予算計

上しているのですが、長崎を舞台にしたドラマ等々が、近年で言えば、五島であったり、長崎であったり、これは非常に大きな、長崎の魅力を発信してもらう意味では非常に有益な取組を逆にマスコミサイドにしてもらっているわけですが、実際に今現在、マニアが集う長崎プロジェクト費の使われ方というか、どういふふうに活用して観光の振興につなげているのかをお尋ねしたいと思います。

【長野観光振興課長】観光客やマニアが集う長崎プロジェクトということで、我々はこれまでも、フィルムコミッションという組織体をもちまして、ロケの受入れをやってきたといった経過がございます。今年度は、そこをしっかりとロケツーリズムにつなげていこう、活かしていこうということで、ロケツーリズム協議会というところ、これは全国で幾つかの自治体も入りながら勉強会を繰り広げているんですけれども、そういったところに行きながら、受入れ後の情報発信に関するいろいろな権利関係、こういったものを学ぶといったことを現在させていただいていくと同時に、そこに集まるいろいろなテレビ、映画の関係者の方々と、これはまた秋にもございますけれども、いろいろな意味でマッチング会みたいなものがございます。そういったところで、できる限り多くの方に映像として取り上げていただくように努力をしているといったようなところでございます。

一方で、8月30日に公開になりました「きみの色」という映画がございますけれども、こちらの公開後、いろいろな形で活動していくということで、ロケ地を巡るようなスタンプラリーの実施とか、そういったものをやりながら、映画公開の後も、しっかりと根づいていくような動きにつなげていければというふうに思ってお

りまして、どうしても映画の公開中は、やはり映画を見て、皆さん、いろいろなところで行ってみようというふうに思うところがございますけれども、それを実際の場所にたどり着いてもらう、ここがそうなんだというのを認識してもらうといったような動きをやりながら、今後、それが最終的にいろいろな意味で多くの方が訪れる地域になっていくように、こういったものを繰り返しながら、マニアが集う長崎プロジェクトを進めていければというふうに認識しております。

【深堀委員】 昨年、長崎の大浦、南山手を舞台にしたドラマがあって、あれで水辺の森であったり、いろいろな地域で、写真を撮ったりされるお客様がものすごく増えて、にぎわったことがありましたけれども、そういったところも、ドラマが終わった後に聖地として扱うような取組をこの予算の中でやっているということで理解していいんですね。

何でこの話をしているかというと、昨夜、あるカトリック教会の会合に出ていたんですけれども、撮影のクルーがわんさかいて、何しよるとかなと思っていたら、この秋に始まるドラマの撮影だったんです。有名な女優さんが2人ほど来ていたんですけれども、でも、全く知られていないわけですよね。極秘に来られているのかどうかわかりませんが、私は、会えるかなと思って近くでうろちょろしていたんですけれども、関係者以外はほとんど誰もいなくて、ただ、ネット上で、そのドラマがどういうストーリーで、どこが舞台かというのは、もう出ているわけですよ。テレビ局がもう出していますから。そういう時に、例えばさっき言った大浦のは、終わった後にも増えていると言いましたけれども、撮影があっている時も、話題性はあ

るんじゃないかなど。そういったところを、例えば県が、マニアが集う長崎プロジェクトの協議会の中で、そういった時期からでも観光地としてアピールするような取組ができないのかなというふうに昨日、夜、そういうふうに感じたものだから、この質問をしているんですけれども、そのあたりの見解を教えてください。

【長野観光振興課長】 撮影隊に遭遇したということではよろしいでしょうか。なかなか撮影をどこでやるかというのに関しては、やはりそのロケの場所で混乱が起きるという部分も確かにございますので、なかなかそこを中心というのをやっていくというのは、場所とか、いろいろな場面で、相手方の交渉の中で、どこまでできるかというのは今後の我々の課題でもあるかというふうには思います。

ただ、全てのドラマが終わってから、我々は先ほど言ったようなスタンプラリーをやるのかといったところではなくて、例えば、前回おっしゃった、昨年あった9時のドラマ、あれも通常は終わってからスタンプラリーはやったり、ロケはここですよというロケ地マップなんかも出すんですけれども、ロケ地を、実際の場所をドラマがあっている最中に出させていただいたりとかというのもやっております。ですので、できる限り我々も、そういったコンテンツ、素材として見ながら、活用していけるようにしていきたいと思っておりますし、そういったノウハウを、先ほど申しあげましたロケツーリズム協議会、全国でこういった取組をしているのかといったものをお聞きしながら、そういった交渉を進めていく中で、できる限りPR効果を高めていければいいかなというふうに思っております。ご理解ください。よろしくお願いします。

【深堀委員】 ぜひお願いします。

そう感じたのは、いろいろな形でPRすることが、観光地側としてのメリットと、そのドラマ、映画とかの事前のPRにもなると私は思うんですよ。だから、そこはある意味、ウィン・ウィンの関係になれるんじゃないのかなというふうに思ったものだから、ぜひそういったところは研究してほしいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

【千住委員長】 ほかに、質問はありませんか。

【山本委員】 3点ほどお伺いします。

1点目は、朝も申し上げたんですけれども、九州観光機構にお邪魔をした時に、最新の九州観光に関するトピックスということで、これはリクルートのじゃらの観光国内宿泊旅行調査2024ということで、2023年4月から2024年3月に国内旅行をした人1万5,000人を対象にしたアンケートということで、その結果のエッセンスというか、紹介をしていただきました。

この中で、国内で、いわゆる旅行に行かれた方の総合満足度の全国の都道府県の第6位に長崎県が入っていると。ちなみに、1位は鹿児島県で、4位が大分県ということで、九州がベストテンに3つ入っている、沖縄を入れれば4つ入っているということになるんですけれども、それ以外にも、魅力のある特産品やお土産物があったのが6位とか、魅力的な宿泊施設があったのが8位、子どもが楽しめる、若者が楽しめる、大人が楽しめるそれぞれのスポットとか施設、体験があったというのが上位トップテンに入っているという一方で、長崎県がずっと力を入れてきた食に関して、地元ならではのおいしい食べ物があったというのがベストテンには入っていない、あるいは地元の人のホスピタリティーを感じたとか、そういったものが入っていない。その結果、満足度としては6位ということで高

いんだけど、では今後行きたい旅行先ランキングということになると、ベストテンには入っていない、圏外というふうな形になっているというふうな調査結果でした。

今、SNSとかで何とかのベストテンとかというのはよく出てくるわけですが、リクルート・じゃらがこれだけの数を調査しているということですから、信憑性の高い評価、分析するに値するデータだと思うんですけれども、これは先ほどお聞きしたら、県の方でも、県の観光連盟の方でも把握をされているということでしたので、今申し上げたような結果についての県の見解というのをまずお伺いしたいのですが。

【長野観光振興課長】 先ほどお尋ねになっているのは、リクルート・じゃらが毎年、観光の国内宿泊客に対してのアンケートを実施しておりまして、それで毎年、ランキングというものが出されております。先ほど山本委員からもあったように、総合満足度につきましては、昨年8位だったものが6位ということで、全国的にも高いところに位置しているという状況でございます。ただ、残念なことに、我々が一番押していかなければいけない食という部分に関しましては、その前がたしか20位ぐらいだったと記憶しておりますけれども、今回、全国で14位ということで、やはり全国の中での10位というところにランクインしてこない。要するに、食という部分が今後の観光においてはキーになるのでございますけれども、そこが入ってきていないというのに、我々も、しっかりとやっていかなければいけないという認識でございます。

そういった意味で、食というものに関して言えば、観光のいろいろなコンテンツづくりの中でも、富裕層に向けてのコンテンツで言います

と、雲仙では、ガストロノミーツーリズム、天幕レストランといったような取組もやり、できるだけ食を堪能いただくといった取組も進めているところでございますし、大村でいきますと、スイーツを使って、パフェをしっかりと地域の中で根づかせていこうというコンテンツづくり、地域それぞれが自分たちの魅力を表現しながら今やっているといったところでございまして、そういった食を實際楽しんでいただくといったようなプロモーションを我々はしっかり力強くやっていくということが、今後の課題ではないかというふうに認識をしているところでございます。

【山本委員】 ありがとうございます。

おっしゃったとおりで、14位というのが低いと言われたら、高いとは思うんですけれども、ほかのものに比べて、特に長崎は、もっと食に力を入れていく。別の調査でも、やっぱりちゃんぽん、皿うどん、カステラと、その次、出てこない、みたいな話になってしまっているというところがありますので、食の問題、先ほどのホスピタリティーの問題、それから魅力的なアクティビティーがあるというのもたしか10位以内には入っていなかった。今言われた富裕層向けのアクティビティーというのは、今から力を入れていこうとしているところなので、私は、その方向性はいいと思いますので、こういった信憑性のあるデータは、なかなか自分たちで集めようと思ったら集められるデータでもありませんし、比較的公開されているデータでございまして、そういったものの中から改善点というのを、ヒントというんですか、そういうふうな形で進めていただければというふうに思います。

2つ目は、ちょっと話は変わりますけれども、

ながさきピース文化祭についてですけれども、今回、基本方針や実施計画ということでお示しをいただいているんですけれども、前もお聞きしたかもしれないんですけれども、これは今後ずっと詰めていく、一通り、ほぼほぼ地域も含めて計画が出されているのですが、どれくらいの誘客であったり、経済効果とか、そういったものというのは試算をしているのでしょうか。

【山浦ながさきピース文化祭課長】 誘客の目標と経済効果についてのご質問でございますが、まず集客目標につきましては、総参加者数190万人を目標値としております。これはこれまで開催した過去7県の平均が、総参加者数で約188万人となっておりまして、本県開催の総参加者数の目標につきましては、交流人口の拡大も目的としておりますので、平均的な総参加者数である約188万人を上回る高い目標の設定を考えておりまして、県総合計画において、総参加者数190万人を目標として設定しております。

次に、経済効果でございますが、こちらにつきましても、過去の開催県で公開をされている県の平均値が154億円となっておりますので、それを一つの目安として考えていきたいと思っております。

【山本委員】 ありがとうございます。

去年のいしかわ百万石文化祭、この報告というのを拝見したんですけれども、128万人ぐらい来たというのが出ていて、経済効果は採り切れなかったんですけれども、これはこれでよろしいかと思うんですけれども、長崎県の計画と今年の岐阜の計画、それから去年の石川の計画、似たようなもの、それぞれ特徴のあるようなものがあるんですけれども、この文化祭、それぞれのプログラムは別として、全体的に見て、食の文化に関するものというのが少し弱いかな

というように感じているんです。県のメインの事業の中に、シュガーロードとか、スイーツトレインという話がありましたけれども、そういうものがあったり、地域別に見ても、松浦のアジフライ「アジわいフェスタ」とかと、そういったものはあるんですけれども、いわゆる文化としての食というものが、あるのかもしれないんですけれども、今どうも見えてきていないような感じがするんですけれども、このあたりは今、どういう取組でしょうか。

【小柳ながさきピース文化祭課企画監】食の文化のところでございますけれども、委員ご指摘のとおり、あま〜い文化祭でございまして、あと東彼杵町でクジラの食などの事業が出てきておりますが、ほかの分野と比較しますと、確かに少し少ない感じがしております。市町実行委員会事業において、いろいろな文化を総合した事業をやっているものも多々ございますので、その中で、少しでも食文化を出せるような形でやっていきたいと思っておりますので、そこは各市町と調整をしながら準備してまいりたいと思っております。

【山本委員】 ありがとうございます。

先ほどのつながりになるんですけれども、結局、観光客の方に対して、食がなかなか訴え切れていないのではないかとということで、今回のピース文化祭の中でも、全体でもありますし、各地域でもあるわけですから、そこで食のプログラムをしてくださいということではないんですけれども、そういったところで地元の食を提供していく、紹介をしていく、そういった中で、また食に対する認知度を上げていくというふうな形で、また長崎の食文化を経験していただく、それがまた旅行につながるというふうな循環になっていけばいいなというふうに思っております。

ですので、今おっしゃったような形でそれぞれ、ぱっとマルシェをやってしまって、全然関係ないものが来てもあまり意味がないと思いますので、そういったところをよろしく願いたいと思います。

最後に、日本橋長崎館のことでお伺いをしたいんですけれども、令和5年度の来館数とか売上げというのも数字的には押さえていらっしゃるでしょうか。押さえていらっしゃるれば、願います。

【松尾物産ブランド推進課長】 令和5年度の来館者数の実績は31万6,000人、売上額については2億2,700万円となっております。

【山本委員】 ありがとうございます。

令和4年が28万7,200人、だから若干増えているということですね。わかりました。

次に、場所的に、日本橋、東京駅、銀座からつながってくるところにあるわけで、外国人の方、インバウンドの方含めて多い地域であると思うんですけれども、日本橋長崎館に外国人の方、インバウンドの方、どの程度来ておられるのか、あるいはインバウンドに対する対応というのを何かなさっているのかをお伺いします。

【松尾物産ブランド推進課長】お尋ねの外国人のお客様について、すみません、人数などについては把握できておりませんが、日本橋長崎館の店長のお話からいいますと、今、インバウンド客の方が増えておりますので、少しずつ来店される方がいらっしゃるというのはお聞きしております。また、今後は商品名とかに英語表記をするなど、その取組の工夫をするということで店長からはお聞きしております。

まだ全部なかなかできていないというのが現状ではございます。引き続き、日本橋長崎館の運営事業者とも連携しながら取り組んでまいり

たいと思っております。

【山本委員】 ありがとうございます。

せっかくのチャンスですので、また長崎に来るきっかけづくりにもぜひ、せっかく観光案内もあるわけですから、外国人向けにも、そういうふうな形できっかけにしていいただければと思います。

先日、これは日経のMJになるんですけども、宮城県のアンテナショップが来年の2月で閉店をしますというふうな記事が出ておりました。ここは池袋にあるみたいで、私も行ったことはないんですけども、売上げとしては5億3,000万円ぐらいありましたよと。ただ、賃料が月1,000万円ということですから、長崎よりも高い等々があって、こちらは運営が本県と違って公益社団法人の県の物産振興協会がなさっていたというふうなことがあるので、それはそれでまた費用がかかっていたのかもしれないんですけども、そういうふうな流れがある。ここについては去年の1月から、首都圏アンテナショップ在り方検討懇話会というところで、大学の先生であったり、実務家、そういった方を入れたメンバーの中で、このまま続けるのか、閉店をするのか、販路拡大とか、情報発信が今のままでいいのかというふうなものをずっと検討していった結果、今回、閉店をするというふうな結論をされた。ここは2005年に開業ということですから、18年ぐらいなさっていたと思うんですけども、こういうふうな多方面ではないんですけども、いろいろな視野から検討しているんですけども、本県の方で、そういうふうな第三者といいますか、そういった検討というのはなさっていらっしゃるのか、それから参考までに、長崎の今の契約というのは、ずっと多分更新をしてきていると思うんですけども、直

近、何年から何年までになっているのか、お問い合わせをしたいのですが。

【松尾物産ブランド推進課長】 長崎県のアンテナショップについてですけども、現在入居している建物の賃貸借契約期間が5年間の契約で、来年度末で契約期間が終了となっております。それをもって10年の運営ということになります。

アンテナショップの今後の在り方につきましては、現在もアンテナショップに関わる運営委員会を設置しており、首都圏の卸の方であるとか、メディアの方、そういった運営委員の方にご意見等も頂戴しまして運営をしているところですけども、今後の在り方につきましても、そういった方のご意見をいただいたり、市町の意見、また関係団体のご意見等も聞きながら検討していかなければいけないと思っているところでございます。まだそういう組織自体を立ち上げているということではございませんが、そういうことで考えております。

【山本委員】 ありがとうございます。

以前から、来店客数であったり、情報発信のアクセスの回数、そういった数字というのは押さえていらっしゃるんですけども、どうしても活動指標になってしまっていて、成果指標になっていないというようなことは以前も申し上げたんですけども、なかなか捉えるのは難しいんですけども、一方で、実店舗、今回の宮城県の方も、ただ閉めるだけではなくて、違う方法を考えた上で、そちらに替えますよというふうなことでやっているわけですから、そういったところについて、私は、前から言っていますように、応援している方でございますけれども、やっぱりシビアに見らなければいかんところはあるかなというふうな、で他県の状況もありま

す。多分、東京、家賃下がったかなと思ったら、最近また家賃が上がっているというふうな話も聞いておりますし、次の更新の時、どういう条件を出してこられるのかわかりません。そういったところも踏まえて、見る人、評価をする人については幅広く、中身については少し詳細にチェックをしていただければと思っております。今日はここでやめておきたいと思います。

ありがとうございました。

【千住委員長】ほかに、質問はありませんか。

【田中委員】観光の振興ということでお聞きしていきたいと思います。

令和5年の長崎県観光統計という資料をもらいました。これによると、まあまあ少しずつ回復しつつあるという流れは理解できます。ただ、一番よかった時代の平成30年、これに比べると、もうちょっと少ないのかなと。そうすると、令和6年度も令和4年度並みというふうな評価をされているけれども、令和6年、令和7年にかけては、特にジャパネットの長崎市の設備投資あたりは大きな功績が出てくるんじゃないかという感じはしていますが、観光客だけよりも、要は、延べ宿泊客。宿泊客が伸びた方が、より効果はあるよね。

宿泊客の流れからすると、これもまあまあ伸びているということで評価をしています。どちらにしても、平成30年に比べれば、まだもうちょっと、1割ないし2割ぐらい水準が落ちているということですね。

言えるのは、観光消費額がどうなのかと。これは順調に伸びていると。観光消費額が伸びれば、3,535億円がひとまず5年になっているけれども、これは大ざっぱな計算だけれども、消費税を1割とすると、消費税だけで353億円。それは国に行くということだけれども、やっぱり県

にもちゃんと返ってくる。地方消費税で2割近く返ってくる。そうすると、70億円ぐらいの長崎県の収入になる。大きいんですよ。

今からは、私は、特に県北は観光を中心にやっていたいかなければ、あまりいい将来展望が描けないという感じがするのですが、その中で、どうなのかなと思ったのは、地域別に分けた時に、長崎と佐世保という感じで比較すると、観光客、日帰り客、佐世保が長崎より多いんです。ハウステンボスが数字はあまり公表しないということも聞いているんだけど、この数字はハウステンボスの観光客、宿泊、全部プラスされている内容ですか、聞かせてください。

【長野観光振興課長】今回の観光の統計でございますけれども、これは市町を通じまして集計をしているのでございますけれども、この数字には、ハウステンボスの数字も入っていると認識しております。

【田中委員】よく聞くのは、ハウステンボスは数字を公表しないから、ちょっとわからないんですよという話も聞く。しかし、これには入っているね。入ってないと、佐世保がこんなにいいわけがないのでね。日帰り客数は長崎が令和5年で318万人に対して502万人とかね。長崎より佐世保がぐっと多いような感じになっているけれども、ただ宿泊に関して言うと、長崎がぐっとよくなる。これは284万人になるのかな。佐世保は194万人。やっぱり県北は宿泊が少ないだけ、きついのかなと。

県北といっても、ハウステンボスなんですよ。ハウステンボスの位置づけを、あなたたちはどういう感じて見るか。長崎のジャパネットの企画も大きい。1,000億円を投入したというからね。間もなくオープンするけれども。しかし、ハウステンボスは2,200億円、2,300億円の投資だっ

たんだ。これの2倍以上の。当時のお金でね。ハウステンボス、神近さんの構想がいかによかったかという感じがするんだけど、しかし、途中でちょっとまずいああいう歴史があったのでね。

一番心配するのは、ハウステンボス大丈夫かと。IRに期待して投資会社なんかも乗り込んできたという感じもしていたのですが、どうですか。数字が出ているとすれば、ハウステンボスの数字を分析した時に、その傾向というか、最近の実態をお聞かせください。

【長野観光振興課長】ハウステンボスの入館数等につきましては公表できないというようなことがございますので、参考になればということでお話をさせていただければと思っております。ハウステンボスにつきましては、観光動向調査、これは今、委員からおっしゃっていただいているのは令和5年の年間の数字でございます。直近の状況でいきますと、4月から6月といったところの観光動向、これは幾つかのポイントを押さえながら増減をお聞きしているところでございます。佐世保につきましては、4月は、ハウステンボス周辺宿泊施設において九州、関東からの宿泊客が増加したという状況も見られているというような状況でございます。それで、ハウステンボスを中心として、佐世保圏域の中には人が入ってきているといったような状況だと認識しているところでございます。

【田中委員】しかし、どちらにしても、この数字から私なりに分析すると、この2番の佐世保の数字というのは、半分はハウステンボスだという感じがする。しかし、そのくらい入らなきゃ、ハウステンボスもやっていけないからね。お客さんの数が300万人超えた時代もあったわけだから。

そういうことで、ハウステンボスが大丈夫かという話を中心になるんだけど、もう三十三、四年たったかな、建設関係、平成の初めからスタートしたからね。平成4年にオープンしたけれどもね。だから、もう40年に近まってくる。そうすると、いろいろな問題がやっぱり出てくるんじゃないかと思っています。建物の問題とかなんとかも含めてね。

一番心配するのは、もう四、五年たった時に、40年過ぎていった時に、どうなのかなと。しかし、もう10年もないよと、四、五年のうちにそういう時代が来るよということ。だから、何らかの形で県も応援する体制をつくってもらわなければ。なぜかというハウステンボスの歴史も、大体長崎県の歴史と似たようなところがあるんだ。あそこはもともとは工業団地としてお手上げなところを、神近さんに頼んで再生してもらったわけだからね。IRがあそこに来る予定だったのが、だめになった。もろもろ含めて、ハウステンボスとは、あなたたちも窓口を大きくして交流をしてもらいたい。幸い、あの投資会社、あそこのトップは長崎県出身なんだからね。伊藤宏一さん、大場議員と同級生だ。島原の方でね。だから、話ができるんだ。もう少しインフラは長崎県で協力するから、設備投資して、長続きするようなハウステンボスを考えてもらわなければ。

県北で今、1,000人以上の雇用があるところは簡単にはないからね。正社員でも2,000人ぐらいいると思う。合わせると一千三、四百人ぐらいいるのかな。そういう企業だから。もう相当前だけれども、県もハウステンボスに協力体制をつくったことあるんだ。モーレン会員に県庁職員も入ってくれとって、半分ぐらい入った時代があったんだよ。私はもう三十数年ずっと継

続しているけれどもね。今は安い。地元でもあるし、土地も土地だから、年間5,000円ぐらい。1回行ったって元取れるぐらいのね。そういう感じの協力の仕方をしたこともある。県議会議員全員モーレン会員に入った時代もあったんですよ。そして、あそこに年に一、二回宿泊に行ったりしていた。そういうことも含めて、ハウステンボスの問題を少し認識してほしいなど。IRで迷惑かけた。だから、長崎県も何らかの形で、インフラ整備含めて応援できる体制を取りたいからということで、伊藤さんの窓口使ってやるべしということを提案しておきたいと思います。

もう一つは、これは結構昔の話になるけれども、長崎県で四十数年前か、「旅」博をやった。それで、二十数年前かな、炎博をやった。あれは田口一信さんが議会で質問して、やろうということになって、やったんだけどね。あれは県北、ハウステンボスと佐賀の有田と一緒にやってやった。その後、何もあなたたちが大きなイベントをやったことはない。

明治維新の150年で、佐賀県は大々的にやったんだよ。観光客がだあと来た。長崎県は、これだけ明治維新の歴史があるのに、何もやらなかった。私は当時、あちこちで「何やっているんだ」という話をした記憶があるけれどもね。明治維新150年、佐賀県は本当に、いろいろな議員がいるからでもあるけれども、イベントがあって、観光客を呼びきった。

長崎県も、20年に一遍ぐらいにしたって、炎博から、もう30年近くなるのかな。何か企画すべきだ。特に、県北対策として。いろいろあると思う。あなたたちは優秀だから、考えれば、いろいろなことが出てくるさ。

私が提案したいのは、軍港博覧会でもいい。

4軍港、横須賀、呉、舞鶴、佐世保、歴史的なものだ。今もって、市議会はずっと交流をやっている。軍港博でもいいし、港博でもいいし、いろいろな意味で県北を売り出すことを一回考えてほしい。そうしないと、新幹線も取られ、もうイベントをやるだけの下地もちょっと失われつつあるんだけどね。

部長、私は提案をさせてもらおうと思うんだけど、何か一つ長崎県も、もう炎博から25年ぐらいになるからね。20年スパンぐらいで大きなイベントをやっていたんだ。「旅」博は特にすごかったね。だから、そういうことも考えてもいいんじゃないだろうか。長崎県、長崎市の歴史からすれば、明治維新150年が一番よかったんだ。何もやらなかった、はっきり言って。だから、IRがだめになった記念に、それに代わるべき何か大博覧会をね。万博には負けるけれども、九州は集まってくるぐらいのイベントをやるべきだと思う。あまり事が大きっぱ過ぎて申し訳ないけれども、考え方だけでも部長に私は見解を求めておきたいと思う。

【伊達文化観光国際部長】 田中委員から、過去には、「旅」博でありますとか、炎博、こうした大きなイベントを本県でも実施してきたというご紹介がありました。まだまだそこまでのレベルにはないのかもしれませんが、例えば、来年は被爆80年の年でございまして、その大きな節目に合わせまして、開会式に天皇皇后両陛下もお迎えしながら本県で初めてピース文化祭を実施するようにしております。また、あわせて来年度は佐世保の方でもツール・ド・九州も実施いたしますし、今年度は、9月27日に開会式を迎えますけれども、スポーツマスターズ、こうしたスポーツイベントも実施いたします。そういった意味では、他県の部長さん方か

らも、長崎はそれだけ大きなイベントを立て続けにやって大丈夫ですかというようなご指摘もあるような状況でございますが、ただ、いかんせん本当に大きな節目を迎えている年でもございますので、県としても、しっかり本県の交流人口の拡大等に向けて、こうしたイベントを実施していきたいということで、取組を進めてきているところでございます。

田中委員の方からも、もっともっと県の浮揚、そして県北の浮揚のためには、大きな節目のイベント、そういったものも取り組むべきではないかということでございます。そうしたイベントについては、県だけの話ではございませんで、地域一体、そして民間事業者も含めて、しっかり検討していく必要があるかと思っておりますので、そうしたところと一緒に検討をしていきたいというふうに思います。

【田中委員】 部長の話を聞いて思うのは、やっぱり部長は長崎県、長崎県だね。それは当たり前の話だ。私が質問している趣旨は、IR、佐世保市は20年頑張ったんだ。長崎県も、10年と言わんけれども、七、八年は頑張った。だめになった。これだけのことのやっぱり何か責任は取ってもらわんといかん、はっきり言うと。何でもIRが来るからということで、地元は、経済活動も止まるぐらいで10年あったんだよ。これがだめになった。

だから、県北と長崎の関係はちょっと違う。長崎はいいさ。ここから見えるジャパネットだって、大変な勢いだ。もともと佐世保でやってくれと頼んだけれども、場所もなかったし、こっちに来たんだけれどもね。ジャパネットは、もともとは県北だから。残念だけれども。長崎県を分断するというふうなことを言っているわけじゃないけれども、長崎がよくなることは、

よくなることでいい。しかし、県北対策は、やっぱり新たな視点で考えてもらわないといかんということ、あえて言っているわけ。ぜひよろしく願いして、終わります。

【千住委員長】 ほかに、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】 ほかに質問がないようですので、文化観光国際部関係の審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 2時36分 休憩 —

— 午後 2時37分 再開 —

【千住委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、文化観光国際部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は、午前10時から委員会を再開し、県民生活環境部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 2時37分 散会 —

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和6年9月26日

自 午前 9時59分
至 午後 2時17分
於 委員会室3

統 計 課 長 谷村 重則 君
生 活 衛 生 課 長 岩松 尚 君
生活衛生課企画監
(動物愛護管理センター整備担当) 荒木雄一郎 君
食品安全・消費生活課長 立石 寿裕 君
水環境対策課長 佐藤 貞夫 君
資源循環推進課長 赤澤 貴光 君
自 然 環 境 課 長 田中 順子 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 千住 良治 君
副委員長(副会長) 初手 安幸 君
委 員 田中 愛国 君
" 外間 雅広 君
" 深堀ひろし 君
" 中島 浩介 君
" ごうまなみ 君
" 山本 由夫 君
" 饗庭 敦子 君
" 本多 泰邦 君
" 大久保堅太 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

県民生活環境部長 大安 哲也 君
県民生活環境部次長 峰松 茂泰 君
県民生活環境部
次長兼地域環境課長 吉原 直樹 君
県民生活環境課長 下野 明博 君
男女参画・女性活躍推進室長 松尾 由美 君
人権・同和対策課長 石田 祐子 君
交通・地域安全課長 大嶋 誠之 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前9時59分 開議 —

【千住委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

これより、県民生活環境部関係の審査を行います。

【千住分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

県民生活環境部長より予算議案の説明を求めます。

【大安県民生活環境部長】おはようございます。

県民生活環境部関係の議案について、ご説明いたします。

お手元にお配りしております資料のうち、「令和6年9月定例県議会 予算決算委員会 観光生活建設分科会 関係議案説明資料 県民生活環境部」をお開き願います。

今回、審議をお願いしておりますのは、第82号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分であります。

債務負担行為についてご説明します。

PFI事業により整備を行う長崎県動物愛護管理センター（仮称）の施設整備及び整備後の運営等業務について、年度を超えて一括契約を締結するため、令和7年度から令和24年度までの

債務負担行為として、動物愛護管理センター建設管理業務16億6,575万9,000円を計上しようとするものであります。

以上をもちまして、県民生活環境部関係の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【千住分科会長】次に、生活衛生課企画監より補足説明を求めます。

【荒木生活衛生課企画監】「観光生活建設委員会分科会 県民生活環境部 補足説明資料」の1ページをご覧ください。

長崎県動物愛護管理センター（仮称）整備に係る債務負担行為についてご説明いたします。

まず、概要でございます。

昭和51年に建設されたアニマルポートながさきについて、老朽化や狭隘化などの課題解決を図るため、新しいセンターの整備の検討を進めているものであり、本事業をPFI事業として実施する旨を表明する実施方針の公表を行うことを先の6月定例会でご報告した後、8月に公表したところでございます。

本9月定例会においては、本事業の設計・建設から維持管理、運営に係る令和24年度までの債務負担の設定を行うものでございます。

次に、事業の内容でございますが、建設予定地につきましては、大村市にある県工業技術センター隣接のグラウンドでございまして、現況につきましては、右側の図のとおりでございます。

施設につきましては、「人と動物のかかわりを豊かなものとする施設」を基本コンセプトに、犬75頭、猫25頭程度が収容できる施設で、収容施設や治療、健康管理施設、啓発施設などを備えた1,500平米程度の屋内施設と、ふれあい広場や駐車場といった屋外施設から成る施設の整備

を想定しております。

次のページをご覧ください。

要求予算額でございますが、記載のとおり、設計・建設から維持管理、運営までの業務を一括して行う事業として、令和7年度から24年度までの18年間の債務負担の設定を行うものであり、その上限額としましては16億6,575万9,000円を計上しております。

なお、事業期間、維持管理期間ですけれども、15年とする理由でございますが、国税庁公表の耐用年数によると、電気設備や給排水、衛生設備などの設備等の耐用年数が15年間となっており、動物取扱い業務という特殊性の高い事業であることも踏まえ、15年間を超える事業期間とした場合、事業期間中に大規模修繕を実施する可能性が高くなるという点。それから、これまでに実施しましたサウンディング調査において、15年という事業の実施期間を望む意見が多かったという点から、15年の設定が適当という判断をいたしております。

最後に、今後のスケジュールでございますが、今回、事業者の選定につきましては、総合評価一般競争入札方式により選定することとしております。

本9月定例会において、この債務負担の設定をご承認いただいた後、10月下旬頃に入札公告を行う予定としており、落札者の決定、公表、基本協定の締結を令和7年3月に行う予定でございます。その後、4月に仮契約の締結を行い、6月定例会に契約議案を上程する予定としており、ご承認いただいた後、7月には本契約の締結を予定しております。

以上で長崎県動物愛護管理センター（仮称）整備に係る債務負担行為についての説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い

いたします。

【千住分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【深堀委員】説明ありがとうございました。中身について最初に確認したいことがあるんですが、横長の分科会資料の中に、今回の動物愛護管理センター建設管理業務の財源の表があります。ここに財源が一般財源7億2,100万円と、地方債9億4,400万円ということで、国費スキームがここに掲載されてない。16億円の多額の予算を計上する中で、債務負担行為ですけれども、国との折衝といいますか、国の財源を使うところの調整がついていないのかどうか、そこをまずお尋ねしたいと思います。

【荒木生活衛生課企画監】国との調整ということですが、国におきましては環境省でございますが、この施設整備補助金、こういった動物収容関係の施設の整備補助金というものもございますけれども、これにつきましては全体で1億7,400万円というような金額でございますが、こういったPFI事業というものに対しては対象にしていないということを聞いておりまして、今回は国の補助金は充てないようにしております。

【深堀委員】ということであれば、15年の契約になるわけですが、この期間を通して16億円が支出されるわけですが、国の財源が全く入らない、有利な国の財源は使えないというふうに理解をしていますが。

【荒木生活衛生課企画監】今、国においても、令和7年度につきましては、こういったPFI事業でも対象にできないかどうかという可能性を探っている状況という情報は入手しておりますので、そういったPFI事業にも充てることができ

るというようなことになれば、それは活用してまいりたいと思っております。

【深堀委員】確定的なことが現時点で言えないということは、よくわかるんですが、この施設の目的等考えれば、国が一定の出資をするのが、ある意味、当然のことではないかというふうに思うわけですね。

ですから、今後のことになりますが、これは15年かけての契約になるわけであって、その途中、途中で、そういった国の有利な支援の制度をぜひ活用するということは、はっきりしている、それはやるということで理解していいですか。

【荒木生活衛生課企画監】この事業につきましては、設計・建設から維持管理、運營業務まで一括して契約を結ぶというものでございます。その支払いにつきましては、当初の3年間、設計・建設に係る経費について、出来高に応じて支払いを行い、その後、維持管理、運営に係る経費を毎年支払っていくというような方法を取ることにしております。

その中で財源としましては、設計から建設に係る経費につきましては、交付税措置のある地方債など有利な財源の充当を考えており、例えば脱炭素化推進事業債、緊急防災・減災事業債、地域活性化事業債というものがございまして、それらを考えており、活用できるものは積極的に活用していきたいと思っております。

国の補助金に関しましては、こういった中で、例えば施設整備部分で、設計・建設の部分で使えるということであれば、その部分を国とも調整して充てていきたいと思っております。

【深堀委員】わかりました。確定的なことは現時点では言えないけれども、今後想定されるような有利な起債であったり、そういった部分に

については、積極的に活用していくということで理解しました。

もう一つだけ、規模の話です。補足説明資料の中で面積等記載をされています。これが適正な規模なのかどうかというのが、私としてはまだよくわからない部分があって、例えば収容頭数、犬75頭、猫25頭程度ということで、この頭数に関しては、これまでの実績等を踏まえて設定されていることだと思うんですが、この頭数を管理するという意味で、これだけの面積、設備が必要なのかというのが少しわからないところなんです。

他県の状況とか他の施設と比較してどうなのかとか、ここで働く職員の数がどうなのか、そういったところを検証しないと、これが適正規模なのかというのがわからないと思うんですよ。そのあたりをもう少し詳しく報告いただけませんか。

【荒木生活衛生課企画監】この施設の検討に当たっては、学識経験者やボランティア団体などで構成する長崎県動物愛護管理センター（仮称）建設検討委員会や、同じくセンターの事業者選定委員会というものを設置しております。この施設の機能や規模について検討を行っていただいております。それを踏まえ、今回、面積をお示ししているところです。

他県の事例としましては、直近で整備されている広島県が令和5年度、熊本県も令和5年度に設置されているんですけれども、それぞれの規模について見ると、広島県では延べ床面積が1,853平米、最大収容頭数として犬100頭、猫70頭の施設を整備しております。熊本県は延べ床面積が1,459平米、収容頭数としましては、犬が50頭、猫が80頭となっております。

本県のセンターの延べ床面積が1,500平米と

いうことでございますので、過大なものということは考えていないところです。

次に、各施設の規模についてですが、収容施設につきましては、収容頭数から算定しているところであり、環境省から出されております「動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針」というものがございます。この指針で規定された基準を基に算定しているところです。

次に、啓発施設における研修室ですが、動物取扱責任者講習会の参加者数が100人規模といった講習会を実施することが可能な広さということで、ここにつきましては県庁舎と同様の基準によって算定しているところです。

管理部門施設における事務室についてですが、これにつきましては県が行う動物愛護管理業務や狂犬病予防法に基づく野犬の捕獲業務、それからPFI事業者に行ってもらふ施設の維持管理、運營業務に係る従事者数として15人程度を考えております。広さとしましては、県庁舎と同様の基準に基づいて算定した面積となっており、また、この管理部門施設につきましては、個々の施設構成の欄に記載の部屋以外にも、更衣室やシャワー室、器具の洗浄室、治療室などといった部屋も管理部門として整備しているところでございます。

【深堀委員】わかりました。他県の実績、そして専門家によりいろいろ検討した結果、こういった規模になったということでよくわかりました。

1つだけ、啓発施設で約100名規模の研修会が行われるような施設なんだということで説明がありましたが、箱物だけ造って、実際申込みがないということが決してないようにしないと、そこはもうとんでもない話ですので、その点だ

けは一応申し上げておきたいと思います。

以上で終わります。

【千住分科会長】 ほかに質問はありませんか。

【饗庭委員】 おはようございます。質問させていただきます。

先ほど、維持管理期間を15年とするということでご説明がございましたけれども、15年を超える事業期間とした場合は大規模改修が必要となるということですけれども、もう少し詳しい説明と、15年後どうしていくかというところはどのように考えておられるのか、お伺いします。

【荒木生活衛生課企画監】 15年を超えて大規模改修が必要になるということについてでございますが、設備の部分の耐用年数が大体15年となっております。ここを超えるといろいろ支障が出てくる、故障とか出てくるということ。

この動物愛護管理センターというものが、どうしても動物を飼うということで24時間、必ず空調とかしておかないといけないし、あと臭いの問題もございますので脱臭装置なども付ける予定としておりますが、そういった脱臭装置であるとか、そういった部分の施設というものが、やはり15年を超えると大規模修繕が必要になってくるのではないかとということで、15年ぐらいが適当ではないかという判断をしているところです。

この15年を過ぎた場合にどうなるのかというところですが、プロジェクトのロードマップでは令和11年度までに治療の見込みのない病気や攻撃性のある譲渡できない動物を除いた殺処分数ゼロを目指しております。

ただ、このセンターにつきましては、出口対策となる収容動物の譲渡推進の拠点として、また、県民への動物愛護思想啓発の拠点としての取組を継続していく必要があると考えておりま

すので、今後も人と動物の関わりを豊かなものとする施設というコンセプトを恒久的に実現していく上では取組を続けていかなければならないと考えているところです。

【饗庭委員】 令和11年にゼロを目指しておられますけれども、今後ずっと必要かというふうに私も思うんですね。なので、この段階で一応15年とは切っておりますけれども、今後のことも考えながら、していかないといけないかなというふうに思います。現在は昭和51年からされているので、かなりの年数がたっているかと思しますので、そういうふうに15年たったけれども、そのまま使うというようなことがないようにするために今後も計画が必要かと思っておりますけれども、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

【荒木生活衛生課企画監】 今回、この事業契約を結びまして、維持管理、運営に関しましては、事業者をお願いするわけですが、そういったお願いをする中でしっかりと維持管理をしていただくということで計画等も出してもらう。さらに、そういった計画どおりになっているかどうかというところを県としましてはしっかりモニタリングしていく、そういうことで施設の寿命を延ばしていったら、15年後につきましては、県が引き継いでいくものなのか、また、その前に改修が必要だという判断をするようであれば、その改修に向けてまた検討しないといけませんし、また、改修を含めたところでPFI事業というのもございますので、そういったところをどちらにするかという検討が必要になるかと考えております。

【千住分科会長】 ほかに質問はありませんか。

【大久保委員】 今の質問は、施設の管理についてだったと思うんですが、ソフト面の運

営について、PFI方式で民間に委託していくということですけれども、プロジェクトは殺処分ゼロに向けたロードマップの中での計画の一つでもあるのかな、大きな拠点があるということは大切なことであろうかと思えます。

じゃ、この施設を造ることによって、どれぐらい、現状、殺処分ゼロに向けて加速できるのかとか、この拠点がどういった位置づけに、この広い長崎県において殺処分ゼロということは、長崎県下の隅々まで行き渡らないといけない、ただ大きな拠点である。ここあたりが民間に委託することによってどういうふうに、県がロードマップの中での施設の位置づけ、そして殺処分ゼロに向かうのか、または殺処分ゼロだけじゃなくて動物愛護、どういう拠点なのかということはこの際確認をさせてもらっておきたいなと思えます。

【荒木生活衛生課企画監】現在のアニマルポートながさきにつきましては、収容可能頭数が犬15頭、猫6頭ということで、もともとが収容施設みたいな位置づけで建てられているところでございます。今は譲渡に向けても進めているところでございますけれども、規模としては小さいということでございまして、今回、整備をすることによって、そういった収容頭数も増やしていくと同時に、譲渡というものも増やしていくというふうに考えているところでございます。

この施設につきましては、動物愛護管理法に基づく収容や譲渡を行う施設というだけではなくて、動物の命について学び、人と動物が共生できる社会づくりに向けた普及啓発の拠点となる命の尊さについて学ぶ施設。

それから、人と動物の健康と生活環境を向上させ、動物の健康管理や維持に必要な機能を備

え、感染症防止の対策に対応した人と動物の健康と環境を守る施設としていきたいと考えております。

加えて、このセンターに来ていただける人々、例えば社会科見学など学習目的で来られた子どもたち、それから休日に子どもを遊ばせるために家族で来られる方々、あとはボランティア、こういった様々な方々が利用できる施設として、関係者間の交流や連携を促して、交流と連携を生む親しみある施設、こういった施設になるように、そういう施設を目指して整備を進めていきたいと考えております。

【大久保委員】冒頭におっしゃられたように、収容をゼロにするに当たってのこの施設の収容数というのは、それに比べたら、もちろん大きいものではないと思うんですけれども、啓発することで殺処分をゼロに近づけていくということでしょうけれども、県下でこういう機能を持たせた施設が現在何か所あって、これから何か所に増やしていくのか、施設の計画として減らしていくのか、そこあたりの長崎県下におけるこういった施設の在り方はどのようになっているのか、教えてください。

【岩松生活衛生課長】お尋ねの県下での同様の施設でございますが、長崎市と佐世保市は、それぞれ中核市ということで動物愛護管理センターを所管し、運営しております。県立保健所は8か所、本土地区に4か所、島に4か所ございます。

ただ、こういった保健所が持っておりますのは、一時的に保護した動物を収容するだけの機能しかございません。島においては、殺処分・焼却設備まで備えておりますが、本土地区の4保健所については、全ての動物を新しいセンターへ移送して譲渡をやっていく。一部、離島か

らも、現在もやっておるんですけれども、譲渡可能な動物については、本土地区に移送しまして、そこで譲渡につなげていくということをやっております。

一時的な、緊急的な対応というのが各保健所単位で必要になってくる部分がなくなることはないと考えておりますので、そういった機能は保健所にも残しつつ、この新しいセンターでさらに機能を強化して対応できればと考えているところでございます。

【大久保委員】 わかりました。

最後に1点聞きたいんですけれども、であれば、今回、この施設というのは、動物愛護者だとか、いろんな方が楽しみにされている施設じゃないかなと、いろんな希望を持たれていると私は思うんです。

その中で、各離島も含めて処分するところはある。保護関係は保健所がしていただいておりますけれども、殺処分ゼロにもっていく啓発というのは、公務員だけでなく、やっぱり民間の力、民間とのつながりをつくっていくことが大事だと思うんです、そういう社会をつくるということで、ですね。

そうした時に、今回、こういった民間に運営をしてもらう。そして、県下にいろんなネットワークをつくってもらうということも、この施設、そして運営者に課せられることになるのかなという希望を持っておりますけれども、そうでないのか、そういったことも含めた事業者選定をされるのか、そこを教えてください。あくまでもこの施設からの発信だけであるのか、県下いろんなネットワークを民間の受託者がされていくという選定をしていくのか、そのところを教えてください。

【荒木生活衛生課企画監】 今考えております事

業者へお願いする部分に関しましては、維持管理、それと運営業務ということを考えております。

そういった中で、動物愛護関係の情報発信もそうですし、譲渡の推進部分についても、業者の方で担ってもらうという考えは持っております。

この施設、センターにつきましては、県の職員も当然常駐するようにしておりまして、そういった中で県内各地のボランティアの方々にも集まってもらって協議を進めていきますし、獣医師会とか関係団体とのつながりというのも、県も含めて一緒にやっていく予定にしておりますので、県下のこういった動物愛護に関わっているボランティアの方々とも県として連携しながら、情報発信については事業者の方でもしてもらいますし、県も当然やりながら進めていこうというふうに考えております。

【大久保委員】 そうですね。先ほど言ったように、この施設というのは、県下の動物愛護というところで殺処分ゼロの中心となる、ハンドリングができるような機能を持たせていただきたいと思っておりますし、そういった事業者の選定も併せてお願いしながら、ただ施設が更新された、古いから、老朽化したから建て替えただけじゃなくて、そういったところの皆さんが楽しみにしている希望の施設となるような運営をお願いしたいと思っております。よろしくお願いします。

【千住分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【外間委員】 それぞれの委員からご質問があって一定理解をいたしました。私も5年前に議員の視察で沖縄県の動物愛護センターに行った際に、当時、長崎県は猫の殺処分が日本一ということで、いかにしたらこういった課題を解決す

ることができるかということで議員として、そういうゼロ殺処分を目指す施設を確認したところ、このような大規模な予算をかけて施設がいよいよ立ち上がったということは、大変喜ばしく、ぜひとも殺処分ゼロに向けて、県内一円、それぞれの地域のボランティアの皆様方と、里親制度や、こういった愛護を高める研修機能であるとか、このセンター機能を十分に生かす施設をぜひともつくっていただきたいと思います。

問題提起の1点として、猫は繁殖が1年間で10頭、3年間で2,000頭というふうに繁殖能力が非常に高く、野良猫がいれば、猫の数分、3年間で数千頭になっていくということを昨日のBSの朝の番組で、川棚町でそういう里親をやっている施設で、そのような問題提起をされ、この解決に向けては、捕獲をして、そして去勢をして、そして元に戻してあげるということをやっていくことで、それをこのセンターで15年間で殺処分ゼロをぜひとも実現していただきたいと思います。

改めまして、先ほど大久保委員からもご質問があったように、このセンター機能は各市町との連携をどう図っていかれるか、その点について1点お尋ねをして終わりたいと思います。

【岩松生活衛生課長】先ほど企画監からも少しご説明をさせていただきましたように、新しいセンターにつきましては、例えば地区の小学生が一度は校外学習で訪れられるような場所、休日には親子連れで気軽に立ち寄っていただけるような場所、そこで動物と触れ合っていただく。また、ボランティアさん、市町のご協力をいただかなければ、この目標は達成できないということは痛感しておりますので、こういった連携強化の場所ということで活用させていただければと考えているところでございます。

【山本委員】 おはようございます。2点確認いたします。

予定の収容頭数で犬が75で猫が25ということで、この比率ですけれども、現状、猫が多いのではないかという感じがするんですけど、この比率の、先ほど県央保健所で犬が15で猫が6だったですかね、これを準用されたのか。この比率の決め方を教えていただきたいのが1点。

それから、県では、令和4年度から殺処分ゼロに向けてふるさと納税を受け入れて、去年までに9,000万円、1億円弱ぐらいの金額が集まっていると思うんですけども、これ自体を今後この動物愛護管理センターの事業に使われる可能性があるのか、その2点をお伺いいたします。

【岩松生活衛生課長】新センターにおけます動物の収容頭数でございますが、動物を収容してから譲渡に至るまでの期間を掛け算いたしまして、犬は譲渡に至る時間が長くなるかといった点ですとか、単位面積が、犬は横にスペースが要りますが、猫はご存じのように縦にスペースがあれば収容できるといったようなこと。あと、将来的には収容される動物は減っていくだろうということも勘案いたしまして、当初はこの頭数ですが、将来的には、この頭数によらず、収容するスペースについてもフレキシブルに活用できるような形で設計をお願いできればなと思っています。

もう1点、ふるさと納税でございます。これにつきましては令和4年度から長崎殺処分ゼロプロジェクトが採択されております。実績で申しますと、令和4年で1,232件、3,767万円、令和5年度は2,850件、6,133万円と、非常に多くのご寄付をいただいている状況でございます。一定の経費を差し引きまして、その残りの部分が私どもに按分されているところでございます。

その使い道につきましては、地域猫活動の強化ですとか、適正飼養のための普及啓発、あと委員がおっしゃられました、今回、建設に向けて検討が本格化しております支援センターの建設検討といった分に今まで使わせていただいているところでございます。

この後もふるさと納税ということでご協力いただける部分が仮にあれば、いろんな使い道の中の一つとして新センターへの充当というものもあり得るというふうに考えております。

【千住分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【ごう委員】1点だけ確認をさせてください。

今回の新たな施設の中には処置室が設けられて、避妊手術等も行えるようになるというふうに伺っておりました。

現在、ボランティア団体の方々が、このTNR活動をするために自ら寄附金を集めて避妊手術を行ったりしているという現実があると思います。

県としては、この避妊手術に対する予算もかなり上げてきてくださっていると思うんですが、私は一度、マンションの一室を借りて、ボラさんが捕獲した猫たちを一堂に集めて、そして、ボランティアの獣医師が一生懸命、一日かけて避妊手術をしている現場を見せていただいたことがあるんですね。

予算はかなり増やしてはいただいているけれども、なかなか避妊の手術が追いついていないところがあると思っていて、今回、この新たな施設ができてオペ室ができるのであれば、ボランティアの団体の方々が活用できるような仕組みをつくっていただくと、もっとうまく進むんじゃないかというふうに思っているんですが、そのあたりはどのようなご計画があらわれますでしょうか。

【岩松生活衛生課長】今、委員がご指摘のように、現場のボランティアさんが非常にご苦労していただいているという実情は伺います。新たな施設でオペ室、避妊・去勢ができるような手術室を構える予定にしております。造っただけで運用しないというのは、どうかと思っておりますので、獣医師会に委託するなり、ボランティアさんと連携するなりで、一日でも多く稼働させるような手だてを今後検討してまいりたいと思っております。

【ごう委員】ありがとうございます。何らかの形でしっかりとこのオペ室が活用されてTNRが進むように、そして、殺処分ゼロが一日も早く実現できるように活用していただきたいと思っています。

以上です。

【千住分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第82号議案のうち関係部分については、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、第82号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

【千住委員長】次に、委員会による審査を行い

ます。

議案を議題といたします。

まず、県民生活環境部長より総括説明を求めます。

【大安県民生活環境部長】「観光生活建設委員会関係議案説明資料 県民生活環境部」をお開き願います。

今回、ご審議をお願いしております議案は、1ページに記載の4件でございます。

第84号議案「知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例」につきましては、地方自治法の一部を改正する法律等の公布に伴い、長崎県流域下水道事業の設置等に関する条例において引用している地方自治法の条文のずれが生じたことから、所要の改正をしようとするものであります。

第89号議案「財産の処分について」につきましては、雲仙ゴルフ場の県有施設を雲仙市及び社会福祉法人コスモス会へ譲与しようとするものであります。

第90号議案「令和5年度長崎県流域下水道事業会計利益剰余金の処分について」につきましては、令和5年度長崎県流域下水道事業会計において利益剰余金を処分し、資本的収支の補填財源に充当しようとするものであります。

第91号議案「第4次長崎県男女共同参画基本計画の変更について」は、長崎県男女共同参画推進条例第7条第5項で準用する同条第3項の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

全23項目の目標値のうち3項目を変更することとしており、「長崎結婚・子育て応援宣言団体数（累計）」及び「県の男性職員の育児休業取得率（知事部局）」については、最終目標を達成したため、また、「男女共同参画の視点で

の防災・復興等研修の実施回数」については、事業実施手法の変更により、それぞれ目標値を上方修正するものであります。

次に、議案外の主な所管事項について、ご説明いたします。

（女子高校生による女性活躍推進企業見学会について）

女性が活躍できる仕事ややりがい、キャリア形成等への理解を深め、将来の自分をイメージしていただき、県内企業への就職につなげることを目的として、女子高校生を対象とした女性活躍推進企業見学会を実施しております。

7月には活水高校の2年生約100名が、また、9月には純心女子高校の2年生約120名がそれぞれ6企業を訪問し、企業の取組の説明や女性社員との意見交換等を通じて、長崎に住んで働くイメージやキャリア形成への理解を深めていただきました。

今後も、将来の継続就業やキャリア形成への理解と併せて、県内企業への就職につながるよう意識の醸成を図ってまいります。

4ページをお開きください。

（犯罪のない安全・安心まちづくりの推進について）

本年度も、自治会等の団体に対し、子どもの見守り活動やパトロール活動などの具体的な防犯活動に1年間自主的に取り組むことを宣言してもらう「長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり宣言団体」の募集を行い、昨年度を上回る410団体から申込みがあり、それぞれの地域で防犯に係る連帯感の醸成や活動の輪が広がられております。

また、6月5日には、昨年度、この宣言を行い優れた活動を行った10団体に対し、「長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり地域賞」の知事

表彰を行い、防犯意識等のさらなる高揚を図ったところであります。

今後とも、県民の皆様と一体となって、犯罪のない安全・安心まちづくりの推進に力を尽くしてまいります。

5ページをお開きください。

（消費者行政の推進について）

県では、「第4次長崎県消費者基本計画」に基づき、市町や関係機関と連携して消費者に関する各種施策を総合的に推進しております。

令和5年度に県消費生活センターへ寄せられた相談件数は2,353件、市町の消費生活センターや相談窓口に寄せられた件数を合わせた県全体の相談件数は1万712件となっており、近年は横ばいで推移しております。

相談の傾向としては、年代が高くなるほど多くなっておりますが、一方で若い世代の20歳未満においては増加率が顕著でありました。

また、社会のデジタル化の進展に伴い、インターネット通信販売やSNSが関係する相談が増加しており、高齢者からは架空請求や化粧品などの定期購入などが、若者からはインターネットゲームなどの相談が多くあっております。

こうしたことから、県消費生活センターによる相談対応や市町の相談体制整備への支援に加え、消費者トラブル講座や学校等と協働した消費者教育の実施、ホームページやSNS等での注意喚起のほか、新聞、テレビ、広報誌等を活用した普及啓発に取り組んでおります。

今後とも、県消費生活センターを中心に、市町や関係団体等と緊密に連携を図りながら、消費者トラブルの未然防止、拡大防止に努めてまいります。

（令和5年度の各種環境調査の結果について）

県及び関係機関では、県民の快適で安全・安

心な暮らしを確保するため、河川、湖沼、海域等の水質や大気等の各種環境調査を実施しており、令和5年度の調査結果について9月4日に公表したところです。

水質については、一部の河川や諫早湾干拓調整池及び大村湾といった一部の閉鎖性海域等において、COD（化学的酸素要求量）等の環境基準を達成しておりませんでした。長期的には横ばいもしくは改善傾向を示しております。

また、大気環境のうち、二酸化硫黄、二酸化窒素及びPM2.5については、全測定局で環境基準を達成していました。

一方、光化学オキシダントについては、平成8年度から連続して全測定局で環境基準を超過していますが、健康被害が生じるおそれがある注意報の発令までには至りませんでした。

今後とも、関係機関とも連携を図りながら環境調査を実施するほか、環境汚染防止のための工場等の監視指導にも取り組み、県民の安全・安心のための情報提供に努めてまいります。

このほかご報告いたしますのは、3ページから、人権尊重の社会づくりの推進について、統計調査について、汚水処理人口普及率について、廃棄物不適正処理対策についてであり、内容は記載のとおりであります。

以上をもちまして、県民生活環境部関係の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【千住委員長】次に、自然環境課長より補足説明を求めます。

【田中自然環境課長】県民生活環境部の委員会補足説明資料の議案①をお開きください。委員会横長資料は4ページでございます。

第89号議案として提出しております自然環境課の所管する財産の処分についてご説明させ

ていただきます。

処分する財産は、雲仙ゴルフ場内の県有施設8件、内訳は、クラブハウス1件と休憩所や倉庫など7件でございます。なお、ゴルフ場の敷地は、県有施設の敷地も含めて地元の地主組合が所有しており、県は建物のみを所有しております。

まず初めに、今回の財産処分に至る経緯についてでございます。

雲仙ゴルフ場は、大正2年に県営雲仙ゴルフ場としてオープンいたしまして、県が管理・運営してまいりましたが、平成18年度に地元地権者が設立した雲仙ゴルフ場株式会社に経営を移管しました。その際、県有施設であるクラブハウス等の建物については、県議会の議決をいただいた上で雲仙ゴルフ場株式会社に無償貸付けをしてきたところでございます。

平成18年度以降は、この雲仙ゴルフ場株式会社が経営をしてこられましたが、令和6年2月末にゴルフ場運営の継続が困難となったため、同社は解散を決議し、3月1日から地元の社会福祉法人コスモス会に事業を引き継ぐこととなりました。

そのため、県有施設については、暫定的にコスモス会に貸し付けることで切れ目なくゴルフ場経営を継続していただきつつ、県と地元雲仙市、地主組合、コスモス会の4者で今後の施設の取扱い方針を調整してまいりました。その結果、クラブハウスについては雲仙市から、その他7件の県有施設についてはコスモス会から、それぞれ譲与、無償譲渡ということですが、の申請をいただいたところです。

申請理由といたしましては、施設の譲与を受けることにより、国立公園雲仙のシンボリックな施設であり、歴史的価値の高いゴルフ場を存続

させ、地域活性化につなげていく。10年後の国立公園指定100周年に向けて地域が一体となって取り組んでいる中で、雲仙市、コスモス会、地主組合がより強い関係性を構築することができるというものでございます。

県といたしましては、県営のゴルフ場としては既に廃止しておりますが、当時、ゴルフ場存続は地域振興のためにも必要と判断して地元へ経営移管をして以降、県有施設は無償貸付けをしてきた経緯があること。歴史的価値の高いゴルフ場を存続させ、地域活性化につなげるという目的に対しては、県としても賛同し、協力すべきであること。現在は県の普通財産であり、県として行政目的を持って所有している施設ではないものの、県有施設であれば将来的には撤去費用が発生することを考慮いたしまして、両者からの譲与申請どおり、クラブハウスは雲仙市に、その他7施設はコスモス会にそれぞれ譲与したいと考えて、地方自治法により県議会の議決を得る必要がありますので、議案とさせていただきます。

なお、クラブハウスの譲与を受けた雲仙市は、建物敷の借地料を地主組合に支払うとともに、ゴルフ場運営主体であるコスモス会に対して、市の規定の範囲内で有償貸付けを行う予定と聞いております。

また、譲与に当たっては、県と雲仙市及びコスモス会それぞれとの間の譲与契約において、ゴルフ場運営及び地域活性化寄与を用途として指定して、ゴルフ場クラブハウスとしての利用継続と併せて、クラブハウスやゴルフ場での自然を活かしたイベント実施など、国立公園の利用増進と地域活性化に活用するという方針を確認いたしております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い

い申し上げます。

【千住委員長】次に、水環境対策課長より補足説明を求めます。

【佐藤水環境対策課長】第90号議案「令和5年度長崎県流域下水道事業会計利益剰余金の処分について」について、補足して説明いたします。

補足説明資料議案②、A4横の資料をお開きください。

県が管理しております大村湾南部流域下水道ですが、これは公営企業会計として運用しております。補足説明資料の2ページ目、3ページ目に企業会計の令和5年度の決算書を記載しております。企業会計は2ページ目に記載しております収益的収支と3ページ目に記載しております資本的収支という2つの予算がございます。今回の議案に関しては、3ページ目の資本的収支に関係する内容となっております。

改めまして、補足説明資料の3ページをご覧ください。

資本的収支とは、下水道施設の建設、改築などに係る経費になります。3ページ目、上段の表が収入になります。決算額の列の一番上、5億9,780万466円が資本的収支における収入の総額となっております。

一方、下段の表は支出になります。同様に決算額の列の一番上の額、7億6,676万1,033円が支出の総額となっております。

収入と支出を比べますと、支出の方が1億6,896万567円多くなっておりますので、決算上、この不足分を補填する必要があります。補填財源としては3つございまして、1つ目が消費税に関する資本的収支の調整額、2つ目が損益勘定留保資金、3つ目が今回議案としております利益剰余金となります。この順序で補填財源に対応しているところでございます。

企業会計には令和2年度に移行しましたが、令和2年度から令和4年度までは消費税の資本的収支調整額と損益勘定留保資金の2つの不足分でこれまで補填をしてきたところでございます。

しかしながら、損益勘定留保資金、これは減価償却費から得られるいわゆる内部留保資金になりますけれども、流域下水道が供用開始後24年を経過していることもありまして、下水道施設が古くなり、減価償却費が減少しているという背景がございまして、令和5年度の決算においては、2番目の損益勘定留保資金まででは補填財源が不足するということになりました。

このため、次の補填財源である利益剰余金から3,753万3,456円を補填しようとするものでございます。この利益剰余金を補填財源として処分する場合におきましては、地方公営企業法の第32条第2項に、議会の議決を経て行わなければならないとされているため、今回、議案として提出するものでございます。

なお、令和5年度の流域下水道事業会計、事業費全体としては1億円を超える黒字となっております。ですので、今回、利益剰余金から3,000万円強を補填いたしますが、それであっても利益剰余金の残高は約6億6,000万円ほどありますので、企業会計としての運営には全く問題がないということでございます。

以上で流域下水道事業会計における利益剰余金の処分に関する補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【千住委員長】次に、男女参画・女性活躍推進室長より補足説明を求めます。

【松尾男女参画・女性活躍推進室長】第91号議案「第4次長崎県男女共同参画基本計画の変更について」について補足してご説明いたしま

す。

まず、「第4次長崎県男女共同参画基本計画」でございますが、本県における男女共同参画社会づくりに向けた取組の実効性をより高めるとともに、女性が能力を十分に発揮できる社会づくりを一層進め、男女が性別に関わりなく個性と能力を発揮できる社会の実現を目指す指針とし、令和3年2月定例会において議決をいただいたものであります。計画期間は、令和3年度から7年度までの5年間とし、現在取り組んでおります。

この基本計画の進捗を図るための指標を設定しておりますが、その目標値について変更すべき理由が生じたところでございます。

よって、このたび、本計画の変更議案を上程し、ご審議いただいた上、議決を得ようとするものです。

それでは、観光生活建設委員会説明資料、横長資料の6ページをご覧ください。

まず、ながさき結婚・子育て応援宣言団体の数の累計でございますが、当初設定した目標値450団体を達成したことにより、上方修正するものでございます。令和3年7月から配置した企業コーディネーターの働きかけなどにより、当初の目標を上回ったもので、令和6年8月末時点では730団体となっております。

なお、目標値の設定につきましては、令和3年度及び令和4年度の増加数の平均値を基にして、毎年度80団体の新規登録を見込みまして、最終年度の目標を860団体としております。

次に、7ページの県の男性職員の育児休業取得率でございますが、こちらにつきましても当初設定した目標値30%を達成したことにより上方修正するものでございます。これまでは当該年度中に子が出生した職員数に対して育児休

業を取得した職員数により算出しておりましたが、今後は当該年度中に子が出生した職員数から個人の事業により取得が難しい職員を除くこととし、1週間以上の期間の取得率を100%に設定しております。

なお、個人の事情により取得が難しいという理由には、経済的な理由がある場合を想定しており、個人の事情がある職員を除きますと、令和5年度の取得率は66.2%となります。

最後に、8ページをご覧ください。

男女共同参画の視点での防災・復興等研修の実施回数でございますが、男女共同参画推進センターを設置していない16の自治体を計画期間の5年間で1回ずつ実施することを目安に、年間目標値を3回と設定しておりました。しかし、16自治体を8つの地域に区分し、全地域で毎年実施するという方法に変更したため、目標値を8回に上方修正するものでございます。

以上、ご説明いたしました3つの指標における目標値につきましては、長崎県男女共同参画推進条例の第7条第5項で準用する同条第3項の規定により、長崎県男女共同参画審議会に諮問する必要がありますことから、変更の内容について諮問し、ご承認をいただいたところでございます。

以上をもちまして、第91号議案の補足説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【千住委員長】以上で説明を終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【饗庭委員】では、議案に対して質問させていただきたいと思います。

最初に、第91号議案、今ご説明がありました中の男性職員の育児休業取得率ということで仲

びていることは非常にうれしいと思っております。

その中で、今回、1週間以上の期間の取得率を100%になっているんですけども、この1週間以上というふうに期間を限定するのは、どういう理由があるのか、教えてください。

【松尾男女参画・女性活躍推進室長】 県の男性職員の育児休業取得率については、所管が人事課となっておりますので、わかる範囲でお答えしたいと思います。

昨年6月に閣議決定された国のこども未来戦略方針におきまして、2025年の男性の育児休業取得率の政府目標が、公務員の1週間以上の取得率85%とされたことを踏まえまして、本県でも1週間以上の取得率100%と目標を設定いたしました。

【饗庭委員】 理解しましたが、やはり男性の育児休業も女性と同じように、長い間、取っていただくことを目標にさせていただくことがいいのかなと。1週間となると、普通の休みとあまり変わらないのかなというふうに思いまして、育児休業の意味としては、そういうところも考えていただければと思います。

もう1点、男女共同参画視点での防災・復興等研修で、もう目標が達成したからということですけども、防災に関しては、男女共同参画の視点でも多く必要かというふうに思います。具体的にどのように進めておられるのか、お伺いします。

【松尾男女参画・女性活躍推進室長】 東日本大震災をはじめとするこれまでの災害では、様々な意思決定過程の女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズなどが反映されないという課題が生じております。

国においても、女性の視点に立った防災・復

興の取組を促進していますことから、本県でも男女共同参画推進センターが行う研修の中で男女共同参画の視点の防災復興研修を実施しております。

令和5年度は、熊本地震を経験した方を講師に、災害時にどういう状況になって、どう行動したか、講師が経験したことを話していただき、8地域で185名の参加がありました。

今年度は、「みんなに優しい防災研修」と題しまして、避難所に見立てた防災オリジナルカードを使ったグループワークを行って研修を行っております。

【饗庭委員】 様々な研修をしておられるようなので、今後、これが実際に災害があった時に生かしていただければと思います。

もう1点、財産の処分についてをお尋ねしたいと思います。

経過等詳しくご説明いただいたところでございますけれども、これを無償で譲与して雲仙市が有償で貸し付けるところが、無償で譲与されたものを有償で貸し付けるのはどうかなと思うんですけれども、そのあたりはどのようにお考えか、お伺いします。

【田中自然環境課長】 今回のこのゴルフ場の県有財産をお渡しするという移譲につきましては、県と雲仙市、コスモス会、それから地主組合を含めて4者で協議を進めてきているものでございます。

確かに、雲仙ゴルフ場株式会社の時代には、県は無償貸付けをしていたわけですが、土地については地主組合から無償で貸付けを受けていたところでございました。

しかし、つい先頃、国土調査、地籍調査が行われまして、その結果とお伺いしておりますが、土地の固定資産税の増額がございました。その

関係もあって、どうしても土地使用料が発生するという状況になりましたもので、雲仙市として、建物については有償で貸し付ける予定とお伺いしております。

コスモス会としても、有償であったとしても、貸付料のみでクラブハウスを使用できるという状況になりますので、その点に関しては、4者の中に入っておられますので、ご了解いただいているという状況でございます。

【千住委員長】 ほかに質疑はありませんか。

【大久保委員】 男女参画・女性活躍推進の中の育休について、7ページですね、私もお尋ねいたします。

変更前は30%、今度は100%に上げたということで、事情によって、経済的理由の職員は除くということですけど、30%の時には、経済的理由以外は、仕事で休みづらいということだけが理由で取れなかったのかどうか、そういった検証をした中で100%にされているのか、お尋ねします。

【松尾男女参画・女性活躍推進室長】 30%の時は、経済的な方は含まれていなかったのかどうかの検証という質問と思います。

そこを検証したかは承知してませんが、取得率100%を目標にしたのは、県が率先して育児休業取得の取組を進めることで県全体の取得率の向上につなげていきたいという思いからであります。国は85%ですが、県としては100%の取得を目指し、どうしても経済的な問題で育児休業を取りにくいという職員がいることを勘案いたしまして、個人の事情により取得が難しい職員を除くという条件をつけているところでございます。

【大久保委員】 私が思うのは、経済的理由以外は、みんな育休を取れるのか、1週間以上ので

すね、という心配をちょっとしております。100%ということは、完全に全員が取らなければならないというふうに県は県職員に対してですね。その時点で選択性ではない、取らなければならないことにするということだと私は思っていますね。いろんな状況、お子さんが生まれる環境と仕事以外のことも、いろんなことで1週間休みが取れる状況かどうかというところがないのかなというふうに考えた時に、職場としては100%取ってくれというところが、逃げ道として経済的理由というところだけは逃げられるんですけれども、100%を取るために経済的理由じゃなくても、こっちに逃がして100%を出すためにとかというところで、この制度を歪曲されないかなという心配もあるので、こころの運用は今後お気をつけいただければなど。そういったところでの100%を目指す職場と、働く方が逆に何か居心地が悪くならないようにしていただきたいなと思っておりますので、そこあたりは100%じゃなくても90%台とかすることで選択肢を与えるということも考えられなかったのかなというふうに少し思うんですけれども、ここでこれ以上の議論をするつもりはないので、今後、運用についてお気をつけいただければと思っております。

以上です。

【千住委員長】 ほかに質疑はありませんか。

【深堀委員】 今の質疑の中でちょっと気になったんですけど、国の基準が85%に変わったからというふうにおっしゃられましたね、室長ね。今議論になっていた、「個人の事情により取得が難しい職員を除き」という表現が国の基準の中にもあるんですか、どうなんですか。

【松尾男女参画・女性活躍推進室長】 国の基準の中には、その記述はございません。

【深堀委員】そしたら少し議論が変わってくるんじゃないですか。だって、国は、そういった個人の事情云々ということを度外視して、全ての人が、対象が分母になって85%と言っているわけでしょう。長崎県は、その分母がちょっと不透明なといいますか、個人の事情という、どういうふうに捉えるか。さっき、例示として経済的な理由と言われましたけど、それだけではないですよ、個人の事情というのは、経済的理由じゃなくても取れない人はいらっしゃるはずですから、そこを多分加味するんでしょう。だから、土台が違うわけですよ、土俵が、国が示している85%と県が言っている100%というのが。

そこを、人事課が設定したんでしょうけれども、男女参画・女性活躍推進室の所管の中で、こういった育児休業取得率といった時に、一般的に考えて、個人の事情により消化が難しい人を除いている数字なんて、一般的に出してますか、全従業員が全部分母になって、取った人はと。一般的な感覚として、そうじゃないのかなと私は思います。このように県が「個人の事情により取得が難しい職員を除き」なんてことで数字を出しているところって、あんまりないんじゃないんですか、どうですか。

【松尾男女参画・女性活躍推進室長】男性職員が育児休業等を取得することにより、家族の絆が深まるとともに、子育てを通じ、自身の成長にもつながると考えておりますので、育児休業が取得できる職員につきましては、育児休業を前提として業務調整とか、所属長による面談等を実施しまして、取得を原則として取扱い、取得を促したいと考えております。

【深堀委員】私が質問したのは、そういうことではなくて、皆さんが育児休業取得の取得率を

上げようという動きを所管している中で、取得率といった時に、県が今回示している「個人の事情により取得が難しい職員を除き」で出しますか、民間企業とか、ほかの自治体とか。こういう算定の仕方をしてるんじゃないくて、恐らく全対象になる従業員が分母になって、いろんな事情で取れない人も含めた上でパーセンテージを出しているんじゃないんですか、それをどう思いますかと聞いています。

【松尾男女参画・女性活躍推進室長】民間企業等では出しておりませんので、やはり特別な事情がある方は除いた方がいいのかなと思いますが、県としては、なるべく100%、取れる人には取っていただきたいと思っております。

【深堀委員】民間企業は、そういう率を出していないと。でも、調査をする時に長崎県内の企業とかで取得率が何%というのは出しているんじゃないんですか、調査とかしてないんですか。その時に、こういった特別な事由により、そういったものを除いた数字で報告してくださいとか言ってますか、言ってないんでしょう。

だから、さっき、ほかの委員もおっしゃられたけど、数字が独り歩きしそうで怖いなと思ってます。県は100%を目標にしています、例えば達成したとします、県は達成しましたって言うんでしょう。だけど、その実態は、本当の意味での100%じゃなくて、一部の人たちを除いた数で100%だって。それを社会全体に、長崎県は100%達成したんだって、それで促すというのは、ちょっとどうなのかなと。そこには同じルールで、ほかのところも特別な事情の部分は外した上で何%と言わないと。だって、国が85%というのは、そういったのは入れてないと言っているわけでしょう。国の基準と違うことを、数字を出そうとしているわけだから、その

あたりはどうなんですか。これは人事課の話なのか、県民生活環境部の話なのか、どちらですか。

【大安県民生活環境部長】 今回の目標値は、人事当局の方で設定されたものです。趣旨としては、先ほど来の過去からいくと30%の時代というのは、なかなか環境として、取得に向けた職場環境もあまりそういう状況ではなかった部分もあるという中で、育児休業取得を進めていくというのを、この間、人事当局の方も進めてきた中で、取得率が増えてきて、今回、100%という目標を設定した。

今、委員からお話がありました、この個人の事情を除いてという部分、これはほかのところではそういう形が取られているかということ、私も存じ上げておりませんが、目標をどう設定するかというのは、それぞれのところでの判断があらうかと思います。

ただ、今ご指摘がありました、発表する際に、全体としての数字、もしくはこれを除いたところの数字、そのあたりをどうしていくかということについては、今後、人事当局の方も検討することになるかと思いますので、その旨、私どもの方からもお伝えしておきたいと思います。

【深堀委員】 了解しました。高い目標を掲げることにに関して批判しているわけでは決してありません。言われるように、特別な事情がない場合は100%を目指す。これは私は全然いいんですけど、令和6年度の今の達成率が61.4%という数字を資料に書いてますよね。これは特別な事情の人たちを除いた数字で言ってるでしょう、言ってますよね。

だから、数字の見せ方として、分母が違うような数字を織りまぜて言われたら非常に誤解を招きますよ。だから、これは100%を達成す

ることはいいことなんだから、それを県が達成して発表する時に、実はこの数字は、こういう中身なんですよということを丁寧に説明しないと、ほかの団体というか、企業の皆さんに、県がやっているからというようなことをPRされれば、ちょっと違うのかなというふうに思ったので、今、部長が答弁されたように、そのあたりは十分配慮した上で進めていただければと思います。

【千住委員長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第84号議案のうち関係部分及び第89号議案乃至第91号議案については、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【下野県民生活環境課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました県民生活環境部関係の資料についてご説明いたします。

なお、今回の報告対象期間は、本年6月から8月までに実施したものとなっております。

はじめに資料2ページをご覧ください。

県が箇所づけを行って実施する個別事業に関し、市町等に対し内示を行った補助金であります。直接補助金の実績については、資料2ページに記載のとおり、長崎県海岸漂着物等地域対策推進事業補助金3件となっております。

また、間接補助金の実績については、資料3ページに記載のとおり、地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金1件となっております。

次に、4ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約状況についてであります。記載のとおり計2件となっております。

なお、5ページ以降に入札結果一覧表を添付しております。

次に、8ページをご覧ください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われましたものにつきましては、大村市など5団体から要望のありました計14項目であり、要望項目ごとの県の対応につきましては、8ページから22ページにそれぞれ記載のとおりであります。

次に、23ページをご覧ください。

附属機関等会議結果報告でございます。附属機関については、上段に記載のとおり長崎県環境影響評価審査会など6件、また、私的諮問機関等については下段に記載のとおり、長崎県油症対策委員会など4件を開催しており、会議の概要等については、24ページ以降に記載のとおりでございます。

なお、1,000万円以上の契約状況に係る参考資料としまして、営繕課で実施しております集中契約のうち、県民生活環境部関係の契約1件に

ついて記載したものを別紙で配付させていただいております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【千住委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますのでご覧ください。

陳情書について何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】 それでは、質問がないようですので、陳情については、承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

【饗庭委員】 今ご説明いただいた資料の31ページで、長崎県人権施策のあり方に関する検討委員会について伺います。

6月17日に行われたというところで掲載されております。前回、6月定例会の観光生活建設委員会でもご質問させていただきましたけれども、人権条例について、この検討委員会の中で幅広く意見をいただきたいというふうな答弁がありました。今回の6月17日の会議録を拝見させていただきますと、その中には人権条例に関して討論はあってないようでございますけれども、今後、この人権条例に関してどのように進めていくのか、伺います。

【石田人権・同和対策課長】 今回、検討委員会の論点につきまして、インターネット上での誹謗中傷と性の多様性、あと人権全般に関する県

の施策の方向性というふうな3つの形で議論をさせていただくこととしておりまして、そのうちの人権全般に関する県の施策の方向性について議論していただく中で、人権条例を含めて幅広くご意見を伺いたいと思っております。

検討委員会での議論を参考にしながら、人権施策のあり方を検討していく中で、人権施策の方向性について検討することとしております。

【饗庭委員】その中で人権条例に関してご意見が出たのかどうか、お伺いします。

【石田人権・同和対策課長】6月に開催いたしました第1回の検討委員会におきましては、今後の会議の進め方等、現在の状況についてご説明を差し上げるにとどまり、第2回以降で具体的な意見交換に入らせていただきたいと考えております。

【饗庭委員】第2回以降で人権条例に関しても、ぜひ議論していただければと思います。

第2回が、そもそも8月に行われるということでごございましたけれども、台風が来たというふうに聞いておりますが、第2回の予定はいつになるのか、お伺いします。

【石田人権・同和対策課長】第2回の会議につきましては、日程調整を再度いたしまして、来週9月30日に開催する予定としております。

【饗庭委員】9月30日の際は人権条例に関しても、ぜひ議論していただければと思います。

もう1点、前回、議事録に関して深堀委員からも意見が出たかと思うんですけれども、会議録をもっと詳しくしていただきたいというところで、議事録のようにしてはどうかというようなことのご意見があったかと思えます。その中で今回も会議の概要ということで変わっていないようですが、この辺は検討する余地があるのか、お伺いします。

【石田人権・同和対策課長】今回のこの人権施策のあり方に関する検討委員会につきましては、長崎県の情報公開条例第7条第5号によって非公開とさせていただいております。議事録につきましても、一つ一つの細かいやり取りを全て公開するのではなくて、委員が発言されたものの中で同じような発言につきましては、まとめるなどして議事概要という形で公開させていただいており、今後もそのような形で公開させていただきます。

【饗庭委員】県民の方から、ぜひ議事録として公開してほしいというご意見がありますが、部長の考えをお伺いします。

【大安区民生活環境部長】人権の検討委員会ですけれども、先ほど課長から答弁がございましたけれども、検討委員会は有識者の方々と構成されている委員会でございます。その委員が話し合われた中において、人権に関する思想・信条を含めた率直な意見交換、こういったことで委員が意見を述べたのが特定されたりとか、そういったことの懸念があって非公開という決定がなされました。

そういった経過を踏まえての委員会でございます。この議事録に関してのお話ですけれども、その内容については、一定、議事録という形ではなく委員の確認、同意を得ながら整理をした中で公開していくことが必要かと思っております。

【饗庭委員】一定理解するところですが、傍聴も不可というところで、すごく人権に関して取り組んでおられる方々が詳しく内容を知りたいというところもありますので、今後、検討をしていただければというふうに思います。

以上で終わります。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

【中島委員】 入札結果一覧表の資料7ページの設計業務委託の件です。通常、設計業務委託において、1回目で超過して2回目というのも珍しいケースであり、なおかつ5者が2回目を辞退されている状況を加味すると、予定価格自体に無理があったのか、適正な利益を担保できないので辞退されたのかなと察するわけなんですけれども、こういったケースの場合に、この辞退された業者に対して意見を聴取しておられるのか、教えてください。

【佐藤水環境対策課長】 入札の件であろうかと思います。流域下水道の管廊耐震・重力濃縮設備設計業務委託というものでやっております。これは下水処理場に関する設計委託になりますが、管廊、重力濃縮設備というのは機械の設計になります。受注するためには下水道のコンサルタント業務の許可を持っていなければいけないという前提がありまして、下水道の機械設備、電気設備の資格を持っている設計の技術者というのが、一般的に土木とか道路とか、そういう設計者に比べると圧倒的に数が少ないという状況がございます。

そのような中、今回、入札した中で2回目になって最終的に1者ということであったんですが、技術者が不足している、少ないということだろうということで考えております。

この後に別の市でも、こういう下水道の設計をやっている。そういうところで辞退とかという状況も見受けられていたものですから、設計価格というのは、基本的に国が示しているもので積算しておりますので、設計の予定価格としては、決しておかしなものではないと思っております。やっぱりこういう背景には下水道の機械設備とか電気設備の設計の技術者の数が少ない状況の中で発注が多かったりすると、このよ

うな状況に陥るというふうに考えているところでございます。

【中島委員】 1回目に辞退された方は、恐らく技術者がいないのかなと察するわけなんです。2回目以降に、先ほどの説明によると、ほかの関連した工事もあるので、そっちの方にシフトされたのかなとも思いますけれども、最終的に聞き取りはされなかったということですか。

【佐藤水環境対策課長】 この件に関しては、正式には聞き取り調査は行っておりません。

【中島委員】 農村整備事業なんかで不調が続いた場合に、そういうことがあった時に業者にどういった理由ですか、技術者の関係なんですか、それとも手持ち工事の関係ですかということで調査をするんですけれども、こういったイレギュラーな案件があった場合は、できれば業者にどういった状況だったんですかという調査をされた方が今後の対策になるかと思しますので、ぜひ今後検討していただければと思います。

以上です。

【千住委員長】 ほかに質問ありませんか。

【深堀委員】 資料の13ページですが、県の町村会から出ている離島振興対策の充実について、離島地域に係る燃油価格の是正を図ることに対する県の対応ですけれども、引き続き暫定税率の部分について国に要望していきたいというふうに県の見解が書かれています。これは25円10銭、これは全部国税ですよ。

これがかなわなかった時にどうするのか。国に求めるだけで県独自での考えといいますか、何かしらの対策がないのかということは、この要旨を見る限りでは、県の施策という部分が見えないんですけれども、そのあたりをどういうふうに考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

【下野県民生活環境課長】離島地域の燃油価格の是正につきましては、ここに記載のとおり、揮発油税等の減免の要望を行っているところでございます。それまでの間は、今現在、国の方で行っていただいております離島のガソリン流通コスト対策事業で、平均すると大体10円ほどの支援をいただいております。こちらも引き続き、あるいは充実の方も併せて要望を行っているところでございます。

【深堀委員】ガソリンは、今、高止まりしているわけで、だから、それが必要だというふうに考えるわけです。ただ、離島のガソリン代は、今、高い時期だからとか、低い時期だからということは関係なく、本土との価格差が生じているわけですね。そこを県としてどう考えるのかということを知っているんですよね。国に求めるということを除いて。

とんでもない話を言いますけれども、揮発油税が53.8円、これは暫定税率も含まれているわけですが、この中に地方揮発油税が入ってますね。1リッター当たり5円20銭ですね。もともとこの税金自体は、道路特定財源の部分に振り分けられているわけですが、県のこの5.2円の地方揮発油税は、これは道路特定財源に組み込まれているんですか、わかっていれば教えてください。

【下野県民生活環境課長】その税のところについては、承知をしております。申し訳ございません。

【深堀委員】先ほどから言っているのは、離島地域のガソリン代が本土地区と比べて、ここに書いているように18円ぐらい高い状況が、これはずっと続いているわけですよ、ガソリンが安い時も、高い時も。そこから考えた時に、県独自としてももう少し、例えばもし可能であるなら、

地方揮発油税5.20銭、これを例えば臨時的に減額するということが可能なのかわかりませんが、そういった県独自の施策も考えるべきじゃないのかなと。

そこは税務当局というか、そういった可能性の話ですけど、離島に暮らしている方々のガソリン代を下げるための施策として国に求めているけど、なかなか実行できてない中で、地方としてどうしていくのかという議論は、少し進めていくべきだというふうにちょっと思うんですよ。その点についての考えを聞かせてください。

【下野県民生活環境課長】今、委員ご指摘の点につきましては、今すぐというところで申し上げることはできませんけれども、国に要望していくことと併せて、県として何かできるのかということにつきましては、検討させていただきたいと思っております。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

【初手副委員長】質問をさせていただきます。

資料の11ページですが、陳情関係で大村市から、大村湾の水質改善についてということで県の対応、そしてまた、今まで取り組まれた参考として事業等がここに書いてあります。

水質改善については、ここに書いてありますように、「第4期大村湾環境保全・活性化行動計画」に基づいて、取り組んでおられると理解いたしております。

2番目の国への要望等について積極的に関与し、国、県、市及び住民等が連携する事業構築を行っていただくように国の方へ要望されておるという位置づけかと思います。

その一つの具体例として参考の中に環境基準の関係についての報告、そして、大村市と時津町で取り組まれた浅場の内容について書いてあります。

国として、この辺の要望について、今回だけじゃないと思うので、どのような対応策というのが、もしあるのであれば、その辺の説明と、それと大村市と時津町の浅場の対応について、効果的なもの、あるいは課題的なものというのがあれば教えていただければ、効果があれば積極的にお願いできるんじゃないかというふうに考えるわけですが、その辺についてご回答いただければと思います。

【吉原次長兼地域環境課長】初手副委員長の質問の1点目、国に要望にお伺いした時に、国の対応としましては、長崎県の浅場の造成事業に関してだけに予算を割くことはできないということで、県民の皆さんと浅場を保全する活動とか、そういったものに関する補助事業を用意しているので、そういったものを活用していただきたいというお話を伺っております。

また、2点目の、この浅場を造った効果としましては、まず、大村湾には約1ヘクタール、幅が50メートルで長さが200メートルの浅場を造成しております、これが約1ヘクタール。時津町に関しては、崎野自然公園というところに、キャンプ場の下にあるんですけれども、そこに0.1ヘクタールの浅場を造成しています。

水質、底質、それから、そこにすむ底生生物関係の調査をしております、ほかの地点の調査区域と比べまして、生物の種類がかなり豊富に存在しているということで、生物多様性の観点でも効果はあっているのかなと思います。また、その浅場を利用して小学生に環境保全のための環境学習会を実施しております。9月29日と10月26日に実施するようにしております。

【初手副委員長】いろんな形で取り組んでおられるという内容だと思います。

大村湾は内陸型なんですけれども、浅場、い

わば藻が生えるところがあることによって魚が産卵して魚が増えていくというふうな自然的な流れが特にあると思います。

海岸線の埋め立てとか、そういったものが進んでいますので、そういう関係で、そういう場所が減ってきた、それで漁獲量が減少してきたというのも一部あるかというふうに思いますので、これからもぜひこの辺については注意をいただきながら、積極的な要望活動といえますか、県自体としても取組というのは積極的に行っていたらいいと思いますので、よろしく願いいたします。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】ほかに質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【大久保委員】1点ご質問させていただきます。

陳情・要望について町村会から漂着・漂流ごみ問題がありまして、処理支援についてということでございます。

昨年、私は特別委員会で対馬に行きまして、相当なごみの量を見たのと、また、それを分別する皆さんの、本当に暑い中に大変な現場だなと思っております。ご多分に漏れず、地元の平戸も同じような状況が、量は違えど、あるところでございます。

この漂着ごみは、揚げたからといって処分がしにくい。塩分も含んでいますし、そういったところで処分の流れと現在の増減の状況と課題等を教えていただければと思います。

【赤澤資源循環推進課長】漂流・漂着ごみ関係のご質問であります。

漂流・漂着ごみに関しましては、現在、国の地域環境保全対策費補助金を活用させていただ

いて処理をしているところでございます。

補助率に関しましては、離島地区が10分の9、半島・過疎地域が10分の8、本土地区が10分の7ということで、残りの地元負担分については、特別交付税措置が8割程度ありますが、一部は自治体の負担となっております。

漂着ごみに関しましては、政府施策要望の中でご説明させていただいたところでもあります。この10年間を見ても、漂着ごみの量というのは変わらない。漂着ごみの回収量は、大体1万5,000立米から1万7,000立米、毎年あるということで、この量が減っているかということ、減ってない、ほとんど変わらない状況です。風水害とか、そういったものがあれば若干増える傾向がありますが、基本的には量としては変わっていないという状況でございます。

したがって、このごみの処理に関しましては、非常に頭を悩ませているということで、一般的に市町もしくは県から委託して回収する、もしくはボランティアで回収する、そういった状況にあります。

ボランティアで回収されたごみに関しましては、基本的に一般廃棄物ということになります。したがって、市町の一般廃棄物処理施設の方で処理されるのが基本かと思います。

一方で、自治体から委託して処理する場合は、廃棄物処理法上、品目によって産業廃棄物又は一般廃棄物に分かれます。例えば、廃プラスチックの場合、事業活動に伴ったものであれば産業廃棄物になります。一方で木くずということであれば、廃棄物処理法上、業種指定があります。建設業とか、そういったところが扱うものであれば産業廃棄物になりますが、漂着ごみの回収ということになると一般廃棄物という扱いになります。

したがって、品目によって産業廃棄物に該当するものについては産業廃棄物として処理、一般廃棄物にあたるものについては一般廃棄物としての処理という形になります。

基本的に漂着ごみというのは、水分、塩分といったものを多く含んでおります。したがって、そのまま処理をするということは、なかなか難しいというのが現状かと思います。一般的には回収したものについて、まずは分別をする、品目によって振り分けまして、それに従って一定乾燥する時間が必要ということで、置き場においては、一度保管して乾燥させて、その後、焼却するとか、リサイクルに回すとか、そういった処理をされているのが一般的かと思われます。

【大久保委員】この処分については、応分の負担を、各自治体も負担しますし、また、ボランティアの方の負担だったり、どちらにしても、この処分は生産性がなかなか見出せないということで、国も負担をされている。1回掃除をしても、またすぐ漂着してくるということで、年に何回もしなければならぬような状況になっているのかなど。この間も平戸市の海水浴場は2回していただいた経緯もあって、こんなことをして、本当にお金ばかり費やして、国のお金、県のお金、市のお金であっても、どちらにしても血税であるということを考えれば、処分費から投資という、要はリサイクルとかいう発想を県としてできないのか。多くの漂着物が残る長崎県として、国と連携して、そういった業者と一緒に開発ということで製品化できないのかなと思うんですけども、そこあたりの動きをお尋ねします。

【赤澤資源循環推進課長】国では、令和元年になりますが、海洋プラスチックごみ対策アクション

ョンプランを策定されているところでございます。

最近、プラスチックごみが、非常に頭を悩ませているということで、このプランの中では、プラスチックごみの海への流出をいかに抑えるか、新たな汚染を生み出さないこと、こういったところに焦点を当てて対策を進めているところでございます。

今、委員のご指摘がありましたように、海岸漂着物の処理というのは、確かに処理するだけでは費用が非常にかさむだけで、これが減っていればいいんでしょうけれども、実質的には、なかなか減っている状況が見られてないということで、我々としても、そういった現状を踏まえて、この補助金については確保をお願いすることで毎年国に要望させていただいているところでございます。

一方で、この海岸漂着物のリサイクルに関しましては、先ほど話したように、水分であるとか塩分の問題、こういったものがございます。現時点で漂着ごみのリサイクルの研究を行っているとか、そういったことについて具体的な情報というのが現時点では把握できておりません。

したがって、国の動きとか、そういったことを注視しながら、今後、その内容が本県にとって有用であるということであれば、当然、前向きに検討していきたいと考えております。

【大久保委員】国は、リサイクルよりもごみを減らす方針であるということですのでけれども、国際的な交渉が、連携が要するというふうに思うんですけれども、一向に減らないということは、やっぱりそこが進んでないということで、そこは強く国に要望をまずしていただきたいということ。

やっぱりリサイクルというのは、今、平戸市、

生月漁協でも漁網リサイクルということに取り組んでおります。全国に名だたる漁網会社と一緒にですね。

なので、そういった動きも含めて、世の中はSDGsだとかいうことで、地域課題をクリアするために現場で誘致ということをするのは、極めて大事なことじゃないかなというふうに私は思っておりますし、さっき言った処分という、消えてなくなるお金じゃなくて、それを産業化するということは、地域課題解決型で長崎県としても旗を掲げることによって、企業がそこに目をつけて長崎でやってみようかということにもつながるんじゃないかなというふうに思っております。

そういった観点を持って、国に対してもそうですし、それをやっている長崎県に企業も目を向けてくれればなと思っておりますので、そういった観点を持って解決に動き出していただければ何か出てくるというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

【千住委員長】ほかに質問ありませんか。

【饗庭委員】質問させていただきます。

先ほどもありました殺処分ゼロのところで、一般質問もさせていただいたんですけれども、野良猫が増えているという状況が、これから不妊・去勢手術をして減らしていくということだと思うんですけれども、増えている状況があるんですけれども、県内の野良猫の状況を県で把握しているのか、お伺いします。

【岩松生活衛生課長】私どもで野良猫の生息状況というのは、承知してございません。

【饗庭委員】そういう中で野良猫によって、午前中お話がありましたが、10頭いると、それが2,000頭になるというようなお話もあったかと

思います。

この不妊・去勢手術には補助金を出してもらって、地域でも積極的にしていただくということでお願いしているんですが、高齢化しているところで、なかなか猫を捕まえて連れて行けないという状況があります。そうした場合に何か県として対策がとれないのかというところがあるんですけども、地元の保健所とか市町にはご相談しているということですが、なかなか進まない状況なので、県として何か対策がないかと言われているんですが、そのあたりの県としての考えをお伺いします。

【岩松生活衛生課長】本会議の一般質問でもお尋ねをいただいて答弁をさせていただいたとおりでございますが、地域で理解をしていただくということには、もっともっと注力していかなければならないのかなと思っております。

地域猫活動というのが、その地域で未来永劫にわたって野良猫を飼い続けるものではなくて、野良猫を減らしていくことなんだよといったことですとか、行政もしっかり関わった中で環境を守る活動でもあるんだよといったことについては、ご理解をいただけるように周知啓発に努めてまいりたいと思っておりますのでございます。

【饗庭委員】地域の方の理解が、なかなか進まない状況なので、ぜひとも周知しながら、いろんなところで研修会もしていただければと思います。

その中で、五島でしたか、不妊・去勢手術を行うためにワゴン車で地域を回っておられるということでした。そういうのを長崎市でも、私が住んでいる長与町でも、時津町でも、していただけないかなという声を多く聞くんですけども、その事業を拡大していこうというような

考えがないか、お伺いします。

【岩松生活衛生課長】今ご質問の移動式の手術車両、スペイカーと呼んでおりますが、これは今年度、初めて取組をさせていただきました。千葉県で本県出身の獣医師がこの車両を運用しているという情報を得ましてお願いしたところ、委託を受けてくださるということでしたので、獣医師が少ない離島地域、上五島、福江、奈留、壱岐、対馬の5か所で約1か月間、289頭の不妊化をさせていただいたところでございます。

一方、県内のボランティア団体さんが同様な車両の運用を始めるようなお話も伺っておりますので、今、委員のご質問の中にありましたように、実施地域ですとか実施頭数拡大の検討をしていきたいと思っております。

【饗庭委員】ぜひ民間の方、また、ボランティアの方と協力しながら広げていただければというふうに思います。

次に、経営状況説明の県民ボランティア振興基金の中の災害ボランティア活動促進事業で様々な形で取り組んでおられると思っております。災害が非常に増えている中でございますので、今後、災害が起きた時に災害ボランティアが活動できるようにすることが必要かと思いますが、そのあたりを県で活動促進事業として何か活かせることがないのか、お伺いします。

【下野県民生活環境課長】委員お尋ねの件でございますけれども、経営状況説明書に記載がございましたように、災害ボランティア活動促進事業ということで、災害ボランティアの育成・拡大を目指しまして、いろいろな取組をさせていただいております。

例えば、災害ボランティア講師派遣事業と記載がございましたけれども、これはNPO法人や企業、自治会、町内会、自主防災組織などが開催

されます、災害への備え、災害時の対応、支援について知りたい、あるいは災害ボランティア活動を知りたい、被災地でのボランティアの話を聞きたいといった災害ボランティアに関する学習会を開催される場合に講師を派遣するものでございまして、令和5年度は11回の講師派遣、延べ333人が受講しておられます。

また、特定非営利活動法人日本防災士機構が認定します防災士の資格取得に対する時の経費の助成を行っております。

あと、説明書でいきますと17ページに書いてありますが、長崎県災害ボランティア連絡会、こちらは県の社会福祉協議会、日赤長崎県支部、あるいは青年会議所の長崎ブロック協議会等、県内の関係15団体で構成される連絡会でございますけれども、こちらの方でもいろんな研修会等をやっております。そちらでは昨年度でありますと6月に災害ボランティア初任者研修、「知ることからはじめる災害ボランティア講座」を開催しまして57名が参加していただくなど、いろんな形で県民の方々に災害ボランティアの理解と資格の取得等を進めているところでございます。

こういうことにつきましては、県といたしましても引き続き関係団体と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

【饗庭委員】 今後も災害があった時には、ボランティアがすぐ活動できるような形で県も連携しながら、していただければと思います。

以上で終わります。

【千住委員長】 審査の途中ですが、午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から再開し、引き続き県民生活環境部関係の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

— 午前11時59分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

【千住委員長】 委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、県民生活環境部の審査を行います。

質問はありませんか。

【本多委員】 部長説明資料の3ページに女子高校生による女性活躍推進企業見学会の記載がございました。7月には活水高校の2年生約100名、9月には純心女子高校の2年生約120名がそれぞれ6企業を訪問し、とありました。

お尋ねしたいのは、まずは私学から開始して、今後、その学校の範囲を広げていくというような理解でよろしかったでしょうか。

【松尾男女参画・女性活躍推進室長】 この事業は、女子高校生に働くことの大切さやキャリア形成、そして長崎で仕事をすることにに対するイメージを深めてもらうために行っており、高校2年生の授業で取り入れていただくことにしておりますので、どうしても授業でとなると、私立の女子校が対象となります。

県内に普通科の女子校が5校あるので、そちらに全て意向を聞きまして、今年度は活水高校と純心女子高校の2校が実施したいということで手が挙がりまして、2校で実施しているという状況でございます。

【本多委員】 授業で行うんですね。わかりました。では、県内5校ある女子校が全てできれば一番いいんだろうなというような感じでしょうか。

あと、取組としては、すごくいい取組だと思ってますが、実際に参加された生徒の方の生の声みたいなものがあればご紹介いただければと思います。

【松尾男女参画・女性活躍推進室長】 アンケートを取っているところで、まだ純心女子高校は集計ができておりませんが、活水高校のアンケートでいいますと、「仕事で女性が活躍できることへの理解が深まった」と答えた高校生が98%、「長崎に住んで働くことのイメージが持てた」と答えた高校生が81%でございました。

感想としては、「いろいろな仕事があることを知ることができた」、「女性が働きやすいよう取り組んでおり、実際に働いてみたいと思った」、「女性も活躍できるよう育児休業などもしっかり配慮されていると知れた」などの前向きな感想が聞かれているところです。

【本多委員】 若い女性の方が長崎に残っていただくということは、今から先の長崎にとって非常に大切なことだと思っておりますので、引き続き、このすばらしい取組を続けていただきたいと思うと同時に、産労部が「保護者向け地元企業の魅力発見バスツアー」というのをやっているのはご存じかと思いますが、産労部も初めは高校生とか卒業生に向けてやっていたけれども、よくよく考えると保護者の理解が大切だというような形になって始めたというふうに伺いました。

今回、事業でなされるということなので、全く同じことはできないかと思うんですが、保護者向けに見ていただくということを将来的にやろうというようなお考えはありますか。

【松尾男女参画・女性活躍推進室長】 この事業は、令和3年度から行っておりまして、令和3年度は活水と純心の2校だったんですけど、その当時は保護者も一緒に見学していたようです。

ただ、保護者の参加がどうしても少ないことから、翌年度からは学生だけということになっ

て、昨年度、今年度も学生だけで実施しております。

学校と相談しまして、保護者も参加した方がいいということであれば、それはまた検討はできると思います。

【本多委員】 ありがとうございます。そういう流れがあったんですね。わからずにすみません。

もう一つ、別の質問です。同じく部長説明の5ページで、「令和6年度全国家計構造調査」を本年10月から行うということで、文書後半に「県民の個人情報保護意識や事業所・企業における情報管理意識の高まりに伴い」と。要は、アンケートが取りにくくなっているということが書いてあるんですけども、推移とかはあるんでしょうか、こんな感じで取りにくくなっているというのは。

【谷村統計課長】 統計調査の個人情報の保護意識の高まりに伴う取りにくさというところではございますけれども、定量的に把握しているところはございませんが、例えば都道府県の会議とか、そういったところに出ましても、最近、そういった個人情報の意識の高まりであるとか、あとはオートロックのマンションが増えてきているので、なかなか統計調査自体が取りにくくなっている、難しくなっているといった声を聞いているところでございます。

【本多委員】 定量的なものは取ってはないということですね。

そうすると、「今後も統計の普及啓発活動を継続し」ということで、普及啓発活動で、よくなるか、取りにくいけれども、一定量そのままキープできるのかというのわからないという感じになるんでしょうか。

【谷村統計課長】 数的にどれくらいになるかと

か、そういったような目標というのは特にございませんけれども、統計というものは、皆様に知名度がないといったような統計もたくさんございます。そういったところでできるだけ統計を知ってもらおうというようなPRの取組というようなところは、例えば10月から「全国家計構造調査」というものが実施されることになっております。それについては庁内でいえばポータルサイトのお知らせや、また、デジタルサイネージへの掲載、あとはかもめ広場の広告の、大きいビジョンがあるかと思いますが、そういったところに情報を掲載するとか、あとはSNSを使ったPRとか、そういったことをやっていきまして、少しでも調査員の方の負担の軽減でありますとか、回答率の向上でありますとか、そういったことに努めていきたいと考えているところでございます。

【本多委員】 もう一つ聞きたいことがあって、調査結果が出ると思うんですね。都道府県別にこういった傾向があるとか、地元で買い物をする方、県外で買い物をする方がどれぐらいいるとか、そういった数字が出るようなんですけれども、今、県で何か調査結果を生かして取り組んでいる事業とかがあれば、ご紹介いただければイメージが付きやすいんですが。

【千住委員長】 休憩します。

— 午後 1時39分 休憩 —

— 午後 1時40分 再開 —

【千住委員長】 委員会を再開します。

【谷村統計課長】 先ほどご紹介しました全国家計構造調査で申しますと、家計における消費とか、所得とか、資産とか、負債の実態というものを調査いたしますので、例えば年金額の検討でありますとか、介護保険料の検討であります

とか、あと生活保護基準の検討とか、そういったことに活用されるというようなところでございます。

【本多委員】 額の確定の資料になると、わかりました。ありがとうございます。統計を生かして、いろいろ県の事業をやっていくことが、これからもどんどん増えていくと思いますので、いろんなデータとか私も教えていただければと思います。引き続きよろしくお願いします。

【千住委員長】 ほかに質問はありませんか。

【山本委員】 2つお伺いしたいんですけれども、午前中ありました殺処分ゼロに関してですが、前段として9月20日から26日が動物愛護週間ということで、県内各地、保健所等を中心にイベントが行われておりまして、私も地元でありましたものに少し遅れて参加をしてきました。

県全体として、いろんなイベントをされていますけど、その内容であったり、参加状況というのはどうであったのかということをもっとお伺いいたします。

【岩松生活衛生課長】 委員がおっしゃられましたように、今月20日から26日までの1週間、全国的に「動物愛護週間」ということで、県内各所でイベント等を実施しているところでございます。

内容につきましては、各地区で様々な工夫を凝らしながら、市町、保健所、ボランティア、獣医師会等と連携いたしまして、動物の譲渡会ですとか啓発のような展示物、そういったものを実施しております。

今年度につきましては、まだ参加人数等把握できていないんですが、残念ながら、先週の土曜日だったんですが、県下各地で悪天候、ゲリラ豪雨みたいな感じの天候でございましたので、屋外でやっているところは集客に少々苦労した

ようなことを聞いております。

【山本委員】確かに私が行った時も、ちょっと遅れて行ったので、前段で表彰式であったり講演会であったり、そういったものがメインであるので、午前中、天気が悪かったということもありまして、ちょっと残念だったかなという感じがいたしました。

その中で、本県では去年4月に「長崎県動物の愛護及び管理に関する条例」というのが施行されまして、その中で動物の殺処分ゼロに向けた取組がスタートしているということで、多分、各地で譲渡会であったり、殺処分ゼロに向けた取組であったり、そういったものの広報がなされていたと思いますし、私が行きました県南保健所でも、割とそういったところがメインといえますか、かなり熱心にやっていたらっしゃるということで、県の取組の意欲というのが感じられます。

今、県として入り口対策ということで収容数の削減であったり、出口対策として収容動物の譲渡の推進であったり、そして3つ目の柱として市町や県民との連携の強化ということ、この3つを柱としてロードマップを作成して取組を進めていくということを今やっています。

この3つの柱について、それぞれの現在の進捗状況といいますか、そういったものがありましたらご説明をお願いします。

【岩松生活衛生課長】まず、1つ目の入り口対策でございます。収容動物の数は大きく減じてきておりまして、出口対策と併せまして殺処分の数も大きく減じてきているところでございます。

饗庭委員の一般質問の中でも答弁させていただいたんですが、ロードマップの基準年である

令和3年度の殺処分数、これは治療の見込みのない動物などを除いた数ですが、937頭から令和5年度は93頭という形で大きく減らしてきているところでございます。

また、市町や県民の参加と連携といった部分につきましては、各保健所ごとに動物愛護推進協議会の支部を設けておりまして、この中でも獣医師会、ボランティア、市町、あと最近では福祉関係の方々、これは多頭飼育崩壊の部分で、そういったところとの連携も必要だろうといったことでご参画いただきながら連携を進めているところでございます。

【山本委員】今、数字的なことも含めてご説明をいただいたんですけれども、入り口対策であったり、出口対策であったり、割と目に見えて進んでいるなと思います。それに比べて3つ目市町とか県民の方との連携の強化というのが遅れている、あるいは私が遅れていると感じているだけで、市町によって差があるのではないかなというふうにも感じているんですけれども、その辺の現状についての認識を教えてくださいませんか。

【岩松生活衛生課長】市町におかれましては、確かに温度差がある部分もあろうかと思っています。例えば、地域猫に対する不妊化の助成補助といったものも取り組んでいただいているところもありますし、まだまだのところもございます。

動物愛護行政につきましては、私ども県が先頭を切って走っていく、市町、当然ボランティアとか自治会、関係各々のご協力がなければ進んでいきませんので、その辺については連携をさらに強化してまいりたいと思います。

【山本委員】課長は、いつもそういう形で県が主体となってとか、県が先頭になってと、非常

に力強い、ありがたいんですけども、それに比べて市がと。どうしても比較をしてしまうんですね。市によってどこを所管するのかというのが、例えば環境というところが所管するのか、全然違うところが所管するのか。本来の業務がある中に、これが追加されたような形になってしまうと、どうしても受け身、受け身になってしまっているというような感じがしております。

県の方では、餌やり自体が問題なんですとか、飼わない勇気が必要なんですとか、そういった形でいろんなパンフレットを作っているし、ホームページ等でも紹介されているし、この間の動物愛護週間の中でも日本動物愛護協会の地域猫の話であったり、こういう冊子を来られた方に配ったりされているんですね。

だから、こういうのをどうやって広げていくのか。こういう講演会をしますと言っても、なかなか人が集まらない。PTAであったり、町内会であったり、老人クラブであったり、そういったところの会合の中で、こういったものを紹介する、あるいはちょっとだけお話をするというような形でも広げていけないのかなというふうに思っております。

条例の中でも県のスキームというのが出てきて、それに対して市に協力を求めることができるというふうな、非常に譲ったような表現になっていますけれども、市の方は、県が協力を求めることができるということはわかっているわけでしょうから、そういった形で少し市の方にも、当然、市は市で現場の状況がわかり過ぎているからできない部分というのはあるのかもしれないんですけども、いろんなツールができておりますし、全体として数値が上がってくれば、なぜやらなければいけないのかという目的

というのも広がってくるかと思しますので、引き続きよろしく願いいたします。

もう1点、全然違う話で、移動理由アンケートについてです。先月、令和5年の結果について資料をいただいたんですけども、この結果について、転入はどうだとか、転出はどうだというふうな形で各項目の結果が出ているんですけども、全体として特徴として見えてきたものは何か、ポイントは何かというものがあましたら、まとめてお答えいただければと思います。

【谷村統計課長】 まず、令和5年のアンケートでございますけれども、令和5年1月から12月までの集計ということでございます。

参考までに回答率をご紹介しますと、転入で21%、9,999人の方から回答をいただいております。また、転出については18%、9,284人の方から回答をいただいております。

これについては、各項目ごとの移動の傾向というのは、皆さんのお手元にお送りしているところでございますが、代表的なことを申し上げますと、県外への移動者の男女別でございますけれども、男性は転入・転出ともに転勤、女性は家族の都合が最も多いと。これについては令和3年から令和5年までの3年間、ほぼ同様の傾向であったといったところ。あと就職について見ますと、男性は転入転出とも製造業が多い、女性は医療業等が多いというような傾向がございました。

あと、就職や転職を理由に県外へ転出している背景については、「知識や技能を生かしたい」とか、「仕事からの収入が少ない」、そういったようなご意見が多かったところがございます。

令和5年については、新しく項目の追加もし

ておりまして、追加項目として移動した背景について、「転出先の企業に、より自身の成長などのやりがいを感じられた」及び「希望する業種、職種がない」を選択した県外への転出者に対して、「県内企業を調べたか」という質問を行っております。就職を理由に県外に転出して、「転出先の企業に、より自身の成長等のやりがいを感じられた」を選択した場合に、「県内企業は調べなかった」という方は約4割でございます。一方、「希望する業種、職種がない」を選択した場合は、「県内企業は調べなかった」の割合は約5割となっております。

今申し上げたのは就職でございますけれども、転職の場合では、転職を理由に県外に転出して、「転出先の企業にやりがいを感じられた」を選択した場合は、「県内企業を調べなかった」という方は約8割となっております。一方、「希望する業種・職種がない」を選択した場合、調べなかった割合は約2割ということになっておりまして、転職の場合は、希望する職種についてしっかりと調べた上で、ないというところで県外に転職されたといったようなことがわかるかと考えております。

【山本委員】一番最後におっしゃった部分というのが、今回の一つの特徴なのかなと。これは今回初めてアンケートの項目に入れたから、そういうことになるのかもしれないんですけども。

この間の一般質問のやり取りの中で、この移動理由アンケートをどういうふうに政策に活かしましたかという話の中で、転職を理由に移住して来る人がいるので、それでいわゆる移住サポートセンターに職業紹介であったり、そういったものを取り入れるような形で反映をしましたというふうなお話がありました。そういう形

でずっと反映されてきております。

例えば、今の話でいうと、県内の企業を調べていないということであれば、就職、転職、若干2割ないし高いところで8割の人が調べてないという話になるのであれば、これは求職者の方の努力不足なのか、企業の方のPR不足なのか、そういったところまで含めたところの県の施策として何か変えることができるのではないのかというふうな、想像じゃありませんけど、連続的に思考が広がっていくんだろうなというふうに思っているんです。

そういった中で、今回、令和6年12月をもって、このアンケート調査は一旦終了しますというふうな形になっております。今回、これをやめるに至った経緯といいますか、それと、今後、これまで蓄積されたデータについては、今後引き続き活用しますということを書いてあるんですけど、令和7年1月以降に移動とかがあると思うんですけども、こういったものに対して調査等をどうしていくのか、今後の方針について決まっておりますらお願いします。

【谷村統計課長】まず、アンケート調査の終了についてでございますけれども、こちらについては過去3年間にわたって、毎年、2万件から3万件の回答が得られておりまして、統計的に分析を行うに当たって、一定必要なデータが蓄積されたと考えております。

また、傾向についても、ほぼ一定であったといったところ。そして、マイナンバーカードの普及がございまして、マイナンバーカードを所有してありましたらマイナポータルというポータルサイトの方から全国全ての市町村で窓口に行かなくても転出手続きができることになっております。また、自治体窓口DXの一環ということで、デジタル庁が進めております書かないワン

ストップ窓口というものも推進されております中で、待ち時間に窓口でアンケートを書いてもらうといったようなことが難しくなっている、そういったことも一因としてございます。

そこで、アンケート調査については、一旦終了するという事で、これまで蓄積されたデータは、引き続き施策の基礎資料として活用していくというふうなことで考えておるところでございます。

参考までに、この移動理由アンケートですが、今年の1月から12月までの分のデータの分析は、令和7年にいたしまして、来年度は4年間のアンケートの総括といったようなことを行いまして、その分析結果等を各市町、庁内の関係各課等にもお示しする予定としておるところでございます。

今後につきましては、蓄積したデータを施策の検討というものに活用していくとともに、社会情勢の変化等を見極めながら、また、必要性が出てまいりましたらアンケートの実施といったようなことも再度検討してまいりたいと考えております。

【山本委員】 このアンケート自体は、令和4年の総務省の地方公共団体における統計データ活用表彰において、特別賞を受賞しており、非常にいい取組であったと思っております。どうしても長崎県の最大の問題というのは、社会増減の問題だろうというふうに思いますので、内容的には必要な調査なんだろうなと思うんですね。

今おっしゃったとおり、回収率も低いし、今後窓口に行かなくなるし、ということで、今まではUターンをする人、Iターンをする人、いろんな方をそれぞれの職場で追っかけるわけにいかないの、窓口に必ず来られるだろうという

ことで、ここで押さえるのが一番効率的であった、けれど、これが来なくなると。ただし、データとして、マイナンバーカードであったり、マイナンバーカードでは取れないかもしれませんが、そういう形で何とかしてこの原因を追求するのにデータが欲しい。そういった意味では、どういう形で、どういう方法でできるのか、どういう内容でできるのかということも含めて、研究を続けていただきたいなというふうに思いますので、要望させていただきます。

それと併せて、同じような話で申し訳ないんですが、平成27年に統計課で、「長崎県の暮らしやすさ指標」というのを出されたことがあります。私の記憶だと、当時、前中村知事のかなり肝いりの施策ではなかったのかなというふうに思います。

様々な統計データ、公的な統計データを用いて10個の区分、100個の指標について分析といいますか、全国と比較されて、その結果、長崎県の暮らしやすさは日本一ですよというふうな資料として出来上がった。これをもって県内の高校生の県内就職率の向上のために知事自ら、あるいは産業労働部の部長だったり政策監だったり各学校を回って、長崎県は暮らしやすいんですよ、東京と比較したらこうですよ、福岡と比較したらこうですよ、長崎はこうですよというふうな形で利用されて、非常に有意な取組であったというふうに私は思うんですね。

これ、今も統計課のホームページに「暮らしやすさ指標」とクリックすると出てくるんですね。出てくるけど、日付を見たら平成27年と書いてあるから、もう10年前のものなんですね。

これ、毎年してくださいということには、なかなかいかないのかもしれないんですけども、こういったものをまたできないのかなと思うん

ですけど、非常に漠とした質問ですけど、いかがでしょうか。

【谷村統計課長】暮らしやすさ指標についてでございますけれども、こちらについては委員からご紹介いただきましたけれども、長崎県の暮らしやすさというものを県内外の皆様にご認識いただくために、様々な分野のデータを用いまして平成27年に作成しております。

本県の暮らしやすさを数字で見える化しまして、若者の県内定着、また、県外からの移住促進のツールとして活用したものでございます。

これにつきましては、再度、指標をつくったらどうかといったご提案ではないかと思っておりますけれども、暮らしやすさというものを、こういった視点で、どう捉えるかとか、そういった視点は様々であると考えております。また、時代・社会の変化といったものも考慮する必要があると考えておりまして、現時点では慎重に検討すべきものと考えております。今の時点で再度作成するといったような予定については、特に考えていないところでございます。

【山本委員】そうだろうなというふうに思ったんですけれども、今、デジタル庁で地域ウェルビーイングという形で、地域幸福度指標の活用であったり、そういった取組をなされているんですね。今、世の中でその流れが出てきている中で、例えばSNSで何とかの1位、長崎県で一番おいしい店であるとか、いっぱい出てくるわけですね、根拠があるのかないのかわからないようなやつが出てきます。

もちろん取り方によっていろいろあるかもしれないんですけれども、確固たるものがあって、確固たる根拠があって出したものについては、出されているのかなと私は思います。できるだけ労力がかからない範囲で結構かと思っております

で、ぜひこれも併せてご検討いただければということで要望だけさせていただきますが、部長、一言だけよろしいでしょうか。

【大安区民生活環境部長】まず、暮らしやすさ、また、先にありました移動理由アンケート、データを基にいろんな点を分析・評価して、いろんな施策につなげていく、またはそういったいろんなデータの情報を発信していく、こういったことは非常に大切なことだと思います。

そういう中で、我々、統計課で業務に携わっておりますして、それに向けてどういったことができるかというのは、常に様々な角度から検討しながら取組を進めていきたいと思っております。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

【深堀委員】6月定例会に引き続きまして、カスタマーハラスメントについてお尋ねしたいと思います。

今回も部長説明資料の中で人権尊重の社会づくりの推進についてという項目があって、県内各地でいろんな取組、教育啓発活動に取り組んでいるという報告がっております。こういった活動の中にカスタマーハラスメントに関して、これが今社会問題になっていて、それを少なくとも減少させていく、撲滅していくといった中身の啓発活動が実際に行われていたのかどうか、そのあたりをまずお尋ねします。

【石田人権・同和対策課長】6月の委員会の時に深堀委員からカスタマーハラスメントについての啓発のご質問がありまして、その後、どういった取組ができるかということを検討させていただいておりました。

今すぐできることといたしまして、当課で出前研修とか公民館講座、こういったものがありますので、こちらを活用してやれないかということで、ちょうど先日、県の看護協会から研修

の申込みがありまして、テーマがコンプライアンス研修となっておりますので、カスタマーハラスメントを含むハラスメント対策について研修を実施するという事で、来週、10月1日に研修を実施する予定としております。

【深堀委員】着々と何かしらの取組が前進しているというふうに感じました。ありがとうございます。

引き続きこういった質問をしたのは、先般、マスコミ、長崎新聞の報道であったんですけども、長崎市の自治体職員が住民から受けるカスタマーハラスメントについての内部調査があるわけですが、そのアンケートの中で、市の職員の4分の1が「カスハラを受けた」という記事が出ています。

市の対策として、クレーマーなどに複数人に対応するための体制整備とか、録音器などの整備、相談専用窓口の整備体制強化などを求める意見が出ているという記事でした。

やはり実態把握をした中で、行政の窓口ですよ、そこで25%ぐらいの方がカスハラを受けているという実態。やはり早急な対策が望まれるということが記事に書いてありました。

県の認識として、調査とかしてないということとはわかっているんですが、何かしらのデータ等で、広く今の社会の中においてカスタマーハラスメントがどれぐらい発生しているという認識をお持ちなのか。データ等を持ち合わせてあれば教えていただきたいと思います。

【石田人権・同和対策課長】申し訳ございません。そのようなデータは持ち合わせておりません。

【深堀委員】データ等はないということですね。ご紹介しますね。民間のシンクタンクが調査したカスタマーハラスメントの定量調査という

のがあります。かなり大規模な調査をやっているんですが、カスハラの被害経験の有無という調査でいけば、「顧客による理不尽な要求や威圧的な言動が深刻化しているカスタマーハラスメントを受けた」という、顧客折衝がある業務の方々に対するアンケート調査で35.5%がカスハラを受けたと。ここ3年間でカスタマーハラスメントを受けた方々に、「最近増えてきてますか」というアンケートがあって、それでは、カスタマーハラスメントを受けた方のうち32.6%が、「3年間で増えてきている」と答えているわけですよ。

顧客折衝があるサービス職というのは広く、これは介護も含まれていますが、そういう人たちの35.5%が現実にはカスハラを受けて、なおかつ、この3年間で、そのうちの3割以上の人たちが「増えてきてます」と言っているわけですよ。

これだけ大きく社会問題化している実態を鑑みた時に、雇用主が、守るべき側の対策は、さっきの市役所の話なんかは守るべき側の対策をやる。しかし、こういったカスタマーハラスメントが深く社会全体に浸透してきてしまっているという実態を広く知らしめて、そういうことをなくすような取組が、前回の議会でも言ってますけど、県民運動ではないけど、そういう活動をしないと、守る側だけの対策では絶対追いつかない。その対策と、今度は啓発的に、そういうことはやっちゃいけないんだよという啓発活動も両輪でやっていかないと、なくなっていくと思うんですね。

この調査をいろいろ見ていると、初めて気づいたことなんですけれども、数ある被害者の、さっき言った35.5%の方がカスタマーハラスメントを受けた。そのうちの25.5%がセカンドハ

ラスメントを経験している。セカンドハラスメントというのは、カスタマーハラスメントを受けて、職場の上司とか職場で、こういうことがあってますと相談しても相手にしない、それに絶望するわけです。カスタマーハラスメントを受けた方の25.5%がセカンドハラスメントを受けている。これは企業内というか、内部での、それに対応する研修であったりを強化しないと、とんでもない状況になる。

カスタマーハラスメントを受けている職種で、どういう分野が多いのかということでは、この調査では福祉職、介護者、ヘルパーが一番高かったと、次に宿泊サービス、受付・秘書業務というようなことです。この高い職種の人たちは、離職率がともに高い、だから相関関係があるのかもしれないということです。カスタマーハラスメントを受ける部分と、そこで辞めていく人たち。年代別では、男女共に若年層のカスハラ経験率が高いというデータも出ています。

だから、これは民間のシンクタンクの調査ですから、どこまでこの数の、信憑性はあると思うんですけれども、例えば厚生労働省とかと連携しながら、国のこういった調査がないのかとか、人口減少とか、長崎県の中で若い、先ほども転出の話がありましたけれども、せっかく地元に着いた人たちが、こういったカスタマーハラスメント、長崎県の実態として、よそと比べてカスタマーハラスメントが高いのか低いのかはわかりません。でも、もしかしたら、統計課で調査することはないんでしょうけれども、もしそういう実績があるなら、長崎県の人口減少を抑えるためには、こういったことをやめていくということも人口減少対策につながるのかもしれない。でも、その前に人権問題だから、そういう人口云々という話の前に、やっぱりや

めていくことをしなければいけないというふうに思うので、引き続き、いろんな啓発活動に力を入れていただきたい。

そして、データを持ち合わせていないという答弁がありましたので、県が持ち合わせてなくても、よそで実施しているいろんな調査、民間のやつだって、これは後で差し上げますが、そういったものを参考にしながら研究していく必要があると私は思うんですけれども、それに対する見解をまずお尋ねします。

【石田人権・同和対策課長】 カスタマーハラスメントは重大な人権問題だと思っておりますので、今、私たちの方で実態が把握できてないというところもありますので、今、どういう状態にあるかというところは研究していかないといけないのかなと思っております。

【深堀委員】 ぜひ、しつこく言うようですが、調査研究して何らかの対策をね。全くやってないわけじゃないので、それを一歩でも二歩でも前進させてほしいなということで、事前にいろいろお話をした時に、「人権かわら版ステンドグラス」という県が発行している人権啓発のリーフレットがあるということで、やはりこういったものにも、広く県民の皆さんに知らせる意味で、カスタマーハラスメントの実態であったりとか、そういうことが行われることによって、どれだけ心に傷を負うのかというような啓発、こういったせっかく情報誌があるわけで、こういったものに載せてほしいなと思うんですけれど、どうですか。

【石田人権・同和対策課長】 今、委員からお示しがありました人権かわら版というのは、毎年、年度末に発行しているリーフレットです。こちらは県のホームページにも掲載しておりますし、県庁の1階にあります人権教育啓発センター、

市町の窓口、あと公民館等にも配架しております。県民の皆さんが結構手に取りやすい状態にしているところですので、こちらに掲載することで啓発に活かしていけるのではないかと考えております。

【深堀委員】 これに載せてくれるんですね、わかりました、また出来上がったから見せていただきながら。いろいろな対策が、こういった対策がいいのかというのは、我々もしっかり研究していかなければいけないと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【千住委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】 ほかに質問がないようですので、県民生活環境部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 2時16分 休憩 —

— 午後 2時17分 再開 —

【千住委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、県民生活環境部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、交通局関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。お疲れさまでした。

— 午後 2時17分 散会 —

第 4 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和6年9月27日

自 午前 9時59分
至 午後10時54分
於 委員会室3

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	千住 良治 君
副委員長(副会長)	初手 安幸 君
委 員	田中 愛国 君
〃	外間 雅広 君
〃	深堀ひろし 君
〃	中島 浩介 君
〃	ごうまなみ 君
〃	山本 由夫 君
〃	饗庭 敦子 君
〃	本多 泰邦 君
〃	大久保堅太 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

交 通 局 長	太田 彰幸 君
管 理 部 長	岩崎 良一 君
乗 合 事 業 部 長	柿原 幸記 君
貸 切 事 業 部 長	江頭 興祐 君

6、審査の経過次のとおり

ー 午前 9時59分 開議 ー

【千住委員長】 おはようございます。

委員会を再開いたします。

これより、交通局関係の審査を行います。

委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、交通局長より総括説明を求めます。

【太田交通局長】 おはようございます。

「観光生活建設委員会関係議案説明資料 交通局」の1ページをお開きください。

交通局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第84号議案「知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分であります。

これは、「地方自治法の一部を改正する法律」の公布に伴い、地方自治法の条項にずれが生じたことから、「長崎県営交通事業の設置等に関する条例」について、所要の改正をしようとするものであります。

以上をもちまして、議案関係の説明を終わります。

次に、議案以外の主な所管事項についてご説明いたします。

（経営状況について）

交通局においては、今年4月から、長崎県営バスの統合や長崎営業所に貸切バス、高速バスを集約するなどの営業所再編を行い、経営の効率化を推進しております。

今年度、第1四半期における交通局の経営状況については、乗合バスにおいて空港リムジンバスや高速シャトルバスが昨年度に引き続き好調に推移し、また、貸切バスにおいても安定した受注となっており、営業収入が前年度に比べ4%増の11億4,000万円となりました。

また、営業費用については、職員の処遇改善

に伴う人件費増などから、前年度に比べ7.9%増の10億9,000万円となり、この結果、経常収支（税込）は6,000万円の黒字となり、前年度並みの水準を維持できたものと考えております。

交通局を取り巻く経営環境は、運転士の人材不足や燃料費の高騰など厳しい状況が続いておりますが、引き続き、経営計画における収支目標を達成できるよう、職員一丸となって取り組んでまいります。

（高速シャトルバス回数券の見直しについて）

諫早市・大村市と長崎市を結ぶ高速シャトルバスについて、利便性向上とキャッシュレス化の推進を図るため、従来の紙式回数券を廃止し、ICカードnimocaで乗車した際に、乗車回数に応じてnimocaポイントがたまる新たなサービスを本年11月1日から開始いたします。

高速シャトルバスは、通勤や通学など多頻度での利用が多い路線であり、多くのお客様にお得な10枚回数券や2枚回数券を購入いただいておりますが、バス車内や窓口等での事前購入が必要となるなど、運用面の負担が課題となっております。

今回、ICカードnimocaでの利用に切り換えることで、窓口やバス車内のほか、全国のコンビニエンスストアでも事前チャージが可能となり、お客様の負担軽減による利便性の向上やキャッシュレス化の推進に寄与するものと考えております。

新たなポイントサービスは、高速シャトルバスのご利用5回到達ごとに付与する通常ポイントと、10回到達ごとに付与するボーナスポイントを設定し、従来の回数券と同程度の割引率を維持することとしており、引き続き、バスの利用促進と効率的な運用に努めてまいります。

（乗合バスの利用促進に向けた取組について）

交通局においては、夏休み期間中、小学生を対象に長崎・諫早・大村のエリア内が乗り放題となる「夏休みこども定期券」を実施しており、前年度に比べ11%増となる422名のお客様にご利用いただきました。

この取組は、バスの乗車体験を通して、子どもたちにバスの乗り方や車内でのマナーを啓発するとともに、公共交通機関の役割や大切さについて理解を深めていただくことを目的としており、今後も、将来にわたりバスをご利用いただけるよう、継続して取り組んでまいります。

また、去る9月4日には、高齢者を対象とした「バスの乗り方教室」を大村市木場地区において実施しました。この講座は、大村市が実施する介護予防に関する出前講座の一環として取り組んでいるものであり、時刻表の見方や運賃の支払い方法、車内事故防止のための注意点などを紹介する内容となっております。

引き続き、こうした取組により、高齢者の公共交通機関を利用した外出を促進するとともに、社会参加や健康づくりに貢献してまいります。

（貸切バスの動向について）

貸切事業については、今年度から、従来の5営業所に分散していた貸切バスを、需要が多い長崎、諫早、福岡の3営業所に集約を図るとともに、台数を減らし、効率的な稼働により収入確保を目指しております。

本年4月から8月までの状況は、営業所集約の効果等により、バスの稼働率が7%向上し、受注単価についても、前年度に実施した運賃改正の効果等により2割程度上昇しており、貸切バス運賃とガイド料金を合わせた収入は、前年度に比べ15%の増加となっております。

受注内容としては、前年同期間と比較して、県が修学旅行の受注台数が8割程度となる一方

で、クルーズ船の受注台数が1.5倍に増加するなど、インバウンドを含めた観光需要の取組を図っております。

クルーズ船については、本年6月に佐世保市の浦頭埠頭に初めてクルーズ船が入港するなど、今後も県内全体で安定的な需要が見込まれることから、瞬間的にバスの供給台数が不足する繁忙期においても、他の事業者と協力してお客様の利便性確保に努めてまいりたいと考えております。

また、観光業界においては、全国的に旅行に係る費用が高騰傾向にあることから、今後の貸切バスの利用動向を注視しつつ、引き続き関係機関と連携しながら収入確保を図ってまいります。

以上をもちまして、交通局関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【千住委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第84号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】ご異議なしと認めます。

よって、第84号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明を求めます。

【岩崎管理部長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました交通局関係の資料についてご説明いたします。

1,000万円以上の契約案件について、本年6月から8月までの実績につきましては、資料2ページ目以降に記載しておりますとおり、計9件となっております。

以上をもちまして補足説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【千住委員長】以上で説明が終わりました。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【深堀委員】2点お尋ねします。

今年4月にダイヤ改正が行われて、最終便の繰上げがあったりとか、長崎バスとの路線のすみ分けが進んで約半年がたとうとしているわけですが、その影響というか、住民の皆様からのいろんな問い合わせだったり、こうしてほしいというような要望等、何か入っておれば、その状況についてまずお尋ねしたいと思います。

【柿原乗合事業部長】 本年4月、委員がおっしゃるように、今回、長崎バスとの共同経営の第2版ということで、今回、本原地区、立神地区、目覚地区、矢の平地区と4地区やってまいりました。

反応でございますけれども、ダイヤ改正当初、実施直後といったところになりますと、運行の形態であるとか便数が大きく変わりましたので、最初の頃というのは、やはり乗車ができなかったとか、車両が混雑しているというようなお声がございました。実際、状況等を私どもも把握をいたしまして、現場に行きますと、4月の、ご利用の実態が変わる時にはよくあるんですが、やはり特定の便に偏るという状況がございます。そこについては、その次の便、その次の次の便であるとかというところの空き等がございましたので、そういったご案内もしながらということでお話をしてまいりました。

現時点では、そういった乗れないというお声は、現状としてはあまり来てないという状況がございます。

ただ、道路状況とか乗車人員が増えたということもございまして、ちょっと遅れが出たりとか、そういった状況があって、そういったところに対するご意見等というのが最近はございます。

【深堀委員】 総じて住民の利用者の方々へ浸透しつつあって、特に大きな混乱にまで至っていないということですかね。

気にしていたのは、最終便の繰上げとかによって乗れないお客様が出てくる可能性があって、そういった地域から元に戻してくれというような要望があるわけではないということで理解していいですか。

【柿原乗合事業部長】 ご指摘のとおり、今回、

最終便の繰上げということもさせていただきました。

ただ、最終便の繰上げということでまいりますと、中心部から住宅地の方に帰るような、いわゆる乗車の多い区間につきましては、路線によっても異なりますけれども、概ね20分から30分程度、逆便につきましては大きく繰り上げたりということで、使う実態等によって違うという状況がございます。

最終便に関するお話ということでまいりますと、全くないわけではないんですが、ただ、先ほど申し上げました4地区につきましては、実施前にそれぞれ地区を回りましてご説明をする中でやってまいりましたので、ほとんど、現状としてあまり多くそういうようなお声というのはございません。

【深堀委員】 わかりました。バスのダイヤ、慣れていくことによって浸透するという部分もちろんですし、こういった見直しは経営上の観点からやむを得なかったものだと思うし、その中で特別な事情があった時に、お客様といいますか、住民の方々から特別な要望等があれば、それについては真摯に応えるべきだと思います。今のところ、そういうことがあってないのでいいんですけれども、そういったことがあればこの委員会にも報告していただきながら検討いただければと思います。

もう1点だけ、県営バスが保有しているバスですが、今、環境問題等も踏まえながら電気自動車の導入を進める自治体もあると伺っておりますが、県営バスにおいて、その導入の計画、見通し、そういったものがどういうふうになっているのか、お尋ねしたいと思います。

【柿原乗合事業部長】 EVバスですが、委員おっしゃるように、最近、各地でEVバスの導入の

ニュースがございます。

私どもの方でございますが、現状としてEVバスの具体的な導入計画等は持ち合わせておりません。ただ、今後、車両更新を行っていく中で脱炭素化の取組は課題の一つとして捉えておりますので、これはEVバスに限ったことではございませんけれども、環境負荷の低い車両について調査、研究を行う必要があるかなと考えております。

【深堀委員】 事業者側に聞くのは、ちょっと筋違いだと思うんですけども、全国では自治体がバス事業者に対してEVバスの導入について、通常のガソリン車と比べて高額になる、その部分の差額をある程度補填するような補助制度があるというふうに聞いています。本県においては、今のところ、ありませんけれども、そういった情報というのは収集されていませんか。

【柿原乗合事業部長】 EVバスの導入に係る補助制度でございますけれども、基本的には国が設定しているかと承知しております。従前からございますものでいきますと、通常車両との差額に対して一定の割合を補助するという制度がございます。

それから、先ほど委員のお話にありました自治体が主体になってということになると、近年でいくと先進車両の導入事業であるとか、EVバスの導入に係る補助制度といったものにちょっと変化が見えているところでございます。

【深堀委員】 今日、手元に資料を持ってくるのを忘れましたが、たしか大分県だったと思うんですけども、単独でEVバス導入についての補助制度があって、そういったもので促進が図られているという記事を見たものですから。それはあくまでも交通政策の話なので、県営バスの方に言う話ではないんですけども、行政サイ

ドがそういった支援制度を設けた時に、バス事業者としては、そういった有利な部分を活用して環境に配慮したEVバスの導入拡大については、前向きに検討していくべきだと思っておりますので、そこについては私もいろいろまた働きかけ等は考えていきたいと思いますが、ぜひその点は持っていただきたいなと思っております。

【柿原乗合事業部長】 EVバスにつきましては、先ほど申し上げましたけれども、今後、脱炭素化の取組というのは、車両更新を図っていく上でも大きな課題の一つだと考えております。

したがいまして、当然、EVバスとなると車両が高価であったりとか、補助等が前提となつてこようかと思っておりますけれども、そういった諸条件、研究を重ねながら、そういうことで導入等が図れるような状況があれば、前向きに研究していきたいと思っております。

【千住委員長】 ほかに質問ありませんか。

【大久保委員】 質問させていただきます。

今回、経営状況の説明書ということで資料にもありますけれども、令和5年度の決算ということで大体1,600万円弱の損失というふうに捉えてますけれども、これは収支の計画がもともとでございますよね。ここと照らし合わせた時に局としてどういった分析をされているのか。この計画では4,400万円のプラスで考えられていたんじゃないかなと思っておりますけど、その所見を伺いたいと思います。

【岩崎管理部長】 今回提出させていただいております経営状況報告につきましては、子会社であります長崎県中央バス株式会社ということになっておりまして、こちら、令和5年度で解散して、令和6年度から運行については交通局に統合するという形でさせていただいております。令和5年度につきましては、今回ご報告してお

りますとおり、運輸収入の減等ございまして、1,500万円の赤字という形になりました。貸借対照表におきましては、令和5年度末、最終の貸借対照表という形になりますけれども、こちらが繰越利益剰余金が6,300万円の減、赤字という形になっております。ですので、こちらが資本金9,000万円と最終的に相殺されまして、清算後、交通局の方に現金等を戻すという形で、今、清算手続を進めている状況でございます。

【大久保委員】ということは、これ、最終の決算ということになりますね。これから清算をしていくということですね、承知しました。全体的には今度の決算で出てくるということですか。全体の収支決算は、次の予算決算委員会に出てくるということですか。

【岩崎管理部長】申し訳ありません。交通局の決算につきましては、今度、10月の予算決算委員会でご報告させていただきます。それは令和5年度の決算という形になりますので、あくまでもここは交通局単独という形になるということで考えております。

【大久保委員】それであれば、また決算の方で見せていただきたいと思いますと思っております。

併せて、先ほどEVバスの話も出ておりましたけれども、新しい車両の導入ということで最新の導入を希望するわけですが、逆に利用者からは、車両も大分古くなっているというふうに感じるという声も聞いてたもので、今の更新状況、大体何年ぐらいで換えられているのかということと、今の車齢の平均が、ここ数年、どのように推移してきているのか、お尋ねします。

【柿原乗合事業部長】車両の現状についてでございます。

まず、私どもの車両の更新基準というところ

で申しますと、通常の路線バスについて申し上げますと、車齢、初年度導入から廃止するまでということで、一定、25年を車齢の更新基準として運用させていただいております。

近年の車齢の動きということでございますけれども、現状、直近の9月1日でございますと、路線バスの平均車齢が19.5年となっております。

推移でございますけれども、過去10年ぐらいでいくと年々上がっていったというような状況がございます。大きくターニングポイントになってますのが、コロナ禍で車両の更新を3年ほど凍結したというところがございます。コロナ前までで申しますと、年間平均すると大体0.38年ほど高齢化というか、年を取っているというような状況なんです、コロナ後の状況でいくと0.66年ほど高齢化が進んでいるというような状況になって、現状として19.5年になっているというような状況でございます。

【太田交通局長】車の更新のペースについて、コロナ前で、市内線の赤バスを中古車で大体10台から20台の間で購入すると。そして、新車については、経営状況を見ながら、それと補助金の活用もしながら、大体5台から10台の間というような状況でございます。

コロナになりましてからは、令和2年度以降、車両の更新はほぼやっていないというような状況でございます。

【大久保委員】ここ10年ぐらいで私も調べさせていただいたところで、5年ぐらい伸びてるんですね、5歳ぐらいですね。10年前が14.7だったんですけど、今は19.5ということですね、更新の平均ですね。先ほど25年に大体更新していくということで考えられているということですが、新車ばかり入れられているならわかるんですけども、メンテナンスしてです

ね、中古バスを入れると、20年超せば部品が入らなくなってくると思うし、25年ならまして、メーカーも部品を止めてくる、全てじゃないですけど。そういったことが生じてきているんじゃないかなというふうに思っております。局長も以前安心・安全を提供するとおっしゃっておりました。また、県営というところで、年齢を、更新を少しでも早くして若くしていけないといけないんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、そこあたりのお考え、これをどれぐらい若くしていくのか。経営状況的に更新する投資がなかなかできない状況にあるのか、そこあたりを教えていただきたいと思います。

【柿原乗合事業部長】 委員ご指摘のとおり、現状、車齢がずっと伸びてきているというような状況はございます。確かに車両が古くなると部品の調達が難しくなってくるというような現状もございます。ただ、車両は古くても整備士が日々、点検・整備を着実にしておりますので、安全・安心については万全を期しておりますけれども、古い車になってくると、全部が全部というわけではございませんが、交換部品の調達が難しくなってくるという側面があるかなと思います。

平均車齢が高過ぎるのではということだと思いますが、実際、先ほど申し上げましたようなコロナ禍によって車両更新計画、車両更新の状況というのが、ちょっと今特異な状況にあるかと思います。現状のまま推移していいとは思ってはおりませんし、車齢を低くしていくというような形で目指していくべきかなというふうに思っております。

現在、車両の更新計画というのがございますけれども、こちらにつきまして申し上げますと、令和5年度から9年度の5年間にかけまして、新

車、中古車を含めてということになりますけれども、合計93台、年平均でいくと19台ほど更新するような予定としております。

ただ、ご指摘のように中古車の割合が高いということもありますので、平均年齢を直ちに押し下げる効果というのは、決して大きいものではないかなというふうに認識しております。

したがって、今後、現状の車両更新計画というのは、先ほど申し上げました更新基準の25年といったものであるとか、あと、収支の影響等も踏まえまして策定しているところがございます。

更新を行っていく過程の中で、正直、平均車齢をどのように推移させるかという視点では、ちょっと考えてなかったところでございますので、今後、ご指摘も踏まえまして、車両更新は車両更新計画において平均車齢がどのように推移するかということを改めて検証してまいりたいと考えております。

【大久保委員】 現状で言えば、10年前と比べた時に21年を超えた車両が32台から162台になっているんですね。逆に新しいのがどんどん減ってきて、今や20年、21年を超えているバスが半分以上になっているということ、平均19ですから、やっぱり上があるということです。

そういったところを考えた時に、もちろん経営状況を見たりすれば、ホテルでもなんでもそうですけれども、投資するということと現状を維持していくということと難しいところがあると思うんですね。だから、そこあたりは経営努力として、かつ安心・安全をしっかりと与えるためにも、さっきおっしゃられたように、部品がなくなる部分があるということなので、そこは整備してできることじゃなかったりするじゃないですか、部品がないんですから。だか

ら、そこあたりを少しでも回避するように運営に努められたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

もう1点だけ、nimocaの話もありましたけれども、そういった経営努力で利便性を高めるところで、最近はアプリも導入されているというふうに聞いたんですけど、こういった機能がついているのか、教えてください。

【柿原乗合事業部長】アプリということでございますので、今年の3月から導入いたしましたバスロケーションシステム、県営バスナビのことだと承知しております。

こちら、今までなかったサービスでございまして、バスの位置情報をリアルタイムに把握できるようなシステムになっております。使い方としては、手持ちのデバイスにアプリを入れて、スマートフォンアプリを使いまして、今、バスがどこまで来ているのかということであったり、バスの接近情報を表示することで、基本的にバス待ちであると、いつバスが来るんだろーという不安であるとか、イライラであるというところがあるかと思いますが、そういったものを解消すると同時に、乗り継ぎをされるお客様は、あとどれぐらいしたらバスが来るんだということがわかりになったりとか、あと、先般も台風15号がございましたけれども、異常気象によって変則的な運行を行います。こういったアプリを通じて、そうした情報の発信強化も図っているところでございます。

【大久保委員】県北、西肥バスもそういったアプリを入れられているということで、県営バスさんもそういった努力をされながら、特に都会の地下鉄のように2～3分に1回来るような状況に、これからますますなってくるんでしょうから、乗り過ごしがないように、そういったアプ

リを使われることで間違いなく乗れるような利便性向上ということで、今後、普及を図られるというふうに思っておりますので、そこあたりはまた皆さんへの周知をお願いしたいと思います。

以上です。

【千住委員長】ほかに質問ありませんか。

【田中委員】県営バスの話が今出たのでね、残念ながら、こういう結果になったということで確認等しておきたいと思います。

平成20年10月にスタートして、今年の3月で16期決算ということで資料として出ている。なぜ民間の株式会社でバス事業をやったか。やってみたけれども、結果としてはうまくいかなかったということになると、また一つの考え方というかな、県営バスはやっぱり民間的な発想ではやれないんだなというようなことにもなるので確認しておきたいと思います。

局長は今何年目かな。

【太田交通局長】7年目になります。

【田中委員】そうすると3代目社長だったわけだね、県営バスでは。今、当時のことを聞きながら思い出したんだけど、県営バス、公共バスでは限界があるという話がたまに出てきたんだ、商売としては限界があると。特にボディーの、車体の広告収入等では私も追求したことがある。民間でいくと年間1億円ぐらいの収入はざらだぞと、完全に1億円残せるよと、ボディー広告だけで、県営バスの台数を考えればね。民間で何でもかんでも宣伝を受け付けてやるとね。しかし、夜の商売とかなんとかの宣伝は無理だよとか、いろいろなことを議論したことを覚えている。やっぱり公共バスとしての宣伝ということで責任を持たなきゃいかんと、受け付けられない、だから収入が上がらないんだとい

うような答弁があったことも若干記憶している。しかし、民間ではやれると。

そういうことを、ここでは県央地域のバス事業に対する関係で、この会社を新しくつくってやったということになっているけれども、当時は公共の限界を見極めるために民間でひとつやってみたらどうだというような発言をした記憶が私はある、当時ね。16年たって、残念ながら、これを見ると金もうけはできなかったんだね、民間でも、民間の株式会社の発想でバス事業をやったとしてもね、という結論が出たなという感じがしているんだけど、どうですか、見解は。

【太田交通局長】 今、ご質問がありましたけれども、県央バスについては、令和2年から始まりましたコロナ前までは収支均衡を図りながら経営をやってきたわけでございます。ただ、やはりコロナによりまして、毎年1,500万円から2,000万円程度の赤字が続いていたということがございまして、また、今回、コロナによりましていろんな感染症対策で事業を継続するという面から一緒にした方がいいという判断で県央バスを廃止するという結論に至ったわけでございます。

民間的な手法でという部分については、いろんな独自の収益を確保するという面は、なかなか拡充できませんでしたが、平成21年から運営を行ってまいりましたけれども、県央バスという、その仕組み自体は順調に進めてこられたんじゃないかなというふうに思っております。

【田中委員】 当時のことなので私も鮮明には覚えてないけど。公営バスとしての限界もあるので、株式会社でやってみたら、県央地区だけに限定して株式会社でやってみた。それでも

16期でこういう形になった。コロナの関係もあるけど、それはそれとして、資本金の9,000万円は県営バス100%出資だったのか、どうですか。

【岩崎管理部長】 9,000万円につきましては、全額、交通局出資でございます。

【田中委員】 それが決算書によると2,677万1,302円になっているわけだからね、結局、資本金を食い潰したわけだ。9,000万円の資本金で、9億円ぐらいのものが戻ってくる、そこまでは言わんけれども、県営バスという一つのバックがある、民間の株式会社の手法を取り入れてやると利益が出るんじゃないか、出せるんじゃないかということを当時議論した記憶がある、発足する時に。発足というよりも、我々の議論を含めて株式会社ができたんだ、当時。それはいろいろあったからね。県営バスも過去の歴史を振り返れば、お手上げした時代があったわけだから、大変な時代があった。だから、利益を追求するのも問題があるけれども、やっぱり県営バスという冠の中で、信用という冠の中でやるわけだからね、少しは利益が出てもいいだろうと。だけど、公営バスではあんまり出せませんと、ならば株式会社でやってみたら、一部分を受託事業としてやったという、私はそういう記憶を持っている。発足した時のいきさつがある。コロナがあったとしても、16期で一応清算しますと。最終的には資本金を食い潰してということはおかしいけれども、交通局の金が9,000万円戻ってきてないんだからね、資産が減っているわけだから。これは失敗と言わざるを得ない、はっきり言って。続けていくと、ますます赤字が増えるから交通局で引き取ったと。そういうことまで考えるならば、これはちょっと簡単にいかないなという感じがするんだけどね。しかし、これは結果だから、責めてもどう

しょうもない、結果だから。しかし、そういうことがあったということを胸に置きながら、今後の経営に励んでもらわなきゃいかん。

そういうことで今後の経営状態、交通局長は大体楽観主義者だから、個人的にいろいろ話してみてもね。どうですか、ここ何十年とは言わんけれども、4～5年の交通局の先行きを聞かせてください。

【太田交通局長】 まず1点、県営バスについては、先ほども、何度も申し上げますが、やはりコロナの影響というのが非常に大きくて、これをなかなか挽回できなかったということがございます。

それと、交通局の今後の経営の見通しという部分について、私個人的に思っておりますことを申し述べさせていただきますと、令和2年から始まりましたコロナによりまして、大きな痛手を被りました。先ほども話がありましたけれども、車両の更新を抑制するというような方法を取りまして経営の立て直しを図って、令和4年度、5年度と黒字化を達成しております。ただ、これも車両をなかなか買ってこなかったという側面で減価償却費が相当減っております。

そういうことで、今後、車両更新を、今もう既に限界に来ておりますので、これはもう更新をしていかざるを得ないというような状況にございます。今後、更新を大きくやっていると、当然、経営的には非常に大きな費用として出てまいりますので、これを何らかの対応として、今後、例えば運賃の改定とか、そういうことも含めて、どうやって財源を確保していくかということを検討していかないと経営的には非常に苦しいなというふうに思っております。

【田中委員】 うまくやってもらわないと困るのでね、県営バスは赤字でも、ちゃんと県が後ろ

についているからという話では困るので、やってもらわなきゃいかん。

ただ、コロナ、コロナと言うけれどもね、私はその頃、総務委員会にいて、あれは地域振興かな、担当は。あそこでコロナ対策の補助金等々、補助金というか、支援対策をいろいろやっている時に、県営バスを相当意識した対策をやっているなと私は思ったよ。何十億とあった、金額は定かに覚えてないけどもね、いろいろな支援。運輸業界への支援の中でも県営バスを頭に入れた、さすが県でお互いかばい合っているなと。これは不正をやったというわけじゃないんですよ、国からの金をうまく利用してやったところが多々あったと私は記憶している。

例えば、長崎バスに比べると県営バスの方が若干支援体制が事細かにできているなというような感じを受けた記憶がある。それはそれ、将来のことを考えていかなきゃいかんけれども、何かね、やっぱり県営バスは全国でもまれな状態なんだ、県がこういうバス事業を持っているというのはね。

だから、それならそれで逆手にとって、もう少し県勢に寄与できるような県営バスになってほしいなと思う。県勢に、県の経済浮揚に。そういう案を経営陣としては考えてもらわなきゃ。

例えば、これをやれというわけじゃないんだよ。私は我田引水が若干好きなので、ジャパネットさんの施設ができる。そうすると、やっぱりお客を集めて応援する体制は長崎県もやらなきゃいかん、長崎市だけに任せんでね。片や、佐世保市にハウステンボスがある。あそこは2,200億の土地だ、こっちは1,000億の土地だ。そういうものがあって、ハウステンボスは特にIRで痛手を被った。なら、県営バスが支援してね、朝夕だけでも観光客の定期バスを、貸切バ

スでも構わんよ、朝夕だけでも。ハウステンボスのお客さんを夜だけはこっちに持ってくるとか、昼間の観客の時に持ってくるとかね。逆にまた、ここのお客さんを夜はハウステンボスに持っていくとか、朝夕だけの路線バスをね。ここから40分で行きますよ、渋滞がなければ40分で、ハウステンボスまで。今から西彼杵道路がもっと便利になれば30分コースで行ける。30分コースというと、夕方、例えばハウステンボスを昼間に見て、夜はこっちに来ようとか、こっちでスポーツ観戦して向こうに行こうとか、そういうことも考えられるなど。私は、今日朝、起きた時にそういう発想が浮かんだので、検討してほしいとは言わんけれども、頭の片隅に置いて、やっぱり県営バスも何か時宜に合った、今なら感謝されるよ。時宜に合ったような長崎県勢の浮揚に、唯一、公営バスとして残っている交通局として、そういういろいろな県内の観光、特に県北も観光しかなくなってしまった、何にもない。観光のためにあなたたちが一肌脱いで、赤字を出してでもやれとは私は言わんけれども、若干はしかしね、県営バスとしての使命を、ずっと私は赤字出すな、赤字出すな、赤字出すならやめろと言ってきたけれども、そういう発想の転換もしてほしいなどあえて申し上げて、局長の見解だけ聞いて終わりたいと思います。

【太田交通局長】 田中委員から頂きましたアイデアについては、今、長崎—ハウステンボス間については、私どもも休止中のごさいます、今、西肥バスさんが運行しているという状況にごさいます。運転士不足等もごさいます、なかなか運行の開始ができませんけれども、そういうことも含めて、今後どうしていくかということについては検討していきたいと思います。

県勢浮揚についての県営バスの取組については、まず地域の交通をきちっと維持するということで、通勤・通学のお客様を大事にしながら、それと空港線、それから近郊の大村、諫早からの通勤便、そういうものをしっかり運営することで果たしていけるのではないかなど。それと、貸切バスについても、現在、県内で有数のバス台数を持っておりますので、そういう面からいけば、私たちが窓口になって貸切バス事業を支えるということもやっている自負を持っております。

そういうことで、これからも県勢浮揚についてしっかり取り組んでいきたいと思っております。

【田中委員】 もう言わんと思ったけれども、局長の話を聞いて、また言いたくなった。長崎、諫早、大村だけなのか、それが一番問題なんだよ、あなたたちは、それは商売だから。しかし、県営バスという視点から考えれば、それはやっぱりもう少し発想の転換を図ってもらわんと。今も、長崎、諫早、大村地域だけという話だ、残ったところは長崎県じゃないんですか。県営バスと名前がついている以上、あえて私は言わせてもらったけれども、もともとは雲仙の観光だけでスタートした会社なんだから。そういう歴史を踏まえて発想の転換を図ったらどうだという話だ。

【太田交通局長】 失礼しました。県内各地からということになりますと、先ほど言った以外にも佐世保線、佐世保—長崎線、それから長崎—雲仙線、こうすることで路線バスを維持しております。

それから、貸切バス事業については、県内全域を回っておりますので、そういう面から全体的な取組というのも行っているというふうに思

っております。

【千住委員長】ほかに質問ありませんか。なければ委員長を交代します。

【千住委員長】先ほどの部長の説明文にもありましたけれども、高速シャトルバスが非常にいいという状況が続いていると思います。ただ、私は諫早なんですけれども、平日は結構たくさん乗られていると。休日が結構少ないような気もするんですけれども、平日と休日の乗車率といますか、そういったのはどうなっておりますでしょうか。

【柿原乗合事業部長】高速シャトルバスの利用状況ということで、委員おっしゃいますように、実際、通勤通学の利用が多うございます。したがって、平日が多くて、土曜、日曜が少ないというような状況は、当然そういう形になっております。

大体でございますけれども、現状で申し上げますと、平日でいくと、両線合わせて2,600人から2,700人ぐらい、ご利用いただいているという状況に対しまして、土曜、日曜に関しましては1,000人に満たないというような状況になっております。

【千住委員長】休日は便数が少ないということもあるんですけれども、先ほど田中委員から話がありましたが、今度、スタジアムシティが開業しまして、諫早の競技場からこちらにV・ファーレンの試合も移ってくるといようなことを考えますと、一つのビジネスチャンスになるんじゃないかなというふうに思います。

先日、諫早で最終ゲームがあったんですけれども、その開催までの1週間ぐらい、運転士さんがV・ファーレンのユニフォームを着て乗車されてたんですよ。ああいうのって非常にいいなと思ったんですよ。あれを見て、ぜひ諫

早、あるいは大村からもこちらの方に足を運んでくるのには高速のシャトルバスというのは非常にいいんじゃないかなというふうに思います。

また、休日はJRに高校生、大学生、あるいは中学生が乗って乗車率が非常に高いと、そのかわりシャトルバスが少ないと。そういったPRというの、もうちょっとあってもいいんじゃないかなと。私は使うんですけれども、非常に便利なので、そういったところをアピールしていただいて、今回、このスタジアムシティが大きな目玉ですので、これを活かしてぜひ乗車率を上げていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

【柿原乗合事業部長】確かに高速シャトルバスは、通勤・通学では反復利用される方が多うございますので、基本、そういった実態になっておりました。

ご提案いただきましたように、スタジアムシティができて、イベント、ゲーム、いろいろ催し物があるかと思います。そうした中で私どももそういった移動手段ということでPR等も積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

【初手副委員長】委員長を交代します。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】ほかに質問がないようですので、交通局関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午前10時54分 休憩 —

— 午前10時54分 再開 —

【千住委員長】委員会を再開いたします。

これもちまして、交通局関係の審査を終了

いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、9月30日、月曜日は、午前10時から委員会を再開し、「最低制限価格の見直し」に関する集中審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。お疲れさまでした。

— 午前10時54分 散会 —

第 5 日 目

(集中審議)

1、開催年月日時刻及び場所

令和6年9月30日

自 午前10時 0分
至 午前11時49分
於 委員会室 3

建設企画課長 金子 哲也 君

建設企画課企画監 城戸 学 君

2、出席委員の氏名

委 員 長	千住 良治 君
副 委 員 長	初手 安幸 君
委 員	田中 愛国 君
〃	外間 雅広 君
〃	深堀ひろし 君
〃	中島 浩介 君
〃	ごうまなみ 君
〃	山本 由夫 君
〃	饗庭 敦子 君
〃	本多 泰邦 君
〃	大久保堅太 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、参考人の氏名

参 考 人	前土木部技監 川添 正寿 君
-------	-------------------

6、県側出席者の氏名

土 木 部 長	中尾 吉宏 君
土 木 部 技 監	植村 公彦 君
土 木 部 次 長	吉田 弘毅 君
監 理 課 長	高稲 稔也 君

7、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開議 —

【千住委員長】 おはようございます。

ただいまから、委員会を再開いたします。

本日の議題は、「最低制限価格の見直し」についてであります。

まず、9月24日の委員会で決定いたしました
が、参考人として、当時の土木部技監 川添正寿
様にご出席いただいております。

また、理事者の出席範囲を含め、お手元の配
席表のとおり決定したいと存じますので、ご承
知をお願いいたします。

審査は、掲載しております審査順序のとおり、
理事者からの説明を受けた後、参考人からの意
見聴取及び理事者との質問応答を行うこととし
たいと存じますが、ご異義ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】 ご異義ないようですので、その
ように進めることにいたします。

なお、委員の皆様におかれましては、参考人
へ質問する際、冒頭に、その旨を発言いただ
くようお願いいたします。

まず、委員長として、参考人へ一言ご挨拶を
申し上げます。

本日、参考人としてご出席いただきました川
添様におかれましては、お忙しい中、本委員会
にご出席をいただきましてありがとうございます。
厚く御礼を申し上げます。

本日は、先ほど申しましたとおり、「最低制
限価格の見直し」について、意見聴取をさせて

いただきたく、ご出席をお願いしたところでございます。本日は、最後までどうぞよろしくお願いいたします。

ここで、参考人の方に念のために申し上げますが、呼称につきましては、規定により「参考人」という言葉を使わせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

また、発言される際は、挙手の上、委員長である私が指名した後、簡明に案件の範囲を超えることなくご発言いただきますよう、お願いいたします。

なお、参考人は、委員に対しての質問ができないこととなっておりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、審査を行います。

建設企画課長より、資料の説明を求めます。
【金子建設企画課長】最低制限価格の引上げの経緯についてご説明いたします。

資料の1ページ目をお開きください。

検討の開始は、平成31年度からとなっております。1つ目の丸になりますけれども、この年の4月1日に国が最低制限価格に関する基準を見直しました。

その内容についてですが、資料の3ページをお開きください。

上の図①は、国の見直しを図示したものでございます。グラフは、横軸が工事の設計金額、縦軸が最低制限価格の率を表しております。国の見直しの内容ですが、最低制限価格の率の有効範囲について、下限70%、上限90%だったものが、赤矢印で有効範囲の見直しということでお示ししておりますけれども、見直し後は、下限75%、上限92%に引き上げられました。オレンジのエリアにおいて、赤の太線部分のように率がアップしております。

この見直しを受けて、県でも独自基準を入れつつ、国に準じた基準の見直しを行っております。

3ページ下の図、図②をご覧ください。

左の図に示すとおり、長崎県では、これまで最低制限価格の率は、一律90%としておりました。このため県では、右の図に示すように最低制限価格の率の下限値を国の基準の75%ではなく、黒い線のように90%とした上で国の新たな基準を適用することといたしました。

この見直しにより、設計金額が安価な①、青色の範囲では、従前どおり90%が適用され、設計金額が高価な②オレンジの範囲では、国と同等の率が用いられることになります。

1ページにお戻りください。

2つ目の丸になりますが、令和元年6月28日に環境生活委員会の議案外で説明をさせていただいております。その後、3つ目の丸になりますが、令和元年9月9日に先ほど説明いたしました図②のように改定を行っております。

しかしながら、建設業協会としては、この内容に納得しておらず、業界全体として若手入職者の低迷という背景があるのに加えて、平成31年4月に改正労働基準法が施行され、令和6年4月から建設業にも時間外労働の上限規制が適用されることから、新規の労働人口確保が必要となってくるため、協会からは最低制限価格の一律92%への引上げを求められております。

これを受け、4つ目の丸になりますが、県の考えや業界の現状をお互いに認識するため、県と協会で勉強会を計3回、9月25日、11月19日、12月20日に開催いたしました。

勉強会で県は協会に対し、最低制限価格の引上げには、それに見合う明確な根拠が必要であるため、担い手確保や給与水準の向上のための

具体的な数値目標、いわゆるアクションプランの提出を求めました。協会からは、アクションプランについて、今後、内部で整理検討するという回答をいただき、勉強会を終了しております。

その後、下から2つ目の丸になりますが、令和2年1月17日、協会との電話協議でアクションプランの検討状況を確認したところ、「アクションプランの作成については、支部長等の賛同を得たので、今後、検討していく」との回答がありました。

勉強会からの一連のやり取りの中で、アクションプランに適切な目標が示されれば最低制限価格の引上げを前向きに検討する方向性は定まりました。

一番下の丸になりますが、令和2年3月30日には、アクションプランの骨子となる「新3K実現へ前進！実践宣言」を協会が作成しておりますが、県が求めるような具体的な数字等は示されておりました。

2ページをお開きください。

1つ目の丸になりますが、令和3年2月18日には、自民党県連から最低制限価格の引上げに向けた準備状況の説明を求められました。県としては、協会からアクションプランに対する回答がなく、協議が進んでいないため、現時点では一律92%への引上げはできないことを説明しております。

その後、アクションプランの作成を求めてから1年以上空いたため、2つ目の丸になりますが、令和3年6月10日に協会に状況を確認したところ、「具体的な数値目標となると、協会内で足並みを揃えるのは難しく、アクションプランの作成について何も進展がない状況である」との回答がありました。

そのような中、3つ目の丸になりますが、令和4年4月1日には、国が最低制限価格に関する基準を再度見直しており、県もこれに準じて基準を改定しております。

その内容ですが、4ページ、上の図、図③をご覧ください。

国の基準の見直しにより、工事の設計金額と最低制限価格の率との相関を示す線が、左側の青線から右側の赤線に変わっており、設計金額に対して最低制限価格の率が、より上限である92%に近づくようになっております。オレンジ色の範囲で最低制限価格の率が上がっております。

2ページにお戻りください。

4つ目の丸になりますが、令和4年9月8日に建設業協会から自民党県連三役へ要望書が提出されております。

その後、令和元年の勉強会からかなり時間が経過いたしました。5つ目の丸になりますが、令和4年11月8日に協会からアクションプランの提示がありました。

アクションプランについては、4ページの別添④、下の方に書いております四角囲みをご覧ください。

アクションプランの内容を要約いたしますと、1点目が協会会員の給与上昇、2点目が4週8休の実施、3点目が新規採用者の増であり、4点目は1から3の目標を着実に実行するため、会員企業に必要な調査を行い、客観的データとして把握することを約束するとなっております。

2ページにお戻りください。

6つ目の丸になりますが、令和4年12月15日には、毎年実施している協会との意見交換会で県の検討状況の確認があり、アクションプランの内容を精査している旨を回答しております。

す。

その後、アクションプランの内容が最低制限価格の引上げに見合うものであることが確認できたことから、長崎県建設工事入札手続等検討委員会で最低制限価格を一律92%へ引き上げることにについて審議することとし、7つ目の丸になりますけれども、令和4年12月28日に知事に委員会の開催について説明を行っております。

次、下から5つ目の丸になりますけれども、令和5年1月30日、土木部のほか水産部、農林部や警察本部など、建設工事を発注する所管部局を構成員とする長崎県建設工事入札手続等検討委員会において、最低制限価格の一律92%への引上げについて審議がなされ、引上げが最終決定しております。

下から4つ目の丸になりますけれども、同時期の令和5年2月3日には、建設業協会から知事に対して要望書が提出されましたが、その場では、92%への引上げが決定したことは回答せず、引上げの公表は2月議会の観光生活建設委員会で行うことといたしました。

その後、下から3つ目の丸になりますけれども、令和5年3月7日に開催された令和5年2月定例会の観光生活建設委員会の議案外で最低制限価格の引上げについて説明した上で、関係者に周知を行い、下から2つ目の丸になりますけれども、令和5年4月1日から運用を開始した次第です。

なお、最後の丸になりますが、令和6年6月11日にはアクションプランの進捗状況について建設業協会から報告がっており、順調に進捗していることを確認しております。

以上で説明を終わります。

【千住委員長】 以上で説明を終わりました。

それでは、各委員からご質問はありませんか。

【外間委員】 おはようございます。ただいま、建設企画課長からご説明をいただいた内容の前の段階で、今回の最低制限価格の見直しに関する、これが誕生して見直しをやっていた、その変遷、経緯についてちょっとお話をお聞かせいただければと思います。その1点、ご質問いたします。

【植村土木部技監】 最低制限価格の変遷についてのお尋ねだと思いますけれども、本県におきましては、昭和58年1月から建設工事に最低制限価格を導入しておりまして、最初は設計金額の3分の2以上という内容でございましたけれども、その後の社会情勢の変化ですとか国の動向などを踏まえまして、これまで6度ほど見直しを行ってまいりました。

例を申し上げますと、平成10年代の後半に経済不況ですとか建設投資の減少を背景としまして、低価格での受注競争が激化したことによりまして、工事品質が低下をし、利益率はマイナスとなり、その結果、倒産が増加するといったような建設業にとって非常に厳しい状況が起きておりました。

このため、平成21年の2月に、それまで設計金額の3分の2から85%の範囲としておりました最低制限価格を86%から90%の範囲に引上げを行いまして、その結果、工事品質が向上しまして、利益率はプラスに転じ、そして、倒産件数も大きく減少するといった効果が得られました。

令和元年には、先ほど建設企画課長が説明いたしましたとおり、国がダンピング対策を強化いたしますために、最低制限価格の目安となる算定式を引き上げましたので、これを受けて設計金額の90%から92%の範囲に見直しを行っております。

このように、公共事業や建設業を取り巻く社会情勢の変化ですとか国の動きに対応しまして、適時適切に最低制限価格の見直しを行っております。昨年4月の見直しも建設業界が直面しております早急な担い手の確保という重要課題に対応して行ったものでございます。

【外間委員】 ありがとうございます。今日の説明の前の段階で6度にわたって昭和58年から誕生いたしましたこの最低制限価格、これをその時の高田県政からスタートいたしまして、今、技監からご説明があったのは、平成20年、これは恐らくリーマンショックが起きた年だと理解しておりますけれども、この年の状況、大変な経営破綻に陥った時に、今ご説明があった、記憶によれば平成20年の12月の議会でご提案をさせていただいて、ただいまのご説明のような内容でいただいたと。その時の知事が金子知事、3期目であったというふうに理解をしております。

また、平成31年、令和元年の年に、国の算定モデルを参考に行って、上限92%ということでご説明があった時は中村知事だったと。そして、今回、令和5年の以下のような理由で大石知事の時に92%に引上げをしたという6度の変遷のご説明をいただきました。

あえて知事の名前を出したのは、じゃ、それぞれの時の知事が、こういう決定を、導入を行った際の決定機関に関わった方々と、その時の知事というのは、どういうポジションにおられるのか。説明がうまく伝わらなければ、今、技監がご説明した内容の中に裁量を持った知事との関係といたしますか、そのところをお聞かせいただければと思います。

【植村土木部技監】 建設工事の入札に関する仕組みにつきましては、長崎県建設工事入札手続等検討委員会というものがございまして、これ

は公共工事を発注する土木部をはじめとする庁内の各部の関係部局で構成しているものでございます。

基本的には、最低制限価格の見直しとかにつきまして、この委員会の中で決定をしていくという手続になっておりまして、決定権限は、その委員会にあるということでございます。

ただ、当然、県のトップであります知事の了解なしにこれを進めることはできないと考えておりますので、会議の前には知事にあらかじめ説明をいたしまして了解を得た上で会議を開催し、そこで審議して決定をすると、そのような手続になっております。

【外間委員】 わかりました。関係機関で決定をして、知事には事前に説明をし、了解をもらって庁内の関係検討委員会で決定をするという仕組みで、過去、昭和58年の導入から今日までやってこられたということで、これによって最低制限価格が長きにわたって実施をされてきたものであるということ。知事の裁量では決められない、検討委員会で決めていかれるということ。歴代の知事の県政における変遷の中で、県の努力で大変厳しい時代も適正な判断でこういった入札についても乗り越えてこられたということ、そういった役割と責任について、一定理解をさせていただきました。

最初に経緯としてご質問させていただき、回答いただいたことを感謝いたします。

以上です。

【千住委員長】 ほかに質問ありませんか。

【饗庭委員】 おはようございます。ご説明ありがとうございました。

私は、先日、一般質問でこの最低制限価格の見直しをしたことにより、その後に知事が見返りとして後援会の寄附を集めたんじゃないかと

ということで質問をさせていただきました。本日は、この見直しに関する経緯ということでございますので、この経緯の中でご質問をさせていただきますと思います。

今、ご説明があった経緯の中の2ページの令和4年12月28日に、知事に長崎県建設工事入札手続等検討委員会の開催について説明というふうにございます。その説明の際に知事と意見交換等されたかと思えますけれども、その時の議事録というか、そういう話し合いの過程を公開されているのか、お伺いします。

【金子建設企画課長】 12月28日の知事への説明の時の議事録等の公開ですけれども、公開はしておりません。こういった発言が知事からあったというのを今から紹介させていただきます。

12月28日、この時には長崎県建設工事入札手続等検討委員会を開催することの説明を行っております。県側は、建設企画課の課長と企画監が行っております。

その時、知事からは、最低制限価格を92%とし、その運用を令和5年4月から行う案について了解したと。アクションプランは、これは業界から提出されたアクションプランですけれども、「アクションプランはぜひ達成してほしい」、「協会には働き方対策、担い手対策にしっかり取り組んでもらい、最低制限価格の引上げ分が資材高騰対策等の別経費に使用しないようにしてほしい」との発言がっております。

【饗庭委員】 その発言の中では、説明があったものを認めたということかというふうに理解しました。

その中で出てきたアクションプランなんですけれども、このアクションプランは、令和3年2月18日までは、なかなか回答がなかったと。その後に建設業協会が自民党県連三役へ要望書を

提出し、その後、アクションプランを提示したというような経緯かというふうに思いますが、そこに対して、県としてはこのアクションプランが、今までずっと求めたにもかかわらず出てこなかったのに、この段階で出てきたというところをどのように理解しておられるのか、お伺いします。

【金子建設企画課長】 アクションプランには、いろんな数値目標が設定されております。賃金でありますとか採用数ですね。その数値目標を決めるために協会としてかなり時間を要したんじゃないかというふうに考えております。それで3年かかったんじゃないかなというふうに考えております。

【饗庭委員】 3年かかったのは、この数字がというところでは、県としては、給料と休みと新規採用とか言われておりましたけれども、これが全体的に非常に厳しい業界だったのでできなかったと。今回できるようになったのは、物価高騰もあり、人員不足は、今、より進んでいる状況かというふうに把握しております。そういう中で、今こそ上げれるのかなという疑問があるんですけれども、そのあたりは県としてどのようにお考えでしょうか。

【金子建設企画課長】 建設業の状況なんですけれども、高齢化率、50歳以上が約5割を占めるという状況で、あとは令和6年4月から建設業にも時間外労働の上限規制が適用されて、それだけ労働時間が現メンバーで減ってしまうというのがわかっている状況。そういった中で業界もかなり危機感を持ったんじゃないかと考えてます。

そこで、業界全体で給与を増やそうとか、人をもっと入れようとか、そういう機運が高まって、この時期にそういったアクションプランが出てきたんじゃないかと推測しております。

【饗庭委員】 このアクションプランに関しては、県としては、このような改定を行いたいということは表示して、この協会に求められるということですか。アクションプランに関する内容に関しては、県としてはアドバイスをするのか、そのあたりを教えてください。

【金子建設企画課長】 業界のアクションプランについては、県としては、何も指導等は行っておりません。業界からそういうのが出てくれば最低制限価格の検討を前向きに進めるということを協会には話しておりました。

【饗庭委員】 わかりました。

次に、令和5年1月30日の長崎県建設工事入札手続等検討委員会の開催ですけれども、これは非公開で行われているかというふうに思うんですけれども、これについては、これまでもこの検討委員会というのは、ずっと非公開で行われていたのか、お伺いします。

【金子建設企画課長】 検討委員会については、この案件もそうですし、いろんな案件をかけるんですけれども、それは全て非公開で行っております。

【饗庭委員】 非公開の理由を教えてください。

【金子建設企画課長】 非公開の理由というのが、入札手続という、ちょっとシビアな部分の議論になりますので、詳細な理由は私も把握してないんですけれども、恐らくそういったことから非公開にしていると推測されます。

【饗庭委員】 今、いろんなものに関しても透明性を求められている時代かというふうに思います、何十年前は違うかもしれませんが、そういう中では非公開というものも見直していくとか、そういう検討も、こういう疑惑が起こらないためには必要かと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

【金子建設企画課長】 この会議の結果とか、会議で決まったことは、重要なものについては議会の委員会で説明させていただきますし、全て決まった後の分は公開というか、ホームページに載せたりとか、通知文に載せたりとか全部していますので、それでチェック機能というか、透明性は図られていると考えております。

【饗庭委員】 今後のためには、いろんな会議の非公開も公開できるように考えていただければと思います。

次に、私が一般質問で知事に質問をした時に、県議の方をお願いして同席をしましたというようなお話があった時に、知事が、「当該県議が当該協会に関わる諸問題について、これまで課題解決について取り組んできたということもございますので、そういう経緯を踏まえて今回お会いしました」というようなお話があったんですけれども、この当該県議、どなたかわかりませんが、県議が協会に関わる諸問題について課題解決に取り組んできて県との関わりということがどのようになっているのか、お伺いします。

【千住委員長】 休憩します。

— 午前10時29分 休憩 —

— 午前10時29分 再開 —

【千住委員長】 委員会を再開します。

【金子建設企画課長】 資料の2ページにもありますように、令和3年2月18日、自民党県連三役への説明というところを記載しておりますけれども、最低制限価格の引上げに向けた準備状況の説明等は県議から求められておりました。それに対して県からは、検討途中の段階、特に令和3年の段階とかであれば、まだアクションプランが出てきてないと。そういった状況で引き

上げることはできないということを説明しております。

【饗庭委員】そういう説明があったということでございますけれども、いろんな形で、知事は今回、令和4年12月28日に説明を受けたということで、そこまでは知事は関わっていないという、この経緯の中では知事は関わっていないということでもいいのか、確認します。

【金子建設企画課長】知事の関わりですけれども、資料の2ページの上から3つ目の丸のところですけど、建設業協会が自民党県連三役へ要望書を提出という記載があります。この情報が県側にも入った時に知事に1回説明を行っています。

それは、10月7日に説明を行っておりまして、この時、建設企画課の課長と企画監が入っているんですけども、その時は要望があったということを受けて、最低制限価格の引上げについての過去の経緯でありますとか、アクションプランの提出がなければ引上げはできないという土木部のスタンスを説明しております。この説明について知事は了解されました。ただ、その発言の記録というのは残っておりません。

【饗庭委員】発言の記録はないということですが、この経過の中に10月7日がないのは、どのような理由からでしょうか。

【金子建設企画課長】9月8日の要望を受けて、それとワンセットと考えておりましたので、あえて10月7日の説明というのは、これに載せてませんでした。10月7日の時点で我々の意向というのに納得されたということもあって、一連のということで載せておりませんでした。

【饗庭委員】9月8日のワンセットと考えると、ちょっとごめんなさい、意味が理解できないんですけども、9月8日にはワンセットと考えた

けど、10月7日に説明をしましたと。この1か月の経過もありますし、ここはどのように理解したらいいのでしょうか。

【金子建設企画課長】9月8日を受けて知事に説明したということで、ワンセットというのは、9月8日関連という位置づけということでございます。

【饗庭委員】じゃ、それを受けて知事に説明をしましたということですね。それで理解したいと思います。

その中で、今、メモもないから発言がわからないということですが、知事から特段発言はなかったと理解してよろしいでしょうか。

【金子建設企画課長】メモがないので、発言があったかというのは、ちょっとわからないんですけども、知事は了解されたという記録が残ってますので、ただ、発言の記録が残っていないということでございます。どういうふうに発言されたかというのは、わかりません。

【千住委員長】ほかに質問ありませんか。

【深堀委員】幾つかお尋ねをしたいんですけども、冒頭、先ほど外間委員から、最低制限価格の過去の経過については説明がありましたけれども、今回、92%に引き上げたことに関して、まず、他都市といいますか、他県とか、その状況が、著しく長崎県は乖離しているのかどうかという意味では、そのあたりを確認をまずさせていただきたいと思います。

【金子建設企画課長】まず、他県の状況ですけれども、長崎県のように国の算定式以上の基準を設けている都道府県は、全国で16県あります。

具体的に言いますと、九州では、国のモデル以上の基準を設定している県は、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、佐賀県になります。佐賀県におきましては、長崎県より早く、令和元年7月か

ら一律92%に引上げを行っております。

それと、16県の中で、県は92%の上限を設けているんですけれども、上限を設けていない県もございます。上限を設けていない県は沖縄県、青森県、和歌山県、島根県で、国のモデル以上の基準を設けている県があると認識しております。

【深堀委員】 県内の21市町の状況については、どんな感じですか。

【金子建設企画課長】 県内の市町については、現在、10市町が一律で92%を採用しております。

そのうち佐世保市と諫早市と大村市と平戸市、この4市につきましては、県が一律に92%に上げるよりも早く一律92%に引き上げております。県より後に一律92%にしたのが、島原市、対馬市、壱岐市、雲仙市、南島原市、佐々町です。こういう状況でございます。

【深堀委員】 ありがとうございます。今の説明で、県内の21市町の状況や他県の状況から鑑みれば、長崎県が今回一律に92%にしたということが、特段、ほかの自治体と比べて差異があるということではないということが理解できました。これまでの経過は、先ほどの質疑でも明らかになったように、十分検討されてきた結果だというふうに理解をいたします。

その上で質問をさせていただきますけれども、まず、経過の中で、令和3年2月18日に自民党三役へ説明を求められたということで、経過を説明したという概略が書いてありますが、これ、議事概要とかいうのは残っていないんですか。

【金子建設企画課長】 議事のメモが残っております。

【深堀委員】 その議事メモは、資料としては提出できないんですか。

できないのであれば、まとめて書いてありま

すよね、県の勉強会の経緯、協会からアクションプランに関する回答がなく協議未了の状態であり、できないと説明したということだけなんですけれども、具体的なやり取りがどういうことがあったのか、質疑がですね。そのあたりをわかりますか。

【金子建設企画課長】 内容については、ここに書いてあるとおりでございまして、我々としての姿勢ですね、業界には今、アクションプラン提示を求めていますと、それが出てこないと議論が始まらないというところ、ここをしっかりと説明していただきまして、了解を得たと、そういう内容でございます。

【深堀委員】 行政の皆さん、結構、書類というのは残す。こういった協議があった時に、議事概要を将来にわたって、どういう経過でこの政策を決定していったのかという意味では、私は記録は残っているというふうに認識をしていたんですよ。今から先もずっと聞きますけど、今の課長の答弁はメモ、担当者のメモしかない。しかも、それはこういう委員会に出せるような公式なものではないということですか。

参考人にお尋ねをいたしますけれども、当時から、最低制限価格の見直しというのは、ものすごく県内の建設業界に影響を及ぼす大きな決断だったというふうに思うんですけれども、そういった政策を決定していく過程の中で、当時、部下であった方々に対して、こういったいろんな打ち合わせの内容について、詳細な記録を残すという指示はしてなかったんですか。

【参考人(前土木部技監)】 こういった最低制限価格に関するメモに関して、きちんと詳細に残すよう指示はしておりません。

ただ、私もここに出向くに当たって、お配りされた2枚の資料等は事前に拝見させていただ

きました。その時に、確かにR3年2月のこれは一応ポイントになるんじゃないかなという気がしましたので、これに関する記録はないのかというのをこちらの事務方に尋ねました。すると、さっき言ったようなメモを見せてもらいました。

この時に出席したのは、私と当時の技監A、2名が自民党三役の方と会っているという記録になってますが、内容等については、先ほど言ったように、アクションプランが出てこない限りはやりませんということだったんですけど、この時の自民党の方から言われたのは、要はこれ2月の話ですけど、「4月からやるんだろう」というような話の中で、「いやいや、出てこないのやりません」というようなやり取りをしたような感じになってまして。

私の記憶にほとんど残ってないのは、我々の姿勢はもう一貫して、これはもともと前の中村知事の時代の話ですけど、我々の姿勢は一貫して、アクションプランの数値が出ないのに税金をつぎ込むことはしないと。それは、知事とか議会から言われてやるとかじゃなくて、この辺は、やっぱり入札というのは非常にシビアな問題で、変えるとなると、どこかの企業はいいことになるかもしれませんが、どこかの企業に対してはよくないという中で、やっぱり総合的に、我々は入札のプロなので、そこについては我々は信念と意思を持ってやるという中では、ここについては、いくら自民党の三役から言われましても、ここについては具体的なアクションプランが出ない限りは、税金の投入はできませんというような話を一貫してさせていただいたということです。そういうことで記憶にも多分残ってないかと思います。

【深堀委員】 参考人、よくお気持ちというか、当時の状況も、ある意味理解はできたというふ

うに私は感じました。

ただね、それを証明する意味でも、そういうやり取りだったんだというのが記録に残っておれば、私はそれで全然納得できる。今、そういったものがないと言われて、「いや、その時はこういう気持ちだったんだ」と言われてもね、それを証明するものがないから。行政として、そういったいろいろな手続の中で書類をちゃんと、まさか隠しているなんて思いませんがね、やっぱり書類は残すでしょう、行政の人たちは、いろんな時に。それがいいから、「ああ、そうですか」というふうには、私はちょっと。気持ちはわかるんだけど、そういうちょっと疑念が少し残るというふうに思っているんです。

続けて類似的なことを聞きますけれども、令和4年9月8日に建設業界が自民党県連三役へ要望書を提出という項目があって、先ほどもちょっと説明があって、10月7日に知事に説明したというんですけど、まず、この情報は誰が、どのような形で入手したんですか。

【金子建設企画課長】 すみません、把握できていないような状況でございまして、確認したんですけれども、いつ誰からこういう情報が入ったかというのは、調べた限りでは確認することはできませんでした。

【深堀委員】 そこも記録が残っていないということなんですね。業務日誌的なメモも残っていないということなんですね。けども、どういう形かわからないけれども、情報が入って、それを受けて知事に説明をした、ですよ。

先ほどの饗庭委員の質疑の中で、発言の記録がない、知事に報告したのは10月7日というふうにはっきり明言されたので、恐らく何かしらの記録が残っているんでしょうね、10月7日に知事に説明したって。だけど、その中身が、ま

た残っていない、不可思議ですよ、不思議でならない。なんで知事に、誰が、どのような形で報告をしたのか、そのやり取りがわからない。これ、間違いないですか。

【金子建設企画課長】メモに、誰がということ、どういう内容を説明したということ、それに対して了解と、そういうメモしか残っておりません。だから、具体的にどういう発言をしたかという記録は残っていないということでございます。

【深堀委員】参考人にお尋ねします。この時の記憶というのはありませんか。

【参考人(前土木部技監)】全くございません。

【深堀委員】わかりました。私が思ったのは、もしかしたら、自ら土木部が説明に行ったのか、もしくは知事から呼ばれて説明をしたのか、どちらかだと私は思うんですよね。先ほど、どういう形で入手したかもわからない、いつ、誰が説明したかもわからないと。

私が想像したのは、確かに皆さんが事実を把握、何かしらの情報を把握して知事に言ったのか、もしくは知事の方から、その情報を知っていて土木部に「どうなっているんだ」と聞いたのか、どちらかだと思うんですよね。それもわからないですよ、今となっては。説明をしたというだけの事実しかわからない。ここも残念ながら、ちょっと。

結局、最低制限価格を上げたこと、客観的に見れば、それはその当時の社会情勢に鑑みて適正な判断だったというふう思うんだけど、その過程の中でどういうやりとりがあったのか。

今こういう委員会をしているのは、ある報道で、そういう見返りでというような報道があるから、じゃあ、その決定過程が本当にそういった疑念を抱かれるようなことがなかったのかと

いうことを確認するために、わざわざ集中審査をしている。だけど、そういった肝になるような情報が、なかなか明確に示されないというのは非常に残念です。

次に、令和4年11月8日に、技監と建設企画課長、企画監が業界団体との協議というふうになっていますが。これはどういった経過で協議することになったんですか。

【金子建設企画課長】アクションプランができたところで協議ということになります。

【深堀委員】ここに、協会はアクションプランを提示したということだから、業界側からアクションプランができたので説明に来たということなんですか。

【金子建設企画課長】そのとおりでございます。

【深堀委員】これ、11月8日ですよ。結局これが示された、ものすごくこれは大きなことですよ。この、ずっと求めておったアクションプランがやっと実際の具体的な数字まで出して、来た。土木部としては、これを基に、アクションプランに基づいて検討を本格化したということだと思いますけど、それならば、なぜ、11月8日にそういうアクションプランが提出された後、直ちに知事に報告をしないんですか。

【金子建設企画課長】実際、報告はしておりません。知事に、その後、報告に入ったのは12月28日ということになります。この時には、アクションプランの内容と、内容が適切なので上げる方向でいきたいというところを説明しているところでございます。

【深堀委員】参考人、当時はおられましたね。不思議だと思うんですよ、大きな進展があったにもかかわらず。それ以前に、知事には10月7日に説明をしている案件ですよ。大きな進展が11月8日にあったわけですよ。なぜ報告をし

てないんでしょうか。

【参考人(前土木部技監)】 先ほど、建設企画課長が申しましたように、10月7日の時点で、アクションプランの数字が示されれば我々を変えますよと、これは別に今の知事じゃなくて、前の知事の時代から、その方向性は決まっていたんですね。

10月7日の時点でも、あえて知事の方からは、その辺も理解した上での発言があっているので、多分、この12月15日に数字を初めて示されたけど、上げることに對して税金の投与が幾らされるのか、本当にこのアクションプランの数字が妥当なのか、そういったのは知事に説明する前に当然事務方で精査する必要があると。結局、そういった作業を踏まえて知事には説明したと私は思っていますので、特段不思議には私としては思っておりません。

【深堀委員】 それは、受け止め方の相違はもちろんあるとは思いますが、少なくとも10月7日に、アクションプランで具体的な数字が出れば我々を変えるつもりなんだということを説明しているわけでしょう。そうしたら、具体的な数字が載ったアクションプランが出たなら、その中身は精査をするにしても、「出てきました」とトップに報告するのは当然じゃないですか。

それは精査するのに時間がかかるのはわかりますよ。その数字が妥当なのか、本当にやる気があるのかというのを確認する時間は必要だと思いますよ。だけど、一報は入れるでしょう、普通。と、私は思います。

で、12月28日に長崎県建設工事入札等検討委員会の開催の説明をしたと。この時に、今おっしゃられたような状況を全て鑑みて、上げますよということを知事に説明したということなんでしょうけれども、これについての議事概要が、

これまた大きな話なんだけれども、議事概要があるんですか、ないんですか。

【金子建設企画課長】 12月28日についても、これは饗庭委員に説明したとおり、メモが残っておりまして、そのメモの内容については、先ほど説明させていただいたとおりでございます。

【深堀委員】 先ほど、饗庭委員との質疑の中で、令和5年度から上げますよ、令和5年度から上げることに對して知事はオーケーをした、「アクションプランはぜひ達成をしてほしい、上げた部分についてはしっかりその処遇等々に使ってもらうように徹底してほしい」というコメントがあったということですが、これはメモなんですか。知事の指示ですよ。知事の意向ですよ。それを正式な行政書類として残さないで。

決定権限は、正確に言えば委員会なんだろうけれども、それを最高責任者である知事に説明をして、ここにある意味、最終、知事の判断だったというふうに思うんですけど、その知事のコメントを正式文書で残していないというのは、にわかには信じられないんですが、もう一度お尋ねします。

【金子建設企画課長】 実際、メモとして残っているものでございます。

正式な手続は入札手続等検討委員会となりますので、知事に決裁を求めるとか、そういう手続は必要ないものですから、そういうのはなくて、あくまでもメモとして、こういう発言が残っていると。土木部の方向性に了承してもらったと、そういうメモが残っているところでございます。

【深堀委員】 現部長もしくは技監にお尋ねしますけれども、今ずっと質疑をやってますよね。こういう重要な政策決定過程の途中で知事にレクをして、これは最低制限価格の話ですけど、

それ以外でも重要な案件はあると思うんですけど、そういった時に記録は残してないんですか、土木部は。

【植村土木部技監】知事にレクをした案件の内容によると思いますけれども、実態として、昨年度の最低制限価格の引上げに関する知事へのレクについては、メモしか残っていなかったということで、深堀委員ご指摘のとおり、非常にそれが対外的に見れば、本当にそれでいいのかというふうな疑念を抱かれることは仕方のないことだというふうに思いますので、今後、知事にレクをした内容については、最終的に知事に決裁の権限がないものであっても、できる限り議事録を作成して残す、引き継ぐというふうな形にしていきたいというふうに考えます。

【深堀委員】今から先の話については、今の技監の答弁で理解をいたします。

最後にもう一つだけ。令和5年2月3日に、建設業協会が知事に要望書を提出しています。当然、土木部の内部的には、この時点で入札等検討委員会はもう開催済みであって、内部的に上げることは決めていた。しかし、それは公表していない情報だから、オフレコの情報。その状態で建設業協会が要望書を2月3日に提出をした。

この要望書を提出するに当たり、恐らく事前に土木部としては、その要望内容を把握し、それに対する考え方を知事に当然レクをしていたというふうに思います。で、そのレクの概要、そして実際に要望書を提出された時の業界の皆さんと知事の質疑の概要について、これは記録が残っていますか。

【金子建設企画課長】まず、2月3日の要望の前に知事に、その要望についてレクに入っております。日時は2月1日に入っています。

要望書提出が2月3日に行われることから、その説明を建設企画課の課長と、その時は事業の担当者が入って説明を行っております。

そのレクの時、知事からは、アクションプランの達成に向けて頑張ってもらいたいとの発言があっております。

すみません、要望の時のやり取りなんですけれども、ちょっと調べさせていただければと思っております。

以上でございます。

【深堀委員】もう一つ、要望の時、同席した議員がいたのかどうかですね。

【千住委員長】休憩します。

— 午前11時 0分 休憩 —

— 午前11時 1分 再開 —

【千住委員長】委員会を再開します。

【金子建設企画課長】まず、議員ですが、同席しておりません。

要望書を提出した時の知事のコメントなんですけれども、アクションプラン達成に向け頑張ってほしいと、アクションプランの内容を精査し、取組を推進する経費が最低制限価格の引上げに見合う内容となっているか急いで検討を進めたいと、こういう発言があっております。

【深堀委員】わかりました。

私の質問は以上なんですけれども、幾つかずっと質疑をしてきた中で、最低制限価格を上げる必要性があったというのは、もちろん認識しているし、説明でも理解はできています。ただ、その上げる過程の中で、皆さんがおっしゃるようなものを裏づける書面等々が残っていないということが、やはりちょっとそこが全ての疑念が払拭できなかったというふうに率直に感じたところであります。

終わります。

【中島委員】経過を確認したいんですけれども、令和1年の9月から12月において、協会の方と勉強会を3回もされたというところで、県としては、その対応に十分応えたいという考えでアクションプランを求めたということであれば、一定業界としても、このアクションプランを今後、取りまとめ、対応していくことによって、希望されている92%に近づくような県の対応もさせていただくような認識であったかと思います。

その中で、これだけ時間がかかったということは、私も若干建設業に携わっておりましたので、協会の数も全部把握していませんが、会社の規模が大小ある中で、仮に、小の会社にとっては、下請に入ることもありますので、工期内で工事を納めないといけない時は、やはり土日とか時間外も使って工事をやらなければ、下請業者としては元請に対応できないとか、いろんな課題があると思います。ましてや、給料も上げたいんだけど、経営状態が悪い中で給与を上げることは会社を逼迫するということで、なかなか難しいということ、本当に協会の方々も、その辺までしっかりと説明されて、92に上がれば、我々はこうよくなるんだよというのをお示しいただきながら、協会全体を取りまとめるために、およそこれだけの日にちを要したのかと察しはします。

そういった中で、やっとアクションプランをつくられてきた中で、令和4年の9月8日に建設業界が自民党三役へ要望を提出されたということなんですけれども、私はちょうど党の三役をしておりまして、建設業界以外の団体からこうやって要望を受けるわけなんですけれども、その際、受けた後に我々としては、部局に連絡を取って、こういった要望が来たんだけど、今、状況はどうなんですかという状況確認をするわけでございまして、恐らく、この件に関し

ては、そういった流れの中で情報が入ってって、知事の方に連絡が行ったんじゃないと勝手に推測はしているんですけれども、そういった流れじゃないのかなと思っております。

そして、重要なのが、令和5年1月30日に検討委員会を開催していただいたということで、このアクションプランが認められたということでございます。

その後、その状況を知らない中で、協会が再度、知事に要望され、最終的には、令和5年2月に最低制限価格に対する議案外での説明があって、4月1日に最低価格を改定されたということです。

私が確認したいのは、協会さんとして、この一連の流れの中での情報を、例えば、1月30日に検討委員会が開かれていたりとか、その3月7日には委員会で審査が行われて、こういう経過を踏まえた上で、しっかりと県が対応してきたんだよというのを協会の方々にもご説明していただければ、しっかりと県の方も段階を踏んでやっていただいたんだなど。極端に言うと、行政トップの一言で決まるのではなくて、我々はこういった形でやってきたんだよということの情報が業界にどの程度伝わっていたのかの確認をしたいんですけれども、参考人の方、どうでしょう、お考えとしては。

【参考人(前土木部技監)】業界の方へのアナウンスは、当然、入札が変わればすべきものです。今回資料に載せているのは、行政内部のいろいろなやり取り、あるいは対議会とのやり取りを多分記している形だと思うんですけれども、ちょっと私も記憶が定かではないんですけれども、こういった手続の順番等は、私の方が抜かりなく確認はして、ちゃんと議会のこの委員会で説明をしないと表には出せないというところがあったので、多分、この3月7日の後に、業界等に

対しては、きちんとした説明会の形で説明をしているかとは私は思っていますけれども、そこについては、すみませんけど、確認はしていません。

【中島委員】であれば、ある一定議案外の説明後に、団体に対しても事の経緯を説明されたということで認識してよろしいのでしょうか。

【参考人(前土木部技監)】先ほどの中島委員からの質問に対して、ちょっと抜けていたところが、例えば、入札手続検討委員会がありますよとか、議会、常任委員会でその分を事前に説明しますよ、みたいなことは、やはり業界には事前に報告することはしません。というのは、やはりそういったすごくシビアな問題のところなので、あんまり外部的にいろんな意見を言われるというのはどうかなと。ただ、決まったことに関しては、きちんと説明はするというのは当然であるので、ちょっと記録はよくわかりませんが、きちんとこういうことを変えますということは、説明会はなくても、業界に通して、こういうことを協会の皆さん、あるいはそういう関係者に通知してくださいという話は丁寧にやっているというふうな認識はしております。

【中島委員】その決定後に、業界の方にもしっかりと丁寧に事の経緯は説明されたという認識でよろしいわけですね。

【金子建設企画課長】建設業協会とは、もう令和元年から勉強会を通じて、まずアクションプランが出ないと議論は進みませんよという説明を繰り返し行っておりますし、業界からも令和4年11月8日にアクションプランが提示されて、それで前向きに検討する旨をその時、伝えてますので、業界としても、その流れというのはしっかり把握しているというふうに認識しております。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

【大久保委員】質問させていただきます。

今日は私、この集中審査に臨むに当たって確認したいことは、私じゃなくても、委員会としてしたいことは、92%の見直しが適正、適切であったかと、あとは先ほどもおっしゃられたように、知事の個人的な見返りに関わったのか、そこあたりが今回確認することかなというふうに考えながら臨んでおります。

その中で、先ほどのやり取りで、92%への見直しが他県、また県内の市町の事例を見ても時宜を得たものであるし、過程についても、そんな瑕疵はなかったのかなというふうに思っておりますけれども、再度、そこあたりの適正、そして知事への見返り等々のそういった内容が話の中であったりどうかしたのか、業界や知事と関わる中でですね。そこだけ確認をさせてください。

【金子建設企画課長】最低制限価格の引上げに関しては、まず令和元年からスタートして、業界は、我々が令和元年にやったものには納得しない、してない。それで、勉強会を開きましよう。3回勉強会を開きました。そこでいろいろ県の事情、業界の事情を議論しました。その中で、我々としては、具体的な数値目標、いわゆるアクションプランがないと、なかなか引上げというのは検討できませんよと、それはしっかり申しました。

それを申してから、アクションプランはまだですかという催促もしたりして、その間中、いろいろ検討状況はどうなっているのか、県議の方からもそういう問合せがあって、その時も一貫して、土木部としては、アクションプランがまず先ですよ、それがないと議論が進みませんというのも繰り返し言ってきました。それは知事に対しても一緒です。知事に対しても、知事レクに入った時には、土木部としてのスタンス、

アクションプランがないと先に進まないようにしていますよというスタンスを説明して、それで土木部の進め方について了解を得ているところでございます。

そういった中で、アクションプランが出て、その内容を審査、確認したところ、適切であるというふうに判断して、これは上げるに値するだろうというふうに土木部でそういう意思決定をしまして、それを知事に説明して、知事は、それに対して了承したというところで、その後、手続等検討委員会で正式に決定して、令和5年4月1日から、一律92%への引上げを運用開始したといった流れで進めさせていただいております。

【大久保委員】先ほど、アクションプランということでありましたけれども、他県、また県内の市町にも取り入れられているということですが、そのアクションプランを条件づけるというのは、大体今回の引上げについてでも、他県も、そういう大体は基本的に流れがあってアクションプランを入れないと、この見直しをしないという県の意向だったのですか。

【金子建設企画課長】その自治体、自治体でいろいろ状況等変わるとお思いますので、決め方の過程というのは、いろんなケースがあるというふうに考えております。

長崎県においては、税金を使う以上は、何を達成するのかということを具体的に示さないといけないよというところで、アクションプランの提出を求めたというところでございます。

【大久保委員】今、明確に答弁がなかったんですけれども、私が聞いているのは、簡単に、他県からしてでも、レベル的に条件がついているのか、ついていないのか、そこを聞いたかったんです。他県は、あまりそういうことをしてない。ただ92%に上げるか、上げないかという議

論だけしてやっている。長崎県は、条件をちゃんと、やっぱり血税を使う、土木に予算が配分が多くなるのであれば、やっぱりそういった条件をつけたのか、そこあたりの強弱を聞いたかったんです。知り得る範囲で、参考人も含めて。

【参考人(前土木部技監)】私の方から知っている限りの話でさせていただきますけど、私は、平成30年からR2年までが、ちょうど隣の課長の立場でいました。まさに92%の引上げの時に携わった者です。この時には、その前から業界側からは、当時のT建設業協会会長が長い間、そこにおられました。当時のT建設業協会会長は、金子知事が90%に上げた時をよくご存じです。要は、当時のT建設業協会会長のイメージからいくと、我々は知らないんですけど、政策的判断でもできるんじゃないかと。確かに90%に上げた時は、冒頭、技監の方が話しましたように、県としても、建設業の倒産、あと品質がなかなかいいものができなかったり、そういった悪い状況がありまして、県としても、どうしてもやっぱり上げる必要があったというような判断がありました。

ただ、今回、国が31年4月にほんと92%に引き上げてきたんですよ、上限を。全く寝耳に水の状態で、我々はその前の段階では、あくまでも最低制限価格というのは、要は、入札の下限値を決めているだけであって、別に業者さんは95%入れてもいいし、97%も入れていいわけですよ。だから、そこは政策的、業者さんの判断で入れてくださいと、我々はたまたま、ダンピング価格と言うんですけれども、これ以上だったら下請へのしわ寄せとか、品質が損なわれるので、その下限値だけを決めているだけなので、それよりも上で入れてくださいというような話をしていたんですけれども、全然埒が明かなかった中で、どうしても最低制限にこだ

わってきたところがあります。

この令和元年の頃というのは、基本的に我々としては、上げる理由が見つからなかったんですね、一律92%というのは。あくまでも国が線を変えたので、そこまでは上げてもいいけど、それ以上上げるという理屈がない中では、やはり理屈が必要だろうというのは、私は当時の課長として、こだわっていたところです。

だから、「アクションプラン」という名前も、正直言って、私が自分の中で多分つけたと思いますし、アクションプランの中でも、数値的な目標も、相手の方に示したのは、私の方が数字に対して出してくれと、出してくれないと上げないというようなのは、ある意味、固執したところではございます。

そういった意味で、他県は確かにおっしゃるように、多分そういうのもない、ある程度、検討はされているかと思うんですけど、こういった勉強会とかはやってない中で多分やられているのかなと思ひまして、私としては、こういった丁寧に業界と勉強会をすることによって、我々の意思というものをきちんとやっぱり相手に伝えて、数字を出せば、我々としては一応検討のテーブルはできるんですよと、まずはやっぱり数字を出してくださいと、そういうことを信念を持ってというか、そういうふうな伝える場を設けたかったので、勉強会というのをやりまして、この件に関しては、どこかの県をモデルにしたとか、こういう手続じゃないとだめだとか、そういうことは一切ございません。

【大久保委員】今の参考人の答弁によって、私は、他県がやっているから、はやり廃りじゃないですけども、右から左で倣ってやってきたわけじゃなくて、長崎としてどうかということでの政策決定をされたというふうに捉えました。

その中で、再度、さっきも質問しましたけれ

ども、知事のそういった後援会等への見返りだとかいうものが、この過程の中でそういったものがあつたのかどうか、ご担当として確認だけさせていただきたいと思いますけれども、よろしくをお願いします。

【植村土木部技監】最低制限価格の引上げにつきましては、さきにも説明いたしましたとおり、入札手続等検討委員会の中で審議をして決定すると。それに先立って、知事に説明をして了解はいただきましたけれども、知事の意向を踏まえて決定したということではありませんので、その引上げをもって、知事が何か見返りを求めるとか、そういうふうな状況にはなかったものと土木部としては認識をしております。

【参考人(前土木部技監)】この最低制限価格に知事がそういった見返りみたいなやつが報道されたというのは、私としては非常に心外でした。土木部、先ほどから、私が冒頭申しているように、最低制限というのは、もう前の路線から、数字が出れば上げますよということは、もう我々の中では腹としては決まっていたし、どういう形の中のやり取りがあつたのかということについては、ちょっと我々としてはよくわかりませんが、土木部としては、姿勢としては一貫して、数字を出したら上げますと、数字を出さない限りは上げませんという姿勢は一貫していたと思っています。

【大久保委員】ありがとうございます。先ほど冒頭に言いましたように、私は、今回、92%の適正、適切だったか、そして見返りと報道されている内容が関与、またはそういったものを目の前で聞いたり見たりされたかということを確認したかどうかですけども、この2つを確認できたと思っております。

今回、この委員会だけでなく、総務委員会でも、92%については知事と呼んでも確認さ

れるということで、私は、ここで一議員としては、職員さんは切り離してやらなければならないというふうに思っております。これだけ県下、今、待ったなしの状況の中で、それぞれしっかりと役割を全うされているということで、一日も多く県民のためにお仕事に当たっていただきたいというふうに思っておりますので、当委員会としての確認は、私は了としたいというふうに思っておりますし、ただ一つ、今日のやり取りでもありましたけれども、今日ここにおられるのは土木部の幹部また参考人でございますけれども、部下を守るためにも、知事とのやり取りを上司としても、部内、例えば場所、参加する方、そして内容、順序、ここあたりはしっかりやっばり残すということをするによって、県庁、職員を守ることになるんじゃないかなというふうに思っておりますので、やっぱり政治と、またこういった行政というのは、こういったことがいろんな部署で起きてきますよね。だからこそ、そういった指導というか、部下を守るために、また県庁を守るために、また県民を守るために、そういったことをしていただきたいと、今日のやり取りを見て思った次第でございます。

今後とも、よろしくお願いします。

【千住委員長】 ほかに質問はありませんか。

【田中委員】 まず、先ほど外間委員からちょっと話があった過去の流れ、いきさつで、90%になる前、改定したのはいつという話だったかな。ちょっと私もメモをはっきり取れなかったの。

【植村土木部技監】 平成21年の2月に、3度目の最低制限価格の見直しを行っておりまして、この時は、改定前が、設計金額の3分の2から85%の範囲でございました。改定によりまして、86%から90%の範囲に引上げを行っておりま

す。

【田中委員】 なぜ聞いたかということ、ちょっともう15年ほど前の話になるけれども、この年度を聞けば、私が県連の幹事長時代、確かに最低制限価格には関与しました、我々は仕事と思っていたから。ただ、金子知事は頑として、これは知事の案件じゃないと、議会案件だと。議会で雰囲気つくって、土木部を攻めろと、はっきり言うからね。そういうことで我々は、知事との話し合いは、そんな感じで別れた記憶がある。

金子知事は本当に、この件はノーだぞと、最低制限価格は、知事は絶対そんなの扱ったら駄目だと。入札に関しても、知事はやっぱり駄目だと、はっきりしていましたよ。我々は、あなたたちを攻めた、業界からの要望も取ってね。それでも結果的には、我々が攻めた時代から、何となく忘れた頃に決定したな。21年の2月というと、私はまだ幹事長だったと思うんだけどね。

いろいろ先ほど、当時のT建設業協会会長は、むしろ議会に頼んだって何にもならんと、知事に頼むからというような姿勢だった。知事は、議会がやっていいよと。雰囲気づくりを議会がやって進めたらどうだと。知事としては一切ノーだと、受け付けないというような感じのことを私は今、思い出しているんだけどね。

しかし、現実我々が攻めた時に、あなたたちが言ったのは、国がそうになっているから駄目なんだと。国が、国がというのが最終的な一番の問題だった。我々は、上げろと。

これは絶対的な数字じゃないんですよ、最低制限価格なんて。相対的なものでね。やっぱり質を向上するためには、公共事業のね、100%の下ぐらいで入札するのが一番いいのよ。本当にやるなら、99%ぐらいで全部の工事をやるのが業者も助かるしね。ただ、これは業界の問題

で、行政があまりタッチできない。業界で談合は禁止されているから無理なんだけれども、業界の問題だということでの記憶があって、今回の新聞報道を見てびっくりしたのは、何で知事が関与しているんだという話なんだ、この件に、これは議会案件だから。

だから、私が疑問に思うのは、あなたたちに疑問に思うのは、何でもっと委員会で報告もし、議論もし。我々の時は、オープンな議論をしましたよ、あなたたちとオープンに。一般質問でも、委員会でもいろいろな、あの人、この人、やった。そういう中で雰囲気づくりをしてやったのが、どうもこの報告書だけ見ると、31年から4年ぐらいかかって上げているのかな。私が受けた対応からすると、国が上げたんだから翌年でも上げればいいんだ。なぜ上げなかったのか。本質とはちょっと違うけれども、最低制限価格の在り方としたら、我々がいろいろ要望した、あなたたちはしなかった、国が、国がと言って。国が上げたら、国に準じて上げればいいわけだね。それが県民のためだ。

私は今も鮮明に覚えているけれども、宮城県議会に視察に行って、この問題を取り上げて、宮城県議会の事務局で総スカンを食らったことがある。それこそ浅野知事から今の防衛省出身のあの知事に替わる知事選の頃に行ったんだけれどもね。あの時は、あそこは安ければ安いほどいいという見解だったんだよ、宮城県は。そんなことが県民のためになるかと。もちろん最低制限価格が議題になっていたから視察に行ったんだよ。そういうことからすると、あまりにも4年かけてあなたたちが上げたことに、何か疑問を持つ。アクションプランが云々別にしてもね。

やっぱり要望が上がったと思う。県連も何回かタッチしているけれども、はっきり言って、

県連案件でもあった。県連でして、当局に物申す、そういう感じで、あうんの呼吸と言うと語弊があるかもわからけれども、やってきた、当時は。何でこの間に委員会で、毎年、毎年メンバー替わるんだから、説明をして、オープンな議論をしてこなかったのかと。だから、今日の本質からはちょっと外れるよ。しかし、最低制限価格という項目で考えるなら、オープンな議論をしていいんだよ、別に。こそっとあなたたちが業界とやったりする必要もないんだ。多分、議会が中に入ってやっていた。

だから、不可思議に思うということが質問なんだ。何で4年間もかかって上げなきゃならなかったのか、もっと早く上げてよかったんじゃないかと、そのことについて聞かせてもらおう。

【金子建設企画課長】最低制限価格については、国が上げれば県も上げるというスタンスです。資料の1ページ目にあるんですけども、平成31年4月1日に国が範囲を上げています。70から90を75から92に上げています。これに伴って国が上げたので、県は、その年の9月9日に上げております。あと、令和4年4月1日、2ページ目になるんですけども、ここも国が算定式の係数を上げています。それに伴って県も同時期に上げております。

国が上がれば県は上げるという姿勢は、これは全国的にも、多分、全都道府県そうだと思います。問題は、国の基準よりも上げる時に議論が必要だというところで、今回、協会からは、国の基準以上、上限が92じゃなくて、一律92に上げてくださいという要望があったので、やっぱりそれに見合う分というか、それには数値目標とかそういうものが必要ですよということを協会に言いまして、いわゆるアクションプランの作成に時間を要したために、実際上げる

のが令和5年4月1日になったというところでございます。

【田中委員】この資料を読ませてもらうと、議会との関与があんまりないんだよね、報告の中に。委員は毎年替わるんだから、その期間中でも、毎年説明をしなきゃ、こういう最低制限価格で今、検討中ですよ。これは重要な案件なのよ。やっぱり入札関係の、敏感なんだ、入札関係の数字というのはね。

それと、委員会でもっと議論をしていれば、何の問題もなかったような気がする。何となくやっているものだから、また何とない感じで、ああいう新聞報道がやられるのでね。オープンにやってきたんだから、我々は。一般質問でもやった、委員会でも、私なんか先頭に立ってやった記憶がある、当時ね。予定価格はあるんだから、予定価格の下でいいじゃないかと、それはいいんですよ。業界がダンピングするので、業界のためにやらなきゃいかんと、それはわかるんですが、上げた方がいいんだ。私は、もっと上げてほしいと思っている。ただ、言えば、国の方がこういう規定だからという話だから、国に準じてその時、その時やっていけば、こんなに長くもったいつけたような感じで、この文章だけ読むと、もったいつけたような感じで先延ばしして、その間にいろいろな動きがあっただろう、あの手、この手。私は想像できる。私も当事者だから。

県連が県民のために、業界のためにと言うとおかしいけど、県民のためになることは、やっぱり我々としては、議員としても、県連としても、受けて立ってやっていたからね。だから、委員会でもっと毎年、毎年ずっと審議がなされていたら、疑惑を持たれるようなことはなかったんじゃないかという感じがするものだから。

現実、書いてなくても委員会ですずっと議論は

あったのですか、2年以降。

【金子建設企画課長】私の確認した範囲なんですけれども、委員会で議論になったということはありませんと認識しています。

【田中委員】やっぱりある程度オープンにしていかなきゃいかん、こういう問題の決定に関してはね。委員会で議論するのが一番よかったんだよ。そのためには、あなたたちは、新しいメンバーが替わった時に、こういうことを今やっているんですよという話があれば、議論に入れた。私は4年間には委員会に入っていると思うんだけどね。

だから、そこら辺が私が疑問に思うという質問なんだ。私も委員として多分いたと思う。4年間には、半分ぐらいは私は大体土木委員会が多いのでね。しかし、記憶にない。ずっと15年前の私の幹事長時代の記憶は、ある程度鮮明に覚えてる、当事者としてやってきたから。

だから、ぜひお願いしたいというか、オープンな議論を今後もやってほしい、数字に関しては特に。これは知事案件とは我々は思っていない、議会案件ですよ。そういう歴史があるんだ、歴史が。ぜひ見解を聞かせてもらおう。

【植村土木部技監】平成21年の引上げの時は、先ほど田中委員の方から、県議の皆様から強いご示唆をいただいて、議論しながら整理をしていったというお話をいただきましたけれど、今回の引上げについては、建設業協会の方から県に、直接要望は内々に口頭での要望が伝えられて、直接やり取りをしながら検討を進めてきた事案ということで、あえて議会の場で協議ですとか、ご相談するような手法を取らなかったということでございます。

今後、また引上げとかのお話、要望とかが出てきた場合には、どういった議会へのお話の仕方をするかということについては、十分検討さ

せていただきたいと存じます。

【田中委員】 最後にするけれども、私が言いたいのは、やっぱりオープンな議論を委員会でおきたかったなど。知らなかった。私も現実、この4年間にはこの委員会に入っていると思う。そういう検討がどんどん行われているのに、話題にあまりならなかったの。

それと、これは私の見解だけれども、議会案件として、一応議会で報告しているんですよ、こういう報告を。決定、採決した報告じゃないけれども、委員長報告を採決するんだから、議会も関与したことにはなるんだけれどもね。委員長報告の中にちゃんと入っているから、当時の委員長報告の中。だから、議会も採決をしたことになることはなるけれども、若干、全議員は知らなかったような感じがする、委員会はあったかもわからんけれどもね。

だから、私の感覚をあえて言うと、議会軽視的なことに結果としてなっているものだから、あえてそのいきさつまで含めてお話をさせていただいた。

【千住委員長】 ほかに質問はありませんか。

【深堀委員】 すみません、先ほどの質疑で1つだけ確認を漏らしておったんですけれども、参考人の方から、これまでの経過、そして土木部の思い、そういったものは先ほど十分聞かせていただいたので、それは了としているわけですが、最後に、幾つかの場面、場面の記録が残っていないということだから、あえて聞きますけれども、その31年当時から上げる過程の中で、今の現知事から、アクションプラン示唆するような、例えば、アクションプランが出ていないから土木部としては上げ切れないという話だったわけなんですけれども、そこを無理してでもというような、そういった知事からの指示等が、口頭でもいいんですが、そういったことが一切な

かったのかどうか、記憶の範囲で。記録がないので、もう記憶の範囲でしか聞けないんですけれども、参考人、そして控えている土木部の皆さんの中で、そういった話を聞いていないかどうか、そこを最後に確認させてください。

【参考人(前土木部技監)】 この経緯の中に私が技監の立場で出てくるのは、令和4年の4月以降の話です。今の知事ということから言うと、この間なんですけど、基本的には大体、知事レクの内容によるんですけど、この辺の話になると、当時の担当課長の方が大体知事と対峙するような場面があって、基本的に私はこの間、この件について知事と対峙したことは一回もございません。

【深堀委員】 部下の報告はないですか。

【参考人(前土木部技監)】 部下からの報告は、きちんと入札関係に関しては、基本的に技監が立場的に責任は全部背負っているもので、当然、知事レクした後は、知事の方からどういう話があったのかとか、そういうものはきちんと報告は受けております。だからそういった中で、部下からの報告の中で、知事が、こういう方向で何とか、みたいなことは一言も聞いたことはございません。

【千住委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】 それでは、ほかに質問がないようですので、本件についての意見聴取及び質問応答を終了いたします。

参考人におかれましては、本日は大変お疲れさまでございました。本委員会を代表いたしまして、お礼を申し上げます。ありがとうございました。

これをもちまして、「最低制限価格の見直し」に関する審査を終了いたします。

引き続き、委員間討議を行います。

参考人及び理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

— 午前11時42分 休憩 —

— 午前11時45分 再開 —

【千住委員長】 委員会を再開いたします。

これより、予算決算委員会観光生活建設分科会の決算審査の日程について協議を行います。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。

協議につきましては、本委員会を協議会に切り替えて行うこととしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

— 午前11時48分 休憩 —

— 午前11時48分 再開 —

【千住委員長】 委員会を再開いたします。

予算決算委員会観光生活建設分科会の決算審査の日程については、掲載いたしております「審査日程(案)」のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】 ご異議ないようですので、そのように決定させていただきます。

次に、閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

— 午前11時48分 休憩 —

— 午前11時49分 再開 —

【千住委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見は

ありませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】 それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

以上をもちまして、観光生活建設委員会及び予算決算委員会観光生活建設分科会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

— 午前11時49分 閉会 —

観光生活建設委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和6年9月27日

観光生活建設委員会委員長 千住 良治

議長 徳永 達也 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 84 号 議 案	知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例（関係分）	原 案 可 決
第 88 号 議 案	契約の締結の一部変更について	原 案 可 決
第 89 号 議 案	財産の処分について	原 案 可 決
第 90 号 議 案	令和 5 年度長崎県流域下水道事業会計利益剰余金の処分について	原 案 可 決
第 91 号 議 案	第 4 次長崎県男女共同参画基本計画の変更について	原 案 可 決

計 5 件 （原案可決 5 件）

委員長 千住 良治

副委員長 初手 安幸

署名委員 中島 浩介

署名委員 本多 泰邦

書記 川下 彩香

書記 高柳 雄一郎

速記 (有)長崎速記センター